

# 全国福祉事務所長会議資料

平成26年5月20日

厚生労働省



# 全国福祉事務所長会議 議事次第

平成26年5月20日(火)  
12:30～17:00  
於：日比谷公会堂

## 1. 開会挨拶

厚生労働副大臣 佐藤 茂樹 12:30～12:40 (10分)

## 2. 議 事

### (1) 行政説明

#### ①生活保護制度改革と新たなセーフティネットの構築について

社会・援護局長 岡田 太造 12:40～13:10 (30分)

#### ②改正生活保護法について

社会・援護局保護課長 大西 証史 13:10～14:10 (60分)

#### ③臨時福祉給付金について

社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室長 藤原 禎一  
14:10～14:25 (15分)

#### ④中国残留邦人等の配偶者に対する新たな支援策について

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長 井上 秀美  
14:25～14:35 (10分)

#### ⑤母子及び寡婦福祉法の改正等について～ひとり親家庭の支援～

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官  
山本 博之 14:35～14:45 (10分)

～ 休 憩 (15分) ～

#### ⑥生活困窮者自立支援法について

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長 熊木 正人  
15:00～16:10 (70分)

### (2) 事例発表

#### ①生活困窮者自立促進支援モデル事業

横浜市中区福祉保健センター担当部長 巻口 徹  
16:10～16:50 (40分)

## 3. 閉会挨拶

大臣官房審議官 古都 賢一 16:50～17:00 (10分)

※ 諸事情により、議事の順番及び説明者を変更する場合があります。



# 目 次



# 目 次

## 1. 行政説明

①生活保護制度改革と新たなセーフティネットの構築について (岡田社会・援護局長)	1
②改正生活保護法について (社会・援護局保護課)	25
③臨時福祉給付金について (社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室)	141
④中国残留邦人等の配偶者に対する新たな支援策について (社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室)	159
⑤母子及び寡婦福祉法の改正等について～ひとり親家庭の支援～ (雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室)	167
⑥生活困窮者自立支援法について (社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)	191
(資料配布のみ)	
⑦児童虐待防止対策における福祉事務所の役割について (雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室)	249

## 2. 事例発表

①生活困窮者自立促進支援モデル事業 (横浜市中区福祉保健センター)	257
--------------------------------------	-----

## (参 考)

各議事の担当局課室係名・連絡先一覧	317
-------------------	-----



生活保護制度改革と  
新たなセーフティネットの構築について

社会・援護局長  
岡田 太造



## ○生活保護の自立支援プログラムの成果

- ・ 就労支援
- ・ 子どもの学習支援（子ども達が安心できる居場所づくり）等

## ○生活保護受給者や生活困窮者の抱える問題

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する  
特別部会の報告書

- ・生活困窮者が抱える複合的な問題
- ・自己有用感

一人一人が社会とのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得ることができるとは、自立に向けて足を踏み出すための要件

## ○生活保護法改正の適正実施と 生活困窮者自立支援法の円滑施行

- ・ 組織としての適切な実施体制の確立を
- ・ 画一的な対応ではなく、被保護者、申請者、相談者など、  
それぞれの状況に応じた適切な対応を
- ・ 自立に向けた取り組みの強化を  
例えば、40歳代、50歳代の被保護者、  
生活困窮者に対する就労支援



# 参 考 资 料



# 参議院厚生労働委員会會議録第十六号

平成二十五年六月二十一日(金曜日)

午前十一時開会

## 委員の異動

六月二十日

櫻井 充君

補欠選任 白 眞敷君

武見 敬三君

上野 通子君

中村 博彦君

渡辺 猛之君

丸川 珠代君

中西 祐介君

大久保潔重君

補欠選任 江崎 孝君

大島九州男君

小西 洋之君

白 眞敷君

櫻井 充君

牧山ひろえ君

藤本 祐司君

江島 潔君

中原 八一君

中西 祐介君

丸川 珠代君

渡辺 猛之君

石井 浩郎君

行田 邦子君

水野 賢一君

出席者は左のとおり。

委員長 武内 則男君

理事 足立 信也君

津田弥太郎君

赤石 清美君

高階恵美子君

渡辺 孝男君

委員 石橋 通宏君

梅村 聡君

江崎 孝君

小西 洋之君

小林 正夫君

白 眞敷君  
藤本 祐司君  
牧山ひろえ君  
石井 浩郎君  
上野 通子君  
大家 敏志君  
中西 祐介君  
中原 八一君  
藤井 基之君  
丸川 珠代君  
三原じゅん子君  
渡辺 猛之君  
川田 龍平君  
水野 賢一君  
田村 智子君  
福島みずほ君

参考人  
厚生労働省社 会・援護局長 村木 厚子君  
釧路市福祉部生 活福祉事務所生 活支援主幹 佐藤 茂君  
全国民生委員尼 童委員連合会会 長 天野 隆玄君  
特定非営利活動 法人ほっとプラ ス代表理事 藤田 孝典君

○生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○生活困窮者自立支援法案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(武内則男君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、櫻井充君、武見敬三君、中村博彦君及び丸川珠代君が委員を辞任され、その補欠として白眞敷君、上野通子君、渡辺猛之君及び中西祐介君が選任されました。

また、本日、江島潔君、大島九州男君、大久保潔重君及び行田邦子君が委員を辞任され、その補欠として中原八一君、小西洋之君、江崎孝君及び水野賢一君が選任されました。

○委員長(武内則男君) 生活保護法の一部を改正する法律案及び生活困窮者自立支援法案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹佐藤茂君、全国民生委員児童連合会会長天野隆玄君及び特定非営利活動法人ほっとプラス代表理事藤田孝典君でございます。

この際、参考人の方々に一言御挨拶申し上げます。本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べいただきまして、両案の審査の参考にさせていただきますと存じますので、よろしく御意見を申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十分以内で順次御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者共に発言は着席のままです。それでは、まず佐藤参考人をお願いいたします。佐藤参考人。

○参考人(佐藤茂君) よろしくお願いたします。資料をお渡ししていると思いますが、釧路市は、平成十八年から自立支援プログラムというところで、現在は三十一種目のプログラムを開催しております。

生活保護法の中で、生活受給者がハローワークを決定的にし、仕事に就くということを理念としてやってきましたが、中間的就労、ステップアップ方式でなければ人として仕事に就くことができないという観点から、プログラムを現在二十八から二十五年度は三十一まで伸ばして、官民共同で今やっております。

実際に、資料の中で数字的なものはありませんが、写真を今日はちょっと用意してまいりましたので、こうやって働く姿、皆さんにもお配りして

いると思います。それから、民間で共同しながら生活保護受給者を社会で受け入れていくというようなことを積極的に行うことによって自立者の養成が図られます。

また、最終的な形の中で出口論というのがあると思いますが、出口というのは、民間企業と行政が一体となって初めて仕事をくり出すということに今力を入れております。確かに一遍に自立するということはなかなか難しいんですが、少しでも生活受給者が稼げる場所をつくる、そこで人として育て上げられることができるということを念頭に置いて、今現在、私たちは行っております。

今回の中で一番お願いをしたいのは、この自立支援法をどうか全国に向けてきちっとした形で発信でき、法の中で整備されて、どこの自治体でもできるような形にしていければなというふうに思っていますので、よろしく願います。

あと、今年度から相談センターというところを開設しております。相談センターは私どもの福祉事務所から委託業務としてやっておりますが、三十五協議会を結成しまして、民間企業を十八、それと各NPO等々を入れて三十五ぐらいで協議会を結成しながら、これから社会的困窮者の支援に当たるといって進めております。

最後にありますけれども、実際に自立支援を行った上でどのぐらいの効果があつたかというのを資料的に出ささせていただきます。

平成二十三年度の扶助費支給額を、資料があると思いますが、八ページですね、資料の、ここで、これは北海道内の一か月当たりの一人単価支給額です。釧路市は十二万一千円。隣町であります帯広市、これが十三万一千円。まだまだ自立支援プログラムを実際に行っている地域というのが少ないです。実際にこの支給額を御覧になつていただくと、どうやったら一人当たりの支給額がこんなに下がるのかというように、五年前から大体年間六十から八十件の自立支援プログラムの視察を釧路市としては受け入れております。この

中で、子供支援であつたりとかという部分ではかなりの自治体さんが力を入れてやり始めています。これは、子供支援をやることによって、貧困の連鎖、これを食い止める力の一つになるというふうに自負しております。

それと、その前のページにあります、七ページ、生業扶助費支給額というのがあります。私どもはプログラムの中で資格取得プログラムということで考えました。高校生が実際に大学へ行くのであれば車の免許は要らないんですが、就職活動をする上で一般世帯の高校生は必ず現在では車の免許を取得している。その中で、実際にスタートラインと一緒に立っていないという現状があります。そこを、現状としてスタートラインに立たせるということ、内定はしてなくても、プログラムの中で自立をしたいということ、出た場合について、生業扶助費で車の免許を取らせております。

実際に二十四年度では、八十二人に与えて、六十七人が保護廃止となっております。基本的に九〇%以上が、二十五万から三十万の一時扶助で、生業扶助で出すことによって、四か月後には皆自立していくという実態が明らかになりました。

それと、その上の方の生業扶助費なんですが、一般世帯でのヘルパーの免許取得ですとかそういうのもろもろの免許を取得する際に、やはり五〇%の廃止率が出ています。

やはり、人は何かをやるために免許を取つたり、さあ頑張ろうということでは自立へつながらないことが大きく、実際にあるんだなということ、私たちが自信を持って、この自立支援プログラムということについては全国に広げられるように法整備の中でお願いをしたいというふうに思っております。

以上であります。  
○委員長(武内則男君) ありがとうございます。次に、天野参考人をお願いいたします。天野参考人。

○参考人(天野隆玄君) どうぞよろしく願います。

たします。全国民生委員児童委員連合会の天野と申します。本日は、厚生労働委員会にお招きをいただき、私ども民生委員、児童委員の活動について紹介の機会をいただきましたことに、まずもって厚く御礼申し上げます。

全国二十三人の民生委員、児童委員は、地域福祉の最前線にあつて、経済的に困窮する方々を含め、様々な課題を有する住民の発見、相談、見守り、そして適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動いたしております。

今日、住民の方々が直面している課題は複雑多様化しており、全国の民生委員、児童委員はそうした課題と日々向き合っております。

私どもの団体は、全国各地の委員活動を通じて得られる知見を集約し、地域福祉の推進のためにより効果的な委員活動が実践できるよう取り組んでいるところであります。そうした立場から、昨年度、社会保障審議会の特別部会に参画し、活動の実践を踏まえた発言をさせていただきました。今回審議されてきた二つの法案は、この特別部会の報告を踏まえたものと理解いたしております。

本日は、せっかくの機会でございますので、私ども民生委員、児童委員の活動と、そこで感じている課題について申し上げさせていただきます。

お手元に、民生委員制度や活動や、紹介パンフレットをお配りさせていただきました。後ろから一枚目をめくっていただきますと年表が掲載してありますが、民生委員制度は、大正時代の濟世顧問制度、方面委員制度に遡ること九十五年に及ぶ歴史を持っております。

恐縮ですが、二ページに戻っていただきますと、民生委員の性格、位置付け等を記載しております。民生委員は厚生労働大臣の委嘱によるものであり、全国の委員はそれを誇りとして強い使命感を持って活動に当たっております。委員は、自ら生活する地域にあつて、地域福祉を進めるべく、その最前線で活動しております。その活動に

おいて何より重視しているのが、常に住民の立場に立つこととあります。パンフレットの三ページに活動の実績を紹介しておりますが、民生委員、児童委員は高齢者や障害者、子育て世帯始め地域の様々な世帯の相談、支援に当たっており、その件数は年間二千三百万件を超えております。私どもが対応している住民の相談は、介護、子育て、失業、生活費、年金、住居の問題を始め、買物や電球交換といった日常生活の困り事まで、極めて多岐にわたっております。

そうした活動の中で感じることでありますが、近年は、急速な高齢化や世帯構造の変化、非正規雇用者や失業者の増加、さらには、集合住宅の増加の一方で地域における人間関係の希薄化が進み、生活困窮とともに社会的に孤立する人々や世帯が増加しております。

パンフレットの六ページを御覧いただければと思います。私ども全国の民生委員は、平成十九年の民生委員制度創設九十周年に際し、今後の取組の重点を行動宣言として取りまとめました。その宣言の中では、社会状況を踏まえ、地域社会での孤立、孤独をなくす運動や多くの福祉課題を抱える生活困難家庭への支援を掲げ、その取組を進めております。

しかしながら、昨今特に感じることには、世帯が抱える課題がこれまでに比べて複雑多様化しているということとあります。社会福祉協議会と協力して実施してきた心配事相談などでも、対応の難しい課題が大変増えております。児童委員を兼ねる民生委員としては、こうした状況が貧困の連鎖として子供たちの将来に影響を与えることを憂慮いたしております。こうした状況を改善していくために、生活保護制度の改革とともに、様々な課題を抱える世帯を総合的に支援していくための施策が必要と感じているところであります。

我々民生委員は、様々な課題を抱える世帯を専門機関につなぐ場合、これまで行政の窓口や機関が相談内容ごとに異なっていたり、適切なつな

が先がない課題もあることから、大変苦勞しておられます。こうした状況は、民生委員のみならず、生活に困窮し、精神的にも追い込まれている住民の自立への意欲を失わせることにつながっている面があると考えます。そうした意味において、総合的な相談支援窓口ができることは極めて有意義であり、早期の課題解決や世帯の自立にも役立つものと言えようと思えます。

また、私どもの経験からは、世帯が抱える課題というものは一時的な支援で解決することは少なく、継続的な支援が重要と認識いたしております。今回の法律案において考えられている一元的な相談体制は、総合的、継続的な支援が計画的に実施されていることは現在の支援制度から大きく前進するものであり、民生委員の立場からも直ちに実現すべきものと考えております。

今日、生活困窮世帯が増加しておりますが、私どもの経験からも、こうした世帯への支援はできる限り早期に行われること、特に生活保護については受給に至る前の段階で自立につながるものが重要と考えております。中でも、働くことができず年代の人々に対しては、本人の心身の状況をも勘案しつつ、就業に役立つ技術や資格を取得できるように実効性ある就労支援の強化が重要と認識いたしております。

生活保護制度については、民生委員が方面委員と呼ばれている時代から深くかかわってきたところであり、現在においても民生委員はその協力機関として取り組んでいるところであり、そうした民生委員の立場からは、生活保護制度については、本当に保護が必要な人には適切に保護が実施されるという基本をきちんと維持しつつ、一方で、国民の信頼にこたえられる制度とするよう、保護世帯の支援の強化や不正受給に対する対策などが必要と考えております。

関連して改めてお願いしておきたいのは、子供の貧困防止についてであります。子供は国の宝であり、国の将来そのものというべきものであります。貧困の連鎖については早急

に断ち切る必要があります。私どもは、貧困を背景とし、家庭内での虐待や学校でのいじめにつながる事例なども目にしております。この生活困窮者自立支援法に基づく支援を含め、迅速かつ実効性ある取組を是非お願いいたしたいと存じます。

生活困窮者が急増している現状を踏まえ、今回提案されている改革は早急に実現が必要と考えます。社会保障や社会福祉に対する国民の信頼のためにも、現在審議中の二つの法案については是非国会で実現させていただきたく、お願いいたします。

この法案が成立し、新しい制度を実施していくためには、国や地方自治体、民間団体などがその力を合わせて取り組んでいくことが重要と考えております。民生委員、児童委員は、これまでも社会福祉協議会とともに地域福祉推進の中核を担う役割を果たしてきたところであり、新たな仕組みの構築に際しても、私ども全国民生委員児童委員連合会として積極的に協力していきたいと考えております。そのために、民生委員、児童委員が更にその力を発揮できるよう、活動しやすい環境づくりを進めるために、最後にお願い申し上げます。

一つは、地域行政からの情報提供についてであります。個人情報保護法の施行以来、支援に必要な情報が十分に提供されていない現実があります。支援が必要な住民を早期に見出し、適切な支援に確実に結び付けるためにも、情報が不可欠であります。

第二点は、民生委員の研修の充実であります。住民が抱える課題が複雑多様化する中にあることは、民生委員、児童委員自身がその力量を高めるための研修が一層重要となっております。先生方におかれましても、こうした点につきまして、是非特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、貴重な機会をちょうだいいたしましたことに改めて感謝を申し上げます。私の発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

た。  
○委員長(武内則男君) ありがとうございます。

次に、藤田参考人をお願いいたします。藤田参考人。

○参考人(藤田孝典君) NPO法人ほつとプラスで代表理事をしております藤田と申します。

今回は、貴重な意見陳述の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私の方からは、今回出されております法案について懸念される箇所が主には二点、大きく分けて二点ありますので、その点について私の意見を述べさせていただきます。この点について私の意見を述べさせていただきます。

まず一点目ですけれども、一点目は、この法案によって生活保護が真に必要なとされている方々に行き届くかどうかというところで懸念があります。

これは、まずは書類の提出、生活保護の申請時に書類の提出を求めるということで、特別な事情がない限りは書類を求めていくことが記載されております。

私どものところには、年間約三百名の生活困窮状態にある方が相談に来られています。多くの方が書類の添付等をできないような状態で、もう逃げ込んでこられる相談が相次いでおります。これは、DVの被害者、夫からの暴力の逃げてこられる被害者の方もそうですし、ホームレス状態にある方の相談もそうです。あるいは、派遣切りと言われるような、いまだにリーマン・ショック以降も続いていますけれども、そういった企業からリストラされてしまつて相談が寄せられる、家賃滞り納して相談が寄せられるというような事態が相次いでおります。そういった方は、生活保護の申請窓口に行つてもそういった書類を用意できないというところがあるように思います。なので、私たちは、そういった方と一緒に福祉事務所に行つて相談が受け付けてもらえないというところを、生活保護の申請に付き添うということをやっております。

どういったいわゆる水際作戦と言われるかという点も、福祉事務所の現場で今何が行われているかといいますと、必要な人が真に生活保護を受けられないという事態がもう多発、横行している現状があります。なぜ私たちの支援団体や全国の弁護士、司法書士等が福祉事務所の窓口申請者と一緒に同行しなければならない事態が起こっているのかというところは、これは、現に生活保護の申請権が侵害されている事案が多数あるからだというところを認識しております。

なので、先日私は、四十代の母子家庭のお母さんと生活保護の申請窓口につき添うということをしてきました。四十代のお母さんと八歳の女の子です。夫からの暴力を受けて、お母さんは子育てしていますので、パート収入だけでは十分生活が営めないという方でした。なので、パート収入七万円では暮らせませんので、埼玉県内で子育てしても、保護申請に付き添わせていただけて、足りない分の生活保護費を支給してもらおうということでも付き添いました。

このお母さんは一度、生活保護の申請窓口に行かれています。そのときに何を言われたかといいますが、前の夫を頼ってください、あるいは頑張つて仕事をもう少し収入があるものを見つけてくださいということを言われます。子育てをしようか。なので、私は、それについては、今、努力はもう十分このお母さんにはしていただけない分は生活保護で何とか認めてもらいたいというところで保護申請をして、今は生活保護の、足りない部分を受け取りながら暮らしをしていきます。

現に、今も私たちの元あるいは仲間の弁護士の元には日々そういった、生活に困窮していてもどうにもならないという方たちが福祉事務所の窓口に行つていらっしゃるけれども、声を聞いてもらえない、申請が受け付けてもらえないということが相次いでおります。今回の法案が更にそういった水際作戦、本当に必要な人たちが保護を受けられないという状況にならないかどうかをもう

一度、再審議をさせていただけたら有り難いと思っております。実は、こういった事例はもう山のようにあるということが実態、私たちの現場の感覚です。これについては引き続き御審議をいただきたいと思っております。

もう二点目ですけれども、これは多様な自立支援、多様な生活支援を認めるような内容になっているのかということをもう一度、再度審議をいただけたら有り難いと思っております。

これは何かといいますと、まずは就労ありき、まずは仕事を見つけて生活保護から抜けていくって、特に稼働年齢層と言われる二十代から六十代前半の方たちについてはまずは頑張ってもらってください、特に生活保護申請した後三か月から六か月の間で、まあ強力な就労指導というんですかね、そういったもので早期に働いてくださいということをおっしゃっております。

私たちの元には稼働年齢層の方たちが生活保護を求めて相談に来られるということが相次いでおります。稼働年齢層の方たちが生活保護の窓口になぜ行き着かなければならないのかということをもう一度考えていただけたら有り難いと思っております。一般的には何かの理由がなければ生活保護の窓口にはそういった稼働年齢層の人たちは行き着かないんですね。そういった方たちが私たちの元に相談に来られているかといいますと、うつ病があつて働けない、あるいは障害、最近だと企業も非常に厳しい状況がありますので、頑張つて働いてくれということや劣悪な雇用環境の中で就労せざるを得ないというような相談者も相次いであります。なので、うつ病や障害、病気を患つてしまつて生活保護の窓口を頼らざるを得ない、もう働けない状態になつてしまつてということが相次いであります。

なので、子育てをしているという方、あるいは低収入でどうにもならないという方、頑張つて働いても収入が満たないという方、あるいは障害、病気を発症してしまつて若い人だけれどももう働けない状況になつていくという方、そういった方

たちが、生活保護しか現段階では給付されるセーフティネットが十分整備されておられません。こういった方たちが生活保護を頼らざるを得ないという実態があります。なので、これは、生活保護を頼らざるを得ないのは本人の責任ではなくて、私たち社会がセーフティネットを整備できてきたのかということをやつぱり問われているんだと私は認識しております。

なので、これは、まずは就労ではなくて、社会保障審議会、これは厚労省の諮問機関でありますけれども、私もその委員として参加しましたが、そこでの議論は、まずは就労ではなく多様な自立を支えるような支援をしていきたいと思います。その中には、伴走型支援とか寄り添い型支援、寄り添つてその人に何が必要なのか、まずは就労ではなくて、病気を治すということが必要な場合には病気を治すための支援をしていきたいと思います。そういった多様な自立支援が模索されておりました。

今回、法案として出されているものは、そういった多様な自立、多様な支援を現場ができるものになつていくのかということや再度確認いただけたら有り難いと思っております。天野参考人もおっしゃいましたけれども、ニーズは非常に現場で複雑化、多様化しております。なので、そういった複雑多様化する人たちに對していくくりになります。これは現場の私たちの感覚としてはなかなか難しいだろうということが正直な実感でございます。

私たちの元には、生活保護を申請した後、そういった、まずは就労、頑張つて働いてくださいという就労指導が行われるという方からの相談も相次いであります。これは私の失敗した経験なんですけれども、三年前、三十代の男性を生活保護の申請に付き添つて、うつ病がある男性なんです、身寄りがなく頼れない、誰も頼れなくて、もう一度就職する先が見付かるまでは生活保護を何とか受けていこう、再就職を探していこうとい

うことを考えていた方なんです、その男性はうつ病があつてなかなか働けないんですね。そういう状況をケースワーカーが十分把握することはなく、三十代という年齢だけを見て、頑張つて働いてください、ハローワークに何度も行つてくださーいというような過度な就労指導が行われてしまいました。その男性は、もううつ病があつてつらいんだけれども、ハローワークに一生懸命頑張つたんでしょ、その後、その男性はそれを苦にして自殺をされてしまつたということがありましたけれども、その後、おうちを拝見した限りだと、求人票がもう山のように出てきましたし、遺書としては、もうこれ以上病気で働けないし仕事が見付からない、つらいんだという一言を残して自殺されるという事件がありました。これは私の大きな失敗経験として今も心に強く残つております。

そういった、年齢とか、本人の事情を酌まないうで、まずは就労ありきというような自立支援が行われていくとどうなるのかということ、これはもう全国で多発しておりますけれども、私が抱えたその三十代の男性と同じような事件が起こつていかならないのかということも非常に危惧しております。これは厚生労働省からも出されていますが、一般世帯の方と比べて生活保護受給世帯の方の自殺率は二・二倍高いということも挙げられております。なので、生活保護受給者に対して自殺のリスクが非常に高い存在としてとらえながら、そういった方たちに対しては丁寧な生活支援を行つていくということが大事なんだということも、もう一度議論いただけたらと思っております。

これは最後になりますが、この法案によって国民の生命と生活がもう左右されるんだというような法案であるということ、重要な法案だということ、もう一度しっかりと議論いただけたら有り難いと思っております。これは、この法案によって生活保護が本当に必要な人が行き着かない場合には、全国で餓死、孤立死が今も相次いでいます、これが更に進行するのではないかとということ

を現場では危惧しております。さらには、それが行き着かないとどうなるのかというと、自殺されるという方も全国では相次いでおりますし、本人も生活保護を受けていても自殺をされてしまつたという方もいらっしゃる。

あとは、本当に必要な方が生活保護に行き着かないとどうなるのかというと、その人が、例えば最近では増えていますが、窃盗だとかお金を盗んで生活をせざるを得ないという方たちも何件かは増えてきております。なので、犯罪という形までその生活保護受給者あるいは生活困窮者が追いつまれている、犯罪という結果として出てきてしまつていくということもありますので、そういった様々な社会問題を生み出さないためにも、この法案は要としての役割がありますので、何とか再度再考いただけたらと思っております。

最終的には、全国の支援団体、弁護士、当事者……

○委員長(武内則男君) 済みません、相当時間を超過しておりますので、おまとめください。

○参考人(藤田孝典君) 済みません。まとめます。なので、大きな懸念を持つておりますので、不安を抱えておりますので、何とか再考いただけたらと思っております。

済みません。お時間いただきまして、ありがとうございます。

○委員長(武内則男君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○津田弥太郎君 民主党の津田弥太郎です。本会議が延長されたために皆様方には大変お待たせをいたしましたことを、まずもつておわびを申し上げたいと思つております。

また、本日、このお三方の皆様には御出席をいただき、貴重な御意見、御提言を賜りましたこと

を心より感謝を申し上げたいと思います。  
早速、質問に入らせていただきます。まず、釧路市の佐藤参考人にお尋ねをしたいというふうに思います。

私は、一昨年の九月から十三か月間、社会・援護局の担当勤務を務めておりました。今回提出されております二法案の立案にも関与してまいりましたし、特別部会には釧路市からケースワーカーのOBの方にも参加をいただきました。本場に釧路市の取組、大変熱心でした。実績を残されていることについて感動しているところがございます。北海道ではまさに釧路ありと言われるくらい熱心に取り組んでいただいております。心より感謝を申し上げます。

課題として私思っておりますのは、やはりケースワーカーを始めとした人材の問題というのは大変大事なことでないかな。今、藤田参考人からもいろいろ指摘もありましたけれど、結局、先進的な取組をされている自治体では人材の活用あるいは人材育成、そういう点でいい循環がなされているのではないかと、私は思っております。逆に、うまく進んでいない自治体においては、やはりその人材育成が余りうまくいっていない、そのことよって少数の担当者にも過度の負担が掛かることになる、大変結果的にも様々な問題点が発生することになるのではないかな、そんなふうにも思うわけでございます。

このケースワーカーを始めとした人材の育成という観点で、釧路市におきましてはどのような御苦労があったのか、あるいはどのような工夫がされているのか、そして、現在の本場に先進的な取組がされているこの結果につながっているのか、どのような取組があつて今日に至っているのか、お答えをいただきたいと思っております。

○参考人(佐藤茂君) 今までの話の中で、元々の生活保護制度というもののケースワーカー自体のやり方というのが、基本的に最初から、先ほども藤田参考人が言いましたけれども、稼働年齢層に

ついでの在り方というのは就労自立のみであったということですね、オール・オア・ナッシングでずっと続いてきた。

しかしながら、最近言われているのが、リーマン・ショック以降の企業の低迷、雇止めという形が出てきていますが、釧路市はその前は、平成十四年に太平洋炭鉱というのがなくなりまして。そのときに三年間で一〇パーミルという高率の中で生活保護受給者が増えてきた。これによって、四十人から五十人という高校生が仕事の行き場がなくなつた。これは最終的にはどうしたらいいんだろという、平成十四年にそういうショックを受けました。十五年に厚労省から、母子の自立支援モデルということで勉強させていただきまして。その中で、人は育つものであるということをお勉強させていただきました。その中で、ケースワーカーというのは、法律だけではなくということと、一人一人と見詰める、話を聞く、同じ目線に立つということが最低限必要であるということを確認しました。

先ほど資料の中で御説明しましたが、生業扶助であるとか、今子供支援をやっている、冬月荘というところでやっていますが、実際には二十数名の毎年中学生を勉強会に呼んで、高校生になります。一〇〇%の進学率を今保っております。それと同時に、一〇〇%中退率がなくなつたということが現状としてあります。

生活保護受給者の実態論とすれば、孤立化しているところがある大きな視点を生み出されているということですね。今までは、ケースワーカーが家庭訪問をして確認をしましてと言いつつも、なかなか個人の話し相手にはなれなかつたという現状があります。私たちも、百五十人受給者を一人が持つていくという時代もありました。しかしながら、私たちが考え抜いたというのは、話す機会を取れるようにするためには、所内での持ち方、やり方を考えるということですね。自立支援を進める上で今やっているのは、一般世帯、稼働年齢層世帯を、基準というか、標準では今八十と

言っていますが、わざとにうちは六十までに落とそうという計画をしております。

実際問題、全国の高齢者世帯の方は保護率として五割を超えている状態です。基本的に就労自立は難しいという判断をうちは取っています。しかしながら、今後、高齢者世帯が増えることによつて医療費、介護費というのは絶対上がつていくという確信があります。うちはまだ四〇%台で高齢者が少ないと言われていますが、あと五年もすると全国並みになります。その前に、表に出てもいい、社会に役立つボランティアですとか、社会のために何かをする、支えられているものだけではなく、自分が何かを支えるという立場を取れるような居場所づくりをすることによつて、健康管理、それから社会に対しての貢献ということ、人として当たり前の生活ができやすくなるだろうというふうにも考えています。

これは、所内のつくりかえをすることによつて今までの生活保護のケースワーカー自体のやり方、それは変えられると信じています。そういうふうな私たちはやってきたので、そういうところでもうまくいってきただけなというふうには感じております。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。  
次に、藤田参考人にお尋ねをしたいというふうに思います。

私の政務官時代、特別部会の委員として藤田参考人も御参加をいただきました。心より感謝申し上げます。

これまでも、今日もそうですが、水際作戦について藤田さんは警鐘を鳴らされて、その改善を求めてこられてきているわけです。先ほどの母子家庭のお母さんの七万円の件についても、まさにそういう具体的な事例として水際作戦の問題点についてお話がございました。

生活保護で支援されるべき人が追い返されるといったこういう事態は、これはあつてはならないわけですが、一方で、福祉事務所の担当者にももしかしたら何か事情があるのかなというふ

うにも思うわけでありまして、その辺で、この水際作戦というものが御指摘のように発生、一部しているわけですが、この原因、これ一体何だというふうにも思われるか、藤田参考人にお聞きしたいと思っております。

○参考人(藤田孝典君) ありがとうございます。  
私どもが把握している限りであります、福祉事務所のケースワーカーの過重な負担がやはりそういう事態を生んでいるんだろというところを考へております。さらには、ケースワーカーさんは一年から三年の間に人事異動等で非常に経験がなかなか蓄積されない中で支援活動をしなきゃいけないという状況で、ケースワーカーさんの苦勞が非常によく分かるという状況があります。

なので、相談に来られた方に対して十分に話を聞きながら丁寧な支援ができていないという実態がありまして、これは近年の生活保護受給者の増加はもう急増と言つた方がいいかもしれないですが、そういう状況がありますので、それに人材養成が間に合っていないという状況があります。なので、釧路市さんだと一部の自治体であれば非常に優秀なケースワーカーさんがいらつちやつて、支援ができていない場合にはいいかもしれないですが、これが全国の自治体でくまなくできるかというところ、なかなかそうなっていないのが実態ではないかと思っております。

なので、これは厚生労働省さんの方でも引き続き監査、指導は研修等も含めてやってくださってほしいですが、残念ながら現場ではそういういった、もう窓口で大変なので、手一杯なので追いつてしまつた、あるいは、ちゃんと相談内容がどういったものなのかというところを把握できないまま帰してしまつたというふうな、専門性不在というふうな問題がやっぱりこれからはなくなつていかないのではないかと危惧しております。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。  
まさに、先ほどの釧路市の事例と藤田参考人の指摘というのは相互に関連をしておりますことだということがよく分かりました。ありがとうございます。

した。  
それでは、天野参考人にお聞きをしたいというふうに思います。

民生委員、児童委員として四十四年六か月活動されているということでございまして、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

昨日の委員会におきまして、この生活困窮者自立支援法案に関する我が党の石橋議員からの質問に対して、昨日、榊屋副大臣が、困窮者の早期発見には民生委員やボランティア、地域の力が必要であるというふうにご答弁をされたわけでございます。この法案に基づいてアウトリーチを含めた支援が実現化するかどうかという肝が民生委員の皆様の活動なのではないかとこのように思っております。

特に本年は三年に一度の民生委員の一斉改選というところで、十二月一日からは新しい民生委員、児童委員の仲間が全民児連として数多く迎えることになるわけでありまして、そうした中で、地域における困窮者を見逃すことなく公的な支援につなげていくためにはどうしたらいいか、天野参考人のお考えをお聞きをしたいと思っております。

○参考人(天野隆玄君) お答え申し上げます。

これはもう民生委員だけじゃございませんで、いわゆる関連機関の皆様方の緊密なる連携が必要だと思っております。一人、民生委員個人だけでは処置し切れない、あるいは発見できないことが多々あるということ。

それからもう一つは、地域における協力者をやはり民生委員個人が何らかの方法でつくっておく。もう昔の話ですが、ネットワーク作戦とかあるいはアンテナ作戦というようなことがあったんですが、要支援者の隣人をお願いしておいて、いろんな情報をちよくだいするということ等を絡み合わせながら物事を進めていくのが一番であろうかと思っております。

それと、最初に申しましたように、関連機関、それから関連機関には特に地方行政からの連絡ということ、それから緊密なる交流ということが全

てを解決する根本になるかと思っております。以上です。

○津田弥太郎君 先ほど天野参考人の御主張の中にも、個人情報保護法の関係で情報が十分に伝わっていないという御指摘もございました。しかしそういう問題提起を受け止めてまいりたいというふうにも思っております。

最後になりますが、先ほどいただいた資料の中にもあるんですが、民生委員は基本的にボランティアだということになっておるわけでございます。聞くところによりますと、民生委員の皆様に対しては電話代等の実費弁償分として地方交付税措置により年間五万八千二百円の支給が行われていると、月額に換算しますと僅か四千八百五十円ということだそうでございます。

ある面では歴史的に、おっしゃったように、民間篤志家の奉仕制度、ボランティアということに由来している、だから無報酬で民生委員、児童委員は仕事をするんだという強い決意がおりなんだというふうにも思いますが、果たして、しかしそれはいつまでも、このような対応で本当に無報酬、実質無報酬だと思っておりますが、それでいいのかどうかということについて、少し、民生委員の様々な方々から御意見があるのかどうか、その辺りも情報があればお教えをいただきたいと思っております。

○参考人(天野隆玄君) お答え申し上げます。

個々の例によりまして、そのような声もないではないです。ただし、全民児連の立場といたしましては、やはり我々は委嘱を受けて、そして忠実なる行動をするというものが目的であります。したがって、それよりもむしろ、民生委員、児童委員が向上するための意欲を養っていただけるような環境づくりを是非お願い申し上げたいと、かように考えております。

以上です。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

今日は、三人の参考人の皆様からは貴重なお話を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

まず、佐藤茂参考人にお伺いをしたいんですが、以前、二年、三年ほど前になりますかね、もう、私も釧路市の試み、大変注目しておりました、公明党の議員団で、国会議員と地元議員で、お伺いをしてお話のようにされているのか、お話を伺ったことがございます。

【委員長退席、理事津田弥太郎君着席】  
そのときにまず大変感心したのは、まずは生活保護の方であれば受給者の自尊心を回復させる、まずこれが非常に大事なことだということで、ここから意欲といえますか、将来に対する意欲あるいは自立する意欲、そういうものが出てくると。その自尊心を回復させるために様々な試みをされていることをそのとき知ったわけでございますが、まず、この自尊心を回復させるということに対してどのような対応といえますか、されているのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○参考人(佐藤茂君) 自尊心の回復ということろが物すごくやっぱり僕たちはテーマとして与えられていると感じております。

母子世帯の自立支援をやった際に、実際に、ヘルパー同行訪問という架空の名前なんです、ヘルパーさんと一緒に高齢者世帯のところへ行ってお手伝いをするという画期的な試みをいたしました。その段階で、自分たちには免許がないということでも仕事は何もできないんですね。でも、実際にヘルパー免許を持っているヘルパーさんのお手伝い、要するに中身を見るところです、仕事の内容を見る。それと、高齢者とお話を、その話をすると、何を話していいかわからないですけれども、何かの話題がそこで提供できるというのをやってみようというところで、実際にモデル実験をいたしました。そのときに、高齢者から、今日はあなたが来てくれてありがとうという言葉が出ました。楽しかったです。これが自尊心の回復の第一歩だったと思っております。

私たちはいつも、ケースワーカーは受給者に対して、これは駄目です、あれは駄目です、まあそこはいいかも分らないけれども、これだけはしないでねというふうな指導、指示しかなし得なかったというのがずっと昔からのケースワーカー業務なんです。しかしながら、モデル実験をやった段階で、その一歩進んだ段階、認めるところの大切さ。その後に実際に起こってきたのが、三か月、六か月という実験をやった後に感想文を書いていただいたときに、私たちはヘルパーという仕事の中身を誤解していた、大変なことで、免許を取ることができるといいます、その中で、免許を取ることができるといいます。その感想文を書いてもらった人たちに、じゃ、免許を取りに行きましょうと。

そこでは、母子ですから、小さい子供を抱えている人もいます。今現在、子供を抱えて仕事が決まらなければ保育園に入れないという現状があります。逆のギャップがあります。そのときに、私たちは、勉強をしに行くために保育園に入れる。民間の保育所も活用しながら、お金を出しながらやりました。そして、二十六人のお母さん方が十六人、免許を取りました。十二人が即行で四か月後には働き始めました。残り四人というのは、やはり子供のこととか、その環境の中ですぐには働くことはできませんでしたが、免許を取った自信から一年後には全ての人たちが仕事に就いたということを感じさせてもらいました。

ここで一番大きく変わったのは、何かを表に出してやることによって人は変われるということですね。それに対して、福祉事務所はどう対応できるのかということも最大限考えたいということが必要だ。自立支援というところは、そういうところで行われている形というのは、一番最初のモデル実験で、お母さん方には、私はこの実験に参加してとてもうれしかった、私は何か恩返しをしたいという言葉がつけられた感想文の中で、自尊心の回復というのは、こういう一言のありがたさであっ

たり、やってみたい、それから、誰かに支えられているだけでなくて誰かを支えたとかという循環型のものづくりということができれば、自尊回復というのはいずれ得るし、自立する第一歩、早道なんだろうなというふうには感じました。

以上です。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

そういう意味では、様々な中間的就労といいますが、ボランティアでそういう福祉施設の方にまづ行ってみてボランティア活動をする、あるいは農業体験を兼ねてそういう農業者のところで支援をする、あるいは一時的な就労の勉強をするというようなことは非常に、ただ単に働くということも大事なんです、やはりその人の生きがいといえますが、自尊心を回復をさせるということでも大変有用で、釧路に行つたときにはそういうやり方というのは非常に有効ではないかというふうに感じただけでございます。

〔理事津田弥太郎君退席、委員長着席〕

次に、天野隆玄参考人にお伺いをしたいと思います。

本当に今、生活保護あるいは生活困窮者の対策で、特に高齢者の方々は孤立しやすいと、引きこもりみたいな形になってしまう方が多いということを私も実感しております。そういうことで、前に秋田県の藤里町というところにお邪魔したときには、そういう引きこもりの方々に対してやはりいろいろな方々が声を掛けるような活動をしているというところで大変感心をして、町のところに行つてお話を伺ってきたんですが、そういう孤独あるいは引きこもりになってしまうような方々をどう民生委員の方々、あるいは子供さんでもそういうことはあるわけでありまして、児童委員の方々は対応されているのか、この点をちょっとお伺いをできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(天野隆玄君) お答えいたします。

これは、民生委員それぞれによっていろいろ手法は違うと思えます。ただ、全体的に申し上げた

いことは、まず、保護なんかをいいただいたときの初期段階、新しいうちにやはりいろいろな方法を講じていただく。例えば、その保護者自身が立ち仕事で自営業を行つておたつたけれども、それが身体具合でできなくなつたというような例。その場合は、かえつて、座つてできる、あるいはその人の趣味を通じてできるような仕事とか、あるいは資格を取れるような、そして、それにおいてまたそういう道を励ますということも一つの方法ではあるかと思つておられます。

もう一つは、やはりその人の隣人の人たちが、親友を始め、親戚を始め、そういう人の隣人の人たちが、やはりもう少し温かい目で、そして前向きな方向をお示しただくような協力を得るといことも一つの方法だと思つておられます。これは、非常に民生委員のように長い関係を持つておられないとなかなかその人の関係が構築できないので、一長一短でできないので、これが非常に問題があるんですけれども、地域福祉が充実してくると、こういう面もある意味では解消していく一つの方法が出てくるんじゃないかと思つたりもいたしております。

その他は、佐藤参考人がほとんど申し上げたとおり、この真髓でございます。

以上です。

○渡辺孝男君 次に、藤田参考人始め三人の参考人皆様にお伺いをしたいんですけれども、今回の生活保護法の一部を改正する法律案では生活保護から脱却を促すために就労自立給付金というような制度も設けるといふことでございまして、けれども、こういう制度を導入するということに対しての効果とか、あるいはこういう形でした方がいいとか、御意見がございましたら、まず藤田参考人、そして佐藤参考人、天野参考人に御意見を伺えればと思つております。

○参考人(藤田孝典君) 保護からの脱却をするためにそういった制度が幾つか重層的にあるということに望ましいことだと思つております。なので、様々それを活用する方も出てくるでしよう

し、活用できない方もいらつしやると思つたので、一元的にこの給付金を活用するというだけの自立だけじゃなくて、多様な形で認めていただくと有り難いと思つておりますので、その給付金に該当する人もいろいろでしようし、しない人もいますので、なので様々、本人に合わせた形での多様な自立を模索していくような方向で、全国のケースワーカーさんとも支援できたらなと思つております。

○参考人(佐藤茂君) 稼働に対しては、とてもプラスアルファというところはもうすぐ望めるものだと考えております。

実は、こういうスタイルでなるということよりも、もつと現実に戻りたいなと思つてますが、福祉事務所の人たちが本当にその稼働ということに対して説明責任といつたものを今まで本当にちゃんとできてきたかというところは、やっぱり聞きたいなと思つておられます。今回、制度改正を一つにして、そこを改正することが今後のセーフティーネットの大きな柱といふか進め方に僕はなると思つておられます。実際に今までも稼働することによって損をするという受給者たちといふますか、国民全体でもう八割近いんです。ですから、働くこと損だとか、そういう言葉がやっぱり続々とあつたというのは紛れもないことです。

私たちは自立支援をやりながら、そういうところをきちつとセーフティーネットを使う人方に対して説明ができていくかどうかという再確認をさせてもらいました。その中でいくと、自尊心の回復もそうですけれども、エンパワーメントを付けるなるといふこともそういう一つの形なんです。結局、説明をする、話し合いをしていくかどうにかよつてこれはかなり大きく変わるといふようなことで、それにプラスアルファ、こういうものも出ましたよ、こういうものもありますのでどうしようかという話をすると、それは大きく変わるんだらうというふうには私たちが考えております。

○参考人(天野隆玄君) お答え申し上げます。皆さんがそれぞれおつしやつたところが基本だ

と思つています。

今までのように減額するといふのであつては意欲をそぐという面がございますので、これはいいことだと思つています。ただし、これをやはり本人に十分説明してあげることが必要といふことは、これは事前にですね。それからもう一つは、年齢だとか体力によつてはいわゆる自分は高齢者だからこれはもう復帰というのはいないんだといふようなことでは、やっぱり具合が悪いと思つてですね。

これからの地域福祉は、これは私の持論でございますけれども、できる人ができることをできるときに地域のために何か施すということの心構えがないと、地域福祉も復興しないと思つておられます。そういう面からいいますと、やはり制度としてはいいんではあるけれども、もう少し何か、現実的に本人が、例えばだけれども、あなたが何ぼ働いてこうしたら、あなたが、保護費の枠はこれだけだけれども、こういう特別な必要のときには申し出てくれたら、これを何らかの方法で、あなたのもので、今は復帰したらあげるといふやつだけれども、何かそういうときの基盤にしてあげるよというふうなことができれば、もうちょっとプラスが出てくるんじゃないかと思つたりするんです。これはあくまでも私見でございます。

以上です。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

今日は大変お忙しい中を貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

まず最初に、佐藤参考人、そして天野参考人、藤田参考人、それぞれに伺います。

この度の生活保護法案の審議で、福祉事務所での水際作戦というものについて多くの時間を費やして議論が続いておりますが、政府とそれから委員の間での議論が噛み合わないままここまで来てしまつております。

実際に現場にいらして、いわゆる水際作戦だと

思われる事例や実態を御存じでしたり、それから体験したり、されたかどうかをお教えください。また、された場合にはその具体例を詳しく御説明いただき、それを乗り越えるためにどういう方法を取ったかも含め御教示ください。お願いします。

○参考人(佐藤茂君) 水際作戦というのは釧路市は全くないです。やるつもりもないですし、実際に、先ほどちょっと述べさせてもらいましたが、平成十四年にすごいショックを受けて生活困窮者が増えましたということ、元々漁業と炭鉱の町ですから、いつどういふふうになるかという命の問題もあります。海で魚を捕る、それと炭鉱は地下に潜って、いつ事故があつてどういふふうになるというのはいずれも皆目見当が付かないような状況の町づくりの中で、やはりセーフティネットはセーフティネットとして活動されていますから、話はきちつと聞くことによってそれは防げることだと思つておられますし、まず、これからの議題になっている中で水際というのは考えてもいませんし、必要な人にはセーフティネットを与えて、その中で釧路市は、今やっている自立支援の進め方について教授しながらお互いを高め合つてやつていくというふうな考えで今後も何ら変わることはないというふうな思っています。

○参考人(天野隆玄君) お答えいたします。私自身はまだ例を挙げて申し上げるだけの資料は持ち合わせておりません。見聞しております。がしかし、こういう状態というのは、実際、人間生活というものは線を引くわけにいかないと思つておられます。いろんな状態があると思つておられます。ですから、できる範囲の広範囲から物事を集約していただいで、そして専門家の意見も、それからいろんなものを集約していただいで、実行していただければ有り難いと思つておられます。

○参考人(藤田孝典君) ありがとうございます。私は、正直、水際作戦の相談に来られている方の

の専属相談窓口みたいなことをやっておりますので、私たちのところにはもう日々、そういうような相談が相次いであります。これは全国津々浦々、様々な福祉事務所から断られたという形で相談が相次いであります。これは全国に支援団体、弁護士さん、司法書士さん等いますので、そういう方たちと協力しながら、福祉事務所に付き添つていく、もう同行していくというような同行申請、同行支援ということをやっておりますけれども、そういう取組をずっとこの間、続けてきております。

残念なことに、これは水際作戦は頑としてありますし、それはもう本人一人で行けば様々な理由で断られてしまう。本人側にもやはり問題があるという場面もありますので、場合によっては、自分で申請の意思が伝え切れないという場合とか、あとは本人が生活困窮状態を正確に伝え切れないという場合も知的障害のある方とか認知症のある方等にはよくあることですので、その場合には付き添つてやつぱり申請することが必要じゃないかということをお考えしております。なので、特に必要保護性がある場合には付き添つて一緒に同行すればば間違いなく申請が受理されるということがありますので、一人で行つては帰される、でも誰かが同行すれば必ず申請が通るといふような、現場では非常に不公平感が漂つておりますので、これは支援団体の努力、弁護士等の努力だけではなくて、やはり現場でも水際作戦を何とか抑止して、止めて、さらにその検証を行つていくところからやはり始めていかないとけないだろうと思つておられますので、今現状としては、全国で事故が多発している、事件が多発している状態だと思つておられます。この状態に更にリスクを高めるおそれのあるこの法案が十分な議論なく進めていってしまうと、更なるリスクが発生する、まず事故を止める、事故を検証するといふところからだと思つておられます。

○川田龍平君 次に、佐藤参考人にお伺いしま

す。生活保護受給者のエンパワーメントや自立支援に御尽力いただいでいることに敬意を表します。実際に釧路市でここまで自立支援プログラムをつくつて機能させていくには非常に御苦労があつたと思つておられますが、どのようにしてこのような取組を始められ、それから広げていかれたのでしょうか。また、その際に障害になつたことはあつたでしょうか。ここまでの成功に至るまでの御苦労やうまくいくためのヒントやノウハウを御教示ください。また、民間団体との連携をうまくやつていくための秘訣などがありましたら、併せてお教えください。

○参考人(佐藤茂君) 一番最初の原因は、母子モデルということで母子世帯の自立支援をやつたときにやつぱりもうショックを受けたということですね。自分がケースワーカー時代に、やはりこういうことではないかという思いがありました。実際に話ができる、私は百三十とか百五十とか持っていましたので、そういうときに、実際に一人一人と話す機会がやつぱりできないんですね。でも、何とか話す機会をつくりたいというところがあつて、母子の実験モデルをやつたときに、やはり人は立ち直れるチャンスを与えるべきだし、与えたらこれだけ返ってくるもの、大きくてうれしくてというふうなことに思えたというのが実際のところですね。

あと、やつぱり所内で一生懸命自分たちが考えました。今のままでいいのかというところですね。自分たちの職場内で業務検討委員会というのを立ち上げたんです。その中で、どうやったら一人一人と向かえるのか、対話ができるようにできるのかというふうなことをやりました。今も毎年やつておられますけれども、その中で高齢者担当をつくつてみたりですとか、それと、一人の持ち件数をどこまで減らせるのかという努力もしていますし、障害者に対しては障害との、いろんなところの機関の連携をして、自分たちだけではな

いところでお願いをできるものはお願いをすると

いったような形の中で進めることによって、最限の、以上に会う回数を増やすことに努力するということではやつぱり一番大きかつたと思つておられます。

自立支援については、ともかく協力いただけるところにはもう足しげく通つて、もう話し合いです。どうしても生活受給者を見る目は一般的に色眼鏡が掛かっています。それを説得するだけなんです。実際には、説得しに行く、そういうところまで考えているのかというのを初めて分かつていただけたことがたくさんあります。そこで、実験でいいです、最初は、受入れを一人でも二人でもお願ひします、こういう人は内が真面目な人なのでやらせてみてくださいとやつて、最初のうちは五人とか三人とか、そういうところにお願ひをしてやつていっています。

現在は、十八ですね、十八の企業体と連携を取りながらやらせてもらつておられるというところは本当に、受入れが最初に行われたところの社長さんであつたりとか現場監督であつたりとかという人たちがやつぱり評価をしていただいでいます。私たちが現場の中でいろいろな方に、こういうふうな頑張つておられることがありますよというのを評価する。そうすると、相乗効果です。評価すれば相手は裏切らないというふうなことで、どんどんどんどんいろいろなところに、企業体に入れるように、うまくいけるようになったということですね。

現在は大体千二百人ぐらいの稼働年齢層で即仕事に何とかしなきゃいけないですという人数はありますが、今の段階では八百九十五人が自立支援のプログラムの中に参加していただいでいます。驚異的な数字だとは思っています。ただ、まだまだ、出口論として、お金をもらえるだけ、自立するだけではないというところ、参加してからの課題はありますけれども、そこは、参加している人方を企業体がきちつと精査をしていただいでくる将来はペイドワーカー化していくものには確実になるだろうとい

は、苦勞というよりも楽しみながら今させてもらっている。

要するに、受給者が変わる顔を見るのはやっばり楽しいですね。今までは、辞めていくことに、じゃ、何件とかつて言っていた時代もあったというやに聞いています。しかし、私たちは今、受給していた人が、どうもありがとうございますと一言で辞めていく人が多くなってきたので、この人方はもう絶対に戻らないだろうなと感じながら今やっています。やっばりそういうところはいつまでも、先ほど言いましたけど、何といいますが、寄り添い型ということだけではない話合いをすることが必要なだろうというふうに思います。

○川田龍平君 次に、藤田参考人に伺います。

まず最初に、野宿者支援をされたということで、そこで見えてきた課題を教えてください。その上で、まず、なぜNPO法人を立ち上げ、活動を広げる必要を感じたのかを御説明ください。また、NPO法人として民家を借り上げて地域生活サポートチームや緊急シェルターを開設されたことですが、立ち上げる際に障害となったこと、またうまくNPO法人が設立できた理由などを御教示ください。

○参考人(藤田孝典君) ありがとうございます。

まず一点目ですが、野宿者支援の課題は生活保護の自立支援とリンクをしております。ホームレス生活、野宿生活に至る方が様々な生活課題を複合的に抱えていて、自分ではもうどうにもならなくて家賃滞納等いろいろな事情でホームレスに、野宿生活に至るわけですね。なので、そういった方たちが同行等していけば生活保護の窓口に行き着いて、生活保護を受けながら支援を受けられるということになりますけれども、そういった方たちは、生活保護を受けたとしても、その後生活課題が改善しなければ十分な社会生活を営むということは困難ですので、そういう方たちが抱える課題はある種専門性を持ったアセスメントであるとか支援体系によって行われるべきだと

うということを感じております。

なので、野宿者支援でも、一時的に食料提供したりだとか、あとは衣料提供、着るものを提供したりという活動もありますが、根本的に解決していくということは、住居もなければ駄目でしょうし、病気を治さないと駄目でしょうし、仕事を探さないといけない。いろんなことを考えていかなければ支援をしていくということで、そういうことを専門的な立場からちゃんと支援をしていきたいということでNPOを立ち上げたという流れがあります。

もう一点は、そういう方たちが一定程度、家がないというニーズを多くの方たちが共通して抱えておられますので、そういう方たちについて支援していく場所がやっばり必要だろうということ、これは民家の大家さんをお願いしたりだとか、あとは民生委員さんに空き家をお借りしたりしながら、そういうところをシェルターとして一時的に家がない方にお貸ししているということをやっております。

なので、これはいわゆる法律の枠組みの中で整えられている施設ではありませんので、法的な位置付けがないということが言われておりますので、この点についての理解を広げていくということが今の大きな課題かなと思っております。

なので、年間何人もそういうNPOの空き家、民家を頼らざるを得ないという方たちがたくさんいるという現状に対して今後どうしていくのか、対応策と、そういった方たちが本来、救護施設であるとか宿所提供施設と言われるような社会福祉施設にちゃんと支援が行っていかざるを得ないという方向性でも御議論いただけたら有り難いと思っております。

○川田龍平君 時間が来ていますので短くでいいんですけれども、生活保護の前段階のセーフティーネットをどのように整備するのが理想で、そうした制度と民間の団体との連携がどうあるべきかを短くお答えいただければと思います。藤田参考人、お願いします。

これはもうずっと議論されてきているところでありますが、第二のセーフティーネットであるとか生活保護に至る手前のセーフティーネットをやはり重厚に整備するべきだろうというのを思っております。

これは、私が現場で感じていることは、余りにも貸付け型のセーフティーネットが多いんですね。これは、生活困窮者に一定程度お金を貸し付けて、その元手によって頑張って立ち直ってほしいということなんです。が、残念ながら生活に困窮している方は自立支援、生活支援していくために時間が掛かりますので、なるべくであれば給付型、お金を支給する型のセーフティーネットを整備していただけたら有り難いと思っております。

○川田龍平君 ありがとうございます。

○田村智子君 参考人の皆さん、ありがとうございます。

まず、佐藤参考人にお聞きをいたします。大変、釧路市の取組が心もったという心のある自立支援だということは今お聞きして感じてたんですね。大変たくさんプログラムの就労の支援や引きこもりの支援や社会とのつながりをつくるような支援ということをやっていらっしゃる。この方についてこういうプログラムでいいことを見極めて進めていくことについて非常に大切になってくるんじゃないかというふうに思っています。

例えば就労支援も本人が強制だというふうに感じてしまったりこれは職員の方との信頼関係も崩れてしまったり、うましくないかなというふうから、そういう、この方にはこういう支援という見極めなどをどのように行っているのかということ、やはりちょっと危惧しているのは、この法案の中では、生活保護を受給して、稼働年齢の方は最初に集中的に就労支援というふうな流れがつくられているんですけど、必ずしもそういう一律的のいかないんじゃないだろうかということも

危惧をしております、その点についても見解をお聞きしたいと思います。

○参考人(佐藤茂君) 私どもがやっている、これだけ多くのプログラムをつくってどうやってうまくいくのかということですね、基本的に。

私たちは、先ほどお話ししました業務検討委員会というのを立ち上げて、どうやったら自分たちが受け入れられるようなケースワーカーになるかという勉強会をやっています。その中で、実際には、職員ですから、ケースワーカーが受給者に対して、さあ仕事ってどうですかとか聞くと、やはり上下関係ができてしまいます。これを解消する策をやはり考えなきゃいけないだろうというのはやっばり議論しました。

その中で、就労支援員は国の方で導入を許可されてきましたので、それは私たちの中で嘱託職員という位置付けになります。私たちは、プログラムをつくる中で就労支援員というのも付けています。私たちがアセスメントを掛けた中で、アセスメントがケースワーカーから受給者に対して即行落ちてしまったり、強制みたくなってしまうんです。そこにワンブロック置いて、支援員が仲立ちをするという形を取っています。そうすると、支援員は職員じゃないので、言いたいことを結構言えるというふうな答えも返ってきています。その意見があったものをフィードバックしてケースワーカーにまた戻す、そうすることによって違和感なく作業に、というか意見交換ができる場を持ったという、ワンクッション置いたことがすごくやっばり良かったなというふうに今思っております。

これは、直接ケースワーカーと受給者が対で話し合うと、やっばり強制、お金を握っている人は、受給者はうんと言わざるを得ないという気持ちはやっばりどこかにあると思います。でも実際はそうではなくて、あなたのためにやっているということが、そのワンクッション置いたことによつてはるかにオーバーラップしているんじゃないかと、で、伝わっているということも知っています。

す。この人に、支援員さんに話したことがケースワーカーにも伝わっている。だから、家庭訪問をやったときにその話がきちっと話されるんですね。それについてどうだこうだというのはないです。

それは、うちの研修会等々をやりながら、今まで駄目という言葉をよく使っていたと思うんですけども、駄目はないです。じゃ、ここができないんだつたら何ができますかという答えに振り替わっていく。そういう積み重ねがやはりエンパワメントを付けたりとか、ああ、私の言うことをちゃんと理解して聞いてくれる人ができたんだという受給者の気持ちの変化にもなると思います。

結局最後は、不正受給であったりそういうところだったりというのは、対話がなければどうしてもそういうことになってしまいますよね。逆に言うと、ケースワーカーに私はいじめられたから、今度は私があなたに仕返ししましょうかみたいな話だとする、それが何十年と続いてきたというような実態というのはあると思うんですね。私たちはそれを自立支援の中でそうではない形をつくり上げてこれたというのは、やっぱりそういういいチャンスだったなということがあるので、それをどんどんどんどんやったり全国に知らしめて、そして全国がそういう形で福祉業務をやっているようになれば、そういう解決の策もおのずと導かれるんじゃないかなというふうには思っています。

○田村智子君 ありがとうございます。そういうやっぱり人を置くような予算も必要なんだろうなと、こういうところは国もしっかりと措置していかなければならぬと思います。

次に、藤田参考人にお聞きをいたします。率直にお聞きします。今回の法案で、申請書の提出を原則として義務付けると、しかも申請書の記載事項についても条文で定めるといことが行われました。また、扶養義務者についても非常に厳格なような規定が新たに加わりました。この

ことが現場に及ぼす影響をどのようにお考えになつていらっしゃるか、お聞きをいたします。

○参考人(藤田孝典君) これは繰り返しになりますが、現場では非常に危機感と懸念を持っています。これはもう先ほど申し上げたとおり、水際作戦は現状としてある中で、これが更に追い打ちを掛ける形で進行していかないと、これが一点と、さらには、もう一点は、先ほど田村委員がおっしゃったとおり、まずは就労というように一元的な取扱いが行われないかということで、そういったことで自殺や更に生活保護利用者を追い込むようなことにならないのかということ現場では非常に危機感というか、そうなるんじゃないかということをもう想定として考えております。

なので、なるべくそうならないように法案を見直しをしていただきたいと思っておりますし、残念ながら現状でもそういった事態は相次いでおりますので、これはもう、先ほどの川田委員のお話では、どれくらいありますかと、お話がありました。水際作戦はもうたくさんあって、資料にも事欠かないくらいありますので、そういう現状で今の法案が出されることによつて、水際作戦は更に進行するだろうということを考えております。

なので、現場のそういった声であるとか、当事者の声を是非法案に生かしていただけたら有り難いと思っておりますし、できれば、これは私のお願いではあるんですが、もしこの法案がこのまま可決されるということになりましたら、水際作戦対応委員会のような、そういった具体的に厚生労働省内で、今の現状では厚生労働省はもう十分監査、指導はこれ以上できないというところは私も痛感しておりますので、それはもう外部機関を是非内部につくって、そういったところがこの法案によつて不利益を受けている人がいないかどうかをチェックするような仕組みがもう一段階、二段階あったら有り難いなと思っております。

○田村智子君 昨日の質疑の中で、私、水際作戦のやり方の一つとして、申請書そのものを渡さな

いというやり方があるんだと。それから、紹介したのが、もう一つは、申請書を置いていったのに受け取らないと。今回、法律で申請書の提出があつて初めて申請というふうになるときに、渡さない、受け取らないと、こういうことが起きた場合はもう口頭申請を認めるべきじゃないかというやり取りをしたんですけれども、実は厚労省の側から返ってきたのは、その渡さない、受け取らないというところはあり得ないことなので、それを特別な事情とみなして口頭申請というふうにするわけにはいかないと、あり得ないんだという前提なんです。

そこで、水際作戦の中で、申請書を渡さない、受け取らない、こういうことは本当に現場でないのかどうか、お答えください。

○参考人(藤田孝典君) はっきりもう申し上げると、起こり得ると思えますし、現実的にはあり得ます。なので、これはもう、私も生活保護申請に何度も同行していますが、申請書を出してもらえないので、こちらで自前で申請書を用意して出して、それでも忘れ物として取り扱われるという事案も何件かはあります。

なので、もうそういった形で申請書がしっかりとこちら側から申請意思を示して用意したとしても、なかなか、一部の福祉事務所ですけれども、受け取ってもらえない、申請意思を確認してもらえないということがありますので、そういった場合にはやはり口頭申請を認めるべきだろうということは、私の思いではあります。

それじゃ緊急のシエルトを用意します、三か月程度というような制度をつくらたり、一定の住宅手当を渡すと。

これ、私は、本来は生活保護を必要とする状態の方はまず生活保護でしっかりと見た上で支援をしていくということが必要だと思うんですけども、こういう自立支援法を作ること、他法他制度優先を口実として、生活保護を申請したいんだという方が、いや、そうじゃなく困窮者自立支援法というように運用にならないかということ危惧していますが、その点での見解をお聞きしたいと思います。

○参考人(藤田孝典君) そうですね、私も、まさにおっしゃるとおり、その懸念は常に感じております。

現状であつてもジョブファースト型の支援が行われているんですね。ジョブファーストって何かといいますと、まずは就労、どんな状態であつても、ネットカフェにしようがビデオボックスにしようがホームレス状態であろうが、まずは頑張つてハローワークに行つてくれ、仕事を探してくれというジョブファースト型が主なんです。

なので、これ海外だとなつていっているかといいますと、もう当然ですけども、ウエルフェアファースト型なんです。だから、まずは支援に必要な物資、状況、環境を整えて、整えられたのちちゃんと就労に結び付けていきますね、なので頑張つて一緒に仕事探していきたいと思います。いろいろな環境を整えた上での支援が当然やられるべき方針なんですけれども、残念ながら日本の福祉支援の現場は、申し訳ないですけども、遅々としてそういった理論的な支援が進まないという状況にあつて、この法案によつて、やはりそういった、まだジョブファースト型の就労に特化したような支援にならないかということ非常に危惧しておりますし、他法他施策によつて本来生活保護が必要な人に行き着かない、生活保護制度が活用されないということになつてしまつては元も子もありませんので、そうならないように

もう一度再考いただけたらということが私の願いです。

○田村智子君 天野参考人に伺いたいと思います。

今、残念ながら、生活保護に対する一般の方々の相当悪意も含めた様々な偏見が残念ながら今広がるような事態になってきています。それで、今、民生委員の活動をされている中で、本来、生活保護の申請が必要なほど困窮をされている方と、そういう方々を生活保護につなぐような支援のときに、偏見であるとか、あるいは、家族にあるいは親戚にそういうことが知られたら恥ずかしいというような思いからなかなか必要な支援に結び付かないというような事例というのは、民生委員さんの活動の中でお聞きになっていることがありましたらお話しただけならと思います。

○参考人(天野隆彦君) 昔は非常にそういう嫌いも強く出ていました。しかし、最近では、私の私見では、以前から見るとだんだんお互いが分かり合ってきておるといような状態でありました。

以上です。

○田村智子君 そうしたら、最後、佐藤参考人にもう一度お聞きしたいんですけども、先ほどケースワーカーさんの働きが非常に、ケースワーカーさんや間に入る支援員の方ですか、その専門性が担保されるような人数の体制と、あるいはその人件費、お給料、手当、なっているかどうか。その点で、やはりもうちょっと財政的な支援というのが本来国の側から求められているんじゃないかということについても御意見を聞きたいと思えます。

○参考人(佐藤茂君) 基本的に地方財政は逼迫しています。お金はないです。ですから、自前どうこうというのはほとんど難しいです。

ただ、何があっても金銭換算というか、お金で解決できるのかという問題もあるんですけども、私たちがやるうとしていっているのは金銭だけではないところも自分たちで考えなければいけないと思うんです。自分たちの給料も減らされていま

すから、そういうところで、言ってしまうと、自立を一生懸命支援する方が困窮者みたいな、近い人がやっているというのが実態なんですよ。ですから、そういうところで個々の人たちが話合いをできる場をきちっと持てるかどうかというところが、やっぱり人間として一回りも二回りも大きくできる要素というのが結構あるなというふうには思っています。

制度をきちっとしなないとそこはまだ動かないというところがあるので、実際その自立支援法がうまく稼働するためには、各福祉事務所がもう一度福祉という問題と福祉事務所の在り方みたいなのはやっぱり話すべきだとは思っています。ただ、そこがうまくいくと、すごく私たちが今までやってきたことがもつともっと評価させていただければなというふうには思うので、その中ではこういう形で法改正というのは私は望ましいと思っていますし、それ以上、考え方を運動させるような仕組みづくりはこれから多分出るんだろうなと思うというところは考えています。

○田村智子君 終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。今日は、それぞれ三人の参考人の皆さん、来てくださりましてありがとうございます。また、日ごろのそれぞれのすばらしい活動に関して心から敬意を表します。

まず、佐藤参考人にお聞きをいたします。先ほど、釧路は水際作戦やっているとこのことで、ちょっと実は正直びっくりして、というのは、昨日もこの政府とのやり取りの中で、福祉事務所にあらかじめ申請書が置いてあるかどうか、何件置いてあるかというのを調べているかということなんです。私たちが水際作戦おかしというんです。役所側から見ると、いつでも窓口で申請書があれば誰でも申請ができて、書かれたものをあなた駄目と言うのが難しいので、相談という形で何とかもう排除しちゃおうというふうにも思っていると思うんです。釧路の場合はそういうことはないんですか。申

請書というのは、もう誰でももらって書けるような中身になっているんでしょうか。

あるいは、多分、水際作戦やっていると人の心理の中には、そうやるといっばい生活保護の申請して、それを駄目、駄目と言うのが大変だという意識もきつとあると思うんです。その辺はどういうふうな解決されているんでしょうか。

○参考人(佐藤茂君) うちの、基本は窓口においてあります、用紙は。

ただ、受付というところでは逆に、申請に来ました、でも、中身をやっぱりある程度聞かなければ調査の段階まで行けないところがあります。それから、面談を行うというところはあります。本人が申出によって要するに申請しますというものについては全部受けています。ただし、全部ないしよで金くださいという人は、お話ししましょうというふうにはなりません。

だから、当局としては、そのぐらいは、排除でもなく、何もなく、名前も中途半端で書かれても、誰にじゃお金を出すんですかという話になりますよという話はしますけれども、それ以外は、きちっと書いてもらうことによつて受理はします。特に今まで、今日はあなたのやつは受け取れませんとかというのはないですね。

基本的に、組関係の人ですね、関係の人については警察に確認させていただきましてという了解を得て、それは後日になりますよというふうにはやりすけれども、それ以外は本当にないです。

○福島みずほ君 多分、その申請書を置く生活保護の受給者が増えるんじゃないかと恐怖心があると思うんですが、釧路の場合は他市に比べて、もちろんさつき産業のお話がありました。何か多いとか、何かいわる「不正受給」みたいなのが増えるというふうなことはないんですかね。

○参考人(佐藤茂君) そうですね、特にそういうのは考えたこともないですね。ですから、何でも、水際でやるからとか、受給者が多くなったら大変というのは特にはないですね。困っている

んだからセーフティネットを使うでしょうというだけの発想だと思えますけれども。

○福島みずほ君 その話を厚労省に一生懸命したいと思えます。

ただ、生活保護の受給が増えるというわけでは、他市に比べて増えるとか、問題があるという認識もないですね。

○参考人(佐藤茂君) それはいいですね。増えたとしても、それは私たちが調査をした結果で開始しているという自負はあります。

○福島みずほ君 自立支援をやっているところからケースワーカーや委託をしている人の役割が多いことがよく分かりましたが、どれぐらいの体制で、人数でやっていますか。

○参考人(佐藤茂君) 自立支援は二人です。今年から自立支援担当というのを、ケースワーカーしながら担当部署を設けてやっています。実際にはケースワーカーが七十人で、標準数からいくとケースワーカーは九人ぐらい足りないです、まだ。

ただ、仕事の楽しみみたいなのをやっぱり共有しながら、受給者に対しての見方ですとか、その変わった人を見る評価の仕方というのをみんな考えながらやっていると、意外と仕事って楽しいよねというのが今の状況になっているというのがもう実態論ですね。そうすると、意外と足りなくても工夫をすれば何とかできていくというふうには自分たちでは思っています。

○福島みずほ君 工夫されているのはよく分かりました。学んでいきたいと思えます。

藤田参考人にお聞きをいたします。今回の生活保護の改正法案は、申請のやり方が変わることと扶養義務の強化になることが極めて問題だと思っています。昨日も議論をしたんですが、扶養義務者は民法の扶養義務者であるというふうにして、それから通知を出すということですね。そうすると、家族関係が非常に壊れるんじゃないか、あるいは、家族や親類に自分が生活保護の申請に行っ

たことそのものが分かれれば嫌だから、そもそも生活保護の窓口に行かないということが起きると思えますが、その点についてどう思われますか。

○参考人(藤田孝典君) まさに、現段階であつても扶養義務者への照会が行われておりますし、それが最も大きな水際作戦としての効力を発揮しているということ現場では実感しております。

要は、ケースワーカーさんに、生活保護を受けると、まずは申請が出されると家族に照会を掛けなきゃいけないので、それでいいですかということを開かれますので、それはちよつとというように、家族に迷惑を掛けられないという方はもうその時点で申請を諦めてしまうということが、これはもう一般的なことですので、これを更に親族扶養の照会を強化していくことはどうなるかという、更に、今ですら生活保護を真に必要としている人が、これによって受けられていないものがより加速するだろうということも想像に容易であるということを私は思っております。

○福島みずほ君 改正法案の六十条に、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」というのがあるんですね。

藤田参考人に、ここで書かれている被保護者が一体何なんだろうかと。あなたはこうしなさいと書いてあつて、健康に努め、無駄遣いせずって、どうですか。この条文、どう思われます。

○参考人(藤田孝典君) そうですね、生活保護利用者の方にとっては、現時点でも、健康に配慮しながら自分でできる範囲で努力されているんですね。これは、まずは現時点で生活保護利用者は全て努力されていることを認めてもらいたいということも思つていて、それでもさらにアルコール依存症、ギャンブル依存症、うつ病等で自分の生活が健康的にできないという場合にはそれはやはりケースワーカーや支援者が支援の手を差し伸べるところだろうと思つておりますので、こ

れは、生活保護利用者に対する義務というよりは、どちらかというと福祉事務所側の責務、その人たちが丁寧に支援していくべきだろうという、そういうった解釈をしていただけると有り難いと思つております。

○福島みずほ君 扶養義務の強化の点なんですけど、厚生労働省は、一年に一遍は扶養義務者にどうですかと言つていたりとか、いろんな答弁の中で出てきたんですが、その扶養義務者への通知に伴うことで、本人が嫌だとか、トラブルが生ずるとか、家族に問題が生ずるとか、あるいは障害のある方が頑張つて独り暮らししようと思つて、親の元に帰らなくちゃいけないとか、そういう扶養義務との関係での問題事例を御存じでしたら、藤田参考人、教えてください。

○参考人(藤田孝典君) 私どものところでは生活保護を申請する方がたくさん来られていますが、特にうつ病や統合失調症によつて、もうそれは言つても自分で生活したいという方の相談も非常に多く寄せられています。なので、そういう方たちは、家族にはこれ以上迷惑を掛けたくない、迷惑を掛けられないという中で、家から出たいということ保護申請に至るというケースもたくさんあります。

なので、そういう方たちが、障害があつても、どういう状態であつても独り暮らしができるように、自分の自分らしい生活ができるように支援現場では配慮が必要だと思つて、残念ながら今の現状、この親族扶養の強化がなされると、障害があつても、どういう状態であつても家族に面倒見てもらいなさいということになりかねませんので、その辺りは、本人個別の事情に応じて対応いただけるように、附帯決議等で検討いただけたら有り難いと思つております。

○福島みずほ君 生活保護の改正法案は極めて扶養義務強化したり問題があると社民党は考えていて、ただ、もちろん自立支援法の方は意味がある面もあるんですが、ただ、生活保護に行かないように自立支援の方が強調されると、今日、藤田参

考人がおつしやつた、とにかく就労というのが強くなるんじゃないかと心配をしております。

それで、藤田参考人と佐藤参考人にちよつとお聞きをしたいんですが、藤田参考人の「ひとりも殺させない」という本を読みました。生活保護で稼働年齢層を納税者に変えていける、むしろ早く生活保護をやることで稼働者に変えられるんだという記載があるんですが、生活保護に行く方がいいのか、自立支援に行く方がいいのか、ケースごとでしようが、その辺の振り分けなどが今後もしこの法律が成立したらどうなるのかとちよつと心配をしております。生活保護と自立支援、その両方に関しての見解、佐藤参考人、藤田参考人、教えてください。

○参考人(佐藤茂君) 私どもが今考えているのは、両方が受付場所があることによつて、逆に生活保護を受けたくないという人も行きやすい場所がつくれるという逆の発想を持っています。

実際には、民間的な発想をそこに組み入れてもらつて、いろんな企業体と協議をして、就労であり、ボランティアでありという形の中でつくり上げていくことによつて、最終的にそこで解決できないものが福祉事務所に落ちてくるというふうな格好でもいいじゃないのかなというふうには考えていますので、その人に合ったやり方の窓口が二つできるということは、最適な形の中で運べるというふうには理解しております。

○参考人(藤田孝典君) 私は、非常に現場で危機感を持っております。現状、釧路市のようにであれば、全国の自治体がそれであればいいんですけども、非常に私は釧路市を特別な自治体として見ております。なので、私は、この法律ができるかどうかというところですが、恐らく福祉事務所現場で、一部かもしれないですが、責任放棄が発生しないかということを非常に危惧しております。

これは、今ですら、私たちが申請窓口に行くとか、いや、あなたは社会福祉協議会に行つてみたらどうかとか、あなたはこちらのNPOにまずは

相談してみても本当に困つたらまた来てくださいということを言われますので、またそういうた水際作戦と言われるような窓口がもう一つできてしまうことによつて、これは、本当に生活保護は、まず早めに救済されるべき人がたらい回しされて、結果、最後に行き着くということが相次いでおりますので、そうなったときには問題が更にこんがらがつて、人間不信にもなつて、支援が困難、時間を要するということがありますので、まずはちゃんとしたアセスメント、ちゃんとした支援ができる場所を、福祉事務所なり相談機関なりにそういう人材を配置しておかないと、単純に今の福祉事務所では公的責任の放棄、生活保護はまだ早いよというふうなことが行われないかということを非常に危惧しております。

○福島みずほ君 藤田参考人にお聞きをします。この本の中でもケースワークの重要性と書いていらして、また、佐藤参考人からも釧路の中でのケースワーカーやいろんな人が頑張つているという話がありました。もしこの法律、とりわけ生活困窮者の支援法ができれば、物すごくそのマンパワーというかヒューマンパワーが必要だと思うんですね。

さつきもちよつと佐藤参考人からありましたけど、今警察OBを入れるということが多いんですが、むしろヒューマンパワーとしてのケースワーカーなどを多く増やさなくちゃいけないんじゃないかと思つていますが、その点についての藤田参考人の見解を一言お願いいたします。

○参考人(藤田孝典君) もうまさにおつしやるとおりでして、現場はもう困窮者がどんどん来られていて、もう疲弊しているという状態ですね。これは、ケースワーカー、福祉事務所の現場に限らずNPOもそうですし、どこでも疲弊しております。

なので、そこである種必要なのは、もうどういう状況であつても寄り添いながら支援していくという、支援の専門性を担保しないといけないので、これはやはり福祉事務所であれば一般事務

職の公務員がなかなかやるということでは限度がありますので、ある種専門職を採用していくことであるとか、あとは民間とのネットワーク、これもずっと言われ続けていますが、民間とのネットワークもいまだにできていない自治体は少ないです。なので、そういった工夫が必要だと思っております。

○福島みずほ君 今日はどうも本当にありがとうございます。

○委員長(武内則男君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べをいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

午後一時四十分に再開することとし、休憩をいたします。

午後零時五十分休憩

以下省略







# 改正生活保護法について

社会・援護局保護課



## 改正生活保護法について 小目次

### (説明資料)

○ 生活保護法の一部を改正する法律について	3 1
○ その他	4 5
○ 参考資料	4 9

### (文書編資料)

1 生活保護法の改正について	5 9
2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について	6 3
3 健康・生活面に着目した支援について	6 8
4 不正・不適正受給対策の強化等について	7 0
5 生活保護制度の適正な実施について	7 5
6 医療扶助の適正な実施について	8 2
7 介護扶助の適正な実施について	8 7
8 指定医療機関制度等の見直し等について	8 8
9 その他	9 3

### (参考資料)

○ 生活保護法の一部を改正する法律等の施行について（通知）	9 9
○ 生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 164 号） 新旧対照表	1 1 7
○ 生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 57 号） 新旧対照表	1 2 3
○ 生活保護法施行規則の一部を改正する省令 附則抜粋	1 3 4
○ 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について	1 3 6



# 說 明 資 料



## 生活保護制度の現状

- 生活保護の動向（平成26年2月時点）
  - 生活保護受給者数は約217万人（生活保護受給世帯数：約160万世帯、保護率：1.70%）となっており、平成23年7月に過去最高を更新して以降増加傾向
  - ただし、対前年同月伸び率は0.5%となっており、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向にある（世界金融危機直前（平成20年10月）の伸び率は3.0%）
- 高齢化等の影響により、生活保護受給者の過半数（約51%）は60歳以上の者  
また、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」の伸び（※）は10年間で約3倍強ではあるが、近年の伸び率は逡減傾向にある  
（※）平成15年度：84,941世帯→26年2月（概数）：287,570世帯（10年間で約3倍強の増加）
- 受給者の増加にともなって生活保護費負担金も一貫して増加し続けており、平成26年度予算では3兆8,431億円（国（3/4）と地方（1/4）の負担を合わせた額）  
そのうち、約半分は医療扶助が占めている
- また、平成24年度の不正受給件数（稼働収入の無申告、各種年金の無申告など）は約4万2千件、金額にして約190億円（保護費総額の0.5%）という状況

## 生活保護制度の見直しに係る近年の動き

日時	制度見直しの検討	その他	備考
22年10月	指定都市市長会「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」		自治体から抜本改正の提案
23年4月		社会保障審議会「生活保護基準部会」設置	基準見直しの議論スタート
5月	社会保障審議会「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催		国と地方の議論スタート
12月	「生活保護制度に関する国と地方の協議」中間とりまとめ	生活保護受給者数が過去最高を更新	①運用改善(速やかに実施) ②制度見直し(引き続き検討)に分けて整理
24年4月	社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」設置		制度見直しの審議会議論スタート
8月		社会保障制度改革推進法案成立	生活保護制度の見直しを早急に実施すべき旨を規定
25年1月	生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別とりまとめ	生活保護基準部会報告書とりまとめ	ほぼ同時期にとりまとめ
5月	生活保護法の一部を改正する法律案及び生活困窮者自立支援法を第183回通常国会に提出		衆議院では可決するも、参議院では審議未了により廃案
10月	2法案を第185回臨時国会に再提出		
12月	2法案成立		

# 生活保護法の一部を改正する法律について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

## 主な改正内容

### 1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

### 2. 健康・生活面等に着目した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

### 3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

### 4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

## 施行期日

平成26年7月1日（一部(※)平成26年1月1日）

(注) 第183回国会政府提出案からの修正点

- ・ 同国会（衆議院厚生労働委員会）における議員修正（保護申請に係る取扱いは現行と変わらない旨を明確化）の反映
- ・ 施行期日の変更（3か月後ろ倒し）

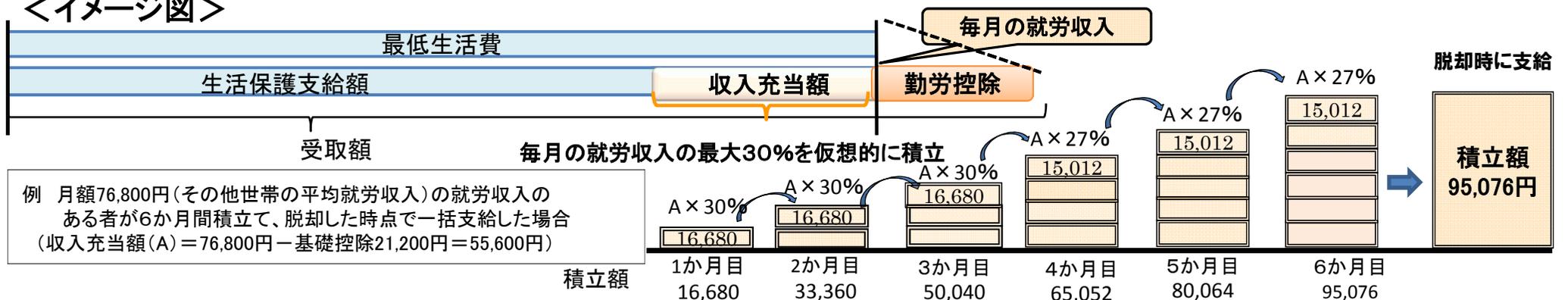
# ① 就労自立給付金について（平成26年7月から実施）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。

## 制度概要

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：算定対象期間(※1)における各月の就労収入額(※2)に対し、その各月に応じた算定率(※3)を乗じて算定し、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間
  - ※1 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
  - ※2 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
  - ※3 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1～3月目までは30%、4～6月目までは27%、7～9月目までは18%、10月目以降は12%

### <イメージ図>



## ② 健康・生活面等に着目した支援

- ◎ 受給者の自立に向けて、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。

【施行期日：平成26年1月1日】

### (参考) 運用における取組

受給者が、自ら、健康の保持・増進や収入・支出等の状況の適切な把握に努めることにあわせて、受給者の取組がより効果的なものとなるよう、次のような健康・生活面等に着目した支援を行う。

#### ① 受給者の健康管理を支援する取組を実施

- 平成25年度から、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化
- 福祉事務所の調査権限を強化して健康診査結果等を入手可能にし、それに基づいて、健康面の支援をより効果的に行えるようにする

(注)生活保護は、糖尿病、肝炎といった重症化すると完治が難しい疾病の患者の割合が国民健康保険等に比べて高い。

#### ② 本人の適切な家計管理を支援するための取組を実施

- 福祉事務所が本人の自立支援の観点から必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求めることも可能

### ③-1 不正・不適正受給対策の強化等(調査権限の拡大や罰則の引上げ等)

- ◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施する。

【施行期日：平成26年7月1日】

#### 主な改正内容

##### (1) 福祉事務所の調査権限の拡大

- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る

- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける

(※)回答義務の対象の例

自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

##### (2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

- 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ

- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする

##### (3) 不正受給に係る返還金の保護費との調整

- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めるときは、保護費と調整することを可能とする

##### (4) 扶養義務者に対する報告の求め

- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

# 福祉事務所の調査権限の拡大

第29条第1項（改正）

○ 関係先調査（いわゆる29条調査）の調査対象事項は、以下のとおり拡大。

※ 下線部分は、現行からの変更点。

	現行	改正後
要保護者についての調査	・資産及び収入	・資産及び収入（①生業若しくは就労又は求職活動の状況、②扶養義務者の扶養の状況、③他の法律による扶助を含む。） ・健康状態 ・他自治体における保護の有無 ・その他政令で定める事項（支出に関する状況）
扶養義務者についての調査	・資産及び収入	・資産及び収入 ※ 法律上は「その他政令で定める事項」とあるが、現時点では定める予定なし。

（注）法改正により、被保護者であった者についての調査、被保護者であった者の扶養義務者についての調査もできることとなる。ただし、これらの調査に関しては、資産及び収入の状況その他政令で定める事項は、その保護を受けていた期間における部分に限る。

第29条第2項（新設）

○ 関係先調査が行われた場合、官公署等が保有する情報は、回答義務の対象となる。

種類	情報（調査先）
資産に関する情報	自動車保有（地方運輸局） 等
収入に関する情報	公的年金（年金事務所）、恩給（総務省）、児童手当（市町村）、児童扶養手当（福祉事務所）、労災補償（厚生労働省）、失業手当（ハローワーク）、育児休業給付・介護休業給付（ハローワーク）、職業訓練受講給付金（ハローワーク）、市町村民税（市町村） 等
その他の情報	健康診査の結果（市町村）、戸籍（市町村）、求職活動状況（ハローワーク）、職業訓練の受講状況（都道府県） 等

（注）官公署等が保有する全ての情報が回答義務の対象となるのではなく、改正法別表第一に掲げるものに限られることに留意が必要。

# 扶養義務者に関する規定について

## 基本的な考え方

- ◇ 明らかに生活保護受給者を十分扶養することができると思われる扶養義務者については、その責任を果たしていただきたい。
- ◇ 一方で、行政が家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきことは当然であり、本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げとならないよう、慎重に対応していく必要がある。

## 扶養義務者への扶養照会※現行でも実施

親子や兄弟姉妹等、一般的に扶養可能性が高い者に対して重点的に行うことが多く、3親等内の親族すべてに一律行っているわけではない。

※要保護者に事情をよく確認し、20年音信不通であるなど、明らかに扶養の履行が期待できない場合や、DVから逃げてきたなど、扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者には照会していない。

※扶養照会より対象が狭まることなる

## 扶養義務者への通知

※第24条8項に新設

福祉事務所が家事審判手続を活用してまで費用徴収を行う蓋然性が高いと判断されるような場合等に限定して行うこととする旨、省令で明記する。※扶養照会をしないケースは当然対象とならない。

## 扶養義務者への報告徴収

※第28条2項に新設

- ◇ 生活保護法における扶養義務の範囲は、民法上の規定における扶養義務の範囲に等しい。
  - ① 夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係
  - ② 直系血族及び兄弟姉妹
  - ③ 3親等内の親族(おじ、おば、甥、姪など)のうち特別な事情がある(※)者  
(※)過去にこの要保護者又はその世帯に属する人から扶養を受けるなど

# <参考> 生活保護法改正法（抄）

## ○扶養義務者への通知に関する規定（新設）

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条（略）

2～7（略）

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

## ○扶養義務者に報告を求める規定（新設）

（報告、調査及び検診）

第二十八条（略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

## ○扶養義務者に対して、費用徴収を行う規定（現行と変わらず）

（費用の徴収）

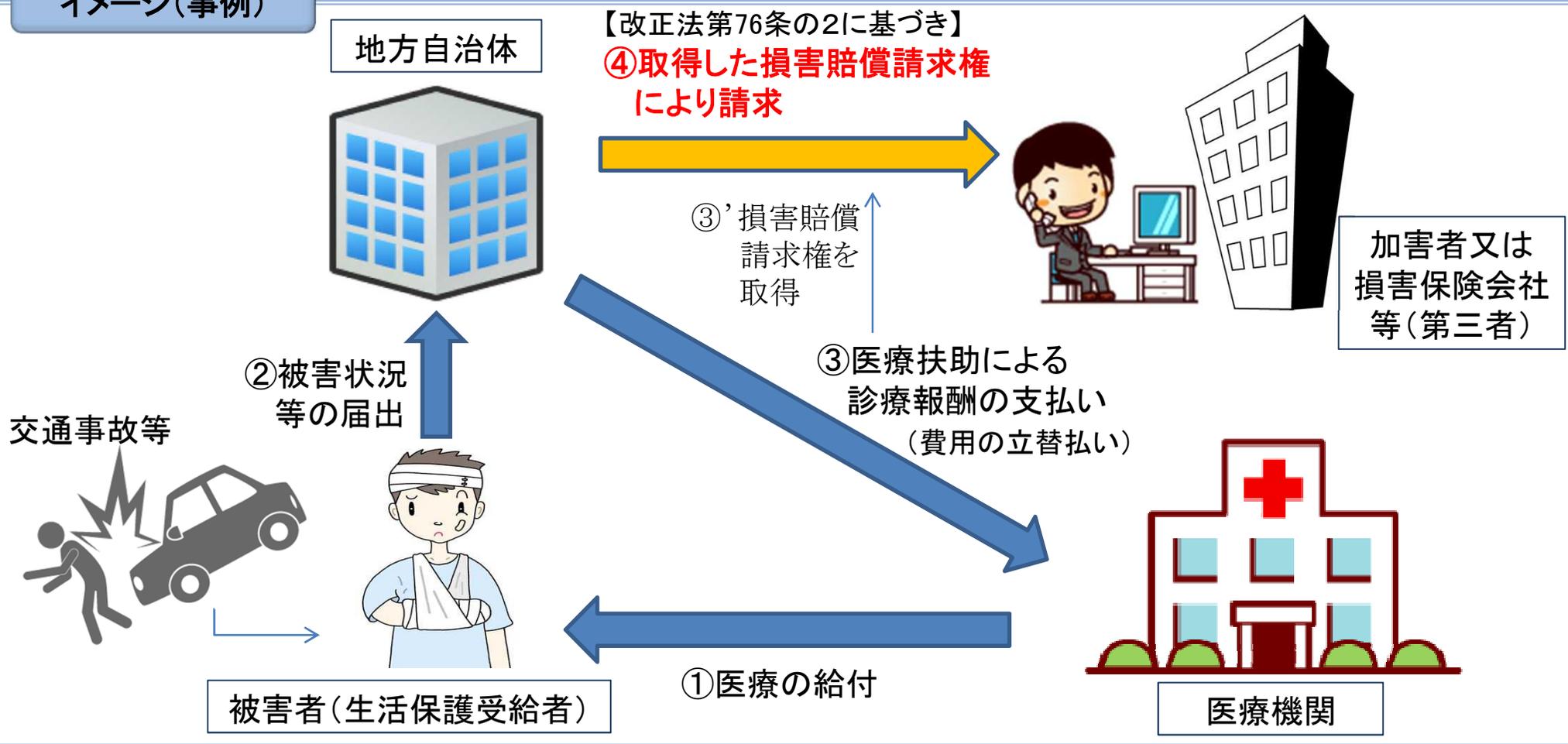
第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

### ③-2 不正・不適正受給対策の強化等(第三者行為求償権の創設)

- ◎ 保護の補足性の原則に照らせば、交通事故等を原因として生活保護受給者が損害賠償請求権を取得した場合、
  - ・ 損害保険会社等に対して損害賠償を請求し、受領した賠償金を医療費を含む最低生活費に充当すべきだが、
  - ・ いったん医療扶助が行われれば、生活保護受給者が、損害保険会社等への損害賠償を請求しない事案が存在。
- ◎ このため、今般の法改正では、医療扶助等の事由が第三者行為によって生じた場合は、地方自治体は、支弁した医療扶助等の限度で、受給者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する規定を創設。  
【施行期日：平成26年7月1日】

#### イメージ(事例)



## ④-1 医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)

- ◎ 多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対処が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化する。  
【施行期日：平成26年7月1日】

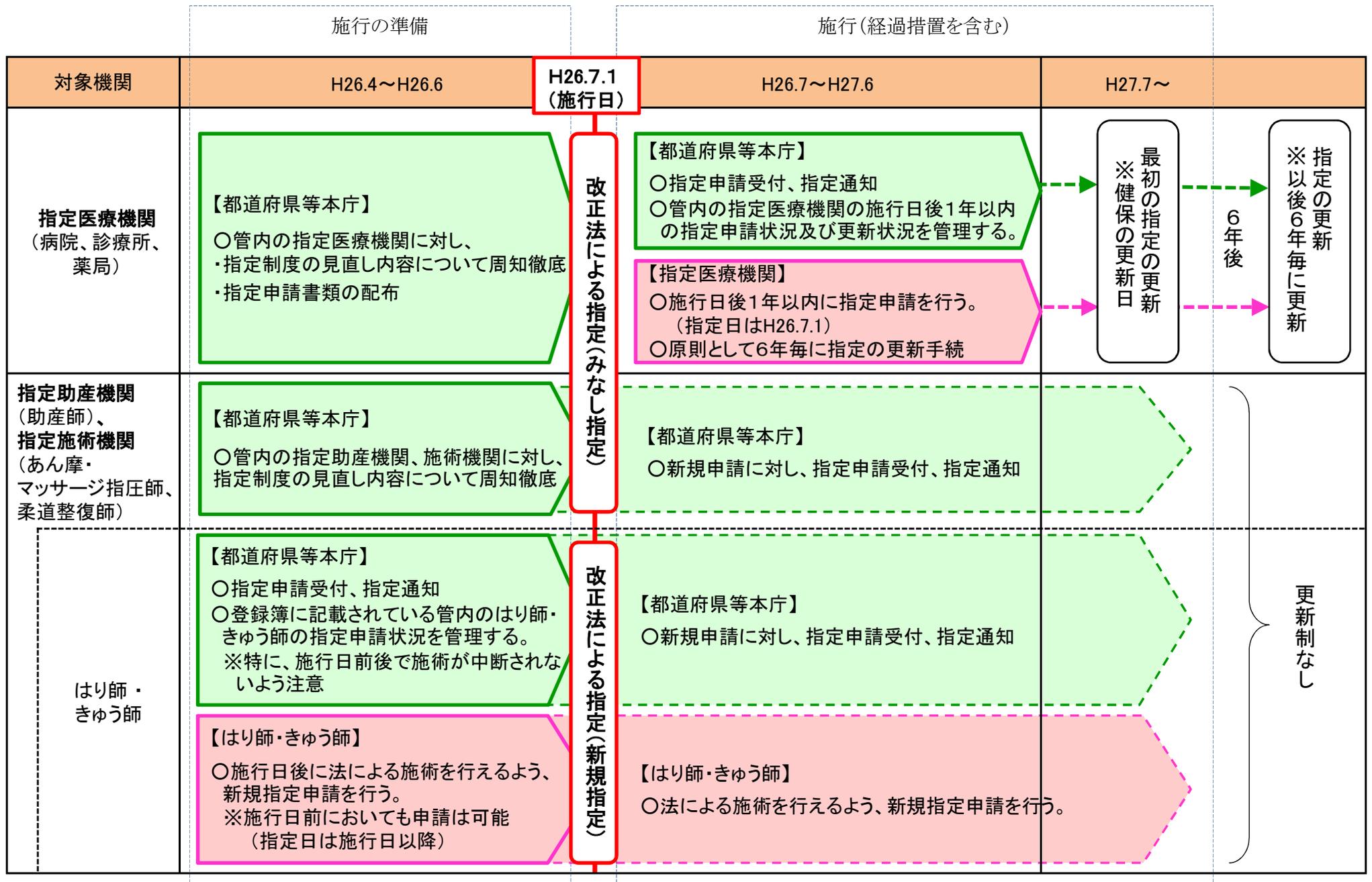
### <改正①> 指定医療機関制度の見直し

- **指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を明確化。**〈法第49条の2、第51条〉
    - ・指定要件：保険医療機関であること、取消処分前に指定辞退がなされた場合に5年を経過していること、申請者が禁錮刑以上の刑の執行(猶予)中でないこと 等
    - ・取消要件：保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき 等
  - **指定医療機関の指定の有効期間(現在は無期限)について、6年間の有効期間(更新制)を導入。**〈法第49条の3〉
    - ・更新制の対象は病院、診療所、薬局 ※指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関は対象外
    - ・負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新の申請を不要とする。
  - **指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応。**
    - ・保険医療機関の指定取消 → 指定医療機関の指定取消が可能。〈法第51条〉
    - ・指定医療機関の指定取消 → 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣(地方厚生局長)に通知しなければならない。〈法第83条の2〉
  - **過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。**〈法第54条〉  
等
- ※ 施行に伴う経過措置
- ・旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師または歯科医師は、施行日において改正法の指定があったものとみなす。〈附則第5条第1項、4項、第6条、第7条〉 ※はり師及びきゅう師については新規指定が必要。
  - ・みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内(厚生労働省令で定める期間内)に法第49条の申請をしなければ、指定の効力を失う。〈附則第5条第2項〉

### <改正②> 指定医療機関への指導体制の強化

- **国(地方厚生局)による指導等も実施できるようにする。**〈法第54条、第84条の4〉
- **各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する。**(運用)

# 指定医療機関制度の見直しに係る経過措置等(今後のスケジュール)



## ④-2 医療扶助の適正化(後発医薬品の使用促進)

◎ 医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進について法律上明確化する。

【施行期日：平成26年1月1日】

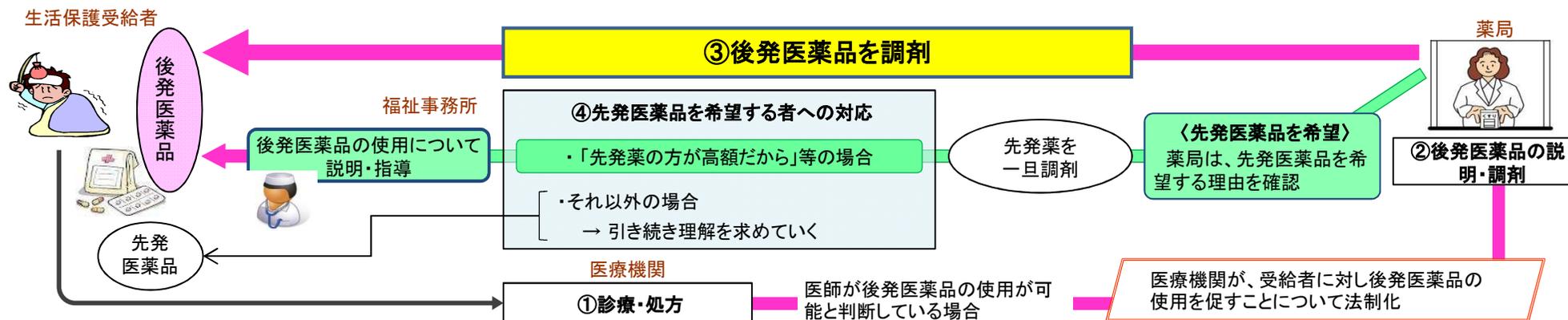
▶ 医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとする。〈法第34条3項〉

※ 医療保険に比べて生活保護の使用割合が低い。

	生活保護(金額シェア)	医療保険(金額シェア)
平成22年	7.0%	7.9%
平成23年	7.5%	8.5%
平成24年	8.4%	9.8%

### (参考) 後発医薬品使用促進の取組(運用) H25～

- 薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん(一般名処方を含む)を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、原則として後発医薬品を調剤する。
- 先発医薬品を希望する受給者に対しては、先発医薬品を一旦調剤した上で、必要に応じて、福祉事務所が引き続き後発医薬品の使用を促していく。



# 生活保護法の一部を改正する法律（第24条関係抜粋）

参考

改正後	改正前
<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>一 要保護者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係</p> <p>三 保護を受けようとする理由</p> <p>四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）</p> <p>五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>	<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>

- 44 -

## 考え方

- 申請の法定化は、第29条(関係先調査)の改正に合わせて、申請時の確認事項についても法律上明確に位置づける必要があるという法制的な観点から規定したものの。
- この法改正によって、申請事項や申請様式をはじめ、事情がある方について認められている口頭申請についても、現行の運用を変えるものではない。
- 言うまでもなく、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。

# 生活保護レセプト管理システムの機能強化について

平成24年10月より電子レセプトシステムの抽出機能の強化を実施。

生活保護等版レセプト管理システム  
(平成23年度より各自治体で本格運用)

## 主な点検機能

### 縦覧点検

受給者ごとに複数月分のレセプトを  
まとめて、頻回受診等を点検

### 重複点検

重複して請求されているレセプトを  
点検

## 主な統計・分析機能

### 医療費分析

管内の医療費で上位を占める傷病  
の割合等を分析

### 傷病別分析

指定した傷病のレセプト件数、医療  
費、受診率等を集計

### 医療機関別分析

医療機関ごとに医療費を集計し、診  
療状況や医療費などを分析

## 新たな機能の追加

### ○ 具体的な指導対象となり得る者を容易に抽出(一覧表を自動作成)できる ようにする。

平成24年10月改修済み

#### ◆ 過剰な多剤投与や重複処方を受けている者

- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 一定量(錠、日数、点) 》以上の処方を受けている者
- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 任意の医療機関数 》以上から処方を受けている者

#### ◆ 頻回に受診を行っている者

- ・同一傷病で、同一月内に《 任意の日数 》以上受診している状態が、《 任意の月数 》以上継続している者

#### ◆ 長期外来を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》以上継続して外来受診している者

#### ◆ 長期入院を行っている者

- ・《 任意の期間 》以上継続して入院している者

#### ◆ 重複受診を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》内に《 任意の医療機関数 》以上で受診している者

### ○ 請求が他に比べて特徴のある医療機関を容易に抽出できるようにする。

#### ◆ レセプト1件当たりの請求金額が高い医療機関

- ・管内の医療機関について1件当たりの請求が高い順に並べた一覧

平成25年3月改修済み

#### ◆ 特定の診療行為や検査が多く行われている医療機関

- ・管内の医療機関について《 任意の診療行為・検査 》の請求が多い順に並べた一覧

### ○ 自治体からの意見を踏まえ、利便性の向上を図る。

#### ◆ レセプトを抽出する際に、自治体が任意に設定条件を追加できるようにする 等

※抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要

## 生活保護受給者に対する適正受診の徹底について

- ・ 同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者に対する受診指導について、精神科間の重複処方のみの点検から、全診療科間の重複処方に拡大。【調査対象件数】約2,600人(H22)→約14,000人(H24)
- ・ 診療日数が過度に多い者や長期間入院している者の全員を対象に、嘱託医協議や主治医訪問により個々の状況を把握した上で、適正受診の徹底や退院に向けた支援を実施。

### ○ 頻回受診者に対する適正受診指導

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上通院が3か月以上継続している者数)	17,368人	18,847人	18,969人
適正受診指導対象者数	3,816人	4,273人	4,146人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)	1,271人	1,834人	1,949人
改善者数割合	33.31%	42.92%	47.01%

### ○ 長期入院患者に対する退院促進

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
検討対象者数(入院180日を超えた者数)	62,495人	62,003人	63,381人
入院の必要がない者数	5,830人	5,981人	5,699人
改善者数(退院や他施設へ入所した者数)	2,684人	2,946人	2,736人
改善者数割合	46.04%	49.26%	48.01%

### ○ レセプト点検の実施

すべての医療扶助レセプトについて、都道府県及び福祉事務所において、資格点検、内容点検を実施。点検の結果、過誤が認められるレセプトについては遅滞なく過誤調整を行う。なお、平成23年度から電子レセプトにより点検を実施。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支払金額	1,558,845百万円	1,674,220百万円	1,724,384百万円
過誤調整額	14,219百万円	15,428百万円	16,492百万円
過誤調整率	0.91%	0.92%	0.96%

 電子レセプトシステムを積極的に活用し、効率的・効果的な取組の実施

# 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施

## ① 保護開始段階での取組

### ○本人の納得を得た集中的支援(25年5月から実施)

働く能力がある等保護受給開始後、一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、原則6か月以内の一定期間を活動期間とする、受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、本人の納得を得て集中的な就労支援を実施

### ○就労活動促進費の創設(25年8月から実施)

自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給

- ・支給金額:月5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月 最長1年)
- ・支給要件:被保護者が、福祉事務所と事前確認した活動期間内に保護脱却できるよう、ハローワークにおける求職活動等を月6回以上行っているなど計画的な就労活動に積極的に取り組んでいること

## ② 保護開始後3～6月段階での取組

### ○職種・就労場所を広げて就職活動(25年5月から実施)

希望を尊重した求職活動の結果、就職の目途が立たない場合等は、「職種・就労場所を広げて就職活動」を基本とする。

### ○低額であっても一旦就労(25年5月から実施)

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却可能な就労が困難と見込まれる者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることでその後の就労に繋がりがやすくする観点から、「低額であっても一旦就労」を基本的考え方とする。

## ③ 就労開始段階の取組

○勤労控除制度の見直し(25年8月から実施) 就労の意欲が高まるよう、基礎控除のうち、全額控除額の引き上げ及び控除率の定率化(最低控除額8千円→1万5千円、一律10%、就労人数が最も多い収入区分 20,000円 控除額15,600円 5,190円増、総数の平均就労収入額 67,000円 控除額20,400円 2,420円増)

## ④ 保護脱却段階での取組

### ○就労自立給付金の創設(26年7月から実施)

保護脱却後に税、社会保険料等の負担が生じることを踏まえて、生活保護脱却のインセンティブを強化

- ・支給金額:上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円  
保護脱却前6か月間の各月の就労収入額に対し、算定率を乗じて算定した額と上限額のいずれか低い額を支給。
- ・支給要件:安定した就労の機会を得たこと等により、保護を必要としなくなった者

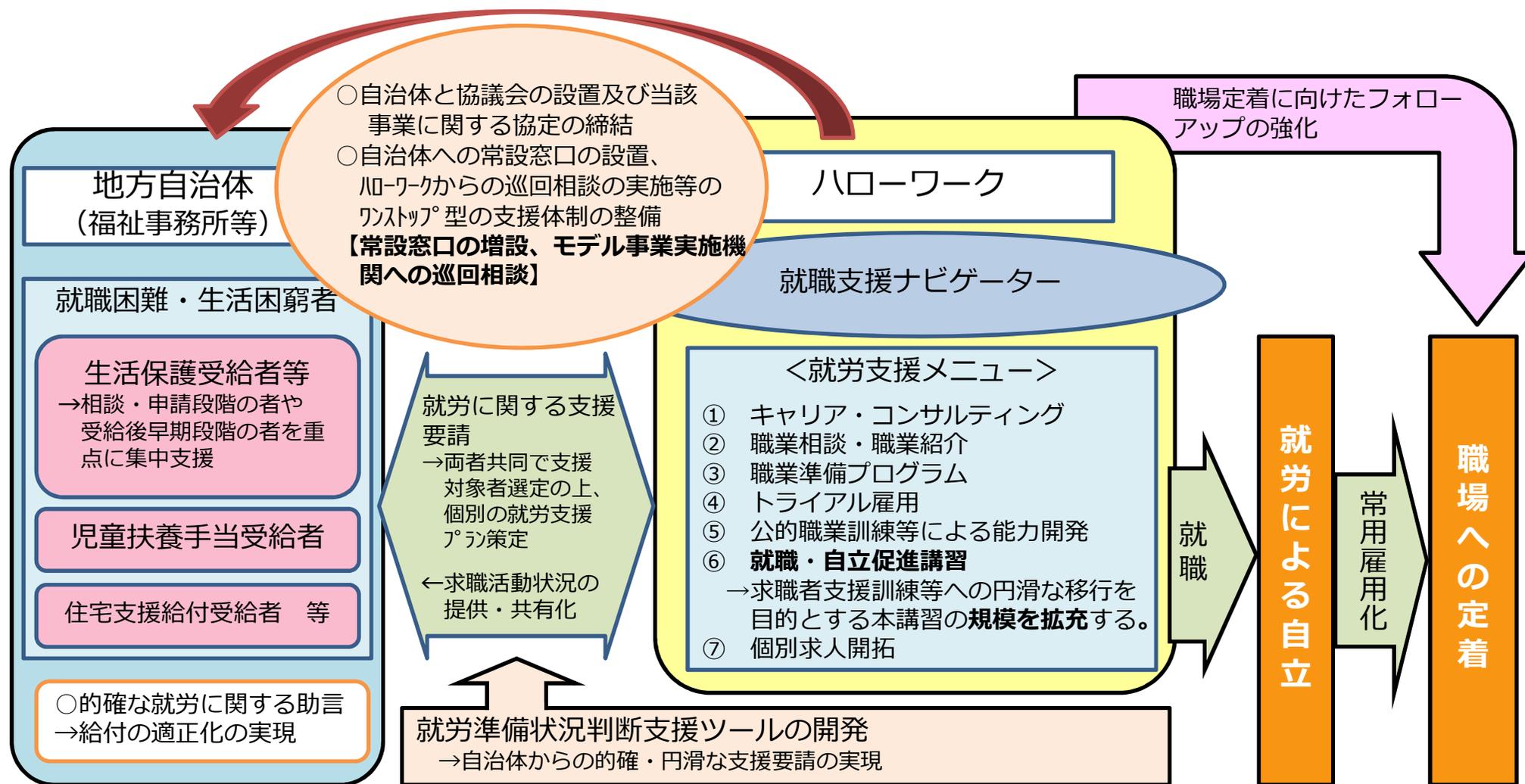
## ⑤ 保護脱却後の取組

○新たな相談支援事業の運営機関にその後の支援を繋ぐことで、連続的支援を検討

# 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度に新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を創設。

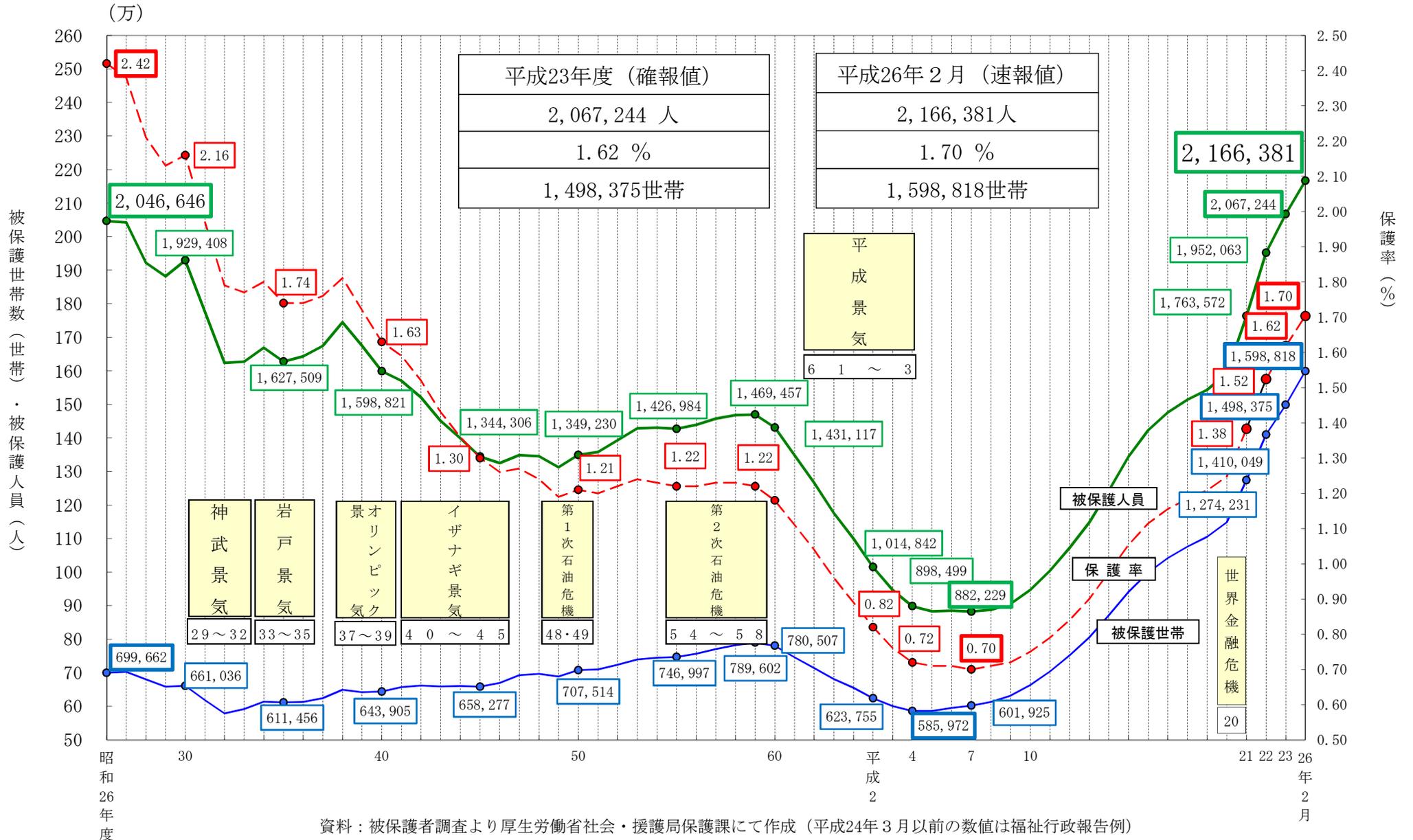
さらに、平成26年度は、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、「生活困窮者の自立の支援に関する法律」の円滑な施行（平成27年度～）に向けて、**生活困窮者自立促進支援モデル事業実施機関への巡回相談を実施**し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



# 参 考 資 料

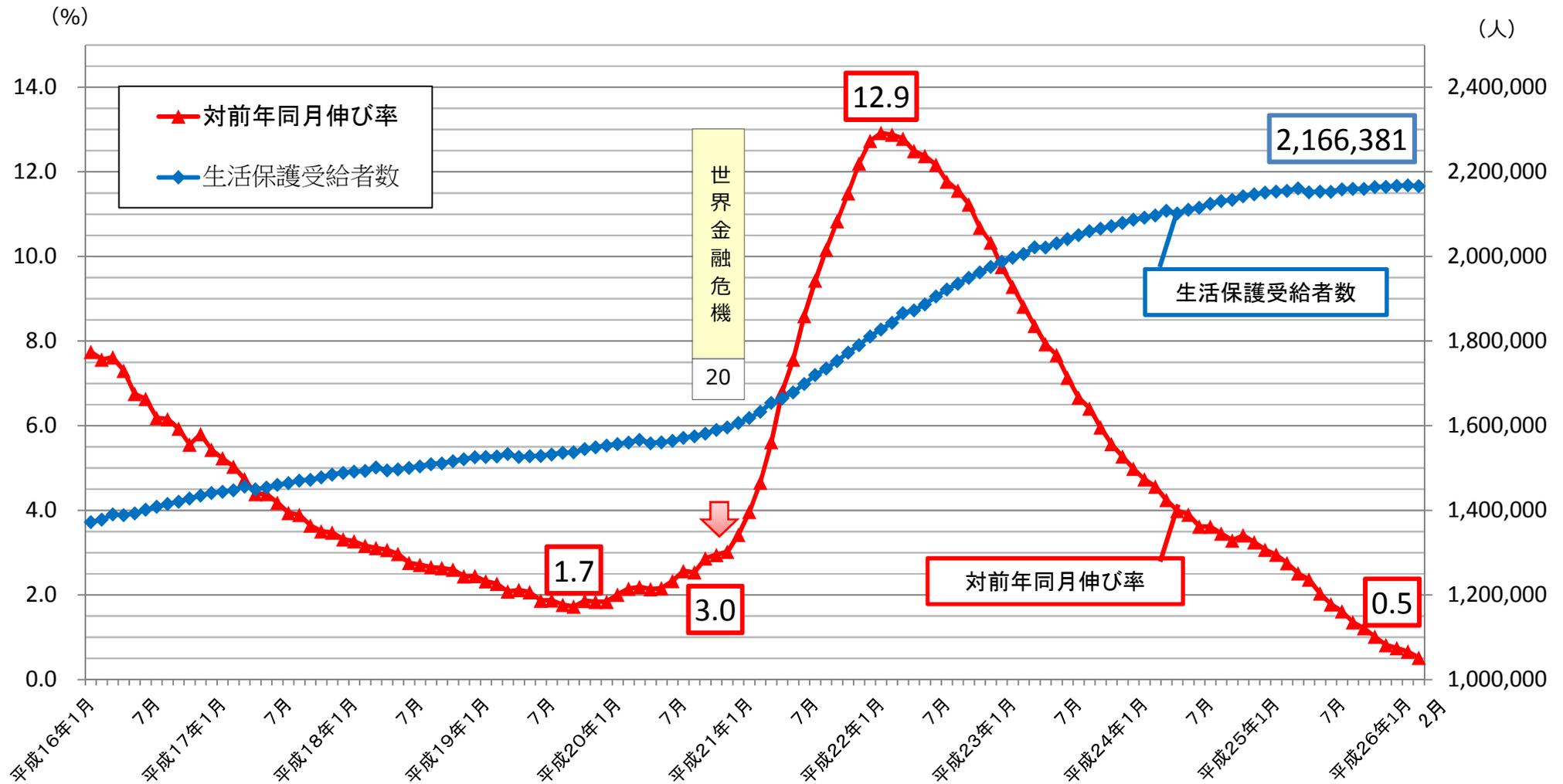
# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は217万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



## 過去10年間の生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は平成26年2月現在で216万6,381人となっている。  
平成20年10月頃の世界金融危機以降急増しており、平成20年5月以降増加傾向にあった。
- 平成26年2月の対前年同月伸び率は0.5%となり、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向が継続しており、過去10年間で最も低い水準となっている。



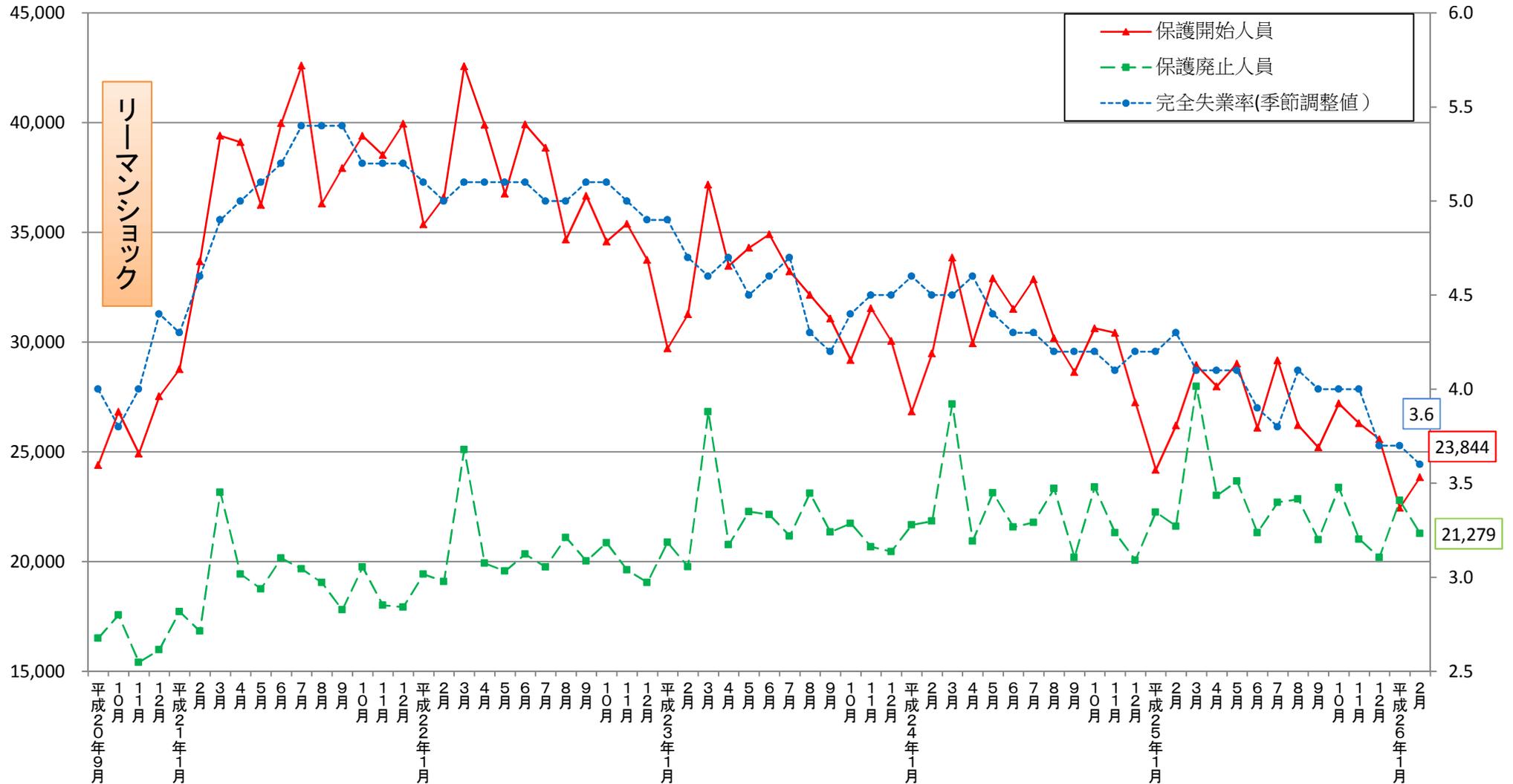
資料：福祉行政報告例、被保護者調査（平成24年4月以降）※平成24年4月以降は速報値

# 保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。

保護開始人員・保護廃止人員  
(人)

失業率  
(%)



(注) 東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料) 福祉行政報告例、被保護者調査(平成24年4月以降)※平成24年4月以降は速報値、労働力調査(総務省)

## 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

### ◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100.0	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

### ◆平成26年2月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,590,547	724,121	112,743	466,113	287,570
構成割合 (%)	100.0	45.5	7.1	29.3	18.1

資料：被保護者調査（平成26年2月概数）

3倍強増

#### 世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

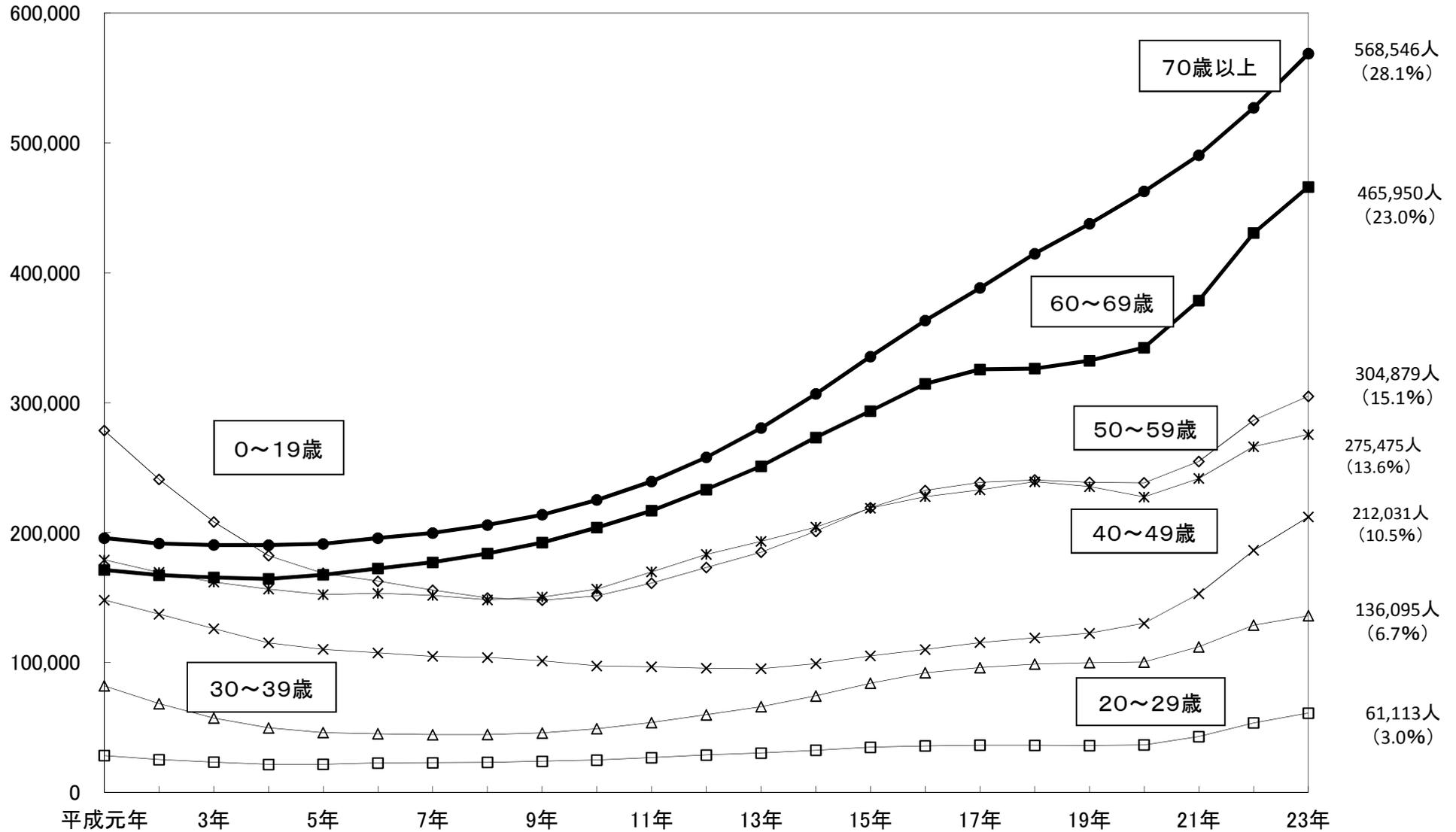
その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：53.5%

(平成23年)

# 年齢階層別被保護人員の年次推移

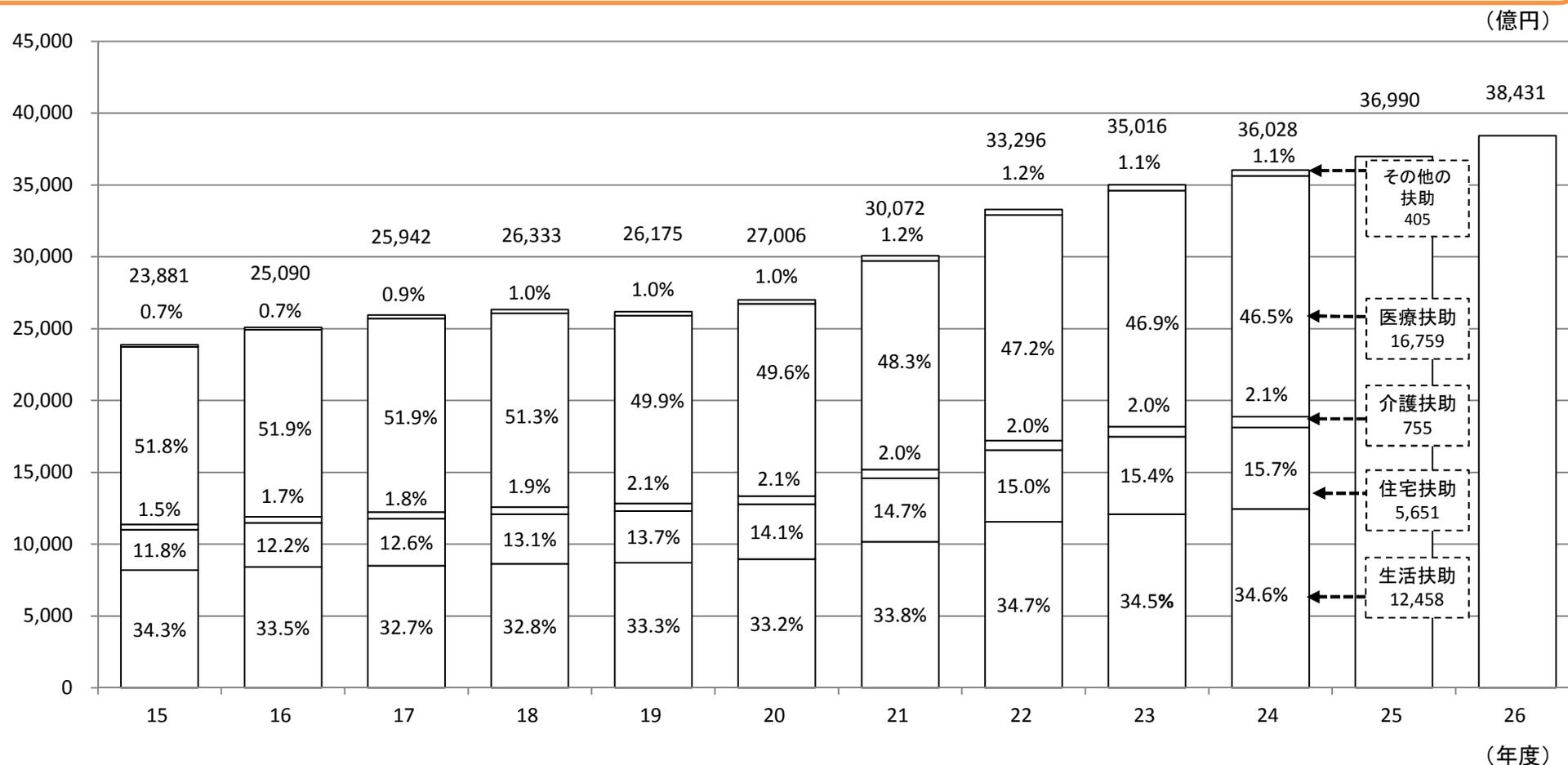
- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の約51%は60歳以上の者。



資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

# 生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

- 生活保護費負担金（事業費ベース）は3.8兆円（平成26年度予算案）。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成24年度までは実績額、25年度は補正後予算額、26年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

# 不正受給の状況

不正受給件数は増加しており、そのうち約6割は稼働収入の無申告や過少申告。

## (1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等
	件	千円	千円	件
20	18,623	10,617,982	570	26
21	19,726	10,214,704	518	23
22	25,355	12,874,256	508	52
23	35,568	17,312,999	487	57
24	41,909	(※1) 19,053,722	455	109

(※1) 保護費総額に占める不正受給額の割合は0.5% (平成24年度)

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

## (2) 不正受給の内容

内 訳	平成24年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	19,671	46.9
稼働収入の過小申告	4,461	10.6
各種年金等の無申告	8,729	20.8
保険金等の無申告	1,551	3.7
預貯金等の無申告	778	1.9
交通事故に係る収入の無申告	634	1.5
その他	6,085	14.5
計	41,909	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

# 文 章 編 資 料



# 1 生活保護法の改正について

## (1) 生活保護法の改正の概要について

生活保護制度については、昭和 25 年の改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、

- ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること
- ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること
- ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること
- ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること

など、様々な課題が指摘されていたところである。

こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものである。

生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。

改正法の施行に伴う政省令については、平成 26 年 4 月 18 日に公布されたところであり、関係通知等についても、その後発出しているので、ご留意願いたい。

なお、生活保護法（以下「法」という。）第 29 条に基づく調査に対する官公署等の回答義務の対象となる情報を定める省令については、現在関係省庁と調整中であり、追って速やかに公布する予定であり、関係通知についても合わせて発出することとしているので、ご了知願いたい。

## (2) 保護開始申請と扶養義務の取扱いについて

今般の法改正の内容のうち以下のア及びイに掲げる事項については、特に留意いただきたいと考えているのでよろしく願います。

ア 保護の申請手続の法定化について

今般の法第 24 条の改正において、保護の開始を申請する者は、特別の事情があるときを除いて、必要な事項を記載した申請書を提出しなければならない旨の規定(第 1 項)を法律上設けているが、こうした規定を設けることにしたのは、法第 29 条による関係先調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際してもあらかじめ保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるとの考えにより法制上の整合性を図るためである。

なお、速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に要否の判定に必要となる資料を提出していただくことが望ましいが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないというこれまでの取扱いには法改正後においても変更はない。

現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用の取扱いを法改正により変更するものではない。また、資産や収入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はない。

現在、事務連絡に基づき事情がある方に認められている口頭申請についても、その運用を変えることはなく、従来同様に認めることにし、通知において、申請者が申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請があったことを明らかにするための対応を行うことと明記した。

なお、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては、法改正後も何ら変わるものではないので、ご了承ください。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日付け社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）において、法第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して、①保護申請の意思を確認している

か、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしているところである。

今後とも上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な対応の事務処理について、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行うとともに、法改正後においても適切な窓口対応が行われるよう徹底していただきたい。

#### イ 扶養義務者への通知及び報告徴収について

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといったケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではないと考えている。

今般の法改正において保護開始に当たっての扶養義務者への通知の規定（改正法第24条第8項）を創設した趣旨は、保護開始後に、扶養義務者に対する報告徴収（改正法第28条第2項）があり得ることや、家庭裁判所の審判等を経た費用徴収があり得ることなどから、あくまで法制上の整理として、その対象となり得る扶養義務者に対して、事前に親族が保護を受けることを知っておくことが適当との法制的な観点から規定したものであり、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を定めるものではない。

扶養の照会は現在でも行っているが、この通知及び報告徴収の対象とするのは、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、①福祉事務所が当該扶養義務者に対して家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと認めた場合、②福祉事務所が、要保護者がDV被害者でないと認めた場合、③①②のほか、福祉事務所が通知や報告徴収を行うことにより、要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合のいずれにも該当する場合に限ることとし、今般公布した厚生労働省令にその旨を明記した。さらに、通知で参考とす

べき考え方を示したところであり、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該生活保護受給者にかかる扶養手当を受け、さらに税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど十分な資力があることが明らかであること等を福祉事務所が総合的に勘案し、適当と判断される場合が該当すると考えているので、ご了解いただきたい。

他方、先般、福祉事務所が使用している現行の扶養照会書等の中に、生活保護において扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明した。本事案は、生活保護の業務実施のためにシステム業者が開発したシステムにおいて、当該文言が標準様式として搭載されており、かつ当該様式に不適切な文言が使用されているにもかかわらず、十分に確認することなく使用していたことが原因であったところである。

本事案については、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等について」（平成25年11月8日付け事務連絡）を全国の自治体に送付し、扶養照会書等について確認し、必要な対応を行っていただくよう依頼したところである。このことについては、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等の対応状況について」（平成25年11月14日付け事務連絡）により全国調査を実施するとともに、調査時点で改善していない自治体についても調査後の状況を確認し、すでに全ての自治体で、改善した扶養照会書を別に作成するなど、適切な対応が取られていることを確認したところである。

今般の事案を踏まえて、システムの契約における参考とするとともに、福祉事務所が使用している各種様式等についても、福祉事務所が責任を持って不適切な表現をしないよう徹底されたい。

## 2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

### (1) 早期の集中的な就労・自立支援について

自立に向けた支援については、自立支援プログラムにより、就労による経済的自立のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活における自立や、社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムを幅広く用意し、生活保護受給者の抱える多様な課題に対応していただいているところである。

また、就労可能な生活保護受給者に対しては、経済的自立に向け、就労支援員等による支援により、きめ細かな支援を行っていただいているところである。

しかしながら、近年、生活保護受給者の増加傾向が続く中で、厳しい雇用状況等から、特に稼働能力を有すると考えられる「その他世帯」の割合が大きく増加している現状において、働くことのできる方に対しては、その能力を活用していただき、就労できるよう積極的に支援し、保護から脱却していただくことが重要となっている。

就職できないという状況が長く続くと、就労による自立が困難となってくる傾向があることから、昨年度より運用を見直し、保護からの早期脱却を目指し、保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行うことにより、生活保護受給者の就労による自立を促進することとしたところである。

具体的には、

- ・ 就労自立が見込まれる方については、原則6か月以内に就職することを目指し、本人の納得を得た集中的な支援を実施することを明確化
- ・ 本人の希望を尊重した支援を行っても就労の目途が立たない場合には、本人の意思を尊重しつつ、職種や就労場所等を広げた支援
- ・ それまでの求職活動を通じて、直ちに保護脱却が可能な就労が困難と見込まれる者については、本人の意思を尊重しつつ、短時間・低額でも一旦就労に向けて支援する方針の明確化
- ・ 自ら積極的に就職活動に取り組んでいる場合に、月額5,000円を支給する就労活動促進費の創設
- ・ 勤労控除の全額控除となる額の引上げや控除率の見直し

などを行ったところであり、引き続き、早期の就労による自立に向けて、積極的に支

援を進めていただきたい。

なお、就労による自立を促進するに当たっては、就労後に職場に定着していただくことが重要となる。そのため、こうした支援を行う際に、本人の状況をかえりみずに、本人の納得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立できるよう促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことを願います。

## (2) 就労自立給付金の創設について

就労自立給付金（以下「給付金」という。）については、生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じるため、脱却直後の生活に不安を感じ、保護脱却をためらう生活保護受給者もいることから、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的に創設したものである。

福祉事務所におかれては、給付金の周知に努め、就労による保護脱却に向けた支援をお願いしたい。特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日付け社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、同方針に基づく支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行い、生活保護受給者の就労による自立を促すこととしており、自立活動確認書を作成する場合など生活保護受給者との面談の機会をとらえて、求職活動を促す就労活動促進費の活用等、就労に向けた切れ目のない支援や給付金の支給を受けられる仕組みについても十分に説明を行い、早期の保護脱却が図られるよう支援をお願いする。

なお、支援に当たっては、本人の意思を尊重した就労支援を行い、給付金の支給が可能であることをもって保護からの脱却を強制することがないようご留意願いたい。

## (3) 被保護者就労支援事業の創設について

生活困窮者自立支援法の施行に際しては、生活保護受給者も含めた生活困窮者に対して支援策を構築していく必要があるが、法制的な整理として、

- ・ 生活保護受給者を除く生活困窮者については、生活困窮者自立支援法で対応し、

- ・ 生活保護受給者については、生活保護法で対応することを基本としている。

被保護者就労支援事業は、生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことを法律上明確に位置づけ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援が行えるよう制度化したものである。

なお、事業内容については、生活困窮者自立促進支援モデル事業の検証や現在行われているケースワーカーや就労支援員による就労支援の状況等を踏まえ、今後詳細について検討することとしている。

また、当該事業については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援を行うことを想定していることから、国の費用負担についても同様の 3/4 負担としているところである。

#### (4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、ハローワークと福祉事務所との協定等に基づく連携を基盤に、福祉事務所へのハローワークの常設窓口の設置や定期的な巡回相談の実施等のワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備するとともに、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有など、就労支援を抜本的に強化し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等も含め、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

ハローワークでは、福祉事務所からの支援要請を受け、就労意欲が一定程度ある者について、確実に就労に結び付くよう、カウンセリングから能力や適性の再確認、履歴書・職務経歴書の作成支援、採用面接の指導、職業紹介、就職後のフォローアップまで、予約制・担当者制による一貫した就労支援が実施されている。

平成 26 年度は、福祉事務所へ設置する常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援をさらに強化することとしているので、引き続きハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

特に、既に常設窓口が設置されている福祉事務所におかれては、運営協議会等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、常設窓口を有効活用していただくとともに、平成 26 年度に常設窓口の設置を予定している自治体におか

れては、早期に連携効果が発揮されるよう、できるだけ前倒して早期に常設窓口を開設するべく、引き続き都道府県労働局及びハローワークと調整しつつ、準備を進めていただきたい。

#### (5) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②生活保護受給者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施することによって、生活保護受給世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各福祉事務所におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、生活保護受給世帯の子どもの健全育成に関する支援や生活保護受給者の居住の安定確保支援など、福祉事務所が抱える課題について自立支援プログラムを策定し、積極的に取り組んでいただくようお願いする。

#### (6) 高等学校等在学者に対する自立支援

高等学校等に就学中の者の就労収入については、基礎控除、未成年者控除のほか、高等学校等就学費の支給対象とならない経費等について、就学のために必要な最小限度の額について収入認定除外の取扱いとしているところである。

高等学校等に就学中の者の就労については、学業に支障のない範囲にとどめるよう留意する必要があるが、一方で、就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起につながることを期待できるものである。

このことから、今般、高等学校等に就学中の者のアルバイト等の収入について、次のいずれにも該当する場合には、当該生活保護受給者の高等学校等卒業後の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを福祉事務所が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額を収入認定除外の取扱いが可能となるよう、実施要領等の改正を行ったところである。

ア 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思

が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。

イ 使途が次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

- ・ 就労に資する技能を修得する経費や自動車運転免許費用（技能修得費の給付対象となる場合を除く。）
- ・ 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）
- ・ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
- ・ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

ウ 当該生活保護受給者から提出のあった具体的な自立更生計画を、福祉事務所が事前に承認していること。

なお、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、本取扱いにより生じた金銭を別に管理するなどにより明らかにしておくことや、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認することとし、使用後は、認められた目的のために使用されたことを証する書類等により、使途を確認することが必要であるので留意されたい。

### 3 健康・生活面に着目した支援について

#### (1) 法第 60 条の改正について

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を生活保護受給者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である就労による自立、社会的自立など、生活保護受給者のあらゆる自立助長を図る上で、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、生活保護受給者が日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、生活保護受給者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、改正法第 60 条では、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを生活保護受給者の生活上の義務として具体的に規定することとし、平成 26 年 1 月 1 日より施行しているものである。

#### (2) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護（医療扶助）を受給している患者は、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴があるが、こうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものもあり、生活保護受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要である。また、結果として医療扶助の適正化にも資することになると考えている。

このため、改正法第 29 条において、生活保護受給者の健康状態に関する事項を調査範囲とすることで福祉事務所が生活保護受給者の健康診査結果等を入手できるようにし、また、平成 25 年度から地方交付税において福祉事務所が健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるように措置しているところである。これにより、福祉事務所は、法第 60 条の改正も相俟って、生活保護受給者の健康面に関する支援の強化を図ることが可能であると考えている。

福祉事務所におかれては、福祉事務所における健康面に関する支援体制を整備し、健康管理指導など生活保護受給者の健康管理の支援に向けた取組を行うようお願いする。

(3) 生活保護受給者の家計管理を支援する取組について

家計管理支援については、改正法第 60 条により、家計管理に問題が認められる生活保護受給者に対して、早期に金銭管理や家計の問題点について助言等を行うなど、家計管理への支援が容易になるものと考えている。

福祉事務所においては、例えば、必要と認めた生活保護受給者に対して、個々の状況に応じ、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求める等の家計管理を支援する取組を行っていただくようお願いする。

(4) 改正法第 60 条の留意点について

改正法第 60 条の規定により福祉事務所は必要に応じて、健康管理や金銭管理に関して生活保護受給者に対し効果的に支援が行えるようになるものと考えているが、あくまで生活保護受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないことに十分ご留意いただくようお願いする。

## 4 不正・不適正受給対策の強化等について

公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて重大な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このことから、下記のとおり法改正をし、必要な見直しを行うこととしているが、保護の要件や、真に支援が必要な方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的考え方を変えるものではないことに留意願いたい。

### (1) 地方自治体の調査権限の強化

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、今般の法改正により、次のとおり地方自治体の調査権限の強化を図るものである。

ア 要保護者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、要保護者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者等に対し、報告を求めることができる旨規定する。

イ 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、要保護者に対する自立に向けた更なる就労指導、要保護者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加する。

ウ 法第29条の調査対象者について、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていなかった。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も追加する。

エ 法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、法別表第一に掲げる情報のうち要保護者及び被保護者であった者について厚生労働省令で定めるものについては、官公署等に調査に対する回答義務を設けることとしている。

## (2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うに当たり、徴収の対象者が生活保護受給者である場合には、法第 58 条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの課題があったところである。

このため、今般の法改正により、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、生活保護受給者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費との調整を可能としている。

## (3) 徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収できるとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収

金についても、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能としている。

#### (4) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成 24 年度で約 4 万 2 千件、金額にして約 191 億円であり、近年増加傾向にある。これは、近年、生活保護受給者が増加している中で、福祉事務所において、課税調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握等の強化・徹底が図られたことによるものと考えている。

一方、法第 85 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金と規定しているが、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、不正受給に対する罰金の上限額を 100 万円以下に上げるとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できるとしている。

#### (5) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、生活保護受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、生活保護受給者は、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、生活保護受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第 63 条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示

談までに時間を要することや、一時金（仮渡金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、生活保護受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の法改正により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、生活保護受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権を創設したところである。

今般、第三者行為求償事務の取扱要領及び第三者行為求償事務の手引について、それぞれ「生活保護制度における第三者行為求償事務について」（平成26年4月18日付け社援発0418第354号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引について」（平成26年4月18日付け社援保発0418第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を发出しているので、ご了承願いたい。

#### （6）不正事案の告訴等について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成23年12月12日）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされたところである。

これを受け、不正事案に対して告訴等を検討する際の判断基準（目安）について、既に福祉事務所が独自に定めている具体的判断基準を参考にとりまとめ、「生活保護に関する不正事案への対応について」（平成26年4月1日付け社援保発0401第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を发出したので、ご了承いただくとともに、現場の警察と情報共有いただくなど、関係機関と連携し、不正事案に効果的に対応できるような体制を構築いただくようお願いしたい。

なお、当該基準はあくまで目安として示すものであり、実際に告訴等を行うか否かは、当該基準によって一律機械的ではなく、個別事案に応じて、構成要件該当性や悪質性等を踏まえて判断されるべきであることに留意されたい。

(7) 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施と不祥事の未然防止について

平成 25 年度、一部の実施機関において、職員による保護費の領得等の不正や事務懈怠などの事案が発生しているが、これらは生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであり、誠に遺憾である。

職員による不正や事務懈怠が発生した実施機関の状況を見ると、日常の現業事務に係る審査や進行管理、牽制体制などの組織的運営管理体制に多くの課題が認められており、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第 63 条による返還金及び法第 78 条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、訪問調査活動の進行管理、ケース審査などについて、それぞれに組織的な手順や仕組み、職階ごとの役割などが明確になっておらず担当者任せになっていたり、本来果たすべき職階ごとの役割が機能していないなどの状況が認められるところである。

また、監査時に一部の実施機関において、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等が整備されておらず、経理事務に係る不正事案の未然防止の観点から、現行の事務処理に脆弱性があることが認められたところである。

については、各福祉事務所においては、不正事案の未然防止の観点から、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について（平成 21 年 3 月 9 日付け社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を踏まえ、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規定どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているかを改めて点検するとともに今後は、各福祉事務所において所長が責任をもって定期的に内部点検を実施するなどの取組をお願いする。

## 5 生活保護制度の適正な実施について

### (1) 要保護者の適切な発見把握について

ア これまでも、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」（平成13年3月30日付け社援保発第27号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にて、地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制について強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努めるようお願いしているところである。

また、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成22年10月1日付け社援保発1001第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にて、生活困窮から電気・ガス・水道料金等の滞納により、ライフラインが止められ、死亡に至るといった事態の発生を防ぐため、電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所が連携を強化し、必要な措置を講じていただくようお願いしたところである。

一部の自治体において、関係部局・機関（民生委員を含む）等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態が見受けられるため、生活困窮者に関する情報を自治体の民生主管部（局）が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成14年4月23日付け資源エネルギー庁関係課長通知）に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活困窮者の情報が着実に必要な支援につながるよう、自治体の民生主管部（局）にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た民生主管部（局）は、事業者や民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活困窮者に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

イ 安否確認等に当たっては、ケースワーカーによる訪問活動のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源の活用についても検討すること。

ウ 生活の相談に福祉事務所に来所した方に対しては、生活困窮の状況を的確に把握の上、面接相談票等に記録し、福祉事務所内で情報を共有すること。

また、保護申請の意思のある方に対しては、生活保護制度の仕組みを十分に説明

の上、申請手続きへの援助指導を行うとともに、申請の意思について面接相談票等に記録すること。法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も現に慎むべきであることに留意願いたい。

なお、保護の申請に至らなかった方に対しても、関係機関と連携し、可能な限り必要なフォローアップをするよう努められたい。

## (2) 訪問活動時における居住環境の確認について

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物と称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁で確認されているところである。

福祉事務所においては、生活保護受給者に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めていただくとともに、建築部局等の関係部局と連携を密にし、実態の把握を進めていただくようお願いする。こうした取組の中で、生活保護受給者が違反建築物を利用している場合など住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であるケースがあれば、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行っていただきたい。

## (3) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成21年10月20日付け社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全体制の確認の協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

を周知しているところであるが、無料低額宿泊施設等をめぐる問題、特にいわゆる「貧

困ビジネス」については、依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、上記に掲げる事項について、改めて徹底をお願いします。

また、日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、都道府県等本庁の施設の担当部局へ情報提供をすることについて、配慮されたい。

なお、何らかの支援が必要な高齢者がこうした施設を利用している場合もあるが、現在、養護老人ホームにおいて、定員の空きがあるといった状況もあるため、生活保護の担当部局と高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等において、養護老人ホームへの入居などについても検討するよう、併せてお願いします。

#### (4) 金融機関本店等に対する一括照会について

金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、要保護者及び生活保護受給者の増加という状況に鑑み、法第 29 条に基づく調査に限り、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等（以下「銀行等」という。）の協力を得て、効果的な手法である銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）への一括照会を平成 24 年 12 月から実施しているところである。

従前各福祉事務所が複数の支店に別々に照会をしていたものが、本店等一括照会を行うことによって、各福祉事務所の事務負担の軽減につながるとともに、本店等一括照会の実施によって以前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会の実施に当たっては、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日付け社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日付け事務連絡）（以下「関係通知」という。）で定めるところにより実施することとし、また関係通知が徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日付け事務連絡）を発出しているところである。

しかしながら、関係団体より関係通知で定める実施方法等が徹底されていない事例

が散見されるとの指摘が引き続きされている。

このことは、迅速で正確な調査に支障を生じさせるほか、行政機関に対する信用を失わせかねないことから、本店等一括照会の実施について一層適正な処理にあたられるよう、当該業務の実務担当者に徹底するようお願いする。

#### (5) 住宅扶助費の代理納付の活用について

生活保護の住宅扶助費については、用途を限定された扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があることから、保護の実施機関による代理納付を可能としているところである。代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に消費され、結果として住居を失う可能性もあることから、積極的に活用されたい。

なお、共益費についても平成26年7月より代理納付を可能とすることとしており、関係通知を発出しているので留意されたい。

#### (6) 生活必需品等購入のための貸付金の取扱いについて

生活保護では、家具什器の購入は、経常的な生活費のやり繰りで賄うことを原則としており、このことから一時扶助（家具什器費）についても、保護開始時に持ち合わせがない場合など限定して支給することとしている。

また、貸付金の利用についても返還金の償還によって最低生活を下回る生活を強いることになることから、原則として認めていないところである。

しかしながら、予期しない家具什器の破損等によって手持金で対応することができず、健康管理や日常生活に著しい支障を来す場合も考えられることから、平成26年7月より、緊急に当該物品を購入する必要がある等真にやむを得ない事情がある場合に限って、生活福祉資金等の利用を認めることとしている。あわせて生活福祉資金等の償還方法として代理納付できることとしており、関係通知を発出しているので留意されたい。

なお、今般の通知改正により、冷暖房設備購入のための貸付金の償還について、保護費以外の収入から控除して認定する取扱いを廃止することとしたが、通知改正の施

行前に貸付を受けて現在償還中の世帯にあつては、当該償還に係る取扱いについては、なお従前の例によることとしたのでご了承願いたい。

(7) 会計検査院からの指摘について

生活保護の実施に関して、これまで会計検査院から改善措置要求がされた事案に応じて改善策を示した通知を發出し、必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において、通知の内容を認識していない等により十分な対応がされていない状況にあることが監査等により指摘されているところである。

そのため、次に掲げる取組を行うことを改めて職員に周知する等、適正な保護の実施に努められたい。

ア 年金加入状況等の把握及び「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の活用について

生活保護は、法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、生活保護の実施に当たっては、年金などの社会保障施策等の活用が前提となっているが、平成22年に厚生年金の脱退手当金及び国民年金の任意加入制度が活用されていないとの指摘を受け、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日付け社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、年金加入状況について、年金事務所や市町村の国民年金担当課等と連携の上、必要に応じて法第29条に基づく調査を実施するとともに、通知に定める様式を参考に、組織的に管理するよう周知しているところであり、引き続き適正に実施されたい。

また同じ年に、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（以下「リバースモーゲージ」という。）について制度の利用の検討を十分に行っていないなどの指摘を受け、上記通知において、生活保護受給者が所有する不動産等の資産の状況等の適時適切な把握と組織的管理を求めるとともに、必要に応じリバースモーゲージ制度の活用等を具体的に指導助言するよう周知しているところである。各自治体におかれては引き続きリバースモーゲージの活用を促進されたい。

イ 法第63条の適用及び法第78条に基づく費用返還決定額の算定について

平成23年に、返還金等の額の算定が適切に行われていないとの指摘を受け、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付

け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) により、法第 63 条及び法第 78 条の適用に当たっての判断基準を示すとともに、法第 63 条に基づく費用返還額から控除する額の認定に当たって保護の実施機関の判断を明確にするため参考様式を示しているところである。今後とも保護費の返還及び徴収について適正に実施されるようお願いする。

ウ 特別児童扶養手当等の収入認定及び就労支援（生業扶助の支給）について

平成 24 年には、被保護世帯の特別児童扶養手当等の申請又は受給について把握していたにもかかわらず、収入認定を行っていなかったもの等について指摘を受けたところである。この指摘については、「生活保護の生業扶助（技能修得費）の適正な給付等について」（平成 25 年 5 月 16 日付け社援保発 0516 第 5 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、受給資格の有無を必要に応じて関係先に対して調査し、収入の認定を確実にを行うため、査察指導員による点検の徹底や、特別児童扶養手当等の担当部局と連携し、障害者手帳所持者に関する特別児童扶養手当等受給状況を確認すること等を徹底されたい。

また、同じ年に生業扶助（技能修得費）について、これを支給したのち、就労に結びついていないケースがあるなど効果が十分に現れていない事態について指摘を受けたところである。技能修得費は、生活保護受給者の就労に向けた活動が、より効果的に行われるよう有効に活用される必要がある。このため、上記通知を踏まえ、支給後において、技能修得の状況等を十分把握するとともに、自立活動確認書に基づき必要な支援を行う等により資格の取得やその後の就労等に、より結びつくものとなるよう努められたい。

エ 単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱いについて

平成 25 年には、死亡月の翌月以降の分の保護費について、返還の処理を行っていなかったり、返還の免除を決定したりしている事案や葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っている事案等について指摘があったところである。これらの指摘については、「生活保護の葬祭扶助の適正な給付等について」

（平成 26 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 2 号）を踏まえ、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費が、過払いであることは明らかであり、過払い分の返還について必要な措置を講じるとともに、葬祭扶助費の支給は、葬祭に要する費用が、

保護の基準額の範囲内である場合であって、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用がある場合に、支給する必要があること等について徹底されたい。

## 6 医療扶助の適正な実施について

### (1) 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

#### ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各福祉事務所において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの改修を行い、薬の過剰な多剤投与を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例の把握が効率化され、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

実際に、福祉事務所からは、システム改修により速やかな適正受診指導及び早期の改善に結びついているといった適正受診指導への効果があがっているとの報告をいただいているところである。また、電子レセプトシステムを、後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知書の作成や、先発医薬品の使用量に注目して後発医薬品に関する理解が十分でないと考えられる方に対して重点的に説明を行うなど後発医薬品の使用促進への取組に活用している事例もあると承知している。

また、平成 25 年 3 月には、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう更なる機能強化を行ったところであり、電子レセプトシステムにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて支援していくこととするので、福祉事務所におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

## イ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新

電子レセプトシステムの保守管理については、各福祉事務所において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているところであるが、昨年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、各自治体において行う必要がある基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不十分なために、画像生成に不具合が生じている自治体があるとの報告があった。

「『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き」（2015.9.2第6版）の2-①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するようご留意いただきたい。

特に、平成26年度は診療報酬改定が行われているため、更新を行っていない場合は、至急対応願いたい。

## (2) 後発医薬品の更なる使用促進について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところであり、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが重要である。

ア 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、薬局で原則として後発医薬品を調剤する取組（運用）

生活保護における後発医薬品の使用促進については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組を行っていただいているところである。

各福祉事務所におかれては、生活保護における後発医薬品の使用促進について受給者及び医療関係者への周知徹底を丁寧に行うとともに理解・協力を得ながら、着実に取組を推進されるようお願いする。

イ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が受給者に対して後発医薬品の使用を促していくことの法制化（改正法第 34 条第 3 項）

平成 26 年 1 月 1 日に施行された改正法第 34 条第 3 項は、上記アの取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い受給者の理解を促していくことが重要であることから、医師等が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関も含めた関係機関が受給者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

また、既に周知したとおり、改正法第 34 条第 3 項の施行に併せて、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法施行規則の改正を行い、平成 26 年 1 月 1 日より施行していることにご留意いただきたい。

### （3）医療扶助における適正実施の徹底等について

生活保護の実施状況について、平成 26 年 3 月 19 日に会計検査院の随時報告が行われ、医療扶助については、厚生労働省に対し、以下の事項が所見として示されているところである。

- ① 被保護者である長期入院患者で精神及び行動の障害に分類される者等について、事業主体がその病状の把握や退院後の受入先の確保をより円滑かつ適切に行うことができることとなるよう介護、障害等に関する部門も含めた体制整備を図ることの必要性や、退院促進に係る指導の一層の充実及び他の施策との連携等について検討すること
- ② 高頻度入院者について、転院の要否の確認等の業務が適切に行われるよう事業主体を引き続き指導するとともに、指導を通じて高頻度入院者の実態の一層の把握に努めて、その対応方針について不断の検討を行っていくこと
- ③ 向精神薬等の重複処方について、重複処方の改善が見られない被保護者に対する事業主体の指導等が効果的に行われるような方策を検討すること
- ④ 頻回受診者について、事業主体における台帳整備や訪問指導等の充実を図らせるとともに、適正受診の更なる促進に努めること

また、長期入院患者の退院促進については、平成 22 年度決算検査報告においても、是正要求が示されているところである。

医療扶助を受給している者のうち自立に向けた支援や適正受診に係る助言指導が必要な者については、これまでも「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和45年4月1日付け社保発第72号）などにより、具体的な対象者を把握し、主治医訪問等により患者の実態を踏まえた上で必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において十分な取組がされていない状況もみられるところである。前述（1）アのとおり、電子レセプトシステムを活用することにより、長期にわたり入院している者や、入退院を繰り返し行っている者、複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者、受診日数が過度に多い等不適切な受診行動が疑われる者等の把握は容易にできることとしたところであり、受給者に対する適正受診の徹底や退院促進に向けた支援等について確実に実施するようお願いする。

また、向精神薬の重複処方に係る適正化や自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に向けた福祉事務所の取組状況については、平成26年度も引き続き地方厚生局による確認を実施するので、ご了承ください。

#### （4）柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付け社援保発第58号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、ケースワーカー等に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

（医療扶助運営要領第3-7）

- ・ 柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・ 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

（「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2）

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見

書の所用事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。  
設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、  
事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成 22 年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成 23 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 7 号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

## 7 介護扶助の適正な実施について

### (1) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」における生活保護法の改正

平成 26 年 2 月 12 日に国会へ提出された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」においては、介護保険法を改正し、全国一律のサービス内容、基準、単価等の介護予防給付（訪問介護、通所介護）について、市町村が地域の事情に応じた取組ができるよう地域支援事業へ移行することとしている。

これに伴い、同法案において生活保護法についても、これらのサービスがこれまでと同様に介護扶助の対象となるよう、所要の改正を行うこととしているので、予めご了承ください。また、当該法改正に伴う運用の見直し内容等については、今後、詳細が決まり次第、周知していく予定である。

### (2) 介護扶助の決定について

65 歳以上の生活保護受給者が福祉用具購入等の介護サービスを利用する場合には、その費用は、9 割が介護保険で賄われ、残りの 1 割は、生活保護の介護扶助により給付されることになっている。

介護扶助の決定について、一部の福祉事務所長において当該取扱いを誤る事例が発生しており、各福祉事務所においては、介護扶助の運用が適切に行われるようお願いする。

## 8 指定医療機関制度等の見直し等について

### (1) 指定医療機関制度の見直し等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている中で、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。

このため、健康保険の取扱等を参考に、指定医療機関等の指定及び指定取消の要件を明確化するなど改正法において、指定医療機関制度、指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直しを行っている。

既に、改正法及び生活保護法施行令、生活保護法施行規則及び医療扶助運営要領等を踏まえての指定医療機関等の指定事務に関する留意事項等について、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（平成26年4月25日付け社援発0425第12号）等において示しているところであり、各福祉事務所において、7月1日の施行に向けて準備を進めていただいているところである。都道府県等は管内の指定医療機関等へ以下の内容を周知等行っているため、各福祉事務所においては、参考としてご了知願いたい。

#### <指定医療機関への主な周知内容>

- 指定医療機関制度等の見直し内容
  - ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
  - ・ 指定の有効期間が規定されたこと。
  - ・ 指定取消があった場合に、健康保険法と関連性を持たせて対応できるよう、健康保険で指定取消があった場合には生活保護の指定取消ができるよう規定し、生活保護で指定取消をした場合であって保険医療機関の指定取消要件に該当する疑いがあるときは、厚生労働大臣に通知することを規定したこと。
  - ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定医療機関の管理者であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
  - ・ 指定医療機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等
- 改正法施行に係る経過措置の内容
  - ・ 現行法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。
  - ・ 施行日から1年以内に改正法による指定の申請をしなければ、その指定の効力を失うものとしていること。
  - ・ 改正法の指定を受けたものとみなされた指定医療機関の最初の指定の更新については、6年後までではなく、厚生労働省令で定める期間までに行うものとしていること。 等

<指定医療機関への指定申請書類の送付等>

- 申請書類の送付、申請状況の管理
  - ・ 管内の指定医療機関に対し、施行日から1年以内に改正法の指定申請が円滑に行われるよう必要な申請書又は誓約書等の様式を送付すること。
  - ・ 管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等
- 指定の審査等
  - ・ 申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、指定を行うことが適当と判断される場合には、改正法の施行の日付（平成26年7月1日）で指定を行ったことを通知すること。
  - ・ 併せて、厚生労働省令で定める期間（当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日）までに、更新の申請を行う必要があることを通知すること。 等

<指定助産機関及び指定施術機関への主な周知内容>

- 指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直し内容
  - ・ 改正法による施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、指定を受けるものとする。
  - ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
  - ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定助産機関又は指定施術機関であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
  - ・ 指定助産機関の又は指定施術機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等
- 改正法施行に係る経過措置の内容
  - ・ 現行法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。 等

<はり師及びきゅう師への指定申請書類の送付等>

- 申請書類の送付、申請状況の管理
  - ・ 「はり・きゅう師登録簿」に登録されている管内のはり師・きゅう師に対し、はり師・きゅう師に係る指定が円滑に行われるよう、必要な申請書又は誓約書等を送付すること。
  - ・ 管内のはり師・きゅう師に係る指定の状況について、常時、管理すること。
  - ・ 特に、当該施術を担当するはり師又はきゅう師が施行日において改正法の規定による指定を受けていない場合には、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）を行うことはできないので、当該施術が中断されることのないよう十分注意すること。
  - ・ このため、施行日前より継続して行われている施術を担当するはり師又はきゅう師に対しては、施行日より前に申請することを促し、必要に応じて、申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

(2) 指定医療機関への指導体制の強化等について

ア 指定医療機関への指導体制の強化について

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものである。

今後その考え方は変わるものではないが、一部の不適切な指定医療機関に効率的・効果的に対処できるようにするため、改正法では、都道府県等が指定した医療機関への立入検査等について、受給者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、都道府県等と密接な連携の下で、国による指導等も実施できるようにしている。

具体的な連携方法や指導検査体制等については、現在、都道府県等によって指導検査体制や指導方法等が相当程度異なる状況にあるため、現時点において一律定型化し示すことは困難と考えている。このため、個別指導について、厚生労働省において適宜福祉事務所から相談を受けつつ、当面の間は、連携して指導等を行う福祉事務所を限定して対応し、具体的な事例を積み重ねていくこととしている。指定医療機関への指導等については、都道府県等が行うものであるため、各福祉事務所においては、参考としてご了知願いたい。

#### イ 医療扶助運営要領の改正について

改正法では、一部の不適切な指定医療機関に対して厳正な対処を行うため下記の見直しも行っており、医療扶助運営要領について、「「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について」（平成26年4月25日付け社援発0425第12号）により、所要の改正を行っているため、ご了知願いたい。

(ア) 法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとする。

- ・ 都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。
- ・ 健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとする。

(イ) 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、立入検査等をできるものとする。

(ウ) 不正利得に対する徴収金

不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関が

あるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。

### (3) 指定介護機関の見直しについて

改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等については、「「生活保護法による介護扶助の運営要領について」の一部改正について」（平成26年4月25日付け社援発0425第13号）等において示しているところである。指定介護機関の指定の取扱いについては、以下のとおりであるので、各福祉事務所においては、参考としてご了解願いたい。

#### ア 介護保険法の指定又は開設許可があつたときの指定介護機関の指定の取扱い

改正法において、指定介護機関の指定制度については、指定医療機関の指定と同様、指定要件の明確化等の見直しがされている。

指定介護機関の指定に当たっては、改正法第54条の2第1項の規定による法に基づく単独指定のほか、同条第2項の規定により、改正法の施行後に新たに介護保険法の指定又は開設許可があつた介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、法の指定があつたものとみなすものとしている。

このため、都道府県等本庁の生活保護担当部局は、都道府県又は市町村の介護保険担当部局において介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関の情報を適宜把握する必要がある。

<改正法>

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉

施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

- 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### イ 既存の指定介護機関に係る施行日以降の指定の取扱い

改正法附則第6条において、現行法の規定による指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるものとして

いる。

ただし、当該指定介護機関は、改正法第54条の2第2項の規定による指定(みなし指定)を受けたものではないため、当該指定介護機関が介護保険法の規定による指定の取消し等があった場合であっても、法による指定の取消し等を行わなければ指定の効力は失われないものである。

<生活保護法の一部を改正する法律(附則)>

(指定介護機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項(旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項(新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

- 2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

## 9 その他

### (1) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について

平成 25 年 8 月より実施している生活保護基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じうる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、平成 25 年 2 月 5 日に、全閣僚で対応方針を確認していたところである。

この対応方針を踏まえ、これまで、平成 25 年度政府予算成立時点及び政府において、平成 26 年度予算の概算要求が取りまとめられた時点において、それぞれ厚生労働事務次官通知を発出し、政府の対応方針についてお示しするとともに、その趣旨をご理解いただいた上で、各福祉事務所において適切にご判断・ご対応いただくよう、依頼を行ってきたところである。

今般、改めて厚生労働事務次官通知(平成 26 年 4 月 15 日付け厚生労働省発社援 0415 第 1 号厚生労働事務次官通知)を発出し、同趣旨の依頼を行ったところであるので、各福祉事務所におかれても、政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、適切にご判断・ご対応いただくよう、引き続きよろしくお願いしたい。

### (2) セーフティネット支援対策等事業費補助金について

#### ア 平成 26 年度予算について

セーフティネット支援対策等事業費補助金(以下「補助金」という。)については、平成 25 年度補正予算における「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」(以下「基金」という。)への積み増しや、補助金から基金への事業の移行(生活困窮者自立促進支援モデル事業、自立支援プログラム策定実施推進事業等)を勘案し、平成 26 年度予算において 150 億円を計上したところである。

#### イ 平成 26 年度の国庫補助協議等について

平成 25 年 12 月に各自治体から報告いただいた補助金の所要見込額を見ると、予算額を大幅に上回っていることから、補助金の執行に当たっては、平成 25 年度同様、各都道府県のご理解をいただいた上で、基金を活用した一体的な実施も視野に入るとともに、真に必要な人件費等の経費を国庫補助の対象とするため協議方針をお示しし、事前協議を行っていただいているものである。

また、事前協議に当たっては、各自治体における地域の実情を踏まえつつ、各事業の必要性や効果等を踏まえ、事業の見直しや優先順位を付ける等、十分な精査や再検討を行い真に必要な経費のみ見込んでいただくようお願いしたところである。

現在、各自治体からご提出いただいた事前協議の内容を精査中であるが、本事業は、限られた予算の範囲内で交付する（※）予算補助事業であることから、協議方針に基づき、真に必要な経費に限って補助するよう調整を行うのでご理解、ご協力をお願いする。

今後、厳しい財政状況の中、本事業が限られた予算の範囲内で効果的・効率的な執行が行われるよう、執行状況等の調査を適宜行うので、あわせて協力をお願いする。

（※）セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱（平成 19 年 7 月 24 日厚生労働事務次官通知）  
セーフティネット支援対策等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省、労働省令第 6 号）規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### ウ 本補助金の今後の方向性

平成 27 年度に向けては、国家の喫緊の課題である財政健全化に向けての予算の抜本的な見直しが進む等、財政的に極めて厳しい状況下のもと、

- ・ 平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」の施行に伴う必要な国庫負担金や補助金等の財源の確保
- ・ 基金が平成 26 年度末で終了（予定）するため、基金で実施している事業を改めて補助金事業として整理する必要があること

等の課題がある。

このため、現在、補助金で実施している事業についても、その必要性や効果、国、市町村、都道府県、指定都市の役割等を再検討し、抜本的な整理統合を行うなど新たな補助金体系への見直しを図る必要があると考えている。

このような状況を国及び各自治体で共通認識としながら、今後の施策が円滑に実施されるよう、国として最大限努力していくので、各福祉事務所長においても、その旨ご理解の上、ご協力願いたい。

(3) 平成 26 年度生活保護関係調査の実施について

平成 26 年度の生活保護関係調査については、一覧のとおりである。引き続き、ご協力をお願いする。

平成 26 年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】 基礎調査・個別調査 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約160万世帯	全 数	年次調査 毎 年 7 月31日現在 月次調査 毎 月	年次調査 毎年 9 月10日 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎 年 7 月	毎年 8 月中旬
社会保障生計調査	9 ブロック 14 都道府県 4 指定都市 9 中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽 出	年 度 4 月から翌年 3 月まで	翌月末日

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。  
※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

(4) 生活保護受給世帯の居住実態等の把握について

現在、社会保障審議会生活保護基準部会において、住宅扶助の基準額に対しての議論を行っているところであるが、住宅扶助の議論を行うに当たっては、生活保護受給世帯の住宅や居住環境等の実態について把握する必要があることから、平成 26 年度中に生活保護受給世帯の居住実態に関しての調査を実施したいと考えている。

調査内容及びスケジュール等の詳細については現在検討しているところであるが、各自治体及び管内福祉事務所に極力負担のない形で実施したいと考えているので、その際はご協力をお願いしたい。



# 参 考 资 料



社援発0418第359号  
平成26年4月18日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

生活保護法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）については、平成25年12月13日に公布され、その概要について、平成25年12月13日付け社援発第5号当職通知「生活保護法の一部を改正する法律の公布について」を発出したところである。

今般、改正法が平成26年7月1日から全面施行されることに伴い、生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第164号。以下「改正政令」という。）及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第57号。以下「改正規則」という。）が平成26年4月18日に公布され、平成26年7月1日から施行される。

今回施行される改正法、改正政令及び改正規則の規定について、その趣旨、主な内容等は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第1 申請による保護の開始及び変更並びに扶養義務者に対する通知に関する事項

#### 1 改正の趣旨及び内容

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第7条では、申請保護の原則を採っているが、申請から決定までの手続について定める法第24条には、これまで具体的な申請手続については定めていなかったところである。改正法により、法第24条の保護の要否等の決定のための事実確認を担保する趣旨である法第29条を見直し、福祉事務所の調査権限の拡大を行うことに合わせて、申請時の確認事項についても法律上明確に位置づける必要があるという法制的な整合性を図る観点から、法第24条を見直し、保護の開始等の申請に当たっての申請書の提出等に係る手続を整備するものとしたこと。（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第24条第1項及び第2項関係）

現在、事情のある者に認めている口頭による保護の開始等の申請も含め、現行の運用の取扱いをこの改正により変更するものではなく、また、保護の開始の申請等の意思が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることは改正後も何ら変わるものではないこと。

また、生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給するための要件とはされていない。これは、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった場合には、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではないこと。

新法に新設する扶養義務者から報告を求めることができる規定（新法第28条第2項）や、扶養義務者から費用を徴収することができる規定（法第77条）の適用があり得る扶養義務者に対しては、事前に親族が保護を受けることを把握できるようにすることが適当であることから、保護開始の決定の際にその事実を扶養義務者へ通知する規定を設けることとしたこと（新法第24条第8項関係）。ただし、当該通知を行うのは、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合に限ることとしたこと。（改正規則による改正後の生活保護法施

行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）（以下「新規則」という。）第 2 条第 1 項）

また、当該規定は、法制的な観点から規定することとしたものであり、扶養義務者による扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を変えるものではないこと。

## 2 留意事項

1 と併せて、改正規則において、規則の規定を次のとおり改正することとしたこと。

### (1) 保護の開始等の申請等

① 新法第 24 条第 1 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による保護の開始等の申請は、保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。こと。（新規則第 1 条第 1 項関係）

② 保護の実施機関は、保護の開始等の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならないこと。（新規則第 1 条第 2 項関係）

なお、新法第 24 条第 2 項の規定に基づく保護の開始等の申請に当たって申請書に添付しなければならない書類について、新規則で規定するものはないので留意すること。

### (2) 扶養義務者に対する通知

#### ① 扶養義務者への通知

新法第 24 条第 8 項の規定に基づく扶養義務者への通知は、次のいずれにも該当する場合に限り行うこととしたこと。（新規則第 2 条第 1 項関係）

ア 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

イ 申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合

ウ ア及びイのほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

#### ② 扶養義務者に通知する事項

当該通知する事項として、申請者の氏名及び当該者からの保護の開

始の申請があった日を規定することとしたこと。(新規則第2条第2項関係)

## 第2 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項

### 1 改正の趣旨及び内容

要保護者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、要保護者から説明を求めることがあるが、これまで明確な根拠規定がなかったことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者に対し、報告を求めること等ができる規定を設けることとしたこと。(新法第28条第1項関係)

上記第1の扶養義務者への通知の規定でも記載しているとおり、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった場合には、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではない。このため、扶養義務者等へ報告を求めることができる規定を設けこととし(新法第28条第2項関係)、扶養義務者に対する当該報告の求めは、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合に限ることとするものであること。(新規則第3条関係)

### 2 留意事項

1と併せて、改正規則により、新法第28条第2項の規定に基づく保護の実施機関による扶養義務者に対する報告の求めは、当該扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次のいずれにも該当する場合に限り、行うこととしたこと。(新規則第3条関係)

ア 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第77条第1項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

イ 要保護者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合

ウ ア及びイのほか、保護の実施機関が、当該求めを行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

## 第3 官公署等に対する資料提供の求め等に関する事項

### 1 改正の趣旨及び内容

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る

資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、福祉事務所が保護の決定又は実施のために要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況を確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、次のとおり福祉事務所の調査権限の強化を図ることとしたものであること。

(新法第 29 条)

- (1) これまで、法第 29 条の調査権限の内容については、要保護者の「資産及び収入の状況」が定められていたが、要保護者に対する自立に向けた更なる就労指導、要保護者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加すること。
- (2) 法第 29 条の調査目的について、保護の決定及び実施に加え、新法第 77 条及び第 78 条の費用等の徴収を加えるとともに、調査対象者について、これまでの「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすること。
- (3) これまで法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの課題があったことから、法別表第一に掲げる情報については、官公署等に調査に対する回答義務を設けること。

## 2 留意事項

1 と併せて、改正政令において、生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号。以下「令」という。）を改正し、新法第 29 条第 1 項第 1 号に基づき、保護の実施機関又は福祉事務所が官公署等に資料の提供等を求めることができる要保護者又は被保護者であった者に係る政令で定める事項について、支出の状況を定めることとしたこと。（改正政令による改正後の令（以下「新令」という。）第 2 条の 2 関係）

これは、特に金銭管理が困難である被保護者については、その適正な保護の決定、実施等の観点から、銀行等の金融機関で保有している当該者の預金残高からの支出に関するもの等、その支出の状況に関する情報について把握する必要がある場合があることから規定するものであること。

## 第 4 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

### 1 法改正の趣旨及び内容

#### (1) 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化等

法による医療扶助を担当する指定医療機関の指定及び指定取消しにつ

いては、これまで具体的な要件が規定されておらず、不適正な指定医療機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にあった。このため、新法では、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関等の指定及び指定取消要件を明確化するなど指定医療機関の指定制度等について見直しを行ったこと。（新法第 49 条から第 51 条まで関係）

具体的には、新法では、指定医療機関の指定要件に欠格事由（指定申請を行う医療機関の開設者又は管理者が、指定の取消しがあつてから 5 年を経過していない場合には、指定を受けることができない等）や、指定の更新制（指定医療機関は 6 年毎に更新を受けなければ指定の効力が失効する）等を新たに創設したこと。

このため、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）本庁においては、申請のあつた医療機関について過去の情報（開設者や管理者）を確認し、また、指定の更新日が近付いた指定医療機関に対して、必要に応じて更新時期が近付いたことの通知等を行うことにより、指定の更新が遺漏なく実施されるよう配慮する必要がある、これまで以上に指定医療機関の情報を適切に管理することが求められること。

併せて、指定介護機関等についても、今般の指定医療機関の指定制度等の見直しに合わせて指定要件の明確化等の見直しを行っていること。（新法第 54 条の 2 及び第 55 条関係）

## （2）不適切な事案等への対応の強化

多くの医療機関等では適正な医療の給付が行われている中で、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部の医療機関等で生じている不適切な事例について厳正に対処する必要がある。そのため新法ではこれまでは対象となっていなかった指定医療機関等の開設者であつた者等についても、必要と認める事項の報告を命じること等ができるものとするほか、偽りその他不正な手段により医療等の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関等があるときは、その返還させるべき額のほか、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとしたこと。（新法第 54 条及び第 78 条第 2 項関係）

なお、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号厚生省社会・援護局長通知）について改正を行い、不正等の事実が認められる指定医療機関等に対し、指定の取消し又は指定の効力停止の処分を行う場合であつて、診療及び診療報酬の請求に係る返還金が生じた場合には、原則

として、その返還させるべき額のほか、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額の金額を都道府県又は市町村の長に支払うべきものとしていること。

### (3) 指定医療機関等への指導体制の強化等

ア 指定医療機関等に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものである。

今後もその考え方は変わるものではないが、一部の不適切な指定医療機関等に効率的・効果的に対処できるようにするため、改正法では、都道府県等が指定した医療機関等への立入検査等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、都道府県等と密接な連携の下で、国も実施できることとしている。  
(新法第 84 条の 4 関係)

具体的な連携方法や指導検査体制等については、現在、地方自治体によって指導検査体制や指導方法等が相当程度異なる状況にあるため、現時点において一律定型化し示すことは困難と考えている。このため、個別指導について、厚生労働省において適宜地方自治体から相談を受けつつ、当面の間は、連携して指導等を行う地方自治体を限定して対応し、具体的な事例を積み重ねていくこととしている。

イ 指定医療機関又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できることとした。そのため、都道府県知事は、指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、その事実を厚生労働大臣に通知することとしたこと（新法第 83 条の 2）。また、健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合に、指定医療機関の指定を取り消すことができることとしたことから、保険医療機関の指定取消の状況の把握に十分留意すること。（新法第 51 条第 2 項第 1 号関係）

### (4) 指定介護機関の指定の申請手続

ア これまで、介護扶助の給付を担当する指定介護機関については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームについて、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項（地域密着型介護老人福祉施設）又は第 48 条第 1 項第 1 号（介

護老人福祉施設)の指定があった機関は法の指定介護機関の指定を受けたものとみなし、他の介護機関については、法による指定を受けるための指定を受けることが必要であった。

これを新法では、介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関すべてについて、法による指定を受けたものとみなし、当該介護機関については、介護保険法による指定の取消し等があった場合には、法による指定の効力についても失効するものとしたこと。(新法第 54 条の 2 第 2 項及び第 3 項関係)

イ ただし、介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、新法の指定を不要とする別段の申出をしたときは、新法による指定を受けたものとはみなさないものとしたこと。(新法第 54 条の 2 第 2 項ただし書関係)

このため、都道府県等本庁の生活保護担当部局は、都道府県又は市町村の介護保険担当部局において介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関の情報を適宜把握することが求められること。

ウ 介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護機関が、一旦は、新法の指定を不要とする旨を申し出たが、その後、新法の指定介護機関の指定の申請を行うことも想定されるため、こうした場合における指定に係る規定を整備したこと。(新法第 54 条の 2 第 1 項及び第 4 項関係)

エ なお、改正法附則第 6 条第 1 項において、現行法の規定による指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるものとしているが、当該指定介護機関は、新法第 54 条の 2 第 2 項の規定による指定(みなし指定)を受けたものではないため、改正法による改正前の法第 54 条の 2 第 2 項の規定の適用を受けたものを除き、当該指定介護機関が介護保険法の規定による指定の取消し等があった場合であっても、指定の取消し等を行わなければ指定の効力は失われないものであるので、留意する必要があること。(改正法附則第 6 条関係)

#### (5) 指定施術機関におけるはり師及びきゅう師の取扱い

新法による医療の給付のうち、施術の給付については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事の指定を受けた者が行うことができるものとしていること。(新法第 34 条第 4 項関係)

これにより、新法の施行日前から医療扶助運営要領により施術(はり・

きゅう)を担当するはり師及びきゅう師として登録されている者が、新法の施行日後においても施術(はり・きゅう)を引き続き担う場合には、新法第55条第1項の規定による指定を受けなければならないことに留意すること。

(6) 指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関へ指定医療機関に係る指定手続等の規定の準用

指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関については、指定医療機関の指定及び指定取消要件や報告等の規定について、これを読み替えて準用することとしていること。また、不正利得による返還金額への徴収金の上乗せについても、指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関に対して適用されるものであり、指定医療機関と同様に不適切な事案に対する対応を強化しているものであること。(新法第54条の2第4項、第55条第2項及び第78条第2項関係)

なお、指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関については、指定の有効期間(指定の更新制)の導入はしないこととしていることに留意すること。

## 2 留意事項

上記1と併せて、改正政令において令を、改正規則において規則を、それぞれ次のとおり改正することとしたので留意すること。

### (1) 改正政令による令の改正

#### ア 指定医療機関等の指定の拒否に係る法律

改正法により新たに規定された、指定医療機関等の指定に係る拒否要件である、「申請者がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき」(新法第49条の2第2項第3号(同条第4項(新法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。)、新法第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。))における「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等を定めることとしたこと。(新令第4条の2関係)

#### イ 指定医療機関等の指定の取消しに係る法律

改正法により新たに規定された指定医療機関等の指定の取消しに当たっての要件である、「指定医療機関が、この法律その他国民の保健医

療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づき命令若しくは処分に違反したとき」(新法第 51 条第 2 項第 8 号(新法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。))における「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」について、健康保険法等を定めることとしたこと。(新令第 4 条の 3 関係)

ウ 指定医療機関の指定の更新に関する読替え

新法第 49 条の 3 第 4 項の規定において、指定医療機関の指定の更新について、健康保険法第 68 条第 2 項の規定を準用する場合における、必要な技術的読替えについて、規定することとしたこと。(新令第 4 条の 4 関係)

エ 指定介護機関に関する読替え

新法第 54 条の 2 第 4 項の規定において、新法第 49 条の 2 (第 2 項第 1 号を除く。)及び第 50 条から第 54 条までの指定医療機関に関する規定を指定介護機関について準用する場合における必要な技術的読替えについて、規定することとしたこと。(新令第 6 条関係)

オ 指定助産機関及び指定施術機関に関する読替え

新法第 55 条第 2 項の規定において、新法第 49 条の 2 第 1 項、第 2 項(第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。)及び第 3 項、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条(第 2 項第 4 号、第 6 号ただし書及び第 10 号を除く。)並びに第 54 条の規定を指定助産機関及び指定施術機関について準用する場合における必要な技術的読替えについて、規定することとしたこと。(新令第 7 条関係)

(2) 改正規則による規則の改正

ア 指定医療機関の指定等の申請の手續

改正法により、指定医療機関の指定及び指定取消しに係る要件を明確化し、指定の更新制を導入したこと等に伴い、当該指定等の申請に係る手續について、次のとおり改正することとしたこと。

(ア) 厚生労働大臣による指定の申請に係る手續

新法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣による指定医療機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として、都道府県知事による指定医療機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項と同様のものを新たに規定したこと。(新規則第 10 条第 1 項関係)

(イ) 都道府県知事による指定の申請に係る手續

新法第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、

都道府県知事による指定医療機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として、医療機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称を追加する等、所要の改正を行ったこと。(新規則第 10 条第 2 項関係)

(ウ) 指定の更新の申請に係る手続

新法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき、指定の更新の申請に係る申請書等に記載する事項を新たに規定したこと。(新規則第 10 条第 3 項及び第 4 項関係)

イ 指定の取消しに該当しないことが相当と認められる場合

新法第 49 条の 2 第 2 項第 4 号 (同条第 4 項 (新法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)、新法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)) に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて、厚生労働大臣又は都道府県知事が報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実等に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとしたこと。(新規則第 10 条の 2 関係)

ウ 聴聞決定予定日の通知

新法第 49 条の 2 第 2 項第 6 号 (同条第 4 項 (新法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)、新法第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による通知について、検査が行われた日から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知することにより行うものとしたこと。(新規則第 10 条の 3 関係)

エ 厚生労働省令で定める事業所又は施設

都道府県知事による指定医療機関の指定について、新法第 49 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設として、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を規定することとしたこと。(新規則第 10 条の 4 関係)

オ 指定の更新の申請を不要とする医療機関

新法第 49 条の 3 第 4 項において準用する健康保険法第 68 条第 2 項の厚生労働省令で定める指定医療機関 (指定医療機関の指定の更新の申請を不要とする医療機関) について、保険医療機関や保険薬局であって、指定

医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその者と同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものとしたこと。(新規則第10条の5)

カ 指定医療機関の指定の取消し等を行った場合における厚生労働大臣への通知

新法第83条の2の規定に基づき、都道府県知事が指定医療機関の指定の取消し等を行った場合において、健康保険法第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときにおける、厚生労働大臣への通知は、当該処分を行った指定医療機関の名称及び所在地等を記載した通知書を当該指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に送付して行うものとする事としたこと。(新規則第22条の4関係)

キ 指定医療機関の指定の申請に係る経過措置

(ア) 改正法附則第5条第2項の厚生労働省令で定める期間

改正法附則第5条第2項の規定により、改正法の施行(平成26年7月1日)の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定は、施行日から1年以内に指定医療機関の申請をしなければ、当該期間の経過によって効力を失う。(改正規則附則第2条第1項関係)

(イ) 改正法附則第5条第3項の厚生労働省令で定める期間

改正法附則第5条第3項の規定により、改正法の施行(平成26年7月1日)の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定に係る施行日以後の最初の更新は、施行日から6年を経過する日までではなく、施行日から健康保険法第68条第1項の規定により同法第63条第3項第1号の指定の効力が失われる日を経過する日までに行うものとする事としたこと。ただし、施行日から1年以内に当該日が到来する場合にあっては、当該日から6年を経過する日までに行うものとする事としたこと。

また、指定訪問看護事業者等の最初の指定の更新については、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業者(介護保険法による指定を受けているものを除く。)にあっては、施行日から6年を経過する日までに行うものとする事としたこと。

さらに、上記以外の訪問看護事業者等あっては、介護保険法の指定の有効期間の満了日までに行うものとする事としたこと。ただし、施行日から1年以内に当該日が到来する場合にあっては、当該日から6年を経過

する日までに行うものとする事としたこと。

(改正規則附則第2条第2項関係)

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の詳細については、別途、示すものであること。

#### ク 指定介護機関の指定の申請の手続

改正法により、指定介護機関の指定及び指定取消しに係る要件を明確化したこと等に伴い、当該指定の申請に係る手続について、次のとおり改正することとしたこと。

##### (ア) 厚生労働大臣による指定の申請に係る手続

新法第54条の2第4項において準用する第49条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣による指定介護機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として、都道府県知事による指定介護機関指定の申請に係る申請書等に記載する事項と同様のものを新たに規定したこと。(新規規則第10条の6第1項関係)

##### (イ) 都道府県知事による指定の申請に係る手続

新法第54条の2第4項において準用する新法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、都道府県知事による指定介護機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称を追加する等、所要の改正を行ったこと。(新規規則第10条の6第2項関係)

#### ケ 指定介護機関に係る別段の申出

新法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、介護保険法による指定等を受けた介護機関が行う別段の申出は、介護機関の名称及び住所地、新法による指定を不要とする旨等を記載した申出書を都道府県知事(国の開設した介護老人保健施設にあつては、地方厚生局長)に提出することにより行うこととする事としたこと。(新規規則第10条の7関係)

#### コ 指定助産機関及び指定施術機関の指定の手続

新法第55条第2項において準用する新法第49条の2第1項の規定に基づく指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請に係る手続等について、所要の規定の整備を行ったこと。(新規規則第10条の8関係)

## 第5 就労自立給付金の創設に関する事項

### 1 改正の趣旨及び内容

生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止す

ることが重要である。そのため、被保護者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給する制度を創設したものであること。(新法第 55 条の 4 関係)

## 2 留意事項

1 と併せて、改正政令において令を、改正規則において規則を、それぞれ次のとおり改正することとしたので、留意すること。

### (1) 改正政令による令の改正

新法第 55 条の 4 第 3 項の規定により、就労自立給付金の支給機関が、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、他の支給機関に委託して行うことができることとする場合における手続等について、次のとおり定めることとしたこと。(新令第 8 条関係)

#### ア 委託することが適当である場合

支給機関は、被保護者との連絡上、就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託して行うことが適当であると認めるときは、当該事務の一部を他の支給機関に委託することができること。

#### イ 委託に当たっての手続

就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たっては、関係の支給機関は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。また、支給機関は、当該事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならないこと。

### (2) 改正規則による規則の改正

#### ① 就労自立給付金の支給要件

新法第 55 条の 4 第 1 項の規定による厚生労働省令で定める安定した職業について、おおむね 6 月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとしたこと。(新規則第 18 条の 2 関係)

#### ② 厚生労働省令で定める事由

新法第 55 条の 4 第 1 項の規定による保護を必要としなくなったと認める厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとすることとしたこと。(新規則第 18 条の 3 関係)

ア 被保護者が事業を開始し、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持することができることと認められること。

イ 就労による収入を得ている被保護世帯について、当該世帯の就労による収入が増加し、おおむね6月以上最低限度の生活を維持することができることと認められること。

ウ 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯について、当該世帯に属する被保護者が職業（安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね6月以上最低限度の生活を維持することができることと認められること。

③ 就労自立給付金の支給の申請

就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、その氏名及び住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等を記載した申請書を支給機関に提出しなければならないこととしたこと。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合は、この限りではないこととしたこと。（新規則第18条の4第1項関係）

また、支給機関は、当該申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができるものとしたこと。（新規則第18条の4第2項関係）

④ 就労自立給付金の支給

就労自立給付金は、厚生労働大臣が定めた算定方法により算定した金額を、世帯ごとに保護の廃止の決定の際に支給することにより行うこととしたこと。（新規則第18条の5関係）

また、当該算定方法を定める告示（生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（平成26年厚生労働省告示第224号））を併せて公布しているので、留意すること。

⑤ 過去3年以内に就労自立給付金の支給を受けた者への不支給

就労自立給付金の支給を受けた日から3年を経過しない被保護者に対しては、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、就労自立給付金を支給しないこととしたこと。（新規則第18条の6関係）

⑥ 準備行為

新規則第18条の4の規定による申請書の提出は、この省令の施行前においても行うことができることとしたこと。（改正規則附則第3

## 条関係)

### 第6 被保護者が有する損害賠償請求権の取得に関する事項

#### 1 改正の趣旨及び内容

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、被保護者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきであるが、被保護者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、被保護者は損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されたままとなるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、被保護者に対して保険金等が支払われた場合には、法第63条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに時間を要することや、一時金（仮払金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、被保護者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の改正法により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、被保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する第三者求償権を創設することとしたこと。（新法第76条の2関係）

#### 2 留意事項

1と併せて、改正規則において、被保護者は、第三者の行為を原因として医療扶助又は介護扶助を受けた場合には、その事実、当該第三者の氏名及び住所を、遅滞なく、保護の実施機関に届け出なければならないこととしたので、留意すること。（新規則第22条の2関係）

### 第7 不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

#### 1 改正の趣旨及び内容

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができることとされている。

これまで、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費

に相当する額を返還するに過ぎず、法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対する罰則が実質的に存在していなかったほか、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘があった。公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このため、法第 78 条を改正し、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を受けた金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できることとするとともに、不正受給に係る徴収金について、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能としたこと（新法第 78 条第 1 項及び第 4 項関係）。

また、就労自立給付金についても、不正な手段により支給を受けた場合などは、上記と同様の対応が可能としているものであること。（新法第 78 条第 3 項関係）

さらに、確実な費用徴収を行う観点から、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、被保護者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費又は就労自立給付金との調整を可能としたこと。（新法第 78 条の 2 関係）

## 2 留意事項

1 と併せて、改正規則において、規則を次のように改正することとしたので留意すること。

### (1) 新法第 78 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による申出

当該申出は、当該申出に係る者の氏名及び住所又は居所、保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによって行うこととすること。（新規規則第 22 条の 3 第 1 項関係）

### (2) 徴収金額の決定

保護の実施機関は、当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たっては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができる範囲で行うものとする。（新規規則第 22 条の 3 第 2

項関係)

## 第8 その他留意事項

第1から第7までのほか、改正法の施行等に伴い、令について、次のとおり改正することとしているので、留意すること。

### (1) 代理納付の対象拡大

改正法の施行と併せて、法第37条の2の規定に基づき保護の実施機関が代理納付を行うことができる対象について、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用（住宅に係る共益費）及び被保護者が社会福祉事業として行われる事業により資金の貸付を受けた場合における当該貸付金の償還金を新たに追加することとしたこと。（新令第3条関係）

### (2) 負担金等の算出基礎

新法第73条又は第75条に規定する都道府県又は国の負担金及び補助金の算出の基礎について、次のとおりとしたこと。（新令第10条関係）

#### ア 新法第76条の2の規定に基づき支払を受ける損害賠償金

新法第76条の2の規定に基づき支払を受ける損害賠償金については、本来保護費に充てられるべき性質のものであることから、国の負担及び補助の算出に当たって、各年度において支弁等した費用から控除することとしたこと。

#### イ 新法第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金

新法第78条において、返還金の加算金についても徴収できることとなったところであるが、当該加算金の徴収については、不正を行ったことによる秩序罰の趣旨によるものであり、返還金の徴収とは趣旨が異なることから、国の負担及び補助の算出に当たって、各年度において支弁等した費用から控除しないこととしたこと。

改正後	改正前												
<p>（政令で定める事項）</p> <p>第二条の二 法第二十九条第一項第一号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。</p> <p>（保護の方法の特例）</p> <p>第三条 法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払うべき費用であつて政令で定めるもの</td> <td>政令で定める者</td> </tr> <tr> <td>法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの</td> <td>当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者</td> </tr> <tr> <td>法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつ</td> <td>当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者</td> </tr> </table>	支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者	法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの	当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者	法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつ	当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者	<p>（新設）</p> <p>（保護の方法の特例）</p> <p>第三条 法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払うべき費用であつて政令で定めるもの</td> <td>政令で定める者</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> </table>	支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者												
法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの	当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者												
法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつ	当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者												
支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者												
（新設）	（新設）												
（新設）	（新設）												

<p>て、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの</p> <p>法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品</p> <p>（略）</p>	<p>当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者</p> <p>（略）</p>	
<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</p> <p>二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）</p> <p>三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）</p> <p>四 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）</p> <p>五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）</p> <p>六 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）</p> <p>七 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）</p> <p>八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）</p>	<p>（新設）</p> <p>法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品</p> <p>（略）</p>	<p>当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者</p> <p>（略）</p>

- 九 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
  - 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
  - 十一 社会福祉法
  - 十二 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）
  - 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）
  - 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
  - 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）
  - 十六 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）
  - 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
  - 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
  - 十九 介護保険法
  - 二十 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）
  - 二十一 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）
  - 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
  - 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
  - 二十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- （法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）
- 第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法
  - 二 児童福祉法
  - 三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

（新設）

- 四 栄養士法
  - 五 医師法
  - 六 歯科医師法
  - 七 保健師助産師看護師法
  - 八 歯科衛生士法
  - 九 医療法
  - 十 身体障害者福祉法
  - 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
  - 十二 社会福祉法
  - 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
  - 十四 薬事法
  - 十五 薬剤師法
  - 十六 老人福祉法
  - 十七 理学療法士及び作業療法士法
  - 十八 柔道整復師法
  - 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
  - 二十 義肢装具士法
  - 二十一 介護保険法
  - 二十二 精神保健福祉士法
  - 二十三 言語聴覚士法
  - 二十四 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
  - 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
  - 二十七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- （指定医療機関の指定の更新に関する読替え）
- 第四条の四 法第四十九条の三第四項の規定により、健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合には、同項中「

（新設）

保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第四十九条の三第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

（医療に関する審査機関）

第五条 法第五十三条第三項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会とする。

（介護扶助に関する読替え）

第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第二項第四号	第五十一条第二項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項
第四十九条の二第二項第五号	第五十一条第二項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項
	第五十一条第一項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第一項

（医療に関する審査機関）

第五条 法第五十三条第三項（法第五十五条において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会とする。

（介護扶助に関する読替え）

第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項及び第二項	医療	介護
第五十一条第二項	第五十条	第五十四条の二第四項において準用する第五十条
第五十二条第一項	診療方針及び診療報酬 国民健康保険	介護の方針及び介護の報酬 介護保険

第四十九条の二第二項第六号	第五十四条第一項	第五十四条の二第四項において準用する第五十四条第一項
第四十九条の二第二項第七号	第五十一条第一項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第一項
第四十九条の二第二項第八号	医療	介護
第四十九条の二第三項第一号	医療	介護
第四十九條の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
第四十九條の二第三項第三号	医療を	介護を
第五十条第一	医療	介護

第五十二条第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三条第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三条第一項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	前条	第五十四条の二第四項において準用する前条
	診療報酬の額	介護の報酬の額
	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第三項から第五項まで	診療報酬	介護の報酬
第五十四条第一項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬

項及び第二項	第四十九條の二第二項第一号から第三号まで	第五十四條の二第四項において準用する第四十九條の二第二項第二号、第三号
第五十一條第二項第二号	第四十九條の二第三項各号	第五十四條の二第四項において準用する第四十九條の二第三項各号
第五十一條第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一條第二項第九号及び第十号	医療	介護
第五十二條第一項	診療方針及び診療報酬 国民健康保険	介護の方針及び介護の報酬 介護保険
第五十二條第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三條第一項	診療内容及び診療報酬 診療報酬の額	介護サービスの内容及び介護の報酬 介護の報酬の額

第五十三條第三項から第五項まで	診療報酬	介護の報酬
第五十四條第一項	医療扶助	介護扶助

(出産扶助等に関する読替え)  
 第七條 法第五十五條第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七條及び第八條 削除

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九條の二第二項第五号	第五十一條第二項	第五十五條第二項において準用する第五十一條第二項
第四十九條の二第二項第四号	第五十一條第二項	第五十五條第二項において準用する第五十一條第二項
第五十一條第一項	第五十一條第一項	第五十五條第二項において準用する第五十一條第一項
第四十九條の二第二項第六号	第五十四條第一項	第五十五條第二項において準用する第五十四條第一項

第四十九條の二第二項第八号	医療	助産又は施術	第五十一條第二項	第五十一條第二項
第四十九條の二第三項第一号	医療	助産又は施術	第五十條第二項	第五十一條第二項
第四十九條の二第三項第二号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助	第五十條第二項	第五十一條第二項
第五十條第一項及び第二項	医療	助産又は施術	第五十條第二項	第五十一條第二項
第五十一條第二項第一号	医療	助産又は施術	第四十九條の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれか	第五十五條第二項において準用する第四十九條の二第二項第二号又は第三号
第五十一條第二項第二号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助	第四十九條の二第三項各号	第五十五條第二項において準用する第四十九條の二第二項各号

第五十一條第二項第三号	第五十條又は次条	第五十五條第二項において準用する第五十條	三項各号
第五十一條第二項第五号	診療録	助産録	
第五十一條第二項第九号	医療	助産又は施術	
第五十四條第一項	診療録	助産録	

(新設)

(就労自立給付金の支給に関する事務の委託)

- 第八條 法第五十五條の四第二項に規定する支給機関(以下この条において「支給機関」という。)は、被保護者との連絡上就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託して行うことが適当であると認めるときは、同条第三項の規定により、当該被保護者に係る就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託することができる。
- 2 就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たつては、関係の支給機関は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。
- 3 支給機関は、法第五十五條の四第三項の規定により就労自立給付金の支給に関する事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

(負担金及び補助金算出の基礎)

(負担金及び補助金算出の基礎)

<p>第十條 法第七十三條又は第七十五條に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十條（第四号を除く。）、第七十一條（第四号を除く。）又は第七十四條第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三條の規定により被保護者が返還した額、法第七十六條の二の規定に基づき支払を受ける損害賠償金、法第七十七條又は第七十八條第一項から第三項までの規定により徴収した額（同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く。）及び生活保護のためのその他の収入の額を控除した精算額について行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務の区分) 第十二條 第一條第二項及び第三項並びに第八條第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>第十條 法第七十三條又は第七十五條に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十條（第四号を除く。）、第七十一條（第四号を除く。）又は第七十四條第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三條の規定により被保護者が返還した額、法第七十七條又は第七十八條の規定により徴収した額及び生活保護のためのその他の収入の額を控除した精算額について行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務の区分) 第十二條 第一條第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>
---	---

改 正 後	改 正 前
<p>（申請）</p> <p>第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。</p> <p>2] 保護の実施機関は、法第二十四条第一項の規定による保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>3] 法第二十四条第一項第五号（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 要保護者の性別及び生年月日</p> <p>二 その他必要な事項</p> <p>4] 法第十五条の二第二項に規定するところの介護扶助（同条第二項に規定する居宅介護又は同条第五項に規定する介護予防に限る。）を申請する者は、法第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画又は同条第六項に規定する介護予防支援計画の写しを添付しなければならない。ただし、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条各号のいずれにも該当しない者であつて保護を要するものが介護扶助の申請を行う場合は、この限りでない。</p> <p>5] 法第十八条第二項に規定する葬祭扶助を申請する者は、次に</p>	<p>第一条 削除</p>

<p>掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関（法第十八条第二項第二号に掲げる場合にあつては、当該死者の生前の居住地又は現在地の保護の実施機関）に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 死者の氏名、生年月日、死亡の年月日、死亡時の住所又は居所及び葬祭を行う者との関係</p> <p>三 葬祭を行うために必要とする金額</p> <p>四 法第十八条第二項第二号の場合においては、遺留の金品の状況</p> <p>6] 保護の実施機関は、第四項又は前項に規定する書類又は申請書のほか、保護の決定に必要な書類の提出を求めることができる。</p>	<p>第二条 法第二十四条第一項又は第五項に規定するところの保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係</p> <p>三 保護の開始又は変更を必要とする事由</p> <p>2] 法第十五条の二第二項に規定するところの介護扶助（同項第一号に規定する居宅介護又は同条第五項に規定する介護予防に限る。）の申請は、前項の書面に法第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画又は同条第六項に規定する介護予防支援計画の写しを添付して行わなければならない。ただし、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条各号のいずれにも該当しない者であつて保護を要するものが介護扶助の申請を行う</p>
<p>（扶養義務者に対する通知）</p> <p>第二条 法第二十四条第八項による通知は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。</p> <p>一 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第七十七条第一項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認められた場合</p> <p>二 保護の実施機関が、申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないことを認めた場合</p> <p>三 前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認められた場合</p> <p>2] 法第二十四条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>	<p>2] 法第二十四条第一項又は第五項に規定するところの保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係</p> <p>三 保護の開始又は変更を必要とする事由</p> <p>2] 法第十五条の二第二項に規定するところの介護扶助（同項第一号に規定する居宅介護又は同条第五項に規定する介護予防に限る。）の申請は、前項の書面に法第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画又は同条第六項に規定する介護予防支援計画の写しを添付して行わなければならない。ただし、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条各号のいずれにも該当しない者であつて保護を要するものが介護扶助の申請を行う</p>

- 一 申請者の氏名
- 二 前号に規定する者から保護の開始の申請があつた日

(報告の求め)

第三条 保護の実施機関は、法第二十八条第二項の規定により要保護者の扶養義務者に報告を求める場合には、当該扶養義務者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

- 一 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第七十七条第一項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認められた場合
- 二 保護の実施機関が、要保護者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認められた場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、当該求めを行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

(立入調査票)

第四条 法第二十八条第三項の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第一号による。

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

(指定医療機関の指定の申請)

第十条 法第四十九条の二第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（法第四十九条の二第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の三第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）

五 その他必要な事項

2| 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定

場合は、この限りでない。

3| 法第十八条第二項に規定するところの葬祭扶助の申請は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所又は居所
- 二 死者の氏名、生年月日、死亡の年月日、死亡時の住所又は居所及び葬祭を行う者との関係
- 三 葬祭を行うために必要とする金額

4| 法第十八条第二項第二号の場合においては、遺留の金品の状況  
保護の実施機関は、第一項又は第三項に規定する書面のほか、要保護者の資産の状況を記載した書面その他の保護の決定に必要な書面の提出を求めることができる。

第三条 削除

(立入調査票)

第四条 法第二十八条第二項の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第一号による。

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

(指定の申請)

第十条 (新設)

法第四十九条（法第五十五条において準用する場合を含む。）

に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百四十八号）第四号各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八十四条第一項に規定する指定居宅サービス事業者）若しくは同法第五十三条第一項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地、第四項及び第十一條において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所

以下同じ。）の規定により指定を受けようとする医療機関（国の開設した医療機関を除く。以下この条において同じ。）又は助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師若しくは柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書をその医療機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八十四条第一項に規定する指定居宅サービス事業者）若しくは同法第五十三条第一項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院、診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 医師又は歯科医師にあつては、その氏名及び住所

五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

#### 六 誓約書

#### 七 その他必要な事項

3 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

#### 二 誓約書

4 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項に規定するものを除く。）は、第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

#### 二 誓約書

（法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第十條の二 法第四十九条の二第二項第四号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省

四 助産師又は施術者にあつては、その氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

五 健康保険法第六十三条第三項第一号若しくは第八十八条第一項又は介護保険法第四十一条第一項若しくは第五十三条第一項の指定を受けている場合は、その旨

#### 六 その他必要な事項

2 医師、歯科医師、助産師及び施術者が前項の申請書を提出する場合には、申請書に免許証の写しを添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申請のあつたものの中から法第四十九条の規定による指定を行うものとする。

（新設）

令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第十条の三 法第四十九条の二第二項第六号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第十条の四 法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

第十条の五 法第四十九条の三第四項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第六十四条に規定する保険医をいう。）である医師若し

（新設）

（新設）

（新設）

しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（指定介護機関の指定の申請等）

第十条の六 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨

四 誓約書

五 その他必要な事項

2 | 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業と

第十条の二 （新設）

法第五十四条の二第一項の規定により指定を受けようとする介護機関（国の開設した介護機関を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書をもつて介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護

して居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八十三条に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八十三条に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八十三条に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、地域包括支援センター（法第十五条の二第六項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八十三条に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

在地  
二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

在地  
(新設)  
二 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類

三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所  
四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類  
五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項、第五十四条の二第二項若しくは第五十八条第一項の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨  
六 誓約書  
七 (略)

(新設)  
三 介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号、第五十三条第一項、第五十四条の二第二項若しくは第五十八条第一項の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨  
(新設)  
四 (略)

2 | 都道府県知事は、前項の規定による申請のあつたものの中から法第五十四条の二第一項の規定による指定を行うものとする

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)  
第十條の七 法第五十四条の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

(新設)  
二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

一 介護機関の名称及び所在地  
三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類  
四 法第五十四条の二第二項本文に係る指定を不要とする旨

一 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所  
二 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類  
三 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所  
四 法第五十四条の二第二項本文に係る指定を不要とする旨

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)  
第十条の八 法第五十五条第二項において準用する第四十九条の

二第二項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下「施術者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

二 誓約書

三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

(保護の実施機関の意見聴取)

第十一条 法第四十九条、第五十四条の二第一項若しくは第五十五条第一項又は第四十九条の三第一項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等にあつては第十条第二項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者)若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては第十条第六項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防事業所、介護予防事業所、介護予防事業所、介護予防事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)  
第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地

(削除)

四 (略)

(標示)  
第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第三号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療

(新設)

(保護の実施機関の意見聴取)  
第十一条 法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定により都道府県知事が、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の指定をするに当たっては、その医療機関、介護機関又は助産機関若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等にあつては第十条第一項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、地域包括支援センター若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては前条第一項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業者、介護予防支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防事業所、介護予防事業所、介護予防事業所、介護予防事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(新設)

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地

四 医師又は歯科医師にあつてはその氏名及び住所

五 (略)

(標示)  
第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第三号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第二項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第七十七条第一項若しくは第二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七十一条若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百三十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百五十五条の九第一項、第一百五十五条の十九第一項、第一百五十五条の二十九第一項若しくは第一百五十五条の三十五第一項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条第一項若しくは

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 第十二条第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第七十七条第一項若しくは第二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七十一条若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百三十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百五十五条の九第一項、第一百五十五条の十九第一項、第一百五十五条の二十九第一項若しくは第一百五十五条の三十五第一項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九條第一項若しくは第十一条第二項又は柔道整復

【第十一条第二項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八條第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第二項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。】

（変更等の告示）

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（第二号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第二項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（第三号及び第四号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

（診療報酬の請求及び支払）

第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）

師法第八條第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条又は第五十四条の二第二項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。】

（変更等の告示）

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二（第二号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条又は第五十四条の二第二項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二（第三号及び第四号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

（診療報酬の請求及び支払）

第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の定

の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 (略)

(厚生労働省令で定める事由)

第十八条の二 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。

(厚生労働省令で定める事由)

第十八条の三 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 被保護者が事業を開始し、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

二 就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

三 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業（前条に規定する安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

(就労自立給付金の支給の申請)

第十八条の四 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下「支給機関」という。）に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができ

めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ない特別の事情があるときは、この限りではない。

一 被保護者の氏名及び住所又は居所

二 保護を必要としなくなった事由

三 その他必要な事項

2 支給機関は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(就労自立給付金の支給)

第十八条の五 就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとする。

(三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給)

第十八条の六 就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、支給機関が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めたと

きは、この限りでない。

(第三者の行為による損害についての届出)

第二十二條の二 被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、当該被保護者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、保護の実施機関に届け出なければならない。

(費用等の徴収)

第二十二條の三 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによつて行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 被保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）又は就労自立給付金の一部を、法第七十八条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨

- 2 保護の実施機関は、前項の規定による申出書の提出があつた場合であつて当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たつては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができる範囲で行うものとする。

（厚生労働大臣への通知）

第二十二條の四 法第八十三條の二の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を、当該処分を行つた指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に送付して行うものとする。

- 一 処分を行つた指定医療機関の名称及び所在地
- 二 処分の内容及び処分を行つた年月日
- 三 処分の理由
- 四 健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実の内容
- 五 その他必要な事項

（権限の委任）

第二十三條 法第八十四条の六第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二十三条第一項に規定する権限
- 二 法第四十五条第一項に規定する権限
- 三 法第四十九条に規定する指定に関する権限
- 四 法第五十条第二項に規定する権限

- 一 被保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）又は就労自立給付金の一部を、法第七十八条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨

- 2 保護の実施機関は、前項の規定による申出書の提出があつた場合であつて当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たつては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができる範囲で行うものとする。

（新設）

第二十二條の四 法第八十三條の二の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を、当該処分を行つた指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に送付して行うものとする。

- 一 処分を行つた指定医療機関の名称及び所在地
- 二 処分の内容及び処分を行つた年月日
- 三 処分の理由
- 四 健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実の内容
- 五 その他必要な事項

（権限の委任）

第二十三條 法第八十四条の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二十三条第一項に規定する権限
- 二 法第四十五条第一項に規定する権限
- 三 法第四十九条に規定する指定に関する権限

五 法第五十条の二（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

六 法第五十一条第二項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

七 法第五十四条第一項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

八 法第五十四条の二第一項に規定する指定に関する権限

九 法第五十五条の三に規定する権限

十 法第八十四条の四第一項に規定する権限

2 第八十四条の六第二項の規定により、前項各号に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

（厚生労働省令で定める通常必要とされる費用）

第二十三條の二 生活保護法施行令第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるものの項に規定する厚生労働省令で定めるものは、被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費とする。

（大都市の特例）  
第二十四條 生活保護法施行令第十条の二第一項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条の六（第二項に限る。）から第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「

四 法第五十条の二（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

五 法第五十一条第二項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

六 法第五十四条第一項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

七 法第五十四条の二第一項に規定する指定に関する権限

八 法第五十五条の二に規定する権限

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（大都市の特例）  
第二十四條 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第十条の二第一項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条（第二項を除く。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「

都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条(第二項及び第四項に限る。)、第十条の六(第二項に限る。)、から第十二条まで及び第十四条(第三項に限る。)、から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

様式第二号(第九条関係)

(表)

(略)

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における

知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条(第二項を除く。)、から第十二条まで及び第十四条(第三項に限る。)、から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

様式第二号(第九条関係)

(表)

(略)

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務又は会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該

当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。))の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2) (略)

(報告等)

第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関し必要があるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。))に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2) (介護機関の指定等)

第五十四条の二 (略)

2・3 (略)

4) 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第

電磁的記録を含む。第五十四条第一項において同じ。))の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2) (略)

(報告の徴収及び立入検査)

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2) (介護機関の指定等)

第五十四条の二 (略)

2・3 (略)

4) 第五十条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。))について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、第五十三条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるも

五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第五十五条の五若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

注 意

一、この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
二、この証票は、職名の異動を生じ、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

の」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

注 意

一、この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
二、この証票は、職名の異動を生じ、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五十七号）（抄）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、生活保護法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

（改正法附則第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間等）

第二条 改正法附則第五条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。

2 改正法附則第五条第三項において読み替えて準用する生活保護法（以下この条において「法」という。）

（第四十九条の三第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 病院若しくは診療所又は薬局 改正法附則第五条第一項の規定により法第四十九条の指定を受けたものとみなされた日から健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十八条第一項の規定により同法第六十三条第三項第一号の指定の効力が失われる日の前日までの期間（当該前日がこの省令の施行の日（第

三号において「施行日」という。）から一年以内に到来する場合にあっては、当該前日から六年を経過する日までの期間）

二 生活保護法施行令第四条第一号に掲げる機関（健康保険法第八十九条第二項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたものを除く。） 六年

三 生活保護法施行令第四条第一号に掲げる機関（健康保険法第八十九条第二項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたものに限り）及び同条第二号に掲げる機関 改正法附則第五条第一項の規定により法第四十九条の指定を受けたものとみなされた日から介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第七十条の二第一項（第七十八条の十二及び第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。）に規定する指定の有効期間の満了の日までの期間（当該日が施行日から一年以内に到来する場合には、当該日から六年を経過する日までの期間）

### （準備行為）

第三条 この省令による改正後の生活保護法施行規則第十八条の四の規定による申請書の提出は、この省令の施行前においても行うことができる。

(様式の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている証票は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際に現にある旧様式による証票については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

〔平成二十五年二月五日（火）閣僚懇談会〕  
厚生労働大臣 発言要旨

一、厚生労働省においては、生活扶助基準について、審議会の検証結果を踏まえた制度内の「歪み」の調整や、近年のデフレ傾向を踏まえた調整を行うことにより、適正化を図ることにしています。

二、これに伴う他制度への影響については、政府として、次のとおりの対応方針とすることにつきご確認いただくようお願いいたします。

① まず、個人住民税の非課税限度額等については、平成二十五年度の影響はなく、平成二十六年以降の税制改正の議論を踏まえて対応すること。

② 次に、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること。

③ 最後に、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自自治体において判断していただくよう依頼すること。

三、今回の生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に影響ができる限り及ばないよう、引き続き、各府省のご協力をお願いします。

厚生労働省発社援0415第1号  
平成26年4月15日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（通知）

生活扶助基準については、その適正化の観点から、平成25年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準に見直しを行うこととしています。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、平成25年2月5日に全閣僚で対応方針（以下「政府の対応方針」という。）（別添）を確認しています。

これを踏まえ、これまで、各地方自治体に対しては、当職から通知\*を发出し、政府の対応方針をお示しするとともに、その趣旨を御理解いただいた上で、地方自治体で独自に実施されている事業についても適切に御判断・御対応いただくようお願いさせていただいていたところですが、政府の対応方針について、その趣旨を御理解いただいた上で、適切に御判断・御対応いただくよう、改めてお願いいたします。

なお、各地方自治体におかれては、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、御配慮をお願いいたします。

※「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年5月16日付け厚生労働省発社援0516第2号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年9月3日付け厚生労働省発社援0903第1号厚生労働事務次官通知）

# 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

## 1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 
- 25年度は影響は無い。
  - 26年度以降の税制改正において対応。
  - 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

## 2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- 
- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
  - ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

## 3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 
- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼





# 臨時福祉給付金について

社会・援護局総務課  
簡素な給付措置支給業務室



# お知らせします。2つの給付金。

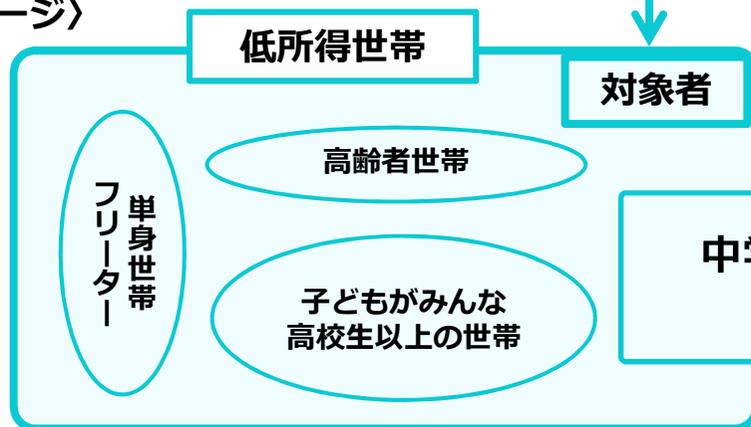
※ 申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となりますが、申請・支給手続きについては、市町村において現在準備中です。多くの市町村では住民税の算定が完了するのが6月頃であるため、7月頃から、順次支給が開始されるものと見込まれます。

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



## 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

中所得世帯

対象者

中学生以下の子がいる世帯  
(子育て世帯)

受給資格の有無は5ページで確認じゃ!

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

# 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する広報について

- 対象者から確実に申請が行われるよう、国と地方公共団体の双方で効果的な広報を実施。

## 国における対応

全国規模で、両給付金に関する一般的な内容の周知広報を実施

- 専用ホームページの開設  
(一般的な内容等)  
【5月7日開設、順次充実】
- コールセンターの設置  
(一般的な内容の照会に対応)  
【5月7日運営開始、順次拡充】
- 行政機関等におけるチラシ・ポスターの設置  
(都道府県、市町村、ハローワーク、年金事務所等)  
【5月12日の週に配布】
- 一般的広報  
(新聞広告、インターネット広告、テレビCM等)  
【6月中旬以降順次実施予定】

## 地方公共団体における対応

住民に直接的に申請を促す方法として、各市町村の規模又は実情等に応じて、以下の取組を実施。

(取組例)

- 両給付金に関するチラシの全戸配布
- 児童手当受給者への現況届様式送付時に、両給付金に関するチラシや申請書を同封
- 臨時福祉給付金については以下の方法も考えられる
  - ・平成25年度の市町村民税の非課税者に対して住民税の申告憑(しょうよう)(勸奨)を行うとともに、臨時福祉給付金に関するチラシを同封
  - ・(市町村民税非課税者に送付する)介護保険料額決定通知書等に、給付金に関するチラシや申請書を同封
  - ・平成26年度の市町村民税の非課税者等に対して課税されていない旨のお知らせを行うとともに、給付金に関するチラシや申請書を同封

各市町村での申請開始時期、手続等を一般的に周知する方法として、各市町村の規模又は実情等に応じて、以下の取組を実施。

(取組例)

- 一般的広報(各市町村の広報誌等)
- 行政機関等の窓口におけるチラシの設置(福祉事務所等)
- 専用ホームページの開設(申請の開始時期、申請手続、連絡窓口等)
- コールセンターの設置(申請手続、個別の申請処理状況の照会に対応)
- 臨時福祉給付金に関しては、給付対象者である可能性がある方への広報(民生委員、市町村社協等)

# 臨時福祉給付金における被保護者の取扱い

## 1. 概要

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）は、臨時福祉給付金の支給対象外となる。 ※同様に、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にもならない。

## 2. 詳細

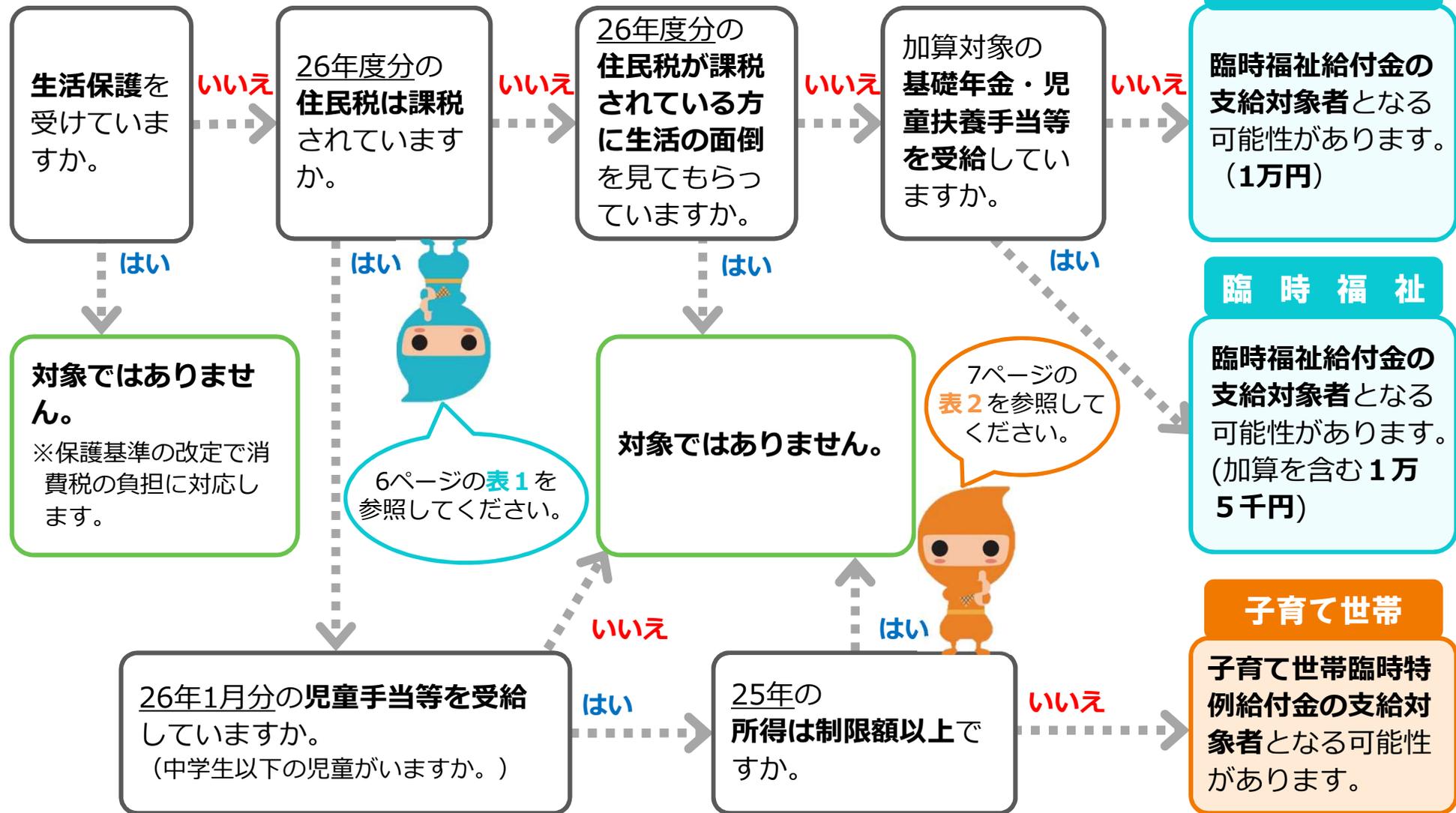
- 生活保護制度の被保護者については、消費税率引上げによる負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行っていることから、支給の対象外となる。
- 医療扶助等の単給者であっても、生活扶助の保護基準の改定が及ぶことになるため、支給の対象外となる。
- 平成26年4月1日付けで保護が停止又は廃止された者については、4月からの消費税率引上げによる負担増の影響分を織り込んだ生活扶助基準改定後の最低生活費等を考慮した上で、保護が停止又は廃止されているものであるため、支給対象とはならない。
- 被保護者に対して臨時福祉給付金が支給された場合には、その実際の受給額を収入認定する。

※ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者についても、同様の取扱いとなる。

# 參考資料

# 対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

# 臨時福祉給付金

## 支給要件

### ● 支給対象者

- ・ 平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、

}	・ 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
	・ 生活保護の受給者である場合 など

 は除きます。

### ● 支給額

- ・ 1人につき **10,000円**
- ・ 下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

#### 《加算対象者》

- ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者<sup>※1</sup>
- ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など<sup>※2</sup>

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

**表1** 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額 <sup>※</sup> （給与収入ベース）
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額 <sup>※</sup> （年金収入ベース）	
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額。

確認じゃ



# 子育て世帯臨時特例給付金

## 支給要件

### ● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

### ● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、

}	・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
	・生活保護の受給者となっている児童 など

は除きます。

### ● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円



# 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

## <目的>

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う(「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定))。

## <内容>

### (1) 支給対象者

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)  
…2,400万人 (注)生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。
- 支給対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算…1,200万人
  - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
  - ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

### (2) 実施主体

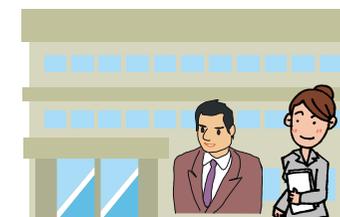
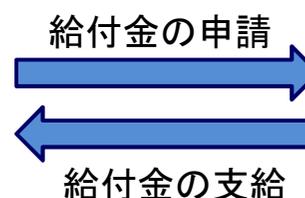
- 市町村(特別区を含む。以下同じ。)

### (3) 基準日

- 平成26年1月1日(子育て世帯臨時特例給付金と同日)

### (4) 支給額(1回の手続で支給)

- 支給対象者一人につき、10,000円
- 加算対象者一人につき、5,000円を加算



(市町村)

### (5) 事業費・事務費

- 地方公共団体(都道府県、市町村)において事業の実施に要する経費を国が補助(10/10)

# 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

（平成25年10月1日閣議決定）（抄）

## ① 趣旨

- 臨時福祉給付金は、低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、低所得者対策として消費税率が8%の段階で、暫定的・臨時的に実施するもの。

## ② 内容

- 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、
  - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
  - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者を支給対象とする。
- 所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、支給額を1万円とする。
- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円を加算する。

# 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔対象者〕

## ① 対象者の概要

○ 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、

① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等

② 生活保護制度内で対応される被保護者(※)等

を除いた者を支給対象とする。

(※) 生活保護の被保護者については、26年4月に消費税率引上げによる負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行っているため対象外としている。

## ② 対象外の者

○ 生活保護の被保護者のほか、生活保護の基準の例による給付を行っている国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者等を支給対象外とする。

(参考) 支給対象外とする者

- ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
- ・ ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者

# 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔支給額〕

## ① 金額

- 1万円という金額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定したものの。

## ② 回数

- 今回の給付措置は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとするため、1回の手続きで支給する。

# 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔加算〕

## ① 加算措置の概要

- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円(※)を加算することとしたもの。

(※) 平成26年4月の特例水準解消について、基礎年金の平均受給額が概ね5千円減少すると見込まれることを踏まえ設定。

## ② 加算措置の対象者

- 26年4月の年金の特例水準解消等を考慮して、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当の受給者等を加算措置の対象としている。

(参考) 上記の他、加算措置の対象者一覧

- ・ 児童扶養手当の受給者
- ・ 特別児童扶養手当の受給者
- ・ 特別障害者手当の受給者
- ・ 障害児福祉手当の受給者
- ・ 福祉手当（経過措置分）の受給者
- ・ 原爆被爆者諸手当の受給者
- ・ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者
- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者

# 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔そのほか〕

## ① 所要額

- 臨時福祉給付金に要する経費については、平成25年度補正予算に3,420億円を計上している。

（内訳）

- ・ 事業費 3,000億円（本体部分：2,400億円（2,400万人×1万円）、加算部分：600億円（1,200万人×5千円））
- ・ 事務費 420億円（うち、地方公共団体分 410億円）

## ② 支給時期

- 支給申請受付開始日は、各市町村の規模、実情等に応じて、市町村において決定する（市町村に対しては、平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、支給を開始する体制が整い次第、可能な限り早期に開始して頂くことをお願いしている。）。
- 支給申請期限は、当該市町村における支給申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、地方公共団体の規模、実情等によってこの期限で対応しがたい場合には、支給申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。

## ③ 申請手続

- 支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村に対して、支給の申請を行う。
- 申請・支給手続については、現在準備中である。







# 中国残留邦人等の配偶者に対する 新たな支援策について

社会・援護局援護企画課  
中国残留邦人等支援室



# 中国残留邦人等に対する支援について

## ○ 中国残留邦人等の配偶者に対する支援策について

### 改正中国残留邦人等支援法の施行

- 平成25年12月13日に公布された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正法により創設された「配偶者支援金」の概要については、次ページ以下にお示しする。
- 10月1日からの改正法の施行日に向けた準備等御協力をお願いしたい。
- 5月22日及び23日に開催する全国担当者会議において、必要な政省令案、通知案等をお示しする予定である。

## 配偶者支援金の支給事務について

### ア 実施機関

特定配偶者に対して支援給付を支給する実施機関とする。

### イ 支給にあたり確認すべき事項

- ・ 特定中国残留邦人等本人死亡の事実。
- ・ 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前であって、継続して婚姻関係があったこと。
- ・ 申請者が支援給付受給中であること。

### ウ 周知

全国担当者会議において、対象者への制度説明のためのリーフレット（中国語版、ロシア語版）をお示しするので、適宜活用し、6月の支援給付の収入申告書提出時等において、中国残留邦人等に対して、制度開始までに十分な理解が得られるよう説明・周知願いたい。

また、配偶者支援金を受給される者の申請漏れがないよう、留意願いたい。

### エ 今後のスケジュール

- 5月 政省令案・関係通知案の提示
- 6月 改正政省令パブリックコメントの実施
- 7月 改正政省令公布、関係通知発出
- 10月 支給開始

### オ システムの改修について

自治体によっては、現用システムの改修等が必要になることも考えられる。この場合、平成25年度補正予算により緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の補助対象となっているので、10月1日の支給開始月までに必要に応じ改修願いたい。

(参考)

## 経緯

- 平成19年の法改正により、永住帰国した特定中国残留邦人等に対しては、満額の老齢基礎年金が支給されるほか、特定中国残留邦人等及びその配偶者に対して、生活保護と同水準の支援給付が支給されている。
- 一方、特定中国残留邦人等が亡くなった後、配偶者に対する支援は、支援給付のみとなるが、残された配偶者の大半は、中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、①高齢、②日本語が不自由、③日本の生活習慣に不慣れのため、支援給付だけでは、日本で生活することは困難な事情を抱えている。
- このため、特定中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者（※）に対し、特定中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて、配偶者支援金（老齢基礎年金の2/3相当額）を支給することとする中国残留邦人等支援法改正法が第185回国会において全会一致で成立し、平成26年10月1日から施行されることとなった。

※「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）

審査事務の概要

	審査事務
申請	本人から申請書を実施機関に提出する。
特定配偶者の確認方法	<p>特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者）であることを次の書類で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・死亡した特定中国残留邦人等本人又は申請者の戸籍</li><li>・引揚証明書</li><li>・自立支度金支給決定通知書等の書類</li><li>・婚姻年月日の確認できる書類</li><li>・永住帰国日の確認できる書類</li><li>・永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者）であることの確認できる書類</li></ul> <p>※ 永住帰国日等不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室へ照会願いたい。</p>





母子及び寡婦福祉法の改正等について  
～ひとり親家庭の支援～

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室



# 文 章 編 資 料



## ひとり親家庭の支援について

### (1) ひとり親家庭への支援施策の見直しについて

#### ① 見直しの経緯について

ひとり親家庭への支援施策については、平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し検討を行うため、昨年5月に社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」を設置して検討を進め、昨年8月には「中間まとめ」として、支援施策の在り方の方向性等が整理された。

厚生労働省では、これに沿い、平成26年度予算要求・税制改正要望に対応し、昨年12月には、平成26年度予算、政府税制改正大綱において所要の予算・税制措置が認められたほか、本年4月16日には、ひとり親家庭支援施策を強化するための母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正事項も盛り込んだ「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、4月23日に公布されたところである。

改正法及び平成26年度予算におけるポイントは次のとおりであるので、各自治体におかれてはこれらの趣旨をご理解いただき、地域のひとり親家庭のニーズを踏まえ、積極的・計画的に施策を展開されたい。各事業ごとの変更点の詳細については、次項以降を参照されたい。

#### ② 改正法のポイントについて

改正法におけるひとり親家庭への支援に係る改正の趣旨は、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するものである。

そのために、次のとおり、(ア)支援体制の充実、(イ)支援施策・周知の強化、(ウ)父子家庭への支援の拡大、(エ)児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを行った。

改正法施行のために必要な関係政省令等については、今後制定することとしているが、各自治体におかれては、施行に向けた準備について引き続き、十分にご留意願いたい。

##### ア ひとり親家庭への支援体制の充実

自治体によってひとり親家庭支援の取組に温度差があるといった指摘も踏まえ、母子家庭等への支援措置の積極的・計画的実施について都道府県等の努力義務規定を設けるなど、支援体制の充実を図る。

##### イ ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

ひとり親が就職に有利な資格を取得するために修業する場合に、その期間の生活を支援するために給付する「高等職業訓練促進給付金」等について公課禁止規定を設け非課税とすることにより、就業支援を強化する。

また、ひとり親家庭の子どもの保育所入所に係る配慮についてこれまで規定されていたが、放課後児童健全育成事業等についても配慮規定を設けるほか、予算事業として行ってきた子どもへの相談・学習支援などの事業について「生活向上事業」として法律に位置づけることにより、子育て・生活支援を強化する。

さらに、施策の周知が十分でないとの指摘を踏まえて、就業支援事業などにおいて「支援施策に関する情報提供」を明確に業務と位置づけ、周知の強化を図る。

#### ウ 父子家庭への支援の拡大

父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があることから、これまでも父子家庭への支援を拡大してきたが、今般、ニーズが高い福祉資金の貸付について父子家庭も借りられるよう、「父子福祉資金」制度を創設するなど、父子家庭への支援を拡充する。

また、「母子自立支援員」、「母子福祉団体」などについても父子家庭を法律上の支援対象等として位置づけた上で、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」などと父子も支援対象であることを明確にするため改称した。（※以下この資料においては、「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」と表記している。）

これらにより、母子家庭、父子家庭の支援がほぼ出揃うことから、法律の名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称する。

以上の改正に係る施行期日については、平成26年10月1日としている。

#### エ 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

児童扶養手当については、公的年金等を受給できる場合には、児童扶養手当を支給しないことで併給調整をしてきたが、これを見直し、児童扶養手当の額よりも少額の公的年金等を受給する場合には、その差額分の児童扶養手当を支給できるように改正する。

この改正に係る施行期日については、各自治体におけるシステム改修、支給事務の準備、周知・広報などの施行準備に時間を必要とすることから、平成26年12月1日としており、実際には平成27年4月から支払いが行われることとなる。

### ③ 平成26年度予算のポイントについて

平成26年度予算においては、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適

切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行うための相談体制を強化するための事業を創設している。

また、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や、子どもに対するピア・サポート（当事者等による支援）を伴う学習支援等の支援の推進のための予算も計上している。

各自治体におかれては、改正法の趣旨も踏まえ、これらの予算事業を活用した積極的な取組をお願いします。

あわせて、児童扶養手当と公的年金との併給制限の見直し、父子福祉資金貸付制度の創設等に必要な予算も確保しており、必要な法改正も行ったところである。

各自治体においては、今後、システム改修、事務の準備、周知・広報等の施行準備に遺漏のないようお願いします。

## （２）相談・支援体制の強化について

### ① ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化について

#### ア 総合的な支援体制の強化の考え方

ひとり親家庭支援については、「中間まとめ」において

（ア）ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が十分でないこと、

（イ）地域により支援メニューにばらつきがあること、

（ウ）支援施策が知られておらず、利用が低調であること

といった課題が指摘されている。

このため、ひとり親家庭の悩みや課題の内容の如何に関わらず、まず相談でき、その家庭に応じた適切な支援メニューにつなげる窓口体制を整備するとともに、相談窓口からつなぐ先の支援メニューについても地域のひとり親家庭のニーズを踏まえて積極的・計画的に整備することが必要である。

これらを実現するため、平成26年度予算においては、「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」として、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行うためにワンストップの相談窓口を整備する「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」の創設と、この相談窓口からつなげる先の具体的な支援施策の拡充強化（就業支援関連事業等の充実強化、子どもへの支援の推進）とをワンパッケージで行う予算を確保している。

厚生労働省としては、これらの事業の実施を通じて、今後、各自治体における支援体制の構築に係る取組について好事例を収集・分析し、全国展開を図りたいと考えている。

各自治体におかれては、これらの事業の趣旨を十分にご理解いただき、

支援体制の強化に積極的に取り組まれるようお願いする。

イ 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」

このワンパッケージの予算のうち、「相談窓口の強化事業」については、「中間まとめ」で指摘されているように、

(ア) ひとり親家庭がどのような悩みや課題を抱えていてもその家庭の抱える課題を把握・分析し、地域の適切な支援メニューを組み合わせることで包括的・総合的な相談・支援、

(イ) 自立に向け段階に応じた適切な支援メニューにつなげるとともに自立への意欲にも資する継続的・計画的な寄り添い型の相談・支援、

(ウ) 児童扶養手当の手続きをはじめ、子育て支援、離婚、妊娠に係る手続きの担当など様々な行政や支援機関との連絡を密にし具体的な支援メニューにつなげる、潜在的な支援ニーズにも応える積極的な相談・支援、

(エ) 地域の支援機関と連携し、様々な支援メニューを適切に組み合わせることで支援することができる地域連携型の相談・支援

を行うことのできる相談支援体制を整備するものである。

具体的には、地方自治体（主に福祉事務所）の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、新たに「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員の子育て・生活支援や養育費相談などのその他の専門性を高め、他の行政窓口や支援機関との連携を密にすることにより、相談支援の質・量の充実を図り、上記のような包括的・総合的で高度な支援を実現することを目指している。

就業支援専門員の具体的な業務としては、母子・父子自立支援員と協働し、働いているひとり親に対しては、より好条件の就業の実現を目標とする支援を実施し、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標に支援することとなる。また、ハローワーク、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を実施するほか、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体が会する場を定期的に開催し、地域の事業主への普及啓発、子育てと両立しやすい求人の拡大等を行うことも望まれる。

各自治体におかれては、事業の趣旨を十分にご理解の上、積極的に本事業を実施されるようお願いする。

ウ 支援を必要とするひとり親家庭への必要な支援の更なる周知について

平成23年度全国母子世帯等調査によると、ひとり親家庭支援施策についての認知度が3割から6割程度に留まっており、更なる周知と利用

促進が必要である。

このため、平成26年度予算においては、都道府県等において、施策策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を行うことができるよう、「広報啓発・広聴、ニーズ把握活用等事業」を母子家庭等就業・自立支援センター事業の一つのメニューとして創設している。

各自治体におかれては、事業の趣旨を十分にご理解の上、積極的に本事業を実施されるようお願いする。

## ② 母子・父子自立支援員の体制強化と資質向上について

「中間まとめ」では、母子・父子自立支援員について、継続して任用されてきた非常勤職員が任期満了後に任期の更新がされない場合があるといった指摘や、研修への参加機会が確保されないことがあるといった種々の問題が指摘された。母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の支援の実施の要であり、重要な役割を果たしていることから、その人材の確保と資質向上は極めて重要な課題である。

このため、今般成立した改正法においては、都道府県、市等が母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材について、その新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務を新たに設けているところである。

また、平成26年度予算では、自治体における研修の開催費用や母子・父子自立支援員等の外部研修会への参加を支援する「管内自治体・福祉事務所支援事業」を母子家庭等就業・自立支援センター事業の一つのメニューとして創設している。

都道府県、市等におかれては、改正法の規定の趣旨を踏まえ、上記事業を積極的に活用するなどし、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上に努めていただきたい。

なお、母子・父子自立支援員の配置に要する費用については、地方交付税措置が行われているので、配置していない自治体や体制が十分でない自治体においては、適切な配置をお願いする。

また、「中間まとめ」で指摘された母子・父子自立支援員の任期の更新に関する事項についても、適切な配慮をお願いしたい。



# 参 考 资 料

## ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

### 母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

#### 子育て・生活支援

- 母子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣等による子育て・生活支援
- 保育所の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

#### 就業支援

- 母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細かな就職支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給 など

#### 養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

#### 経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付 など

## 「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」(中間まとめ)の概要

＜社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ (平成25年8月)＞

- 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく検討のため設置。今後、この「中間まとめ」に沿った施策を進めていく考え。

### ひとり親家庭の現状

- ひとり親家庭の平均所得は、一般子育て世帯の約4割。平均稼働所得は、一般子育て世帯の約3割。
- ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割が就労。うち非正規が母で約5割(平均就労収入125万円)、父で約1割(同175万円)。
- 就労していないひとり親も、母の約9割、父の約8割が就労を希望しているが、就業できていない状況。
- 「子どもの貧困率」は、15.7%だが、「大人が一人」の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は、50.8%。
- ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担う不利を抱え、両立の困難、非正規雇用の増加等の影響から厳しい状況。

### ひとり親家庭の自立と支援

- 子どもへの影響等の観点からもできる限り就業自立を目指すべき。そのために一般施策とひとり親家庭向け施策と双方の充実が必要。
- 他方で就労自立が直ちには困難な家庭もあり、状態像に応じた自立支援も必要。
- 福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携が不可欠。

#### ＜現状・課題＞

### 1. 支援施策全体、実施体制

- ひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるべき、母子自立支援員を中心とした相談支援体制が不十分。
- 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- 支援施策が知られておらず、利用が低調。
- 経済的に厳しい状況の父子家庭も存在。

#### ＜施策の方向性＞

- 地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援、先進的取組等の収集・情報提供
- 母子自立支援員について自治体の理解を得て体制強化等の促進や研修機会の充実
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備のため「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定の要請及び助言・支援
- 支援施策の更なる周知と利用の促進
- 父子家庭への支援の推進、支援施策の周知徹底

<現状・課題>

2. 就業支援

- 就業状況や就業希望など状態像は様々。
- 多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分。
- 就業・転職には資格取得が有効。
- 就業支援特別措置法が施行。

<施策の方向性>

- 状態像に応じたきめ細かな就業支援
- 休日夜間などの相談支援、講習の設定等よりよい就業への転職やキャリアアップの支援
- 対象資格の拡大促進等による高等技能訓練促進費等事業等の更なる活用促進、給付金の非課税措置の検討
- 就業支援特別措置法に沿った国・自治体による取組の推進

3. 子育て・生活支援

- 両立には、子育て・生活支援が不可欠。一般の子育て支援とひとり親家庭向けの支援の組合せが重要。
- 日常生活の安定が必要な家庭など状態像に応じた支援が必要。
- 親の多忙による子どもへの影響も懸念。進学希望が実現できていない状況。

- 子ども・子育て支援法に基づく新制度上の保育所の優先利用などのひとり親家庭への配慮の確保
- 各自治体でのニーズに対応した「母子家庭等日常生活支援事業」の実施と周知
- 母子生活支援施設の周知、広域的利用等、支援の質の向上、職員体制の充実、地域的偏在への対応
- 当事者の相互交流・情報交換の機会確保の支援、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進

4. 養育費確保支援

- 養育費確保の取決め、履行は十分に進まず。
- 面会交流は、子どもの立場からも重要。

- 養育費に関する離婚当事者等への周知啓発、離婚時における養育費相談への誘導等養育費確保を促す支援のための協力体制、地域の相談員の資質向上のための研修事業等の活用促進
- 面会交流の意義・課題等の周知啓発、面会交流支援の専門性を踏まえた関係機関との責任・役割分担の明確化

5. 経済的支援

- 児童扶養手当は重要な経済的支え。公的年金との併給制限が検討課題。
- 母子寡婦福祉資金は進学等に一定の役割。父子家庭への対象拡大が検討課題。

- 児童扶養手当よりも少額の公的年金とを受給する場合の差額分の所得保障について児童扶養手当の支給等検討
- 母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大

# ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

## 「中間まとめ」で指摘された現状と課題

### 支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

### 個別の支援分野の現状と課題

#### ① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。  
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

#### ② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

#### ③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

## 具体的な対応

### I. 相談支援体制の構築

#### 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

### II. 支援メニューの充実

#### 《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

#### 《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

#### 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

※ 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

# ひとり親家庭支援施策の主な改正事項

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

## 母子及び寡婦福祉法の改正

### 1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（\*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

### 2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

#### (1) 就業支援の強化

高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

#### (2) 子育て・生活支援の強化

保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。

子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。

#### (3) 施策の周知の強化

就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

### 3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。

- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

## 児童扶養手当法の改正

### 4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

### 施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行う。

(1) 総合的な支援のための相談窓口の整備

自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進。好事例を全国展開。

(2) 支援施策の充実強化

① 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業等の充実強化 ② 子どもに対するピア・サポートを伴う学習支援の推進

ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- ① 相談支援体制が不十分（多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない）
- ② 地域により支援メニューの実施状況にばらつきがある
- ③ 支援施策が知られておらず、利用が低調
- ④ 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要
- ⑤ ひとりで仕事と子育てを両立するには、子育て・生活支援の充実が不可欠
- ⑥ 親との離別経験や将来への不安、親への気遣いなど特有の悩みを持つ子どもへの支援が必要
- ⑦ 貧困率の改善が求められている（子どもがいる現役世帯の「大人が一人」の相対的貧困率 50.8%）

具体的施策

総合的な支援の枠組みの構築【新規】 2.9億円

- 総合的な支援のための相談窓口の整備  
母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で適切な支援メニューを組み合わせることにより総合的・包括的な支援を実施（109か所）
- 支援施策に関する広報啓発活動の強化
- 国による地方自治体への支援  
地方自治体の支援体制の検証、好事例の全国展開 等

就業支援関連事業等の充実強化 2.5億円

- 身近な地域での事業の充実強化  
(1) 就業支援講習会の拡充、相談関係職員の研修等の充実  
(2) 個々の状況に即した自立支援プログラムの策定の拡充  
(3) 就職活動等の際の生活援助や保育サービスの提供等の拡充

子どもへの支援の推進(ピア・サポート、学習支援) 2.7億円

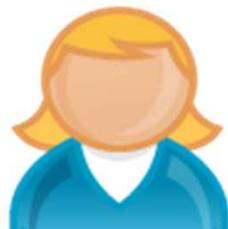
- 子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣の拡充
- 子どもに寄り添うピア・サポートも行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う学習支援ボランティア事業の拡充

支援施策の充実強化

# ひとり親家庭への総合的な支援



総合的な支援のための  
相談窓口の整備  
(市レベル)



母子自立支援員



【新規】



就業支援専門員

適切な  
支援メ  
ニュー  
の組み  
合わせ



- 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の  
実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進
- 就業を軸とした的確な支援の提供
- 支援施策の広報啓発活動の実施 **【拡充】**

## 就業支援

《個々の状況に対応する就業支援の充実》

- 就業支援講習会の拡充 **【拡充】**(郊外での実施など)
- 相談関係職員の資質向上 **【拡充】**(研修の充実)
- 自立支援プログラムの策定 **【拡充】**(6,952→10,428件)
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

## 子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援の充実》

- 子育て・生活支援
  - ・就職活動等の際の保育サービス**【拡充】**  
(日常生活支援事業 212→302カ所)
  - ・保育所の優先入所
  - ・母子生活支援施設の利用 など

## 子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援の充実》

- ピア・サポート、学習支援
  - ・児童訪問援助員(ホームルンド)の派遣 **【拡充】**(12→47カ所)
  - ・学習支援ボランティア事業 **【拡充】**(10→109カ所)

## 養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付 など

↳ 好事例を全国展開

# 母子家庭等就業・自立支援事業

創設:平成15年度  
 相談件数:106,055件(平成24年度)  
 就職件数: 6,638件(平成24年度)

母子家庭の母及び父子家庭との父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業

## 一般市等就業・自立支援事業

### 支援メニュー

#### 就業支援事業

- 就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

#### 就業支援講習会等事業

- 就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

#### 就業情報提供事業

- 求人情報の提供
- 電子メール相談等

#### 地域生活支援事業

- 生活支援の実施
- 養育費相談の実施等

#### 在宅就業推進事業

- 在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催等

#### 面会交流支援事業

- 面会交流援助の実施等

#### 管内自治体・福祉事務所支援事業(※)

- 相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

#### 広報啓発・公聴、ニーズ把握活動等事業(※)

- 地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業、管内自治体・福祉事務所支援事業、広報啓発・公聴、ニーズ把握活動等事業）の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施

- 「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、土日における開所を促進するため、開所日数に応じた加算制度を創設(22年度創設、26年度拡充)
- (※)は26年度新規事業

実施先一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2b.html>

# 父子家庭への支援の拡大

## 現行

### 経済的支援

- 児童扶養手当は、父子家庭にも支給。
- 母子福祉資金の貸付は、父子家庭は対象外。

### 子育て・生活支援

- 法律上、父子家庭も支援対象。  
(例) 日常生活支援事業、保育所入所の配慮等。

### 就業支援

- 予算措置・運用により、父子家庭も対象。  
(母子寡婦法上は対象外)  
(例) 就業支援事業、高等職業訓練促進給付金等。

### 支援の枠組み

- 基本方針（国）、自立促進計画（地方）は、母子寡婦法上は対象外（※）。
- 母子自立支援員による支援等は、運用により対象。  
(母子寡婦法上は対象外)  
→ 名称から支援対象であることが不明確。

## 改正後

- ◎ 貸付対象を父子家庭に拡大。  
(「父子福祉資金」の創設)

→ 父子家庭への支援が出揃う。

- ◎ 父子家庭への支援も法律に規定。  
父子家庭に関する新章を創設。

- ◎ 名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。  
→ 支援対象であることを明確化。

※「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」では、父子家庭の父の就業支援について定めることを規定。



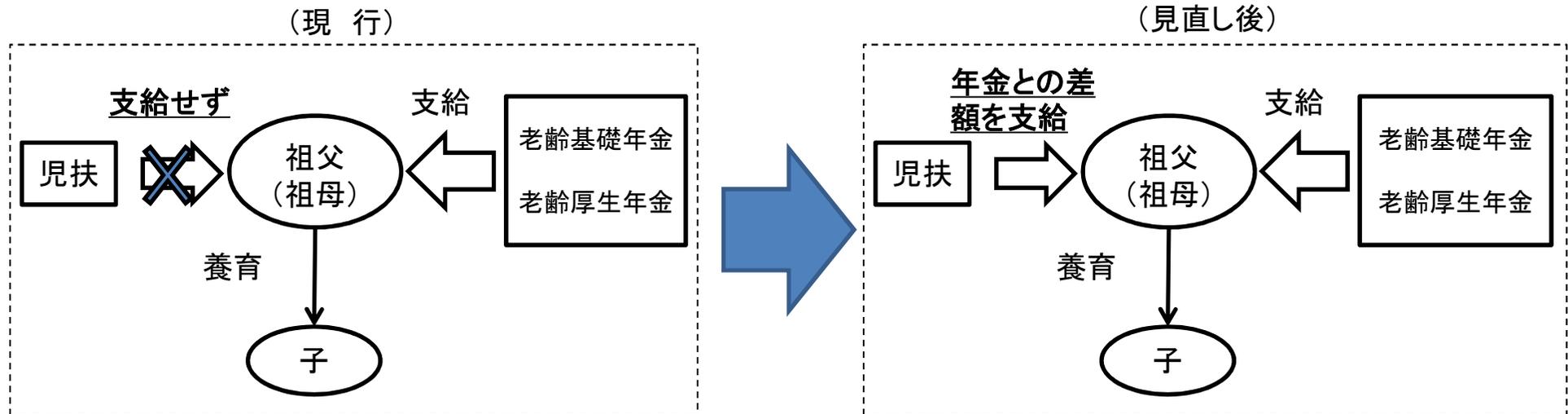
これにより、父子家庭を概ね母子家庭と同様に法律の支援対象として位置づけ。  
法律の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。

## 児童扶養手当と公的年金との併給制限について

- 児童扶養手当と公的年金は、稼得能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有しているため、公的年金を受給できる場合は、児童扶養手当を支給しないことで併給調整を行っている。
- しかしながら、社会経済状況の変化（非正規雇用の増加、保険料納付の困難等）などを背景として、児童扶養手当よりも低額の年金を受給する場合が生じている。
- この結果、児童扶養手当よりも低額の年金を受給する場合には、保険料を支払ったために少額の公的年金の受給対象となった者の方が、保険料を支払わず公的年金の受給対象とならない者よりも、少額の保障しか受けられないケースが生じることとなり、均衡を失うことから見直しが必要となっている。
- こうしたことを解消するため、併給調整のあり方を見直し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給できるように改正する。
- これにより、推計で約5千人が新たに児童扶養手当の給付対象となる。

（差額支給の対象となる例）父母に監護されない児童を祖父母が養育する家庭

- 祖父（祖母）が受給する老齢年金が、加入年数や報酬額等により、児童扶養手当よりも低くなる場合



※ 上記の例の他、①妻が死亡した父子家庭で、父が遺族基礎年金の対象外（平成26年4月以降に死亡のケースは父に遺族基礎年金が支給される。）であるため、子に遺族厚生年金のみが支給されており、報酬額等により年金額が低くなる場合、②離婚後に父が死亡した母子家庭で、子が死亡した父から養育費を受け取っており、子に遺族厚生年金のみが支給され、報酬額等により年金額が低くなる場合などが考えられる。







# 生活困窮者自立支援法について

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室



# 生活困窮者を取り巻く現状

## 新たな生活困窮者自立支援制度の主な対象者

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、**生活保護に至る前の自立支援策の強化**を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、**生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。**

### 【主な対象者】

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

- ・ 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)  
(参考：その他生活困窮者の増加等)
  - ・ 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成24年：35.2%
  - ・ 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成23年：23.4%
  - ・ 高校中退者：約5.4万人(平成23年度)、中高不登校：約15.1万人(平成23年度)
  - ・ ニート：約60万人(平成23年度)、引きこもり：約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
  - ・ 生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)
  - ・ 大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では28.2%

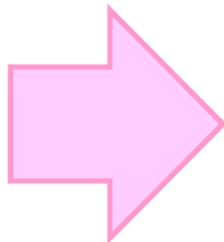
## 生活困窮者支援の現状

### 【これまでの支援】

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援（平成17年度から実施）
  - ・ 「福祉から就労」支援事業 【実績】就職率54.5%（平成23年度）
- 自治体独自の多様な就労支援
  - ・ 生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施（横浜市）  
【実績】就労率 60.4%（平成23年10月～平成24年3月）
- 居住の確保
  - ・ 住宅支援給付（平成25年度までの時限措置）の支給（平成21年度第1次補正予算等において措置、緊急雇用創出事業臨時特例基金として実施） 【実績】常用就職率 58.5%（平成24年度）
- 貸付・家計相談
  - ・ グリーンコープ生協においては、きめの細かい生活相談に併せて貸付を実施  
【実績】平成23年度末までの貸倒率 0.97%
- 子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援
  - ・ 被保護世帯の中学生及びその保護者等を対象に進学の助言等を行うとともに、学生ボランティアによる学習支援を実施（埼玉県）  
【実績】参加者の高校進学率 97.0%（平成23年度）（参考）被保護世帯全体:89.5%
  - ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援（平成18年度から実施）  
【実績】就職等進路決定者数 1万2千人（平成23年度）

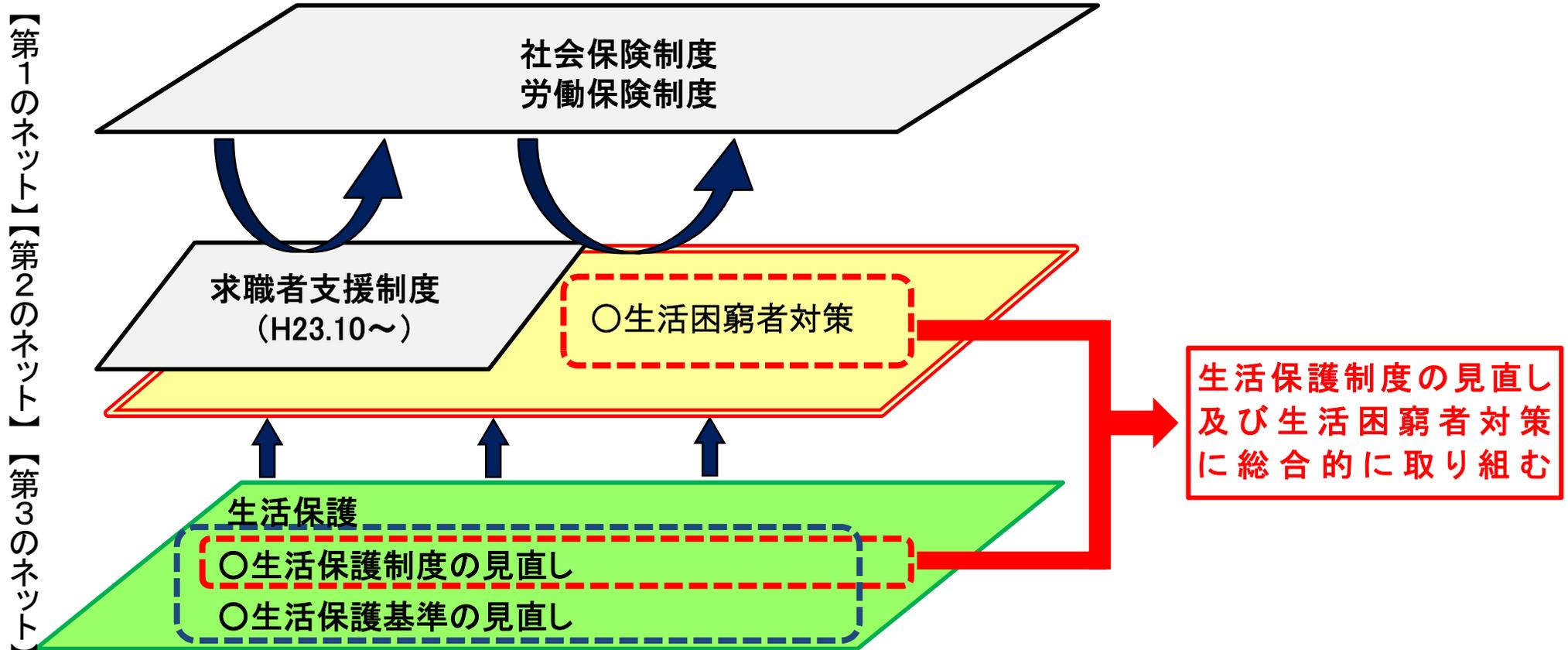
### 【指摘されている課題】

- 一部の自治体のみの実施
- 各分野をバラバラに実施
- 早期に支援につなぐ仕組みが欠如



# 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



## 【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

# 生活困窮者自立支援法について

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 対象者の考え方について

※ 平成25年12月10日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1（抜粋）

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

（回答）

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第2条第1項）である。（※ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。）
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。（※また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。）
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。  
また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。
- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。  
この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。
- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。
- いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていきたいと考えている。

## 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。  
 ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

### ◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に一定期間を要する者

### ◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

### ◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

### ◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

### ◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

### 子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

### ◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

### その他の支援

### ◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

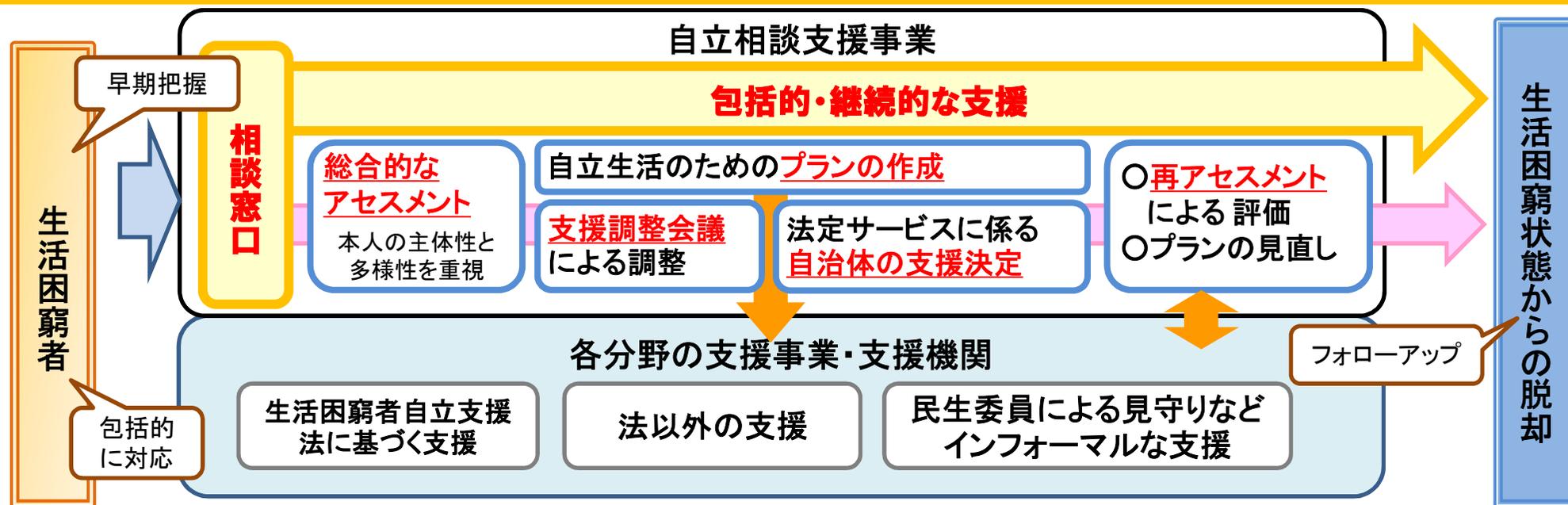
基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

# 自立相談支援事業について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

## 自立相談支援事業の体制について（案）

- 自立相談支援事業については、以下の3職種を配置することを基本とすることを考えている。
- ※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討する予定。自立相談支援機関においても、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成</li> <li>○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援</li> <li>○ 社会資源の開拓・連携 など</li> </ul>
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者への相談支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメント、プラン作成</li> <li>・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施</li> <li>・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ など</li> </ul> </li> </ul>
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者への就労支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークや協力企業などとの連携</li> <li>・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓 など</li> </ul> </li> </ul>

# 住居確保給付金について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。
- ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成25年度末までの時限措置）の制度化を図る。

## （参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

### ➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

### ➤ 支給要件（東京23区の場合）

- ①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（2人世帯）17.2万円以下
- ②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

### ➤ 支給上限額（東京23区の場合）

単身：53,700円 複数世帯：69,800円

### ➤ 支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

◆ 支給決定件数：136,631件（平成21年10月～平成25年3月実績）

◆ 常用就職（※）率：58.5%（平成24年度実績）

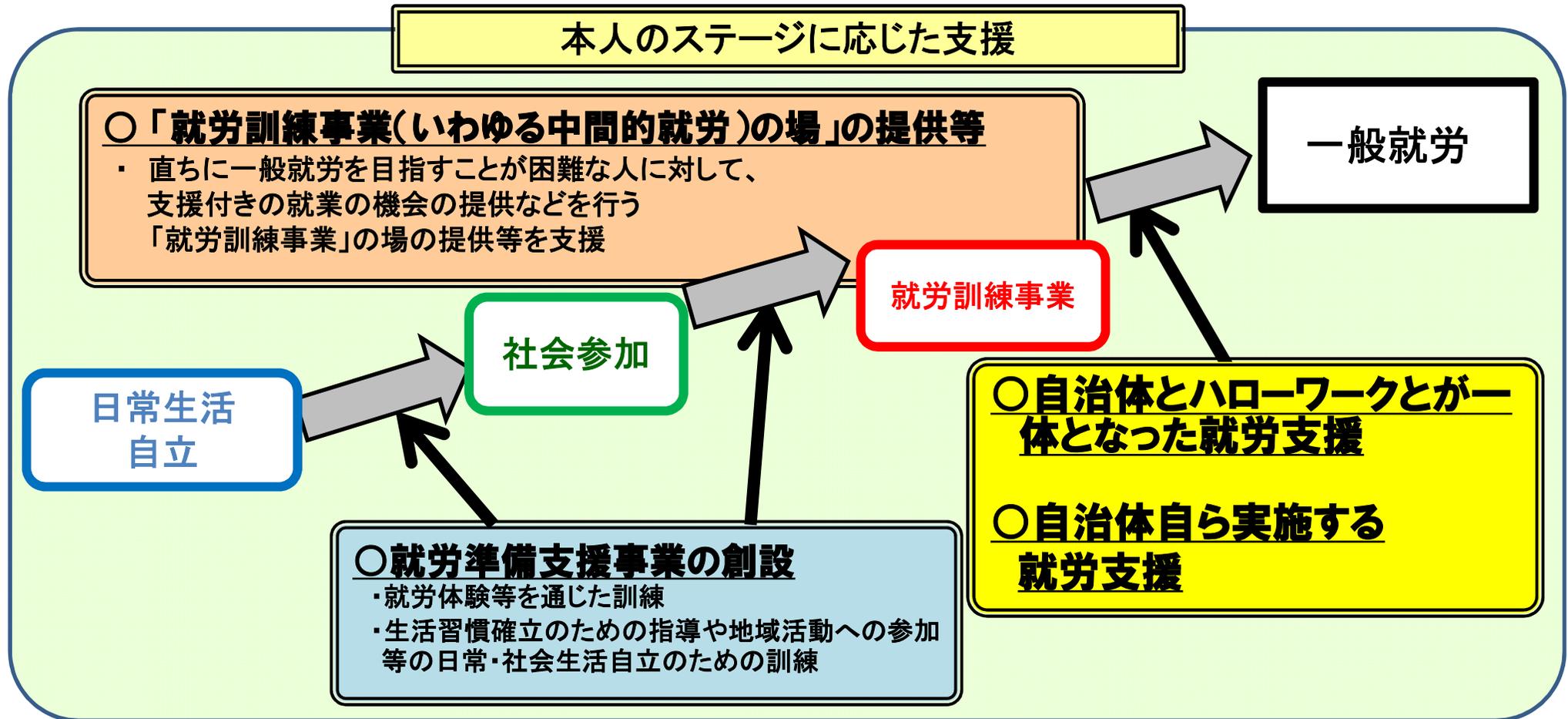
（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

## 期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

## 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

## 生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 一般的な職業紹介により早期に就労が可能な者	ハローワーク	一般的な職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能な者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当で構成される就労支援チーム	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等  (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 就労に向けた準備が一定程度整っており、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が可能な者	自立相談支援事業の就労支援員	担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 就労への移行のため柔軟な働き方を認める必要がある者	就労訓練事業（中間的就労）	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。
5. 生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場の提供することもあり得る（就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定）	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

# 就労準備支援事業について

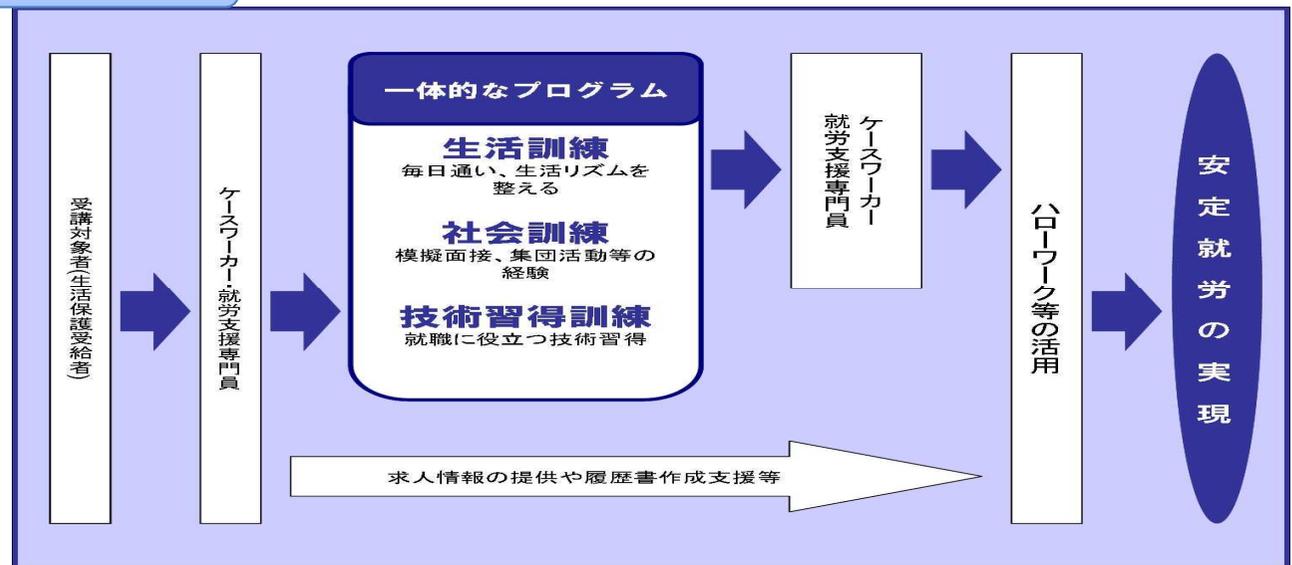
## 新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。6ヶ月～1年程度の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

## 支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

### 横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



## 期待される効果

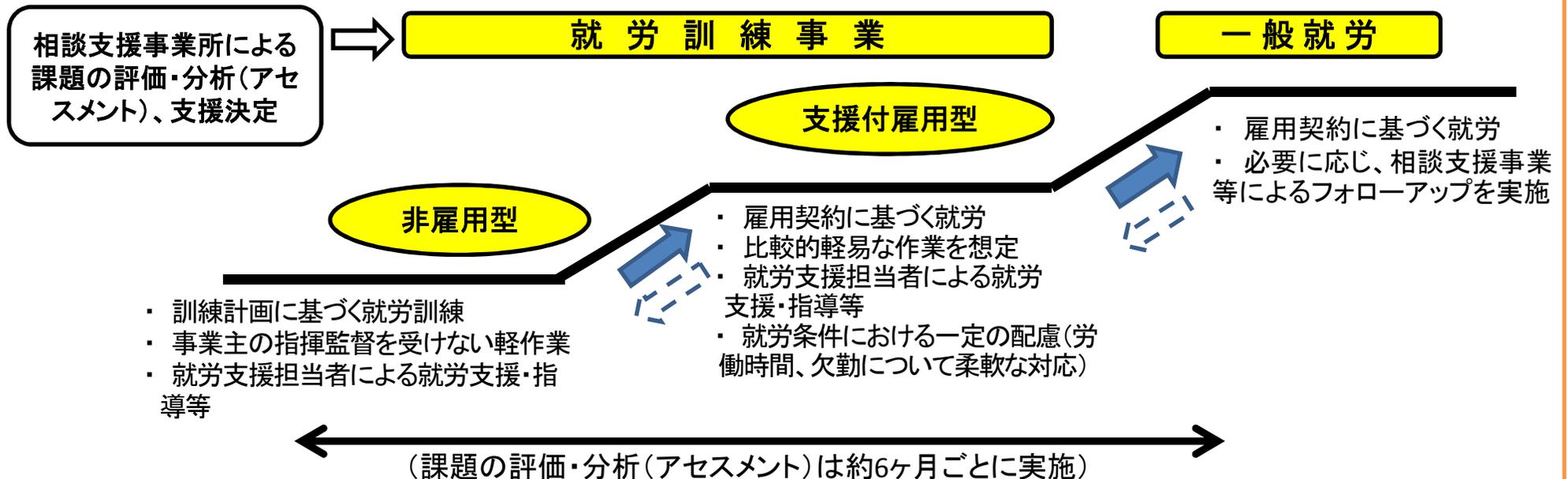
- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

# 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

## 新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

## 支援のイメージ



## 期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

# 一時生活支援事業について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

## (参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成25年度までの事業)

### ➤ 目的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

### ➤ 支援の内容

#### ① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

#### ② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

#### ③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

### ➤ 利用料

無 料

### ➤ 利用期間

原則3か月以内

### ◆ 実施自治体数 (H24. 3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型)がある。

- 施設型……全国で2自治体5施設(定員1,514人)    ○ 借上型……全国で41自治体63施設(定員652人)

## 期待される効果

- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

# 家計相談支援事業について

## 事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
  - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
  - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
  - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
  - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

## 支援のイメージ

相談者自身が課題が見えるようになる支援  
①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援  
②家計支援計画の作成と必要な支援の調整  
(給付・減免等の利用、貸付のあっせん、債務整理へのつなぎ)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援  
③家計の状況のモニタリングと出納支援ツールの紹介等

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる  
・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

## 期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

# 子どもの学習支援等について

## 新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

## 支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施(平成24年度)

### 埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

- 【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
- 【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
- 県内17カ所で週1~3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
- 【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

### 高知市高知チャレンジ塾における学習支援

- 【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
- 【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
- 民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。
- 【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

## 期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

# 生活困窮者自立支援制度の 構築に向けたポイント

- 各自治体において、新制度を着実かつ効果的に実施するために、準備段階となる現時点において、ポイントになると考えられる点を参考までに整理したもの。
- 新制度の体制を構築するに当たっては、検討課題1～5をクリアしているか、ひとつひとつ確認の上、進めていくことが考えられる。

## 検討課題 1 : 法の趣旨の理解

- 新制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立を支援する仕組み。
  - 制度運営における目標は、
    - ・ 生活困窮者の自立と尊厳の確保
    - ・ 困窮者支援を通じた地域づくり
  - その具体的なすがた（特徴）は、
    - ・ 包括的な支援
    - ・ 個別的な支援
    - ・ 早期的な支援
    - ・ 継続的な支援
    - ・ 分権的・創造的な支援
  - こうした制度の理念を十分理解した上で体制整備を行うことが必要。
  - 対象者は、
    - ・ 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者（※））
    - ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ※ モデル事業においては、生活保護受給の有無に関わらず事業の対象としている。法施行後は生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が一体的に運用できるよう、国において検討。

## 検討課題2：庁内体制の構築

- 主管部局の決定は、法の趣旨に即した包括的な支援を行うことができる体制を構築しつつ、支援効果を最大限高めるという観点から検討。

※ モデル事業においては、生活保護、地域福祉、商工労働、市民生活等の担当課が主管課となっている。  
また、新しい体制を検討している自治体もある。

- こうした観点から、福祉部局内のみで検討するのではなく、全庁的に検討することが望ましい。
- いずれの部局が担当するにしても、関係部局と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。

※連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉の各担当）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課

- 対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう紹介ルールを設定。

【参考】滋賀県野洲市：31の課・組織が参画する委員会を設置。税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援。

## 検討課題3：実施方法の検討

- 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。
- 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられ、幅広い候補から検討。
  - ※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。
- 自立相談支援事業を委託する場合は、
  - ・ 包括的な支援が可能であるか
  - ・ 就労に向けた支援が期待できるか、逆に支援内容が就労支援に偏らないかなどに特に留意。真に実効性のある委託先を慎重に検討。
- 包括的な支援を可能とするため、一つの法人のみならずいくつかの法人が自立相談支援事業を担えるよう、委託方法を工夫するということも考えられる。
- 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

### 【参考】

- 高知県高知市：モデル事業の実施主体が、高知市と高知市社会福祉協議会等が連携した運営協議会
- 岩手県：自立相談支援事業の実施主体が商工会議所。また、県、市、ハローワーク、社会福祉協議会などが1箇所集まり、ワンストップで生活や就労に関する相談が一体的に行われている

## 検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。（自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図る。）
- 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
- そのほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を一つひとつ着実に構築。
- 民生委員や自治会、ボランティアといったインフォーマル部門も、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。

【参考】長野県：連絡会議に県や市の関係部署が入っており、社会福祉関係団体だけではなく経営者団体等も参画し、広範かつ多数の地域ネットワークが構築されている。

## 検討課題5：協議の場の設定

- 包括的な支援体制、ネットワークを構築するには時間も要するが、まずその第一歩として、協議の場を設定。
  - ・ まずは庁内のプロジェクトチームの立ち上げ
  - ・ その後、外部を含む中核となる関係者が集まる場を設定。体制整備の進展に応じ、徐々にメンバーの拡充も検討。
- 外部関係者も集まる協議の場については、まずは既存の協議会の活用から検討。
- このような「協議の場」が制度実施後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

## 【野洲市】市民相談総合推進委員会設置要綱（抄）

### （協議事項）

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

### 別表(第3条関係)

政策調整部 企画調整課職員

総務部 人事課職員

総務部 人権施策推進課職員

総務部 人権センター職員

総務部 野洲地域総合センター職員

総務部 市民交流センター職員

総務部 税務課職員

市民部 生活安全課職員

市民部 協働推進課職員

市民部 市民生活相談課職員

健康福祉部 社会福祉課職員

健康福祉部 障がい者自立支援課職員

健康福祉部 地域生活支援室職員

健康福祉部 こども課職員

健康福祉部 子育て家庭支援課職員

健康福祉部 家庭児童相談室職員

健康福祉部 高齢福祉課職員

健康福祉部 健康推進課職員

健康福祉部 保険年金課職員

都市建設部 住宅課職員

環境経済部 環境課職員

環境経済部 商工観光課職員

環境経済部 上下水道課職員

教育委員会 教育総務課職員

教育委員会 学校教育課職員

教育委員会 人権教育課職員

教育委員会 生涯学習スポーツ課職員

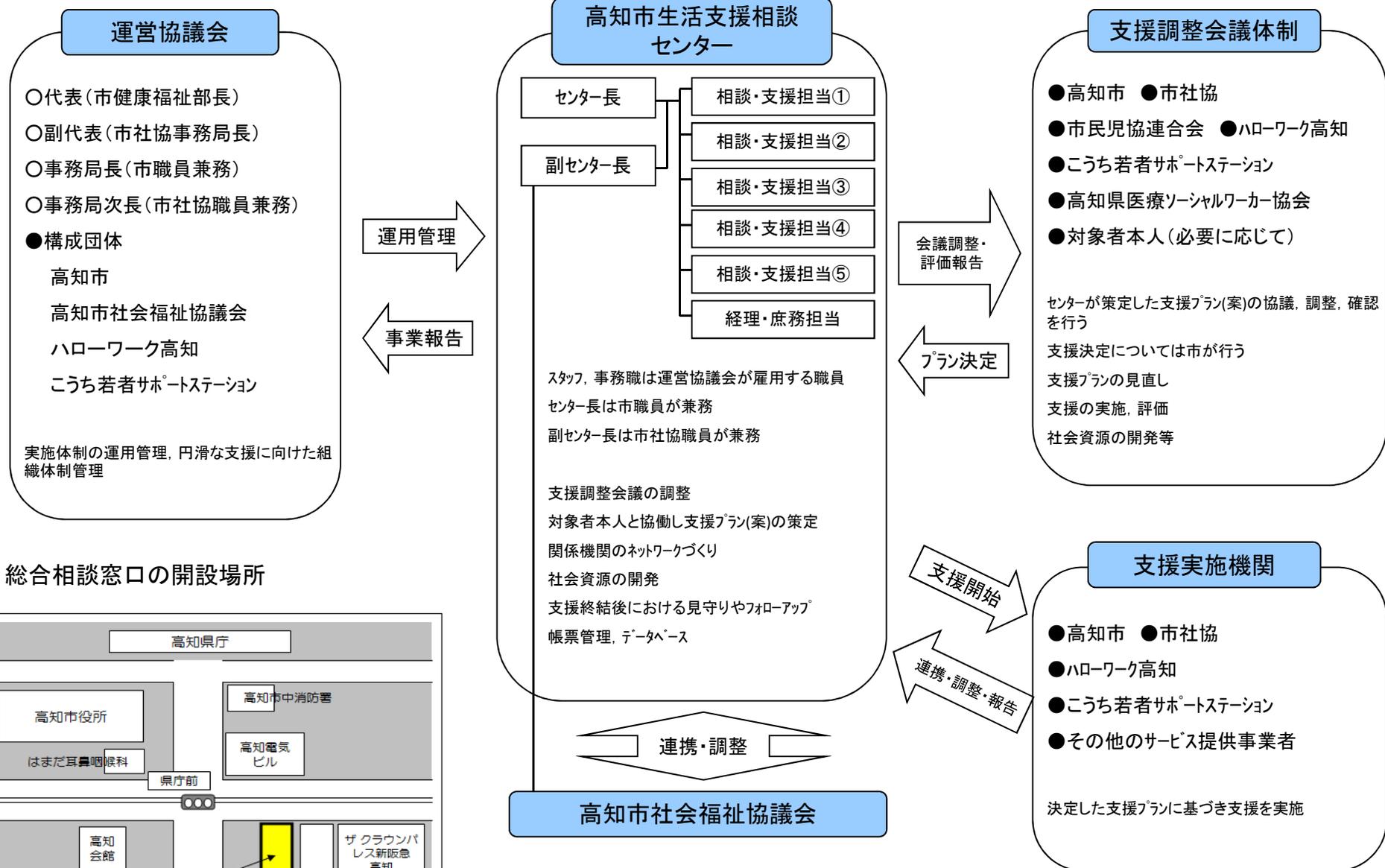
野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

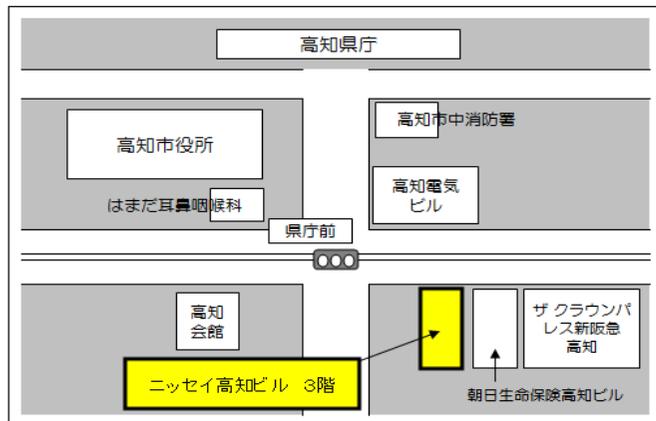
ふれあい教育相談センター職員

野洲市発達支援センター職員

# 【高知市】総合相談窓口の運営体制



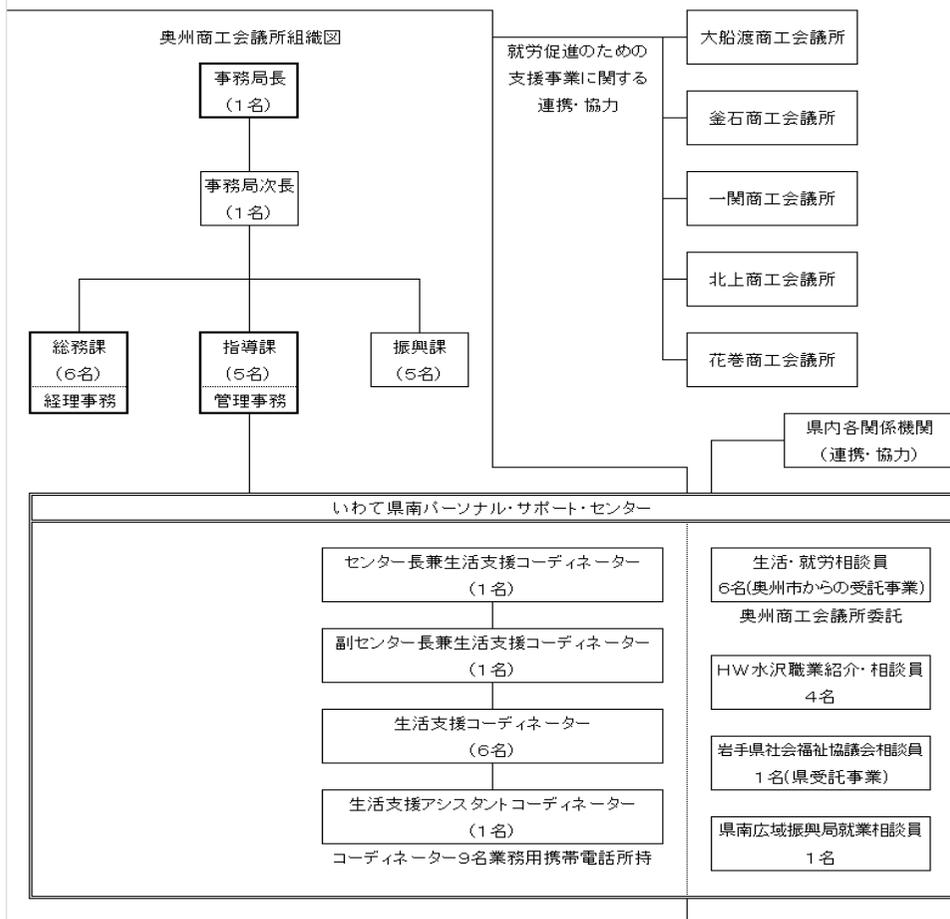
## ○ 総合相談窓口の開設場所



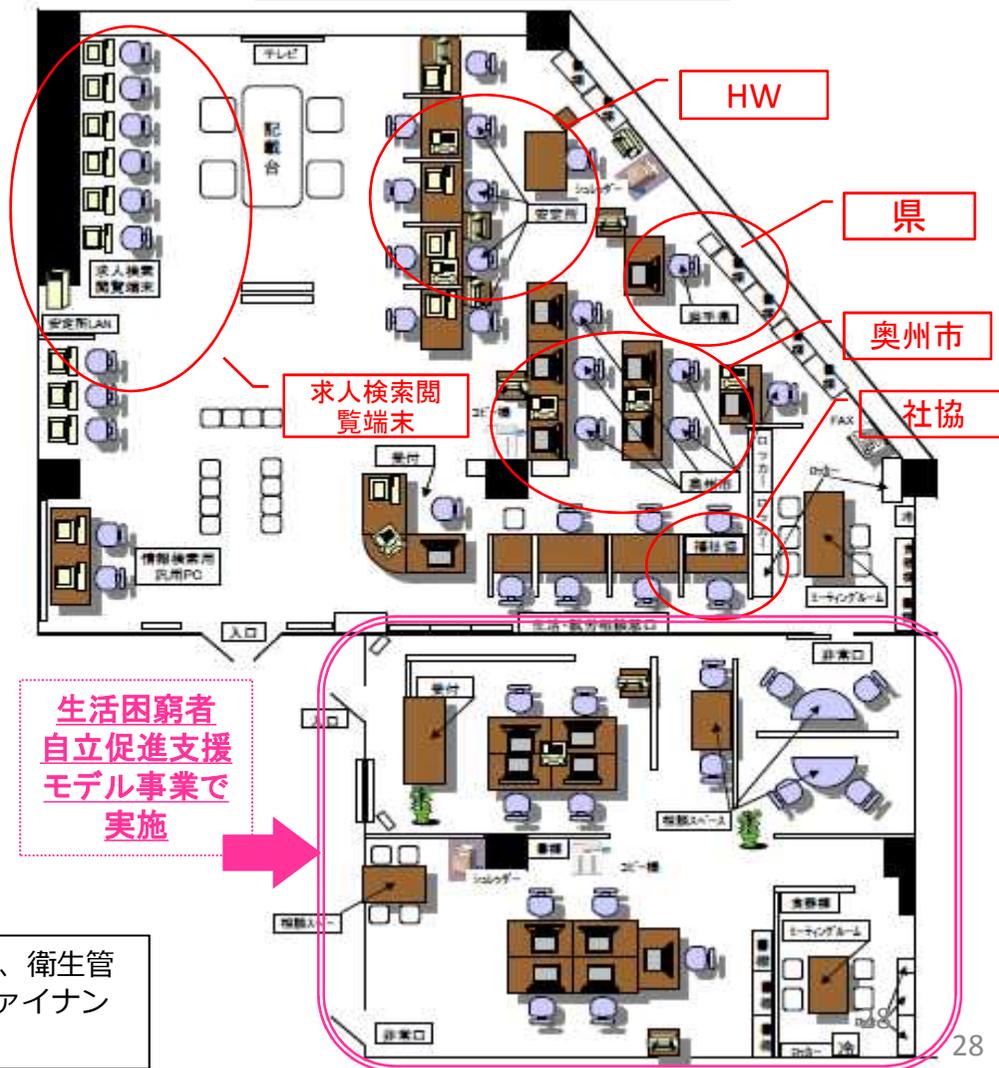
# 【岩手県】いわてパーソナル・サポート・センターの体制図

- 自立相談支援事業を奥州商工会議所に委託。※奥州商工会議所はこれまでパーソナル・サポート・サービス事業を実施してきた実績をもつ。
- 県とハローワーク（HW）との一体的実施の協定締結、奥州市の緊急雇用創出事業の活用など、既存の取組とモデル事業との連携を図っており、センター内には自立相談支援事業の相談支援員のほか、HWや社会福祉協議会の職員も配置。これにより、生活や就労に関する相談を包括的にコーディネート。

## 奥州商工会議所組織図



## センター内レイアウト



○相談支援員等の職員については、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、衛生管理者、キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーなどの有資格者を配置している。

# 【長野県】 パーソナル・サポート・モデル事業連絡会参集団体・機関

(2013年7月1日)

分野	国関係機関	県関係機関	市町村関係	社会福祉関係団体	経営者団体	関係団体	PS事業支援ネットワーク団体	県労福協関係
県連絡会	長野労働局職業安定課 長野公共職業安定所	長野県企画部 人権・男女共同参画課、消費生活室、県民協働・NPO課、次世代サポート課 長野県総務部税務課 長野県健康福祉部 健康福祉政策課、地域福祉課、健康長寿課、介護支援室、障害者支援課、子ども・家庭課 長野県商工労働部 労働雇用課、人材育成課 長野県観光部国際課 長野県建設部住宅課 長野県精神保健福祉センター	長野市産業政策課 長野市厚生課 松本市労政課 松本市障害・生活支援課 上田市雇用促進室 上田市福祉課 飯田市産業振興支援課 飯田市福祉課	長野県社会福祉協議会 長野県民生児童委員協議会	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 長野県NPOセンター 生活底上げ実現長野県連絡会	(株)コミュニケーションズ・アイ 企業組合 労協ながの 反貧困ネットワーク信州	労協政策委員会 長野県暮らしサポートセンター
長野地域連絡会	長野公共職業安定所 長野障害者職業センター	長野県北信労政事務所 長野県長野地方事務所 商工観光課 長野県長野保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課(室) (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 長野市保健所	市町村社会福祉協議会 (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 (長野市、須坂市、千曲市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 長野圏域障害者総合支援センター 長野県NPOセンター 社団法人長野県社会福祉士会	労働組合LCCながの NPO法人ホットラインながの 長野県高齢者生活協同組合 ながのコスモスの会 反貧困ネット長野 NPO法人エリアネット更埴	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
松本地域連絡会	松本公共職業安定所	長野県中信労政事務所 長野県松本地方事務所 商工観光課 長野県松本保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課(室) (松本市、塩尻市、安曇野市)	市町村社会福祉協議会 (松本市、塩尻市、安曇野市) 市町村民生児童委員協議会 (松本市、塩尻市、千曲市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 中小企業診断協会長野県支部	しおじり若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 松本圏域障害者総合相談支援センター	生存を支える会 NPO法人ユニオンサポートセンター NPO法人ジョイフル SOSネットワークすわ NPO法人キャリアサポート NPO法人てくてく NPO法人夢トライ工房	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
上田地域連絡会	上田公共職業安定所	長野県東信労政事務所 長野県上小地方事務所 商工観光課 長野県上田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課(室) (上田市、東御市)	市町村社会福祉協議会 (上田市、東御市、小諸市) 市町村民生児童委員協議会 (上田市、東御市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	若者サポートステーション・シナノ 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 上小圏域障害者総合支援センター 佐久障害者相談支援センター	SOSネットワーク 反貧困・ひだまりネット 佐久こどもサポートセンター NPO法人侍学園スクオーラ・今人	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
飯田地域連絡会	飯田公共職業安定所	長野県南信労政事務所 長野県下伊那地方事務所 商工観光課 長野県飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課(室) (飯田市)	市町村社会福祉協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市) 市町村民生児童委員協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 飯伊圏域障害者総合支援センター 上伊那圏域障害者総合支援センター	SOSネットワーク(上伊那) NPO法人キャリアサポート NPO法人くらりnet NPO法人いいだ元気塾 NPO法人生活応援ネット スキップ 一般社団法人南信州ここに	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター

※ 第1回関東・信越ブロック「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当者会議(平成25年9月3日開催)における長野県提出資料を基に作成。

# モデル事業実施状況調査集計結果

# モデル事業実施状況調査集計結果（抜粋）について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営指針研究事業）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する指針を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に、モデル事業開始時と終了時（年度末）に状況の調査を実施。

【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会

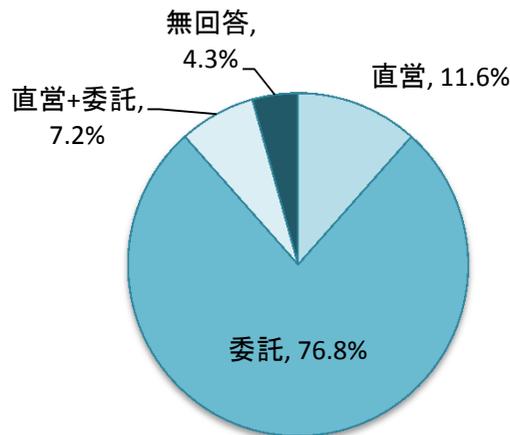
【調査期間】（開始時）平成25年10月21日～12月1日（年度末）平成26年2月25日～3月20日

【回収状況】（開始時）56箇所／68箇所（回収率82.4%）（年度末）56箇所／68箇所（回収率82.4%）

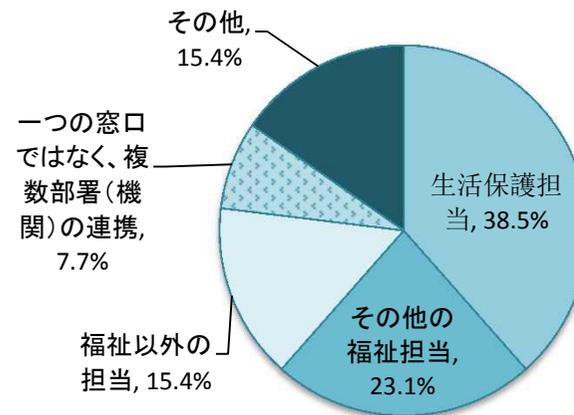
## 1 実施形態

- 自立相談支援機関の設置について、委託が7割を超えており、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会や社団法人や財団法人が多くなっている。直営の場合については、必ずしも生活保護担当部署だけでなく、福祉以外の部署が担当していたり、複数部署が窓口となっているなど、他の部署が担当する自治体も多い。
- 自立相談支援機関の設置場所については、役所内、受託した法人施設、民間事務所ビルに借用がそれぞれ3割程度となっており、他の施設や相談窓口と併設されている場合が多い。

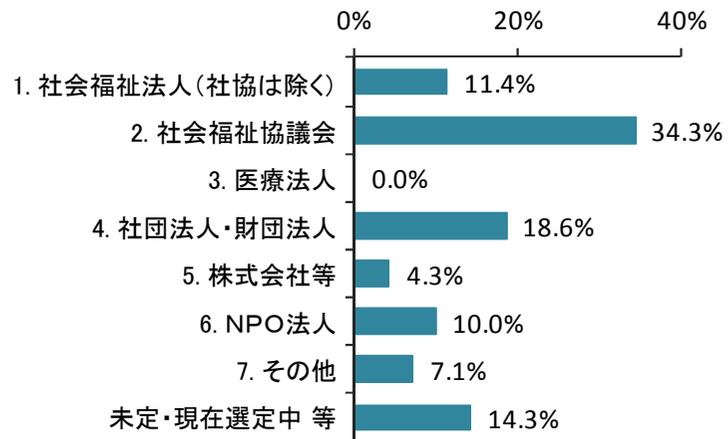
(1) 自立相談支援機関の設置形態【開始時】



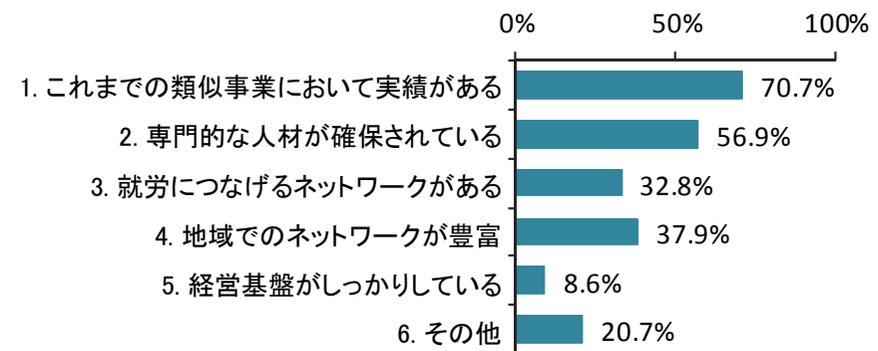
(2) 直営の窓口担当部署【開始時】（設置形態が「直営」「直営+委託」を選択のみ）



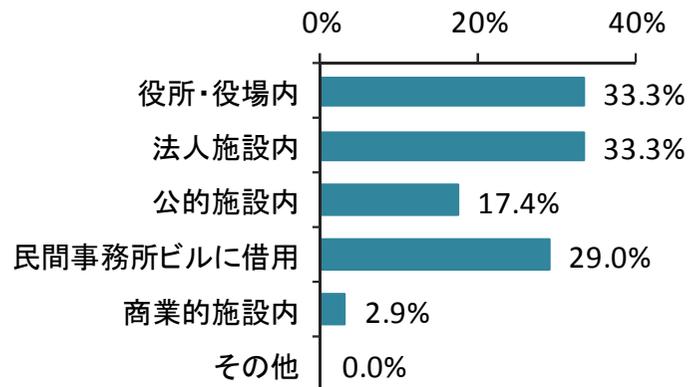
(3) 委託先【開始時】（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）



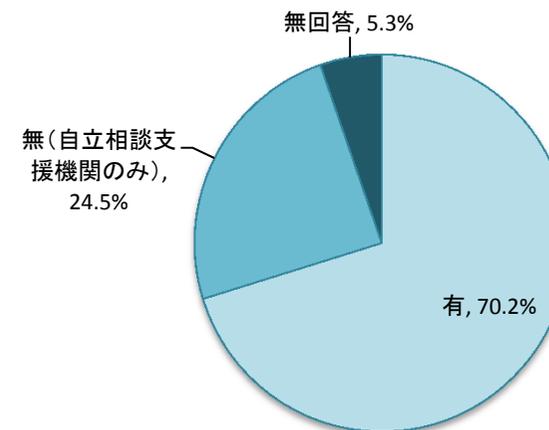
(4) 委託選定の決め手となった要因 【開始時】（複数回答）  
（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）



(5) 自立相談支援機関の設置場所【年度末】（複数回答）



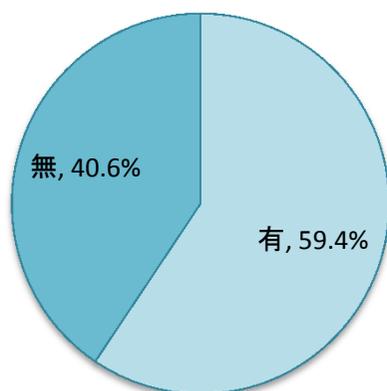
(6) 他の併設施設・相談窓口等の有無【開始時】



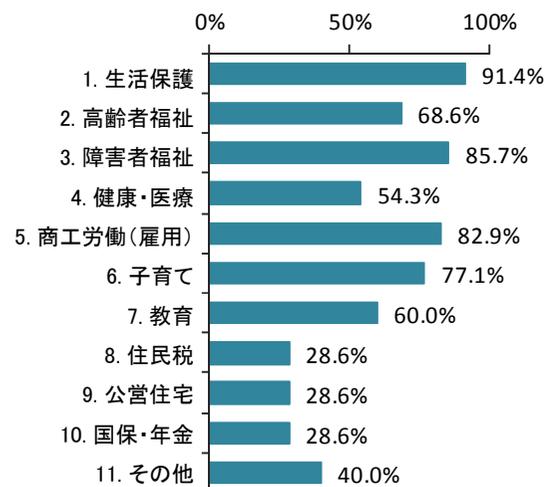
## 2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は約6割であり、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。

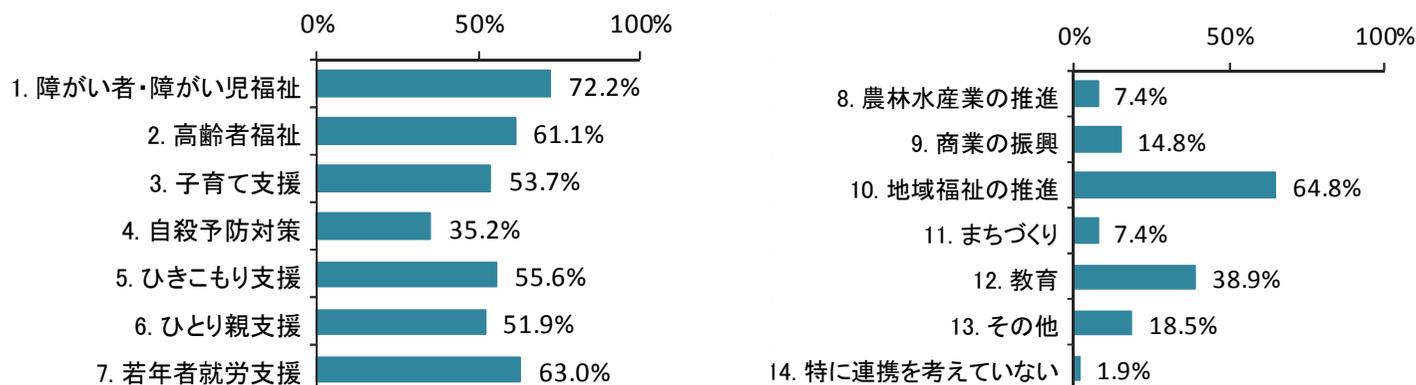
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況【年度末】



(2) 協議の場の参加部署・課【開始時】（複数回答）  
（庁内との協議の場が「有」を選択のみ）



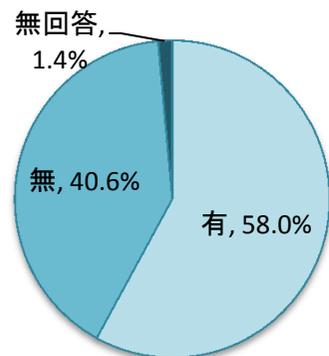
(3) モデル事業実施にあたり関連計画・施策と連携する、または連携を予定している分野【開始時】（複数回答）



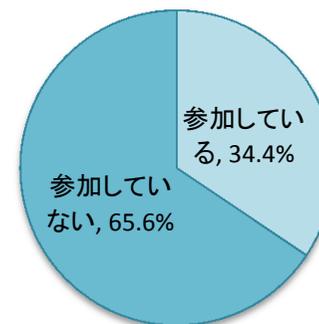
### 3 関係機関との連携体制

- 6割弱の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、保健所や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など様々な分野との連携が進められている。

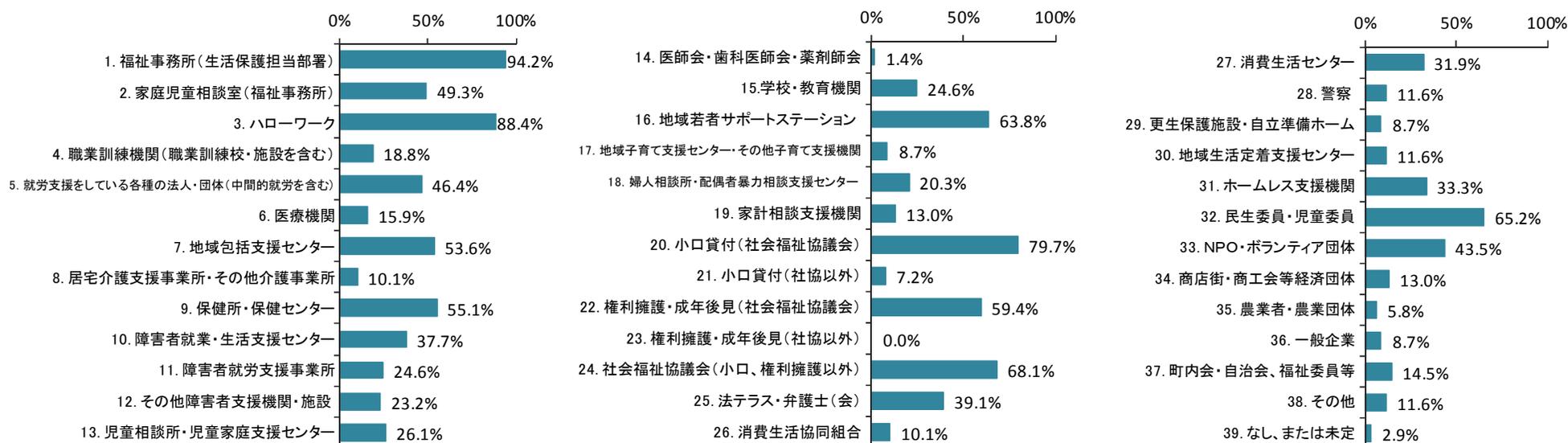
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況【年度末】



(2) 有識者の協議の場への参加・参加予定【開始時】



(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関【開始時】（複数回答）



## 4 職員体制

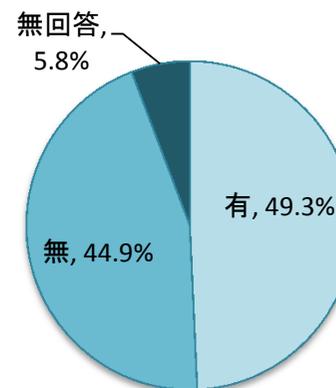
- 相談員の配置基準については今後検討されることになっているが、本年度のモデル事業においては、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 約5割の自治体が相談員のうち主に就労支援を担当する職員を配置している。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況について、主任相談支援員や相談支援員は兼務の割合が低い一方、就労支援員については、6割弱が就労準備支援事業と、5割弱が家計相談支援事業と兼務している。
- 相談員が保有する資格としては、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。

(1) 自立相談支援機関の職員配置予定（人口規模別）【開始時】

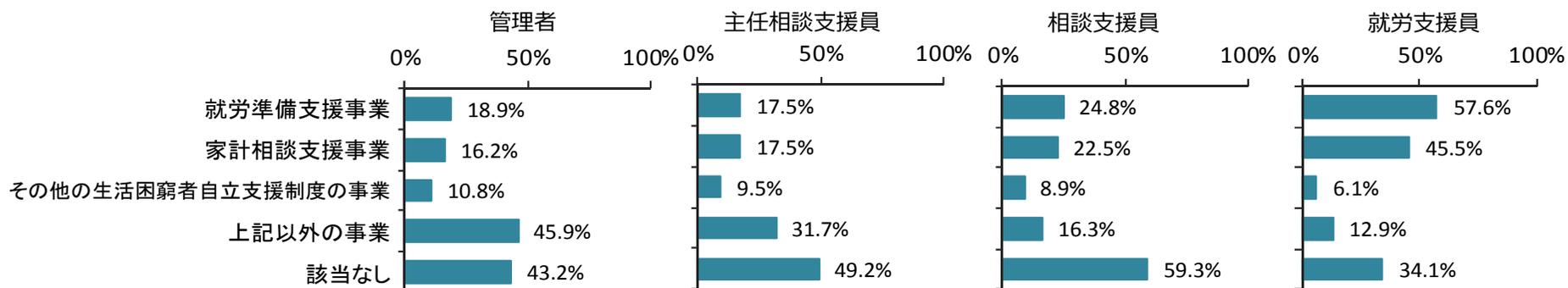
1圏域あたり平均職員数 単位:人

	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
5万人未満	3.4	2.7	0.4	0.3	0.0
5万人以上10万人未満	4.6	3.2	0.8	0.5	0.2
10万人以上30万人未満	4.6	2.6	1.5	0.5	0.0
30万人以上50万人未満	9.8	3.7	4.2	1.0	1.0
50万人以上100万人未満	7.9	6.4	0.7	0.3	0.4
100万人以上	11.8	6.1	4.1	1.3	0.2
全体	6.3	3.7	1.8	0.6	0.2

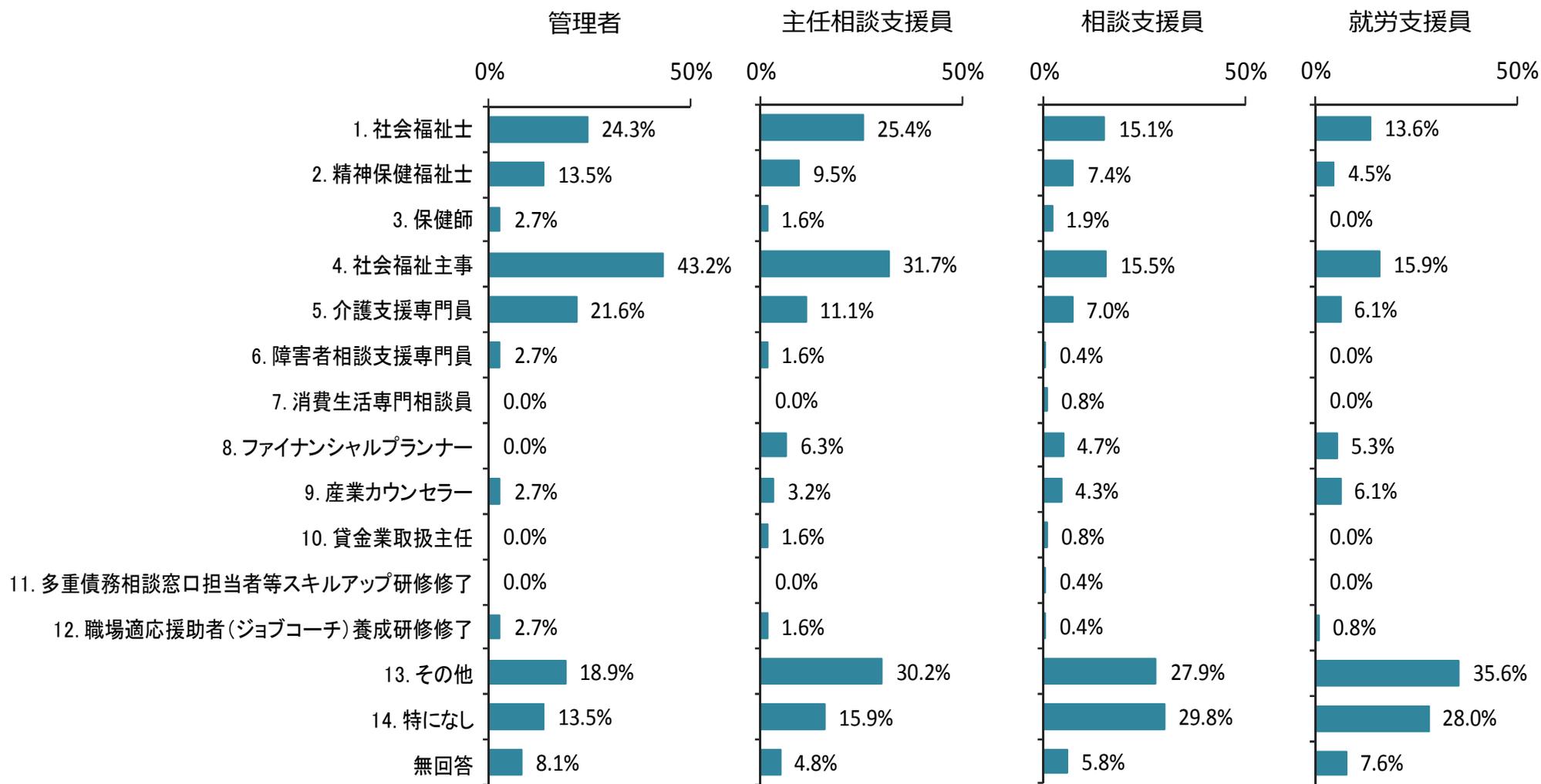
(2) 相談支援に従事する職員のうち、主に就労支援を担当する職員の有無【開始時】



(3) 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況【年度末】（複数回答）



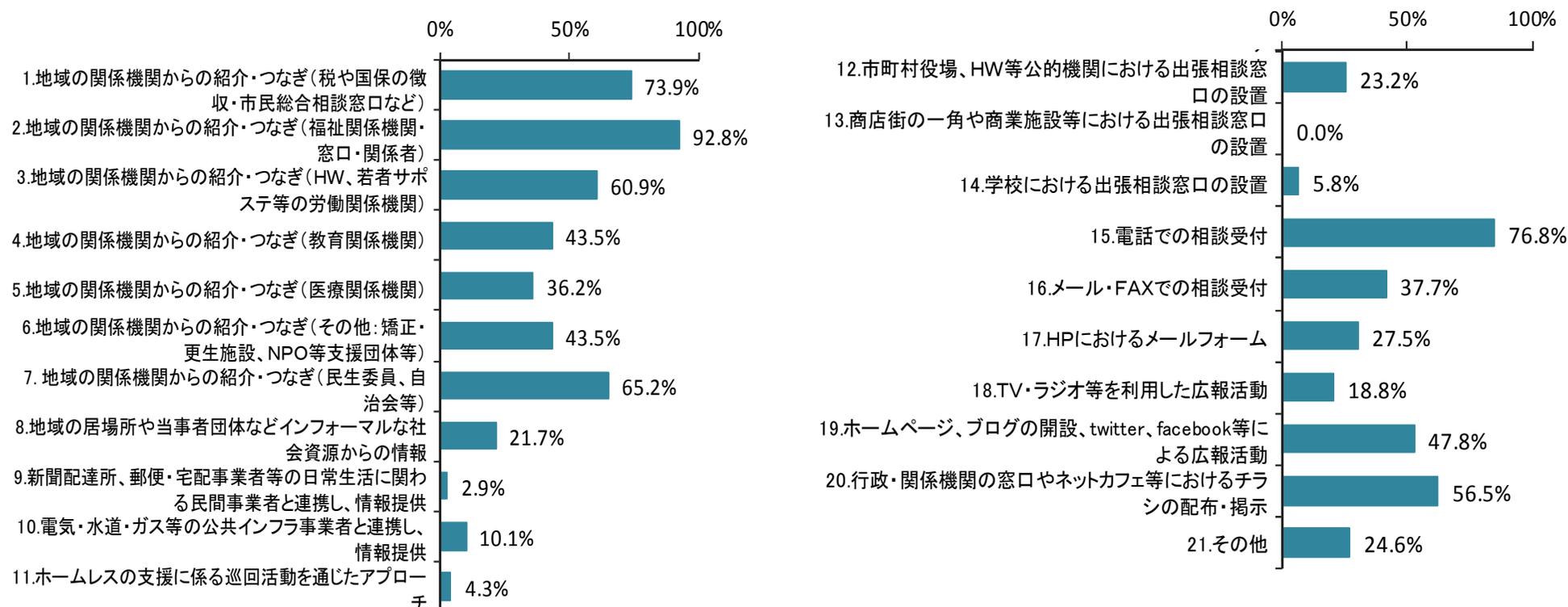
(4) 相談支援に従事する職員が保有する資格【年度末】（複数回答）



## 5 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の関係機関から紹介・つながりを受けたり電話による相談が多く、また、公共料金の事業者との連携により、情報提供を受ける仕組みを構築している自治体も見受けられる。
- また、単に窓口で相談を待つだけでなく、ホームレス支援に係る巡回活動や出張窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

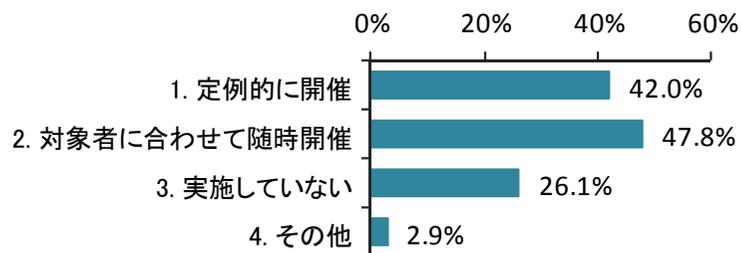
支援対象者の把握・アウトリーチの方法【年度末】（複数回答）



## 6 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、ともに4割を超えており、また、定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。

(1) 開催時期【年度末】（複数回答）



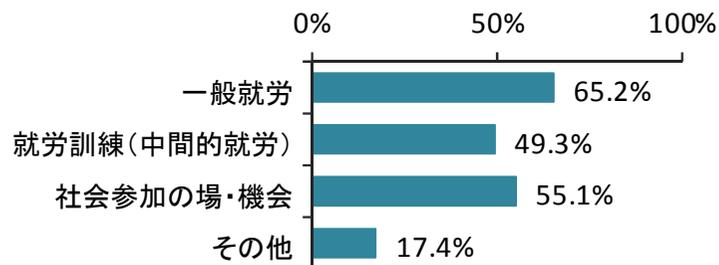
(2) 1回あたり取扱いケース件数【年度末】

定期的に開催	平均 6.0件
随時開催	平均 2.7件

## 7 出口へのつなぎ

- 対象者に応じて、就労による自立だけでなく、社会参加の場も「出口」として想定されている。

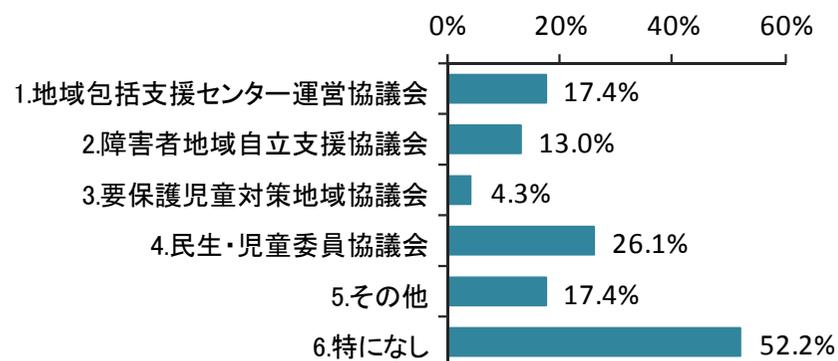
開始時に想定している「出口」【開始時】（複数回答）



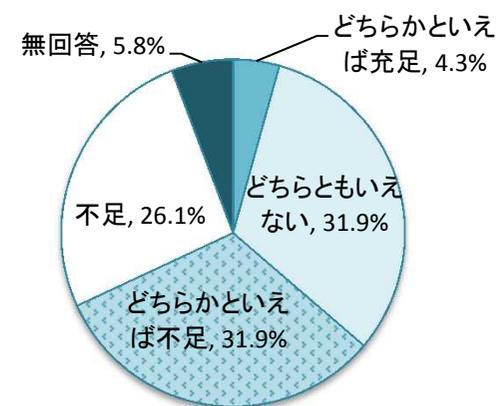
## 8 地域づくり

- 他の協議会等との関わりについて、高齢者や障害者、民生・児童といった既存の協議会等との連携が予定されている。
- 社会資源について、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が約6割となっており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多く、また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについて、就労先や就労訓練の場の開拓に向けての取組を行っている割合が約6割となっている。

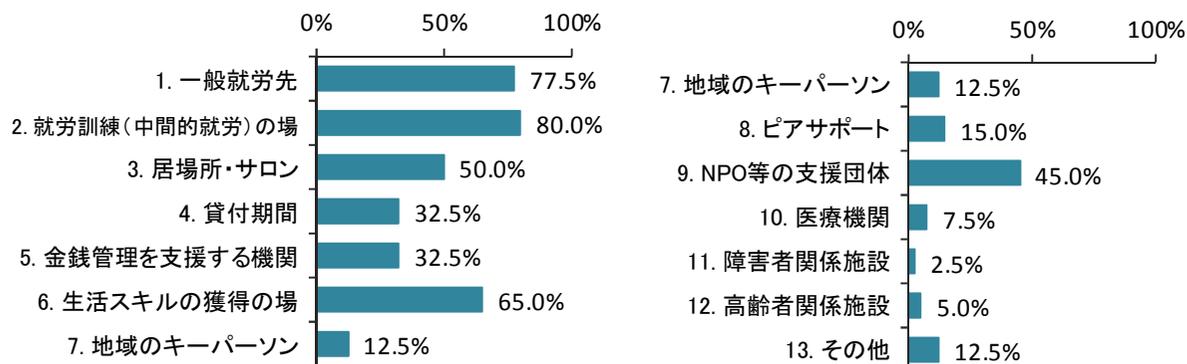
(1) 他の協議会等との連絡調整・報告の予定【開始時】（複数回答）



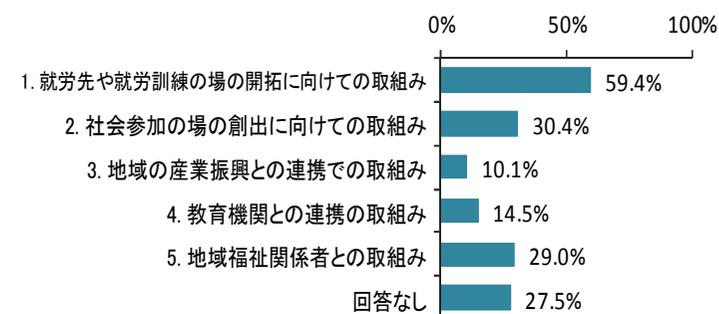
(2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況【開始時】



(3) 不足している社会資源 【開始時】（複数回答）  
（社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ）



(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」について現在行っていること【年度末】（複数回答）



# モデル事業実施自治体における 支援実績

# モデル事業実施自治体における支援実績（抜粋）について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業）において、自立相談支援機関において使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～平成26年1月新規受付ケース

【回収状況】 47自治体から新規相談受付2950ケース、支援決定677ケース

## 1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で0.2～60件強の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、相談者は30～50歳代が多くなっている。
- 相談経路については、本人自ら連絡が5割弱となっており、次いで関係機関・関係者による紹介が約3割と多くなっている。

(1) 新規相談受付状況（自治体別月間平均件数）

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
北海道	-	0	0	0	1	0	1	0.2
北海道札幌市	-	-	-	-	-	20	20	20.0
北海道釧路市	11	5	5	10	3	13	47	7.8
北海道岩見沢市	-	-	2	8	5	7	22	5.5
岩手県	16	8	14	17	14	19	88	14.7
岩手県花巻市	0	0	5	6	6	5	22	3.7
秋田県湯沢市	-	-	3	8	6	4	21	5.3
山形県山形市	-	-	-	21	31	24	76	25.3
千葉県千葉市	-	-	-	-	43	32	75	37.5
千葉県船橋市	2	5	3	2	1	5	18	3.0
千葉県柏市	8	8	4	1	7	6	34	5.7
千葉県野田市	1	2	26	19	12	12	72	12.0
千葉県香取市	1	0	0	2	1	3	7	1.2
神奈川県横浜市	3	4	17	15	12	19	70	11.7
神奈川県川崎市	-	-	-	-	43	87	130	65.0

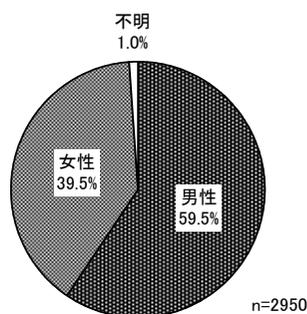
自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
神奈川県相模原市	-	-	4	14	12	12	42	10.5
新潟県	23	27	39	25	33	21	168	28.0
長野県	39	42	35	31	29	44	220	36.7
石川県小松市	3	2	8	2	3	4	22	3.7
岐阜県	35	37	43	34	33	18	200	33.3
愛知県	-	-	-	1	2	1	4	1.3
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	4	4	4.0
福井県	-	-	-	10	32	28	70	23.3
滋賀県野洲市	18	17	28	19	18	10	110	18.3
滋賀県東近江市	-	-	15	4	3	3	25	6.3
京都府	19	16	9	17	6	12	79	13.2
京都府京丹後市	6	11	12	10	3	11	53	8.8
京都府長岡京市	-	-	-	1	2	2	5	1.7
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	66	66	66.0
大阪府箕面市	7	8	4	11	16	10	56	9.3

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
兵庫県神戸市	-	-	2	0	1	1	4	1.0
奈良県奈良市	-	16	53	35	23	14	141	28.2
鳥取県	-	-	-	2	2	3	7	2.3
島根県	1	2	1	0	0	2	6	1.0
岡山県岡山市	-	-	-	-	46	41	87	43.5
山口県	8	17	19	14	13	12	83	13.8
徳島県	5	21	25	16	9	9	85	14.2
香川県丸亀市	-	-	-	37	13	19	69	23.0
高知県	-	-	-	9	6	11	26	8.7

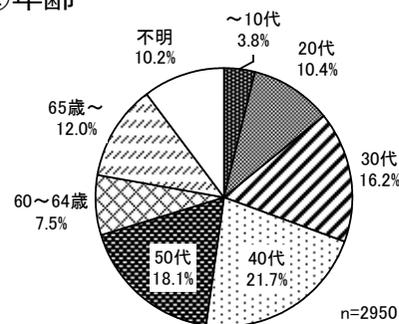
自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
高知県高知市	-	-	-	72	56	57	185	61.7
福岡県	-	-	-	-	14	18	32	16.0
福岡県福岡市	-	-	-	-	62	30	92	46.0
佐賀県佐賀市	-	-	3	12	11	42	68	17.0
熊本県	-	-	14	16	5	13	48	12.0
熊本県熊本市	-	-	-	1	0	0	1	0.3
熊本県菊池市	-	-	10	14	18	16	58	14.5
沖縄県	31	31	19	19	16	15	131	21.8
合計	237	279	422	535	672	805	2950	-

## (2) 新規相談受付状況

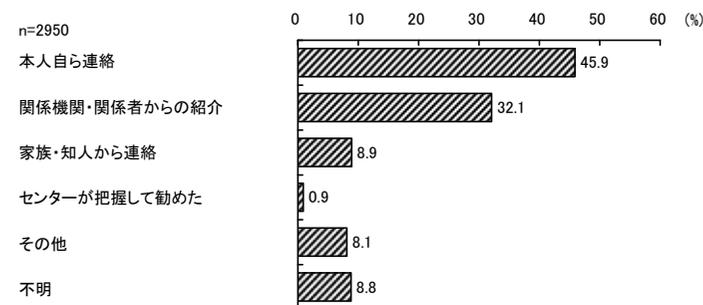
### ①性別



### ②年齢

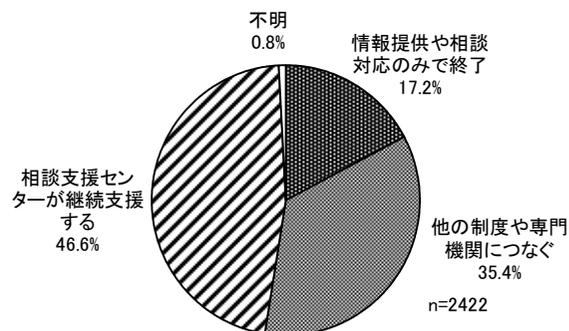


### ③相談経路（複数回答）



## 2 スクリーニング実施状況

○ スクリーニング結果については、「相談支援センターが継続支援する」が46.6%、「他の制度や専門機関につなぐ」が35.4%、「情報提供や相談対応のみで終了」が17.2%となっている。

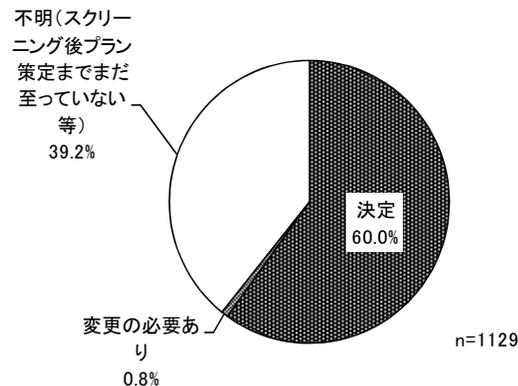


※新規相談受付の2,950件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施2,422件についての内訳。

### 3 支援決定の状況

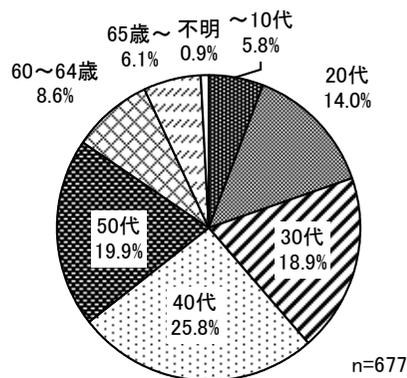
- スクリーニング後支援継続者に占める支援決定ケースの割合は、決定が60.0%となっており、本人の状況としては、30～50代が多く、同居者がいない者、未婚者がともに半数近くとなっており、経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっている。
- 本人収入がある者が6割を超えているが、そのうち約25%が生活保護による収入となっており、モデル事業において生活保護受給者が一定程度支援を受けていることがうかがえる。
- 就労状況については、求職中のケースが約5割である一方、無職（仕事は探していない）の層も4分の1程度おり、離職後2年未満の者、2年以上の者がともに3割程度いる。

#### (1) 支援決定ケースの状況

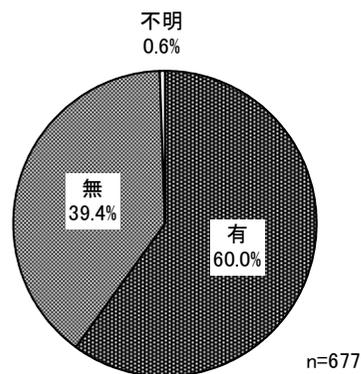


#### (2) 支援決定（初回プラン）ケースの状態像

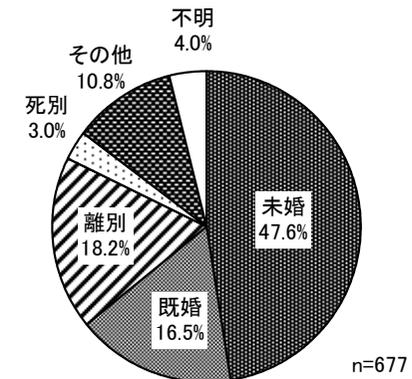
##### ①年齢



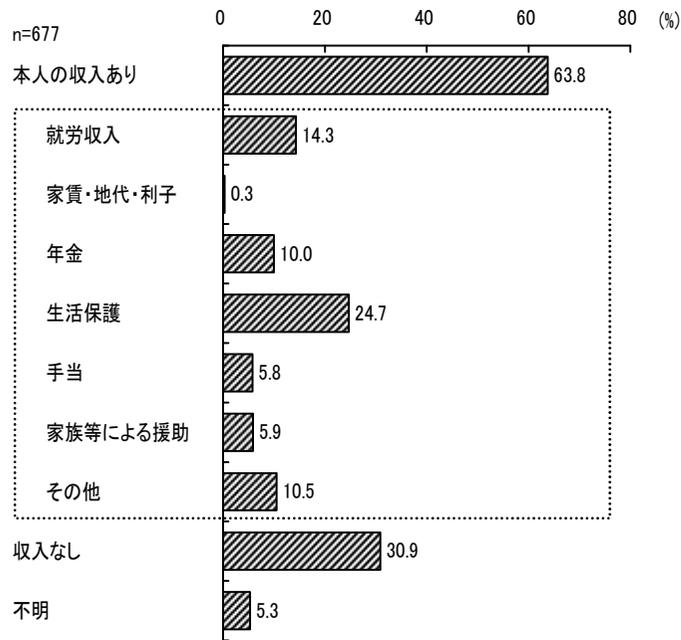
##### ②同居者



##### ③婚姻

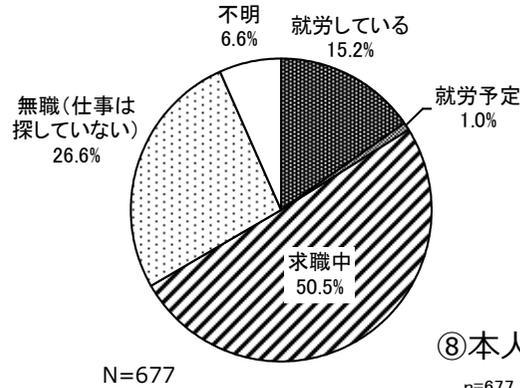


#### ④生計の状況

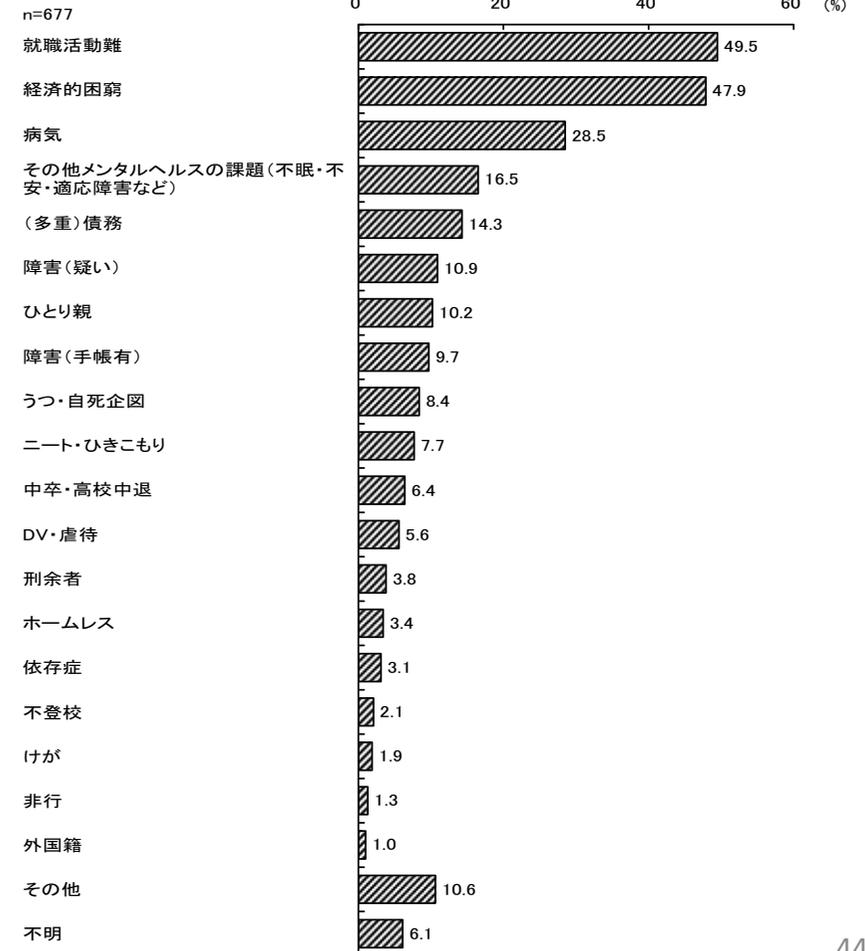


☐ : 収入の内分け

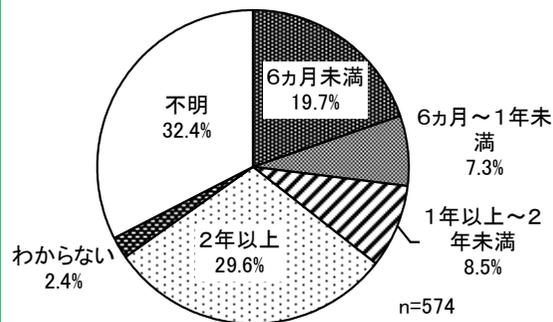
#### ⑤就労状況



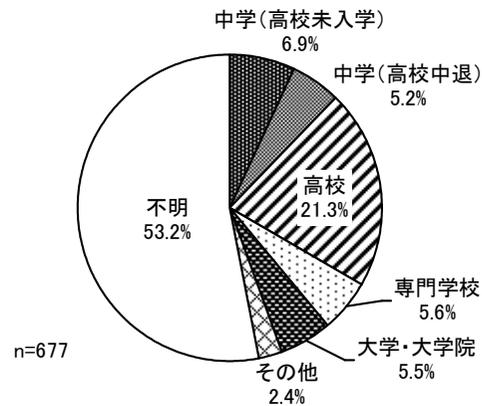
#### ⑧本人の状況 (複数回答)



#### ⑥直近の離職後の期間 (就労中除く)



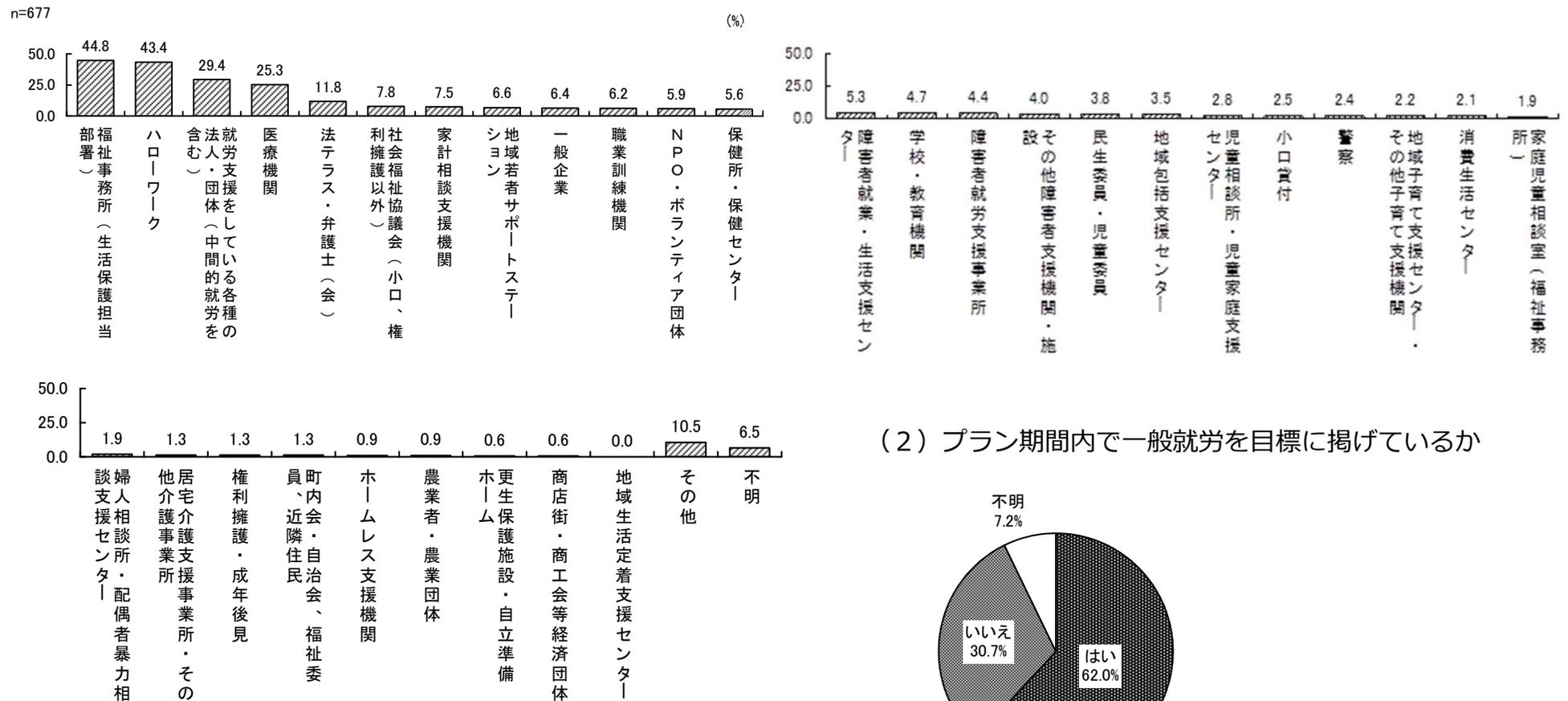
#### ⑦最終学歴



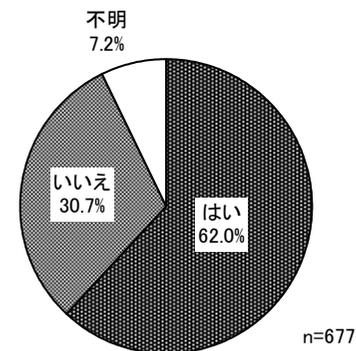
## 4 プランの内容

- プラン（支援計画）には福祉事務所やハローワークだけではなく、就労支援をしている各種の法人・団体や医療機関や等の既存の関係機関との連携が見られ、また、NPO・ボランティア等のインフォーマルな関係者とも協働し、支援が提供されている。
- プランにおいて、一般就労を目標に掲げている割合は6割を超えており、一般就労の目標有無別に変化の内容をみると、就労開始（一般就労）は「目標にしている」で40.0%、「目標にしていない」で2.1%となっている。また、プランにおける生活支援サービス等の利用状況は、就労準備支援事業が28.8%、次いでハローワークへのつながりが21.6%となっている。

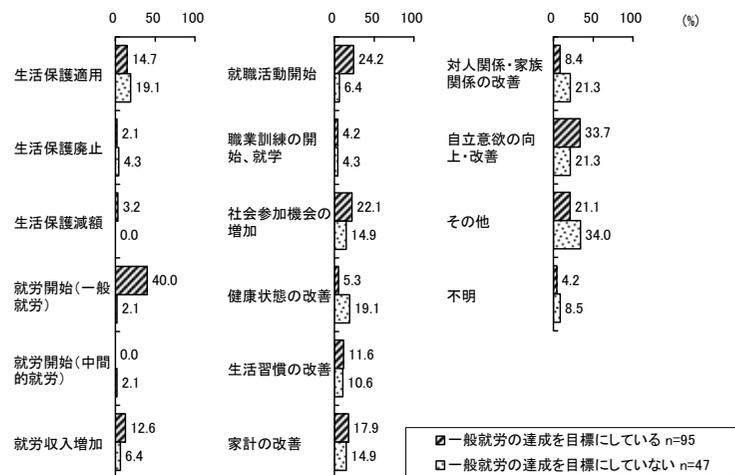
### (1) プランに関わる関係機関・関係者（初回プラン）（複数回答）



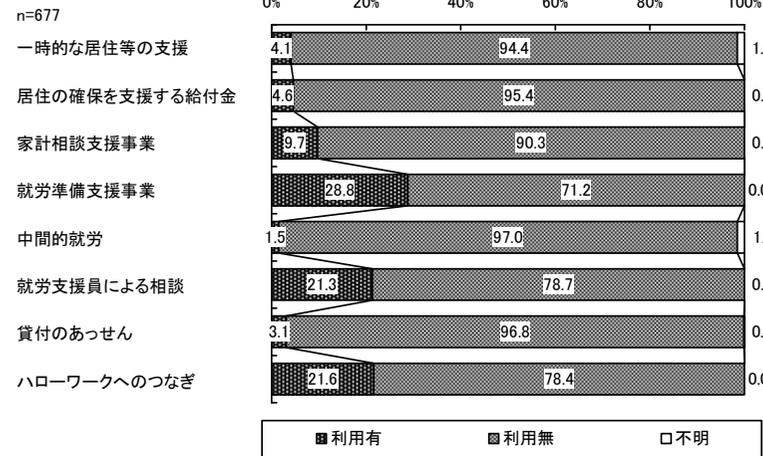
### (2) プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



### (3) プラン期間内での一般就労の目標と変化の内容



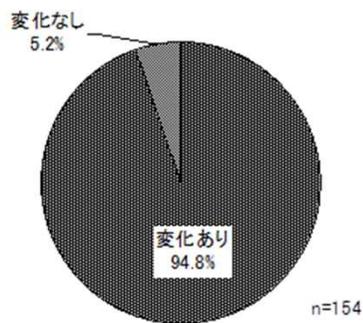
### (4) プランにおける生活支援サービス等利用の状況



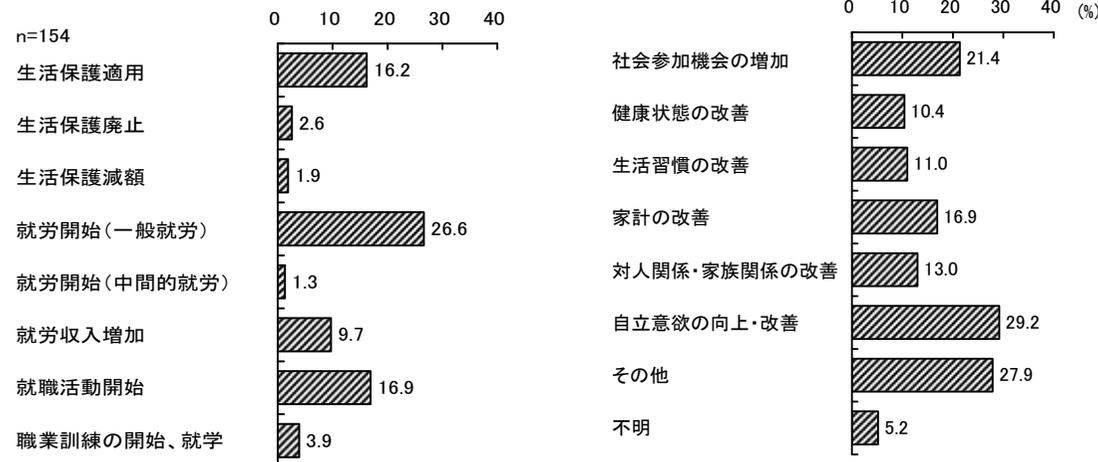
## 5 支援により見られた変化

○ 調査期間中に評価を実施した154件のうち、変化が見られたケースについては、変化ありが94.8%となっており、自立意欲の向上・改善が29.2%、就労開始（一般就労）が26.6%、社会参加機会の増加が21.4%、就職活動開始が16.9%などとなっている。（「その他」の内容は、「転居、住宅確保」が8件、「精神安定、意欲向上、前向きな行動変容」が6件など）

### (1) 変化が見られたケース数



### (2) 変化の内容（経済的変化／それ以外）



# 「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施状況に関するアンケート集計結果(抜粋)について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(就労支援に関する研究事業)において、就労準備支援事業及び就労訓練事業(中間的就労)の推進に関するモデル事業の実施状況を把握するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

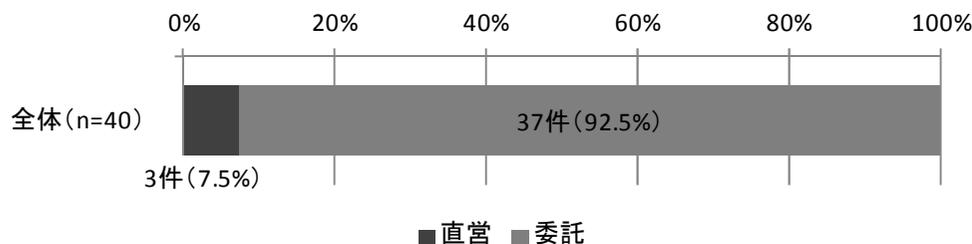
【調査期間】平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】54箇所/68箇所(回収率79.5%)

## 1 実施方法(就労準備支援事業)

- 就労準備支援事業は任意事業ではあるが、68のモデル事業実施自治体の半数以上(38(56%))が実施。なお、その実施方法は、社会福祉協議会や社会福祉法人などに対する委託する割合が非常に高くなっている(92.5%)。
- 生活困窮者支援においては可能な限り就労による自立を目指すべきであり、モデル事業実施自治体においても同じ認識の下、熱心に就労支援に取り組んでいただいております、引き続き積極的な取組が期待される。

(1) 就労準備支援事業の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	9	24.30%
社会福祉法人	4	10.80%
NPO	8	21.60%
民間法人	3	8.10%
未定	8	21.60%
その他	5	13.50%
合計	37	100.00%

## 2 委託先以外の協力先（就労準備支援事業）

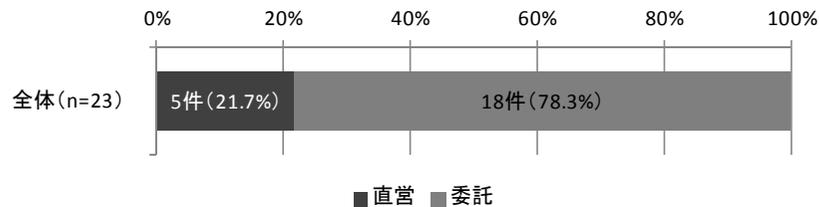
- 就労準備支援事業を含め、就労支援を実施する上でのポイントは、関係機関や民間の一般事業所の協力を得ることである。モデル事業実施自治体では、ハローワークをはじめ地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携するほか、高齢者福祉施設や農園、パン屋、カフェなどの事業所に就労体験の受け入れ先として協力をいただいているケースが多い。

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容	都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
千葉県	柏市	柏市全域	NPO法人ワーカーズコープ	福祉施設への就労体験の受け入れ	大分県	大分県	東部圏域	(社福)大分県社会福祉事業団	障がい者への就労訓練への協力
神奈川県	相模原市	相模原市南区	各地域資源	個別に開拓				(社福)賜谷福祉会	高齢者施設での就労体験
新潟県	新潟県	長岡	NPO法人地域循環ネットワーク	就労体験の受け入れ(学校給食残渣の回収→家畜飼料に再利用)		臼杵市	臼杵市	NPO法人ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	岐阜県パーソナル・サポート・センター	履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク等	沖縄県	沖縄県	南部・宮古・八重山圏域	沖縄労働局、ハローワーク(グジョブセンターおきなわ内・外)	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
			岐阜県総合人材チャレンジセンター	履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク等				就職・生活支援パーソナル・サポート・センター南部事務所(沖縄振興特別推進交付金による就労サポートセンター(労協自主事業))	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
三重県	名張市	名張市	サンド	挨拶や履歴書の書き方等の指導				那覇市就職・生活支援バックアップセンター【住宅支援給付事業】(主管課:那覇市保健管)	セミナーと個別支援(履歴書添削、自己分析等)
京都府	京都府	南部	京都ジョブパーク	セミナー参加者の募集				那覇市保護管理課自立支援班	個別支援(履歴書添削、自己分析等)
		北部	京都ジョブパーク	セミナー参加者の募集				なはし就職なんでも相談センター(主管課:那覇市商工農水課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
	京丹後市	京丹後市全域	福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集				若者サポートステーションなは(主管課:沖縄県商工労働部労政能力開発課)	若年者ジョブトレ、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			NPO法人ワーカーズコープ	就労に関するセミナーのみの委託				沖縄県キャリアセンター(主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			社会福祉協議会	デイサービスの就労体験受け入れ					
			社会福祉法人よさのうみ福祉会	就労に関するセミナーのみの委託					
			農園	農業の就労体験の受け入れ					
兵庫県	神戸市	神戸市	手作りパンの店ピノキオ	就労体験の受け入れ			北部・中部圏域	ハローワーク	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
			須磨浦ゴーゴーズカフェ	就労体験の受け入れ				就職・生活支援パーソナル・サポート・センター中部事務所(沖縄振興特別推進交付金によるパーソナル・サポート事業[主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課、委託先:(公財)沖縄県労協])	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
			須磨荘シーパル須磨	就労体験の受け入れ					
			福原製麺所	就労体験の受け入れ					
			有限会社富士商会	就労体験の受け入れ					
島根県	島根県	松江市	NPO法人ユースネットしまね	居場所づくり。					
徳島県	徳島県	県内全市町村	フードバンクとくしま	就労体験・訓練、ボランティア活動					
			リサイクルショップaya	就労訓練の受け入れ					
熊本県	菊池市	菊池圏域	社会福祉法人菊愛会	高齢者福祉施設への就労体験の受け入れ					
			社会福祉法人	障がい者福祉施設への就労体験の受け入れ					

### 3 実施方法（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- 就労訓練事業（中間的就労）の推進については、68のモデル事業実施自治体のうち23（34%）が実施。その実施方法については、社会福祉協議会やNPO法人などに対して委託しているケースが多い（78.3%）。

(1) 就労訓練事業（中間的就労）の推進の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	6	33.30%
NPO	4	22.20%
民間法人	2	11.10%
未定	4	22.20%
その他	2	11.10%
合計	18	100.00%

### 4 取り組んでいる団体・組織・内容（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- リサイクルショップ、食堂、農業、高齢者施設など、中間的就労を受け入れている事業所は様々であるが、法人格をみると社会福祉法人やNPO法人が多い。生活困窮者に対する就労支援の一環として、中間的就労の利用の場を提供することは重要であり、法の施行に向け、地域において受け皿の確保が必要。

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
北海道	札幌市	厚別区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
		豊平区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
千葉県	千葉市	中央区	社会福祉法人生活クラブ	施設内の環境整備、福祉用具管理等
	佐倉市	佐倉市	社会福祉法人生活クラブ	就労訓練事業、支援員養成講座
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	NPO法人 チュラサンガ	・就農(仲間で農作し収穫し、仲間で収益を分け合う)
			NPO法人 仕事工房ポポロ	・古紙回収 等・販促品の包装作業等・農業体験
			NPO法人 コミュニティサポートスクエア	・法人経営喫茶へのインターン就労
			りあらいず和	・A型就労作業所での就労(サービス外)
			上石津木の駅プロジェクト	・間伐材の薪割作業

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
三重県	名張市	名張市	NPO法人アガベの家	農業
			名張市立病院 保育所運営協議会	環境整備
京都府	京丹後市	京丹後市全域	未定	京丹後市において、どのような中間的就労ができるかの調査研究及び啓発事業を委託
島根県	島根県	松江市	社会福祉法人しらゆり会	施設への就労体験の受け入れ(検討中)
徳島県	徳島県	徳島県	徳島県労働者福祉協議会	のんびり茶屋、フードバンクとくしま
大分県	臼杵市	臼杵市	ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援

# 子ども・若者の生活困窮支援に関する取組実態調査(抜粋)について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（子ども・若者の生活困窮者支援に関する研究事業）において、子どもの貧困の連鎖を防止するための施策のあり方を研究するため、全国1742市区町村を対象に実態調査を実施。

【実施機関】 国立大学法人東京学芸大学

【調査期間】 平成25年10月～11月

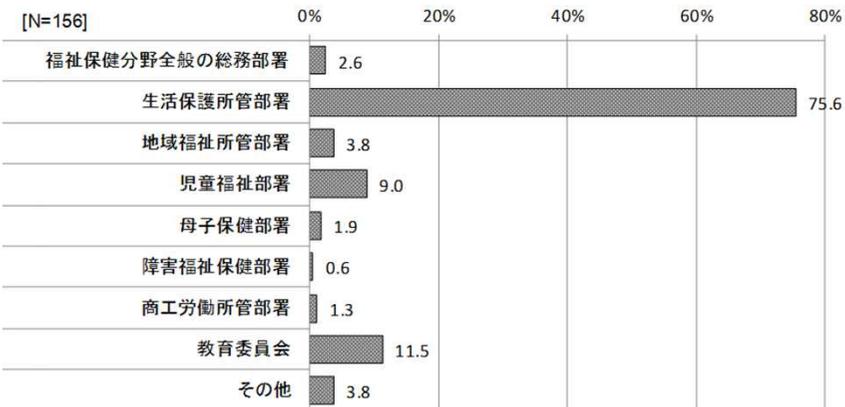
【回収状況】 1016箇所／1742箇所（回収率58.3%）

- ※ 本調査は全国の自治体における悉皆調査であり、平成25年度生活困窮者自立促進支援モデル事業（学習支援事業実施の17自治体）及び生活保護世帯の子ども等の健全育成支援事業（94自治体、中学1～3年生を対象に実施）も内数に含まれる。

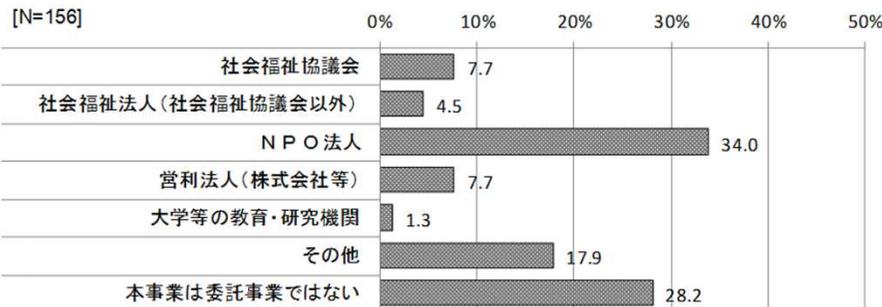
## 1 実施形態

- 事業の所管部署については、生活保護担当部署が最も多く75.6%、次いで教育委員会が11.5%、児童福祉部署が9%となっている。
- 事業の実施主体は、市区町村がもっとも多く85.9%、次いで都道府県が14.1%である。
- 事業の委託先は、NPO法人への委託が34%で最も多く、その他（社団法人、財団法人、学校法人等）が約18%となっており、委託事業でない割合が約28%である。
- 学習支援を行うスタッフは、有資格者は少なく、雇用関係がなく交通費等のみ支弁している場合が多い。
- スタッフに対する研修については、特に実施していない割合が最も多いが、研修を実施している場合には、実際の学習支援に携わる中でOJTで知識・スキルを習得させている割合、OJT以外に研修を実施している割合が一定程度ある。
- 事業の実施場所は、一時開設する場所として公民館、生涯学習センター等が多く、次いで児童養護施設、特別養護老人ホーム等が多い。常時開設する場所としては、NPOや企業等の施設が多い。

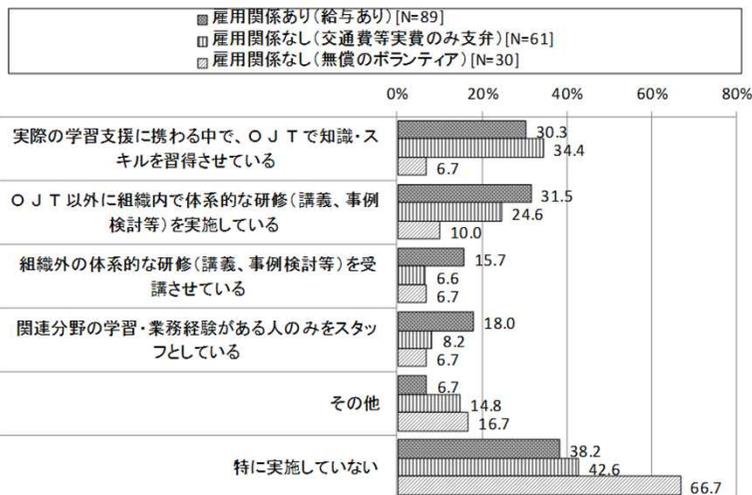
### (1) 所管部署



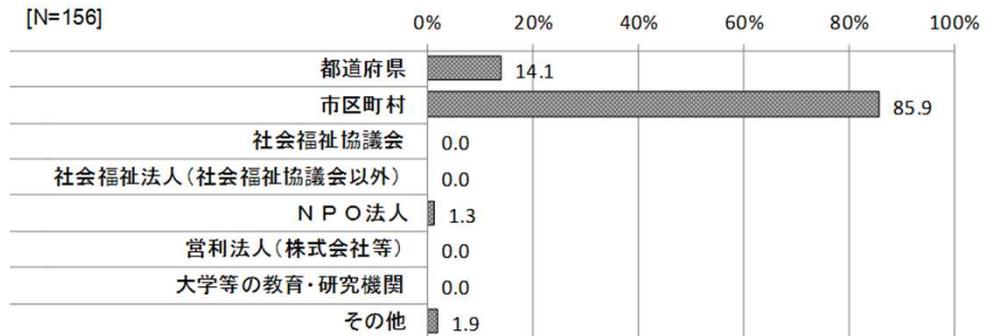
### (3) 委託先



### (5) スタッフに対する研修



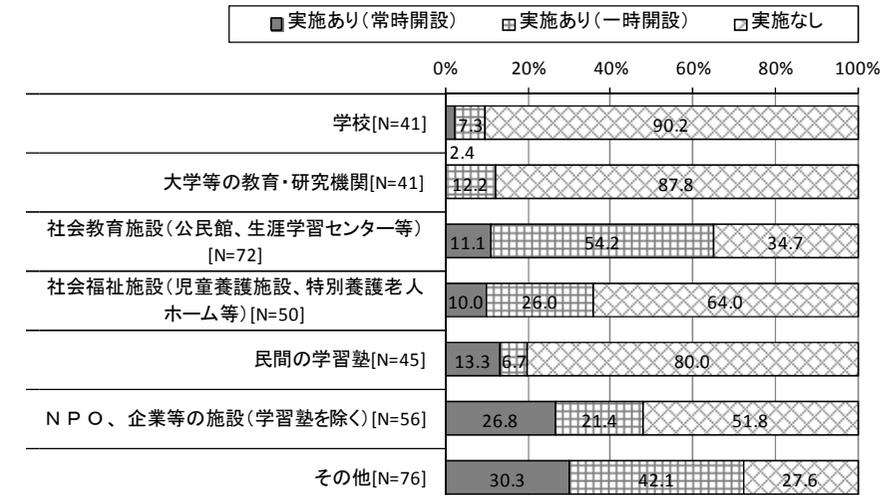
### (2) 実施主体



### (4) 学習支援スタッフ(1事業あたり平均人数)

雇用関係	資格					
	教諭(養護教諭含む)、保育士	医師、保健師、看護師	臨床心理士、児童心理司(類似資格含む)	社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士	その他	資格なし
雇用関係あり(給与あり)	3人	0人	0人	0人	4人	3人
雇用関係なし	交通費等実費のみ支弁	1人	0人	0人	8人	19人
	無償のボランティア	0人	0人	0人	2人	4人

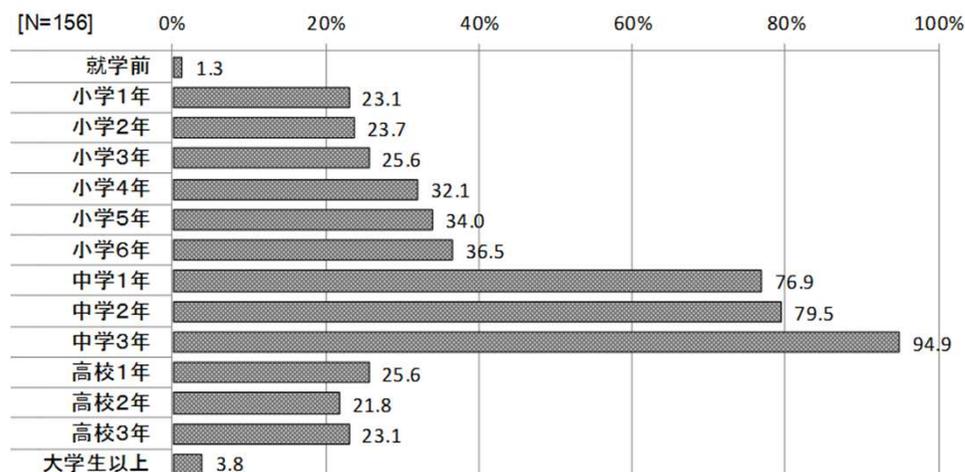
### (6) 実施場所



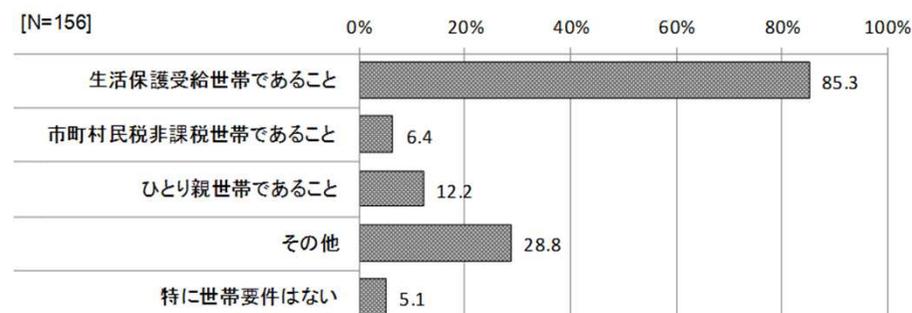
## 2 支援対象者

- 事業の対象となる子どもの学年は、中学3年生が約95%で最も多いが、中学1年生、中学2年生が8割弱で、主に中学生が対象となっている。
- 世帯要件は、生活保護受給世帯であることがもっとも多く85.3%、次いでひとり親世帯であることが12.2%、市町村民税非課税世帯であることが6.4%である。なお、その他としては、生活保護受給世帯に準ずること、定性的に生活困窮が認められる世帯であること等が挙げられている。
- 居住地要件は、事業実施拠点が存在する市区町村内とする自治体が多く、小学校、中学校区内としているところもみられる。
- 対象者数は、21～50人がもっとも多く30.5%、次いで1～20人が28.4%であり、うち生活保護受給世帯の子どもの人数については、1～20人がもっとも多く38.336.7%、次いで21～50人が32.0%となっている。

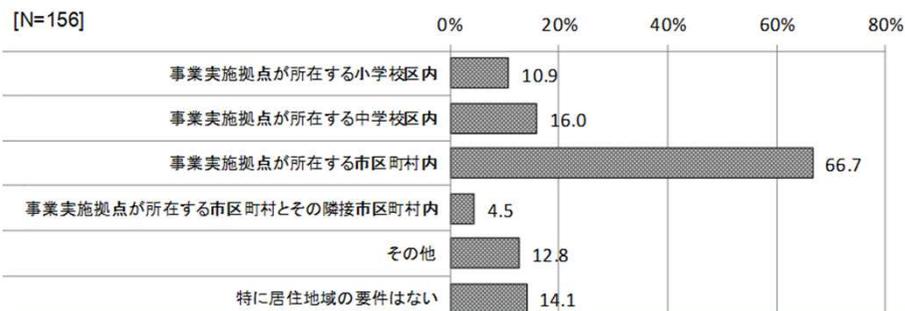
### (1) 対象となる子どもの学年



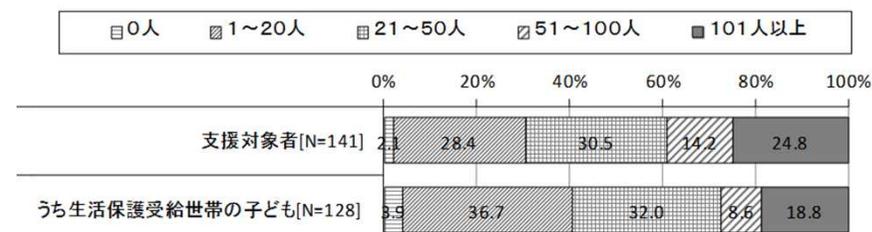
### (2) 世帯要件



### (3) 居住地要件



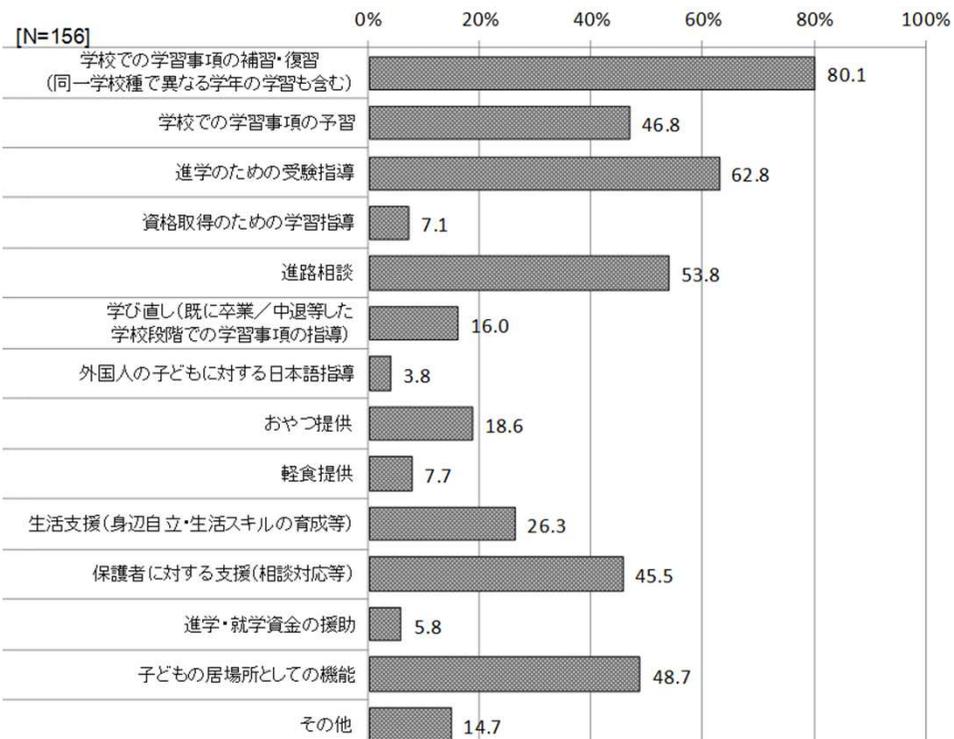
### (4) 対象者数



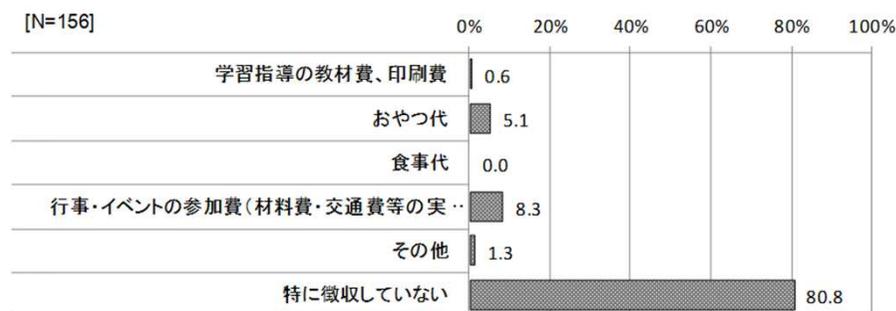
### 3 事業内容

- 事業の内容としては、学校での学習事項の補習、復習が8割以上、次いで進学受験指導や進路相談が多くなっている。
- 事業実施に当たり、8割以上の自治体で利用料は徴収していないが、おやつ代や行事・イベント等の参加費などの実費については徴収している例がある。
- 事業への参画を促す方法については、生活保護のケースワーカーが声をかけている例が約8割を占めている。次いで、案内のハガキ等を個別送付している（25.6%）、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が声をかけている（18.6%）となっている。なお、その他としては、相談員・支援員による声かけ、学校での案内状配布、メールマガジンによる周知等がある。
- 一年間の事業費については、500～1000万円未満が23.9%と最も多く、次いで1～100万円未満及び1000万円以上が17.7%である。そのうち自治体負担額は、0円が68.3%と最も多く、次いで1～100万円が13.5%である。活用している国の事業としては、セーフティネット補助金、要保護児童生徒援助費補助金、ひとり親家庭生活支援事業等が挙げられ、国負担額は500～1000万円未満が21.5%と最も多く、次いで1～100万円が20.4%である。

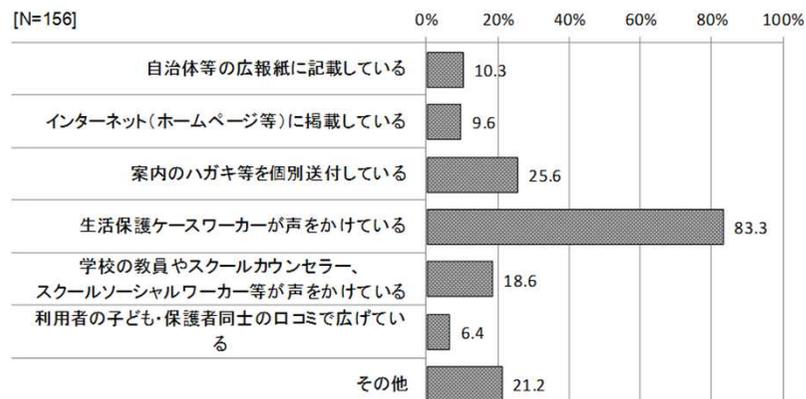
#### (1) 事業内容



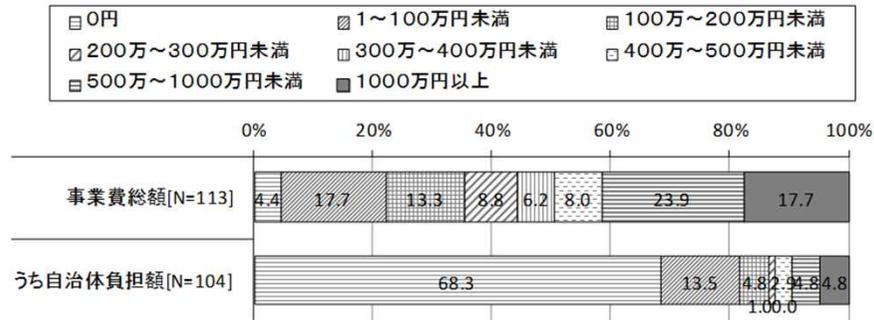
#### (2) 利用料の徴収



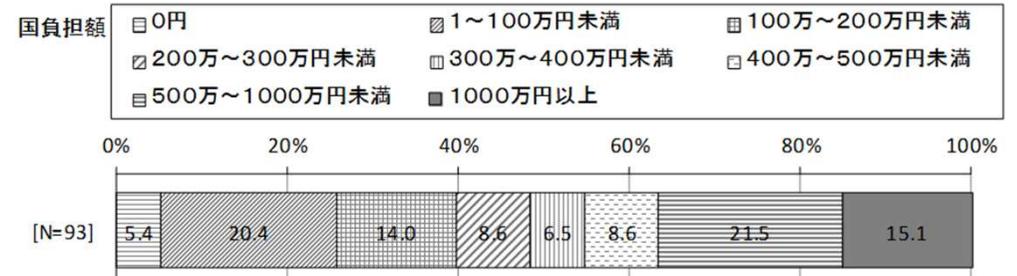
#### (3) 参画促進の方法



#### (4) 1年間の事業費



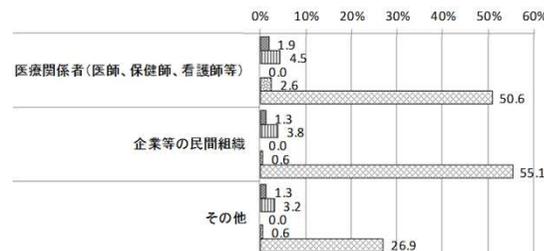
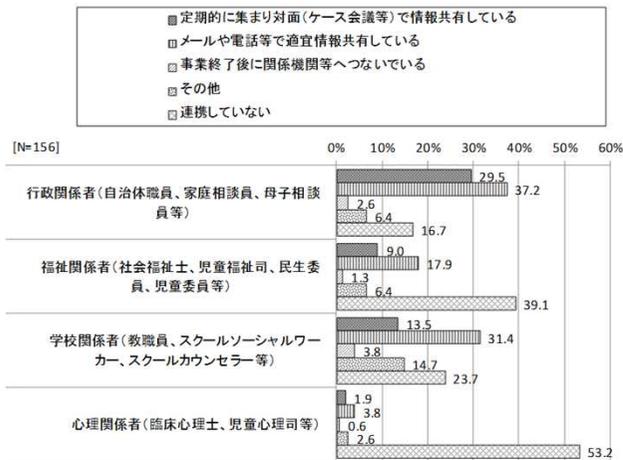
#### (5) 国庫負担額



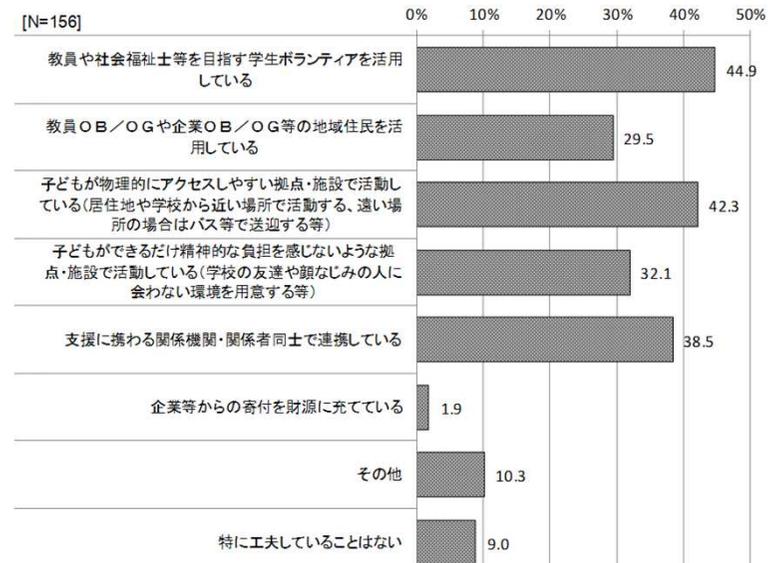
### 4 その他

- 関係者との連携状況については、行政関係者（自治体職員、家庭相談員、母子相談員等）とは、メールや電話等で適宜情報共有している割合がもっとも多く37.2%、次いで定期的に集まり対面（ケース会議等）で情報共有されている割合が多い。
- 事業実施体制について工夫していることについては、教員や社会福祉士等を目指す学生ボランティアを活用している割合が44.9%でもっとも多く、次いで子どもが物理的にアクセスしやすい拠点・施設で活動している割合が42.3%、支援に携わる関係機関・関係者同士で連携しているが38.5%である。

#### (1) 関係者との連携状況



#### (2) 事業実施体制について工夫していること







【資料配布のみ】

# 児童虐待防止対策における 福祉事務所の役割について

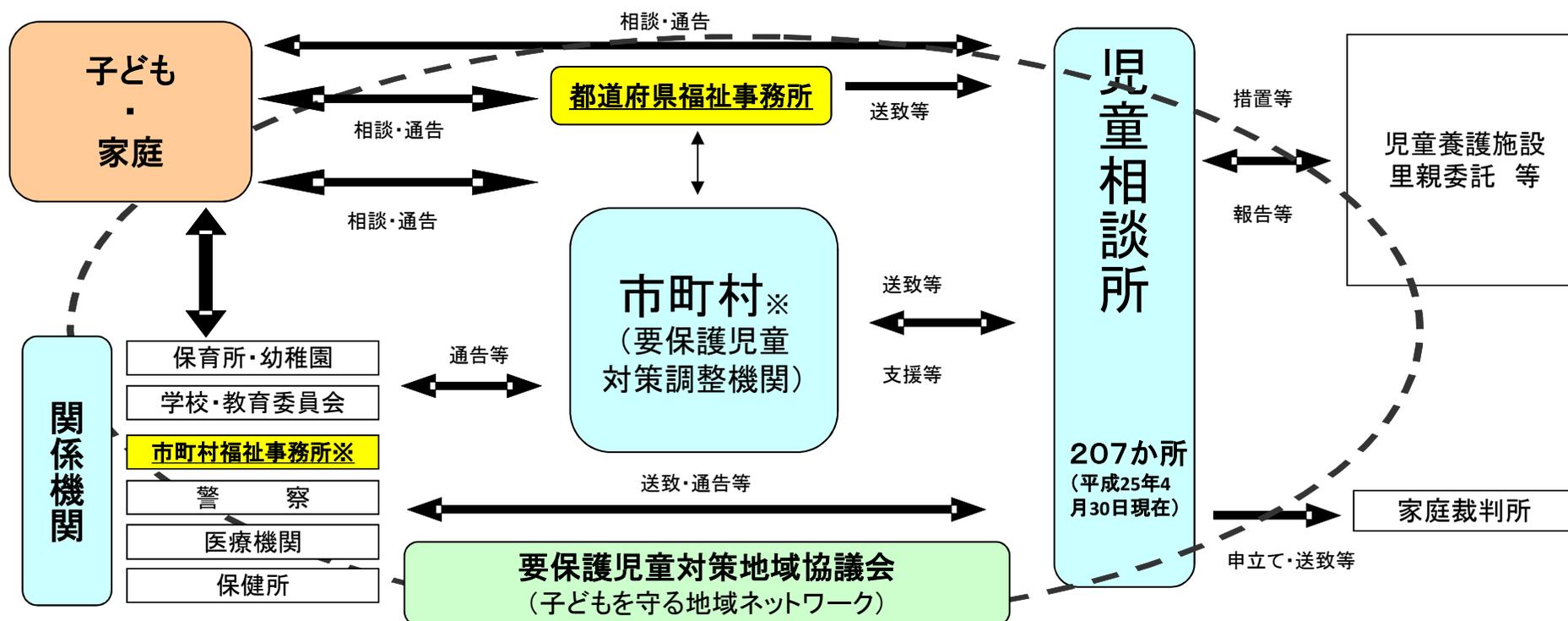
雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室



# 児童虐待防止対策における福祉事務所の役割について

- 都道府県の設置する福祉事務所は要保護児童を発見した場合の通告先の一つとされている(児童福祉法第25条)。
- 児童虐待防止対策は、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となったところであり、市町村福祉事務所に設置されている家庭児童相談室が、児童虐待相談の対応を行っている市町村もある。  
市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成24年度 73,200件
- 各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置が進んでおり(平成24年4月1日現在、98.4%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.7%))、関係機関として福祉事務所が参加している市町村もある。  
(平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。)

⇒引き続き、要保護児童対策地域協議会への積極的な参加等、児童虐待防止対策の取組をお願いしたい。



※福祉事務所に設置される家庭児童相談室が、児童虐待相談対応や要保護児童対策地域協議会調整機関の役割等を担っている自治体もある。

# 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)について

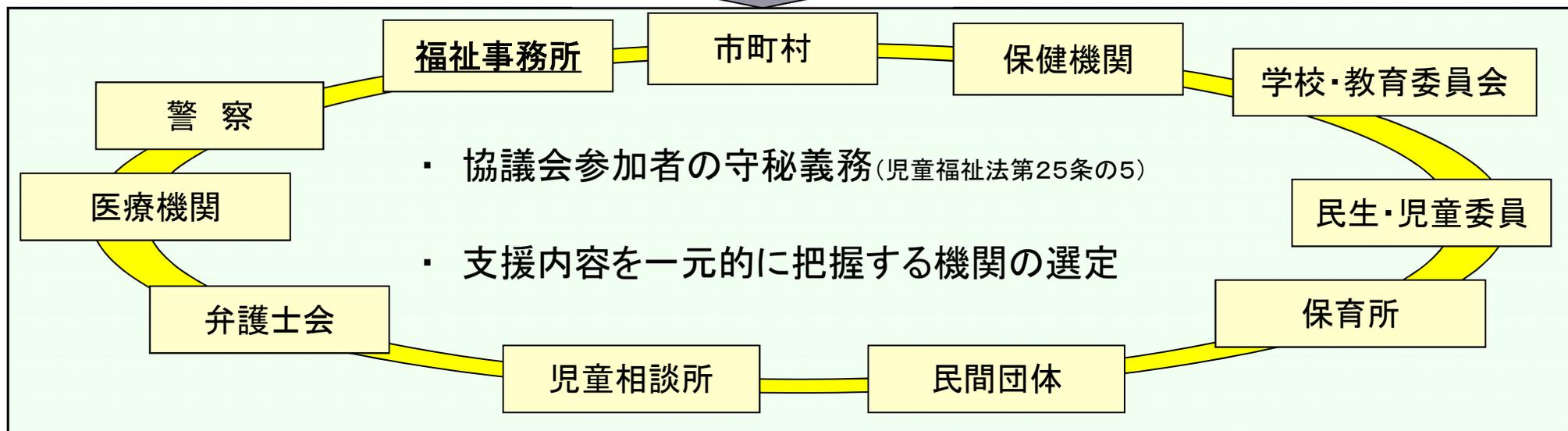
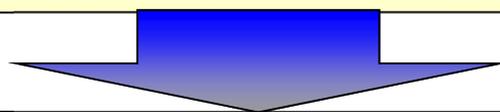
## 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の構成機関

	都道府県					指定都 市・児 童相 談所 設置 市	合計			
	市・区 (30万以 上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村		数	%		
地域協議会設置数(平成24年4月1日)	63	205	519	726	179	22	1,714	100.0%		
行政機 関	市区町村の児童福祉主管課	56	194	435	416	61	18	1,180	68.8%	
	市区町村の母子保健主管課	52	176	418	354	56	17	1,073	62.6%	
	市区町村の児童福祉・母子保健統合主管課	13	19	72	354	138	7	603	35.2%	
	福祉事務所(家庭児童相談室)※都道府県設置も含む	31	126	363	237	63	19	839	48.9%	
	福祉事務所(家庭児童相談室を除く)※都道府県設置も含む	53	133	215	198	48	17	664	38.7%	
	保健センター	40	128	256	294	45	16	779	45.4%	
	市区町村の教育委員会	63	203	513	702	173	22	1,676	97.8%	
	保健所※都道府県設置も含む	54	186	439	457	98	13	1,247	72.8%	
	児童相談所※都道府県設置も含む	62	204	508	655	158	22	1,609	93.9%	
	市区町村の障害福祉主管課	40	149	268	387	97	11	952	55.5%	
	警察署	62	200	509	681	150	21	1,623	94.7%	
	法務局	48	133	291	215	27	19	733	42.8%	
	家庭裁判所	6	22	19	10	1	11	69	4.0%	
その他	47	119	241	249	51	19	726	42.4%		
医療機 関・教 育機 関・福 祉設 等	病院・診療所	29	100	227	350	110	15	831	48.5%	
	診療科 (内数)	小児科	28	80	175	169	25	15	492	28.7%
		産科	18	48	66	32	2	8	174	10.2%
		精神科	17	46	68	35	5	7	178	10.4%
		歯科	17	56	69	91	24	5	262	15.3%
		その他診療科	17	45	107	248	102	4	523	30.5%
	保育所(地域子育て支援センターを含む)	55	187	476	665	153	21	1,557	90.8%	
	幼稚園	57	186	434	439	53	21	1,190	69.4%	
	小学校	54	182	460	662	166	21	1,545	90.1%	
	中学校	54	178	449	646	163	18	1,508	88.0%	
	特別支援学校	19	60	129	92	12	8	320	18.7%	
	児童館	24	58	113	126	22	12	355	20.7%	
	乳児院	14	20	27	12	2	14	89	5.2%	
児童養護施設	36	80	113	62	3	19	313	18.3%		
情緒障害児短期治療施設	3	2	12	6	1	2	26	1.5%		
児童自立支援施設	1	7	8	8	3	2	29	1.7%		
児童家庭支援センター	11	35	65	46	9	7	173	10.1%		
障害児施設	7	20	41	34	3	6	111	6.5%		
配偶者暴力相談支援センター	18	31	59	17	3	6	134	7.8%		
その他	19	37	88	102	16	13	275	16.0%		
関係 団体 等	医師会(産科医会・小児科医会以外)	61	192	439	301	27	21	1,041	60.7%	
	産科医会	12	16	17	4	-	1	50	2.9%	
	小児科医会	8	18	25	14	1	5	71	4.1%	
	歯科医師会	38	113	150	75	4	17	397	23.2%	
	看護協会	4	3	6	-	1	2	16	0.9%	
	弁護士会	22	35	30	7	2	18	114	6.7%	
	社会福祉協議会	38	127	281	399	93	10	948	55.3%	
	民生児童委員協議会	62	200	500	649	154	22	1,587	92.6%	
	NPO団体	20	41	68	48	9	15	201	11.7%	
	里親会	6	8	18	12	-	8	52	3.0%	
	その他	40	111	235	229	34	17	666	38.9%	

参考 (平成23年4月) ※被災3県除く	
数	%
1,587	100.0%
1,122	70.7%
1,010	63.6%
523	33.0%
621	39.1%
472	29.7%
757	47.7%
1,550	97.7%
-	-
-	-
805	50.7%
1,528	96.3%
720	45.4%
51	3.2%
-	-
757	47.7%
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
1,430	90.1%
1,104	69.6%
1,424	89.7%
1,413	89.0%
266	16.8%
279	17.6%
75	4.7%
296	18.7%
24	1.5%
27	1.7%
149	9.4%
123	7.8%
111	7.0%
241	15.2%
998	62.9%
-	-
-	-
379	23.9%
18	1.1%
130	8.2%
897	56.5%
1,412	89.0%
181	11.4%
41	2.6%
541	34.1%

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)への参加割合をみると、

- 行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、保健所の参加率が高い
- 関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が高い
- 関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高い

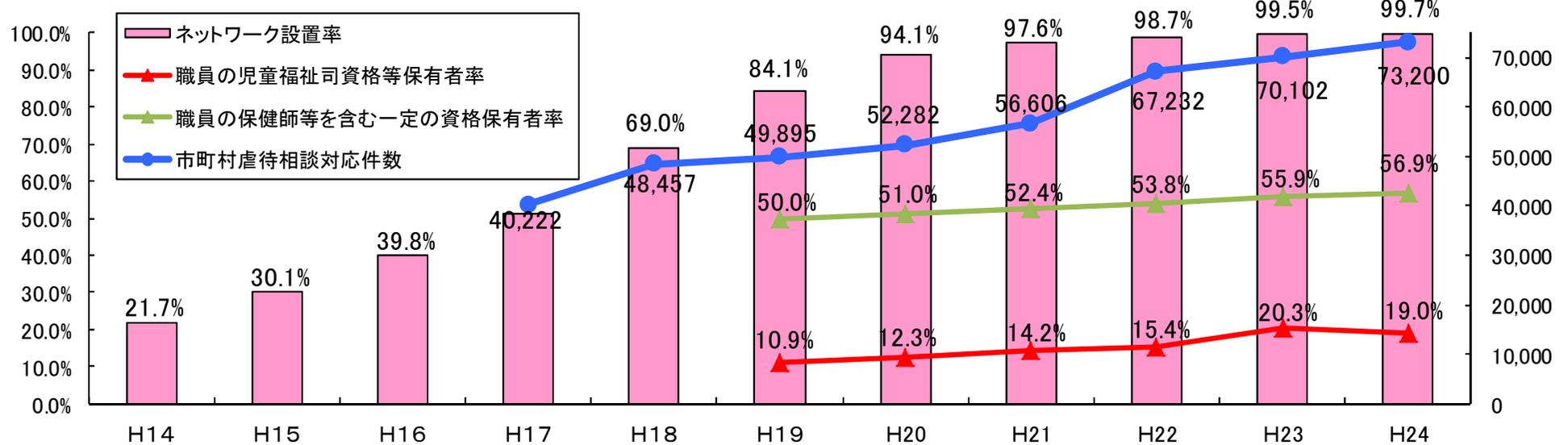
結果となっている。

※雇用均等・児童家庭局総務課調べ  
(平成24年4月1日現在)

## (参考)市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成24年4月1日現在、全市町村の98.4%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.7%)。
- 全国の調整機関の職員6,077人のうち、児童福祉司と同様の専門職の割合は、平成24年4月1日現在1,156人(19.0%)であり、配置の促進が課題(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると3,460人(56.9%)。

子どもを守る地域ネットワーク設置率・調整機関担当職員の資格保有率と市町村虐待相談対応件数



※1 ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

※2 平成22年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県(仙台市を除く)の一部及び福島県を除いて集計した数値





## 【事例発表】

# 生活困窮者自立促進支援モデル事業

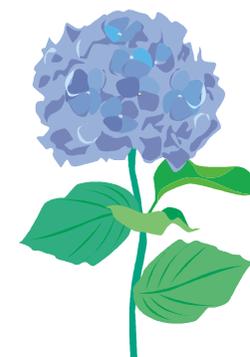
横浜市中区福祉保健センター担当部長

巻口 徹



# 横浜市における生活困窮者自立促進 支援モデル事業の取組

平成26年5月20日



横浜市中区福祉保健センター  
担当部長 巻口 徹

## 本日のお話の構成

- 1 はじめに(横浜市及び中区について)
- 2 モデル事業の概要
- 3 相談支援事業の実際
- 4 支援メニュー
- 5 モデル事業の実績
- 6 27年度の本格施行にむけて

# 1 はじめに

## □ 横浜市及び中区の概況（26年3月現在）

	中区		横浜市	
面積	20.85km <sup>2</sup>		435.21km <sup>2</sup>	
常住人口	76,996世帯	146,902人	1,623,606世帯	3,702,093人
被保護世帯・人員	8,483世帯	9,270人	51,979世帯	70,583人
寿地区	5,788世帯	5,819人		
その他	2,695世帯	3,451人		
保護率	11.0%	6.3%	3.2%	1.9%

## □ 中区の特徴

- 繁華街が多い
- 簡易宿泊所密集地域を抱えている
- 外国籍の方が多い



## □ 区福祉保健センターとは

- 福祉事務所と保健所の機能を統合
- 福祉保健サービスの拠点機関
- 平成14年1月に、各区に設置  
(場所も機構上も区役所の一部)
- 平成19年4月から、保健所機能は  
一元化 (各区は保健所支所に)

## □ 区福祉祉保健センターの執行体制

- センター長（医師等）と担当部長の  
2部長制
- 福祉保健課、生活衛生課、  
高齢・障害支援課、こども家庭支援課  
保護課、保険年金課  
の6課で構成

## □ 保護課の職員体制

- CWは全員社会福祉職採用  
(全市で622名、中区は92名)
- 男女比は概ね1：2
- 就労支援専門員、年金相談専門員、  
教育支援専門員、事務嘱託員  
などの嘱託職員を配置

## 2 モデル事業の概要

## □ 制度施行に向けた検討体制

- 健康福祉局保護課が所管
- 保護課長の下、専任の係長2名、社会福祉職2名、事務職1名を配置
- 24年度より関係区局による検討プロジェクトを設置し検討

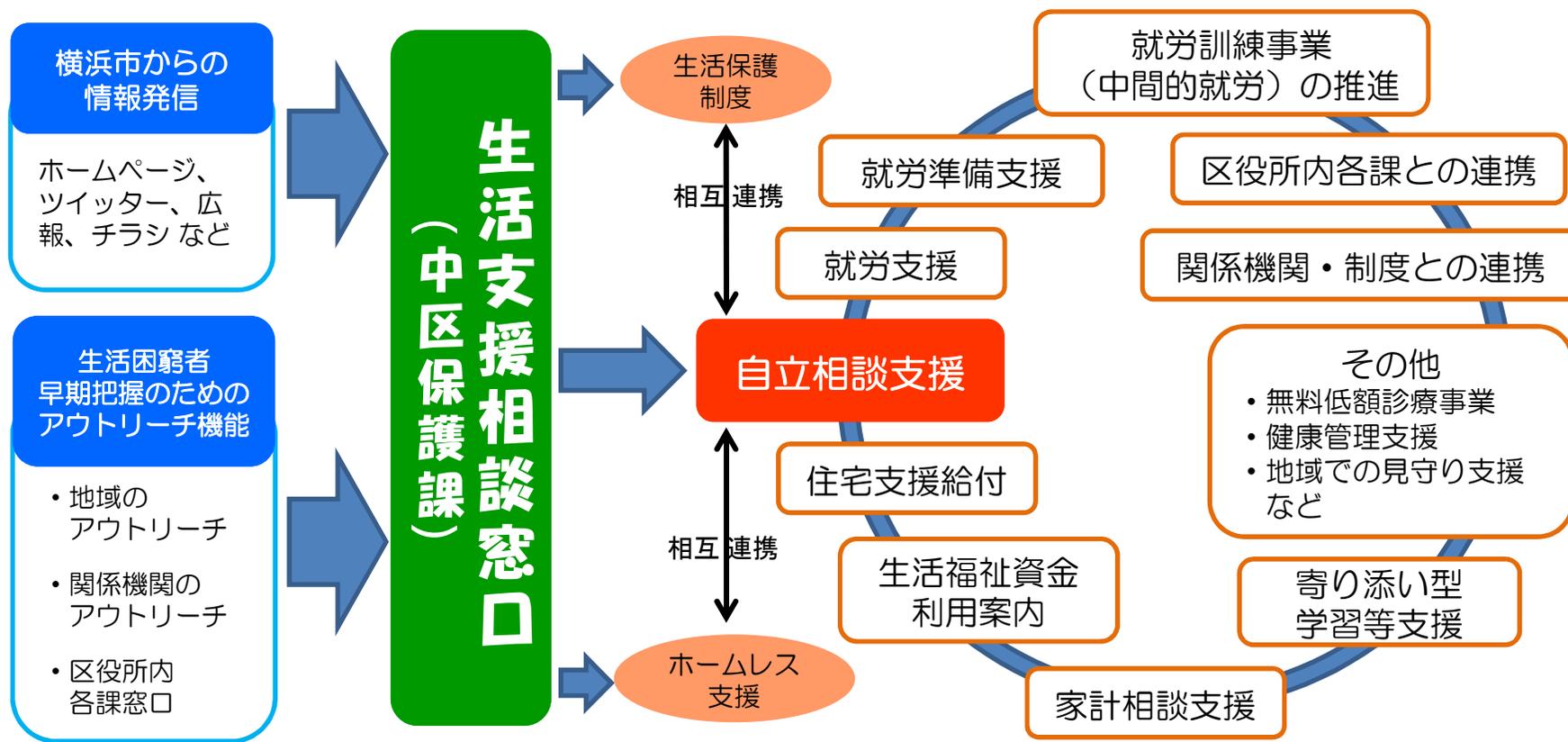
### 〈構成〉

政策局、市民局、経済局、こども青少年局、  
健康福祉局、区保護課 の課長級職員等  
(事務局：健康福祉局保護課)

## □ モデル事業実施の考え方

- 必須事業である相談支援事業は直営  
任意事業は委託を基本とする。
- 市庁舎にも近く、サービスメニューも豊富な中区をモデル区として選定。  
25年10月より相談支援のモデル事業を実施。

# □ モデル事業の全体像



# 3 相談支援事業の実際

## □相談支援事業の支援対象者

「中区在住の方」のうち、  
「生活に困窮している方」で、  
「経済的な自立に向けた支援を希望される方」

## □ 相談支援事業の実施体制

### ○中区保護課に以下の職員を専任で配置

係長	社会福祉職（正規）	1名
主任相談支援員	社会福祉職（正規）	1名
自立生活支援員 （相談支援員＋就 労支援員の役割）	相談援助業務等の経 験のある職員 （嘱託）	4名
事務	事務職（正規）	1名

## □ インテーク

- 既存の生活保護の相談窓口の機能を拡充  
⇒従来の生活保護相談とあわせて、生活困窮に関する相談を一体的に受付

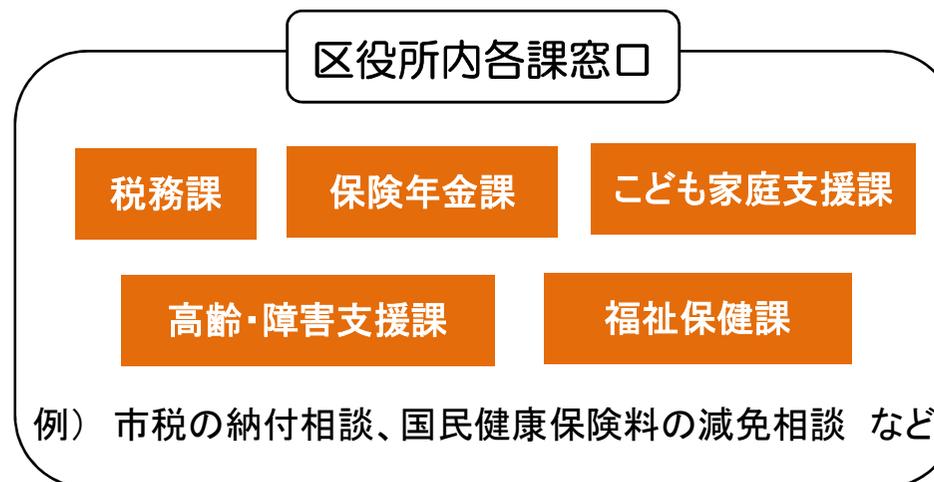
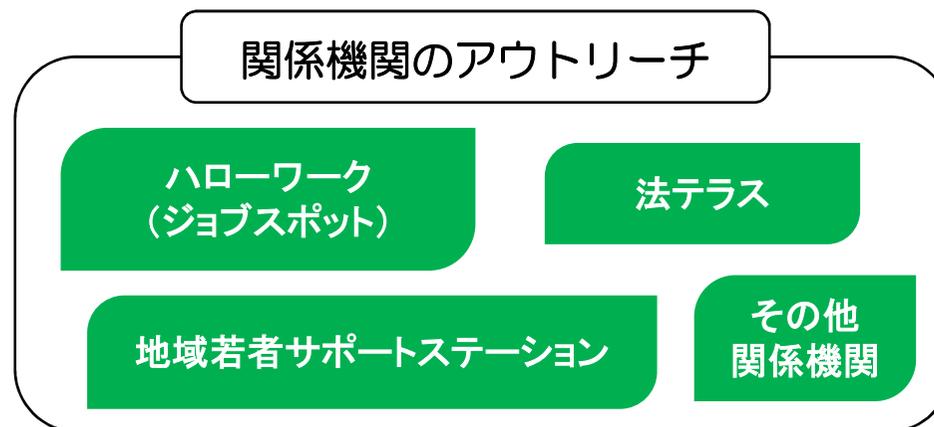
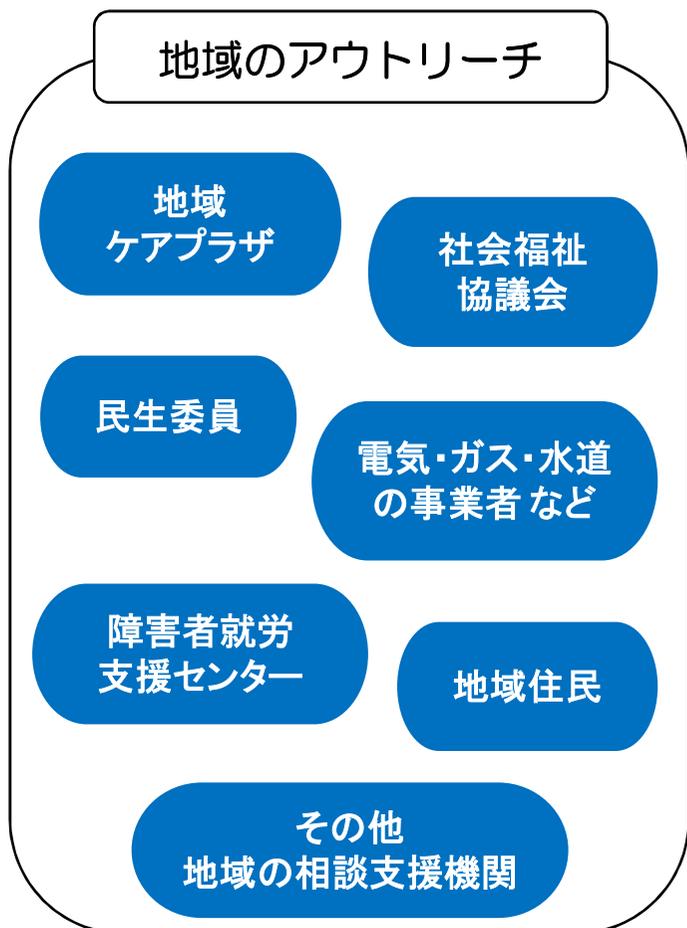


面接担当のケースワーカー(社会福祉職)が生活状況を総合的に聞き取り、相談者に適した制度の利用を案内

## ○ 相談窓口



# □ 生活困窮者早期把握のためのアウトリーチ



## □ 支援開始決定までの流れ

インタークワーカーから自立生活支援員へ引継ぎ

利用申込み

アセスメント・スクリーニング

随時支援調整会議

支援決定

## □ 支援調整会議

迅速な支援決定を行うため、2段階で実施

### (1) 随時支援調整会議(随時開催)

#### 目的

相談者の課題整理、目標設定、プラン案の作成

#### 参加者

本人、自立生活支援員、主任相談支援員＋ $\alpha$

## (2) 定例支援調整会議(月1回開催)

### 目的

プラン内容の協議・確認。支援の実施状況の共有

### 参加者 (主に実務レベルの担当者)

保護課長、担当係長、主任相談支援員、自立生活支援員、区役所内関係課職員(税務課、保険年金課、高齢障害支援課、こども家庭支援課、福祉保健課)、社会福祉協議会、ハローワーク、就労準備支援事業者、家計相談支援事業者、法テラス

## □ ネットワーク連絡会（年2回開催）

### 目的

- 一体的かつ効率的な支援を実現するためのネットワークの構築についての検討
- 不足するサービス、社会資源の開発等に関する検討 等

### 参加者（主に各機関の管理職員等）

定例支援調整会議参加の各機関

十区役所区政推進課、地域振興課、民生委員

## 4 支援メニュー

## □ 住宅支援給付

- ・モデル事業のメニューのひとつに位置づけ、制度の対象者には住宅手当支援員と自立生活支援員が一体となって支援

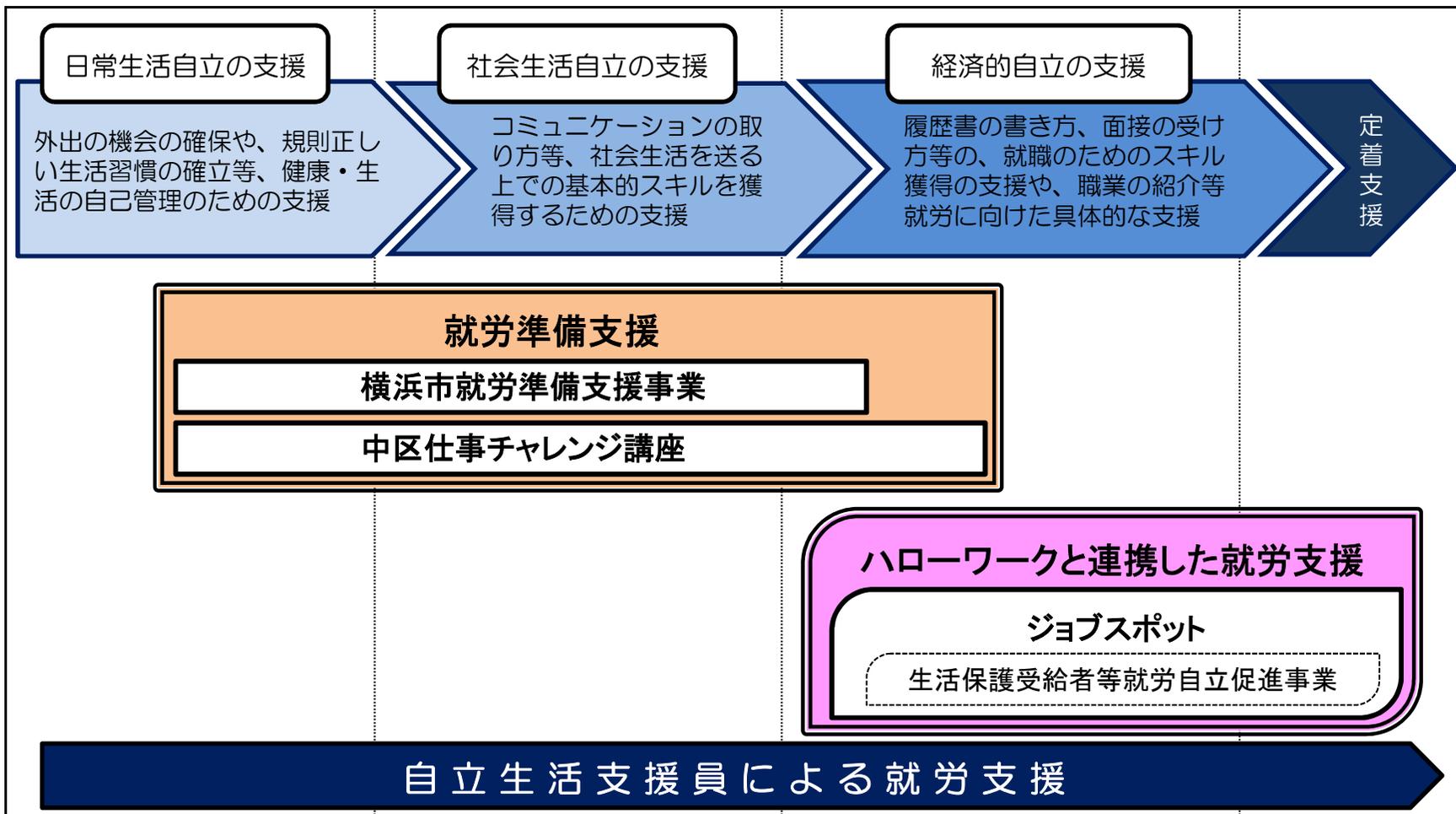
### ※住宅支援給付

離職者であって住宅を失った、又は失うおそれのある人に対する、賃貸住宅の家賃のための給付

(様々な要件あり)

横浜市の支給額：単身世帯 月額53,700円以内  
2人以上世帯 月額69,800円以内

# □ 生活困窮者の状態に応じた就労支援



## □ 一般就労に向けた支援

自立生活支援員が、ジョブスポット等を活用し、ハローワークと連携しながら支援

### ※ジョブスポット（25年4月開始）

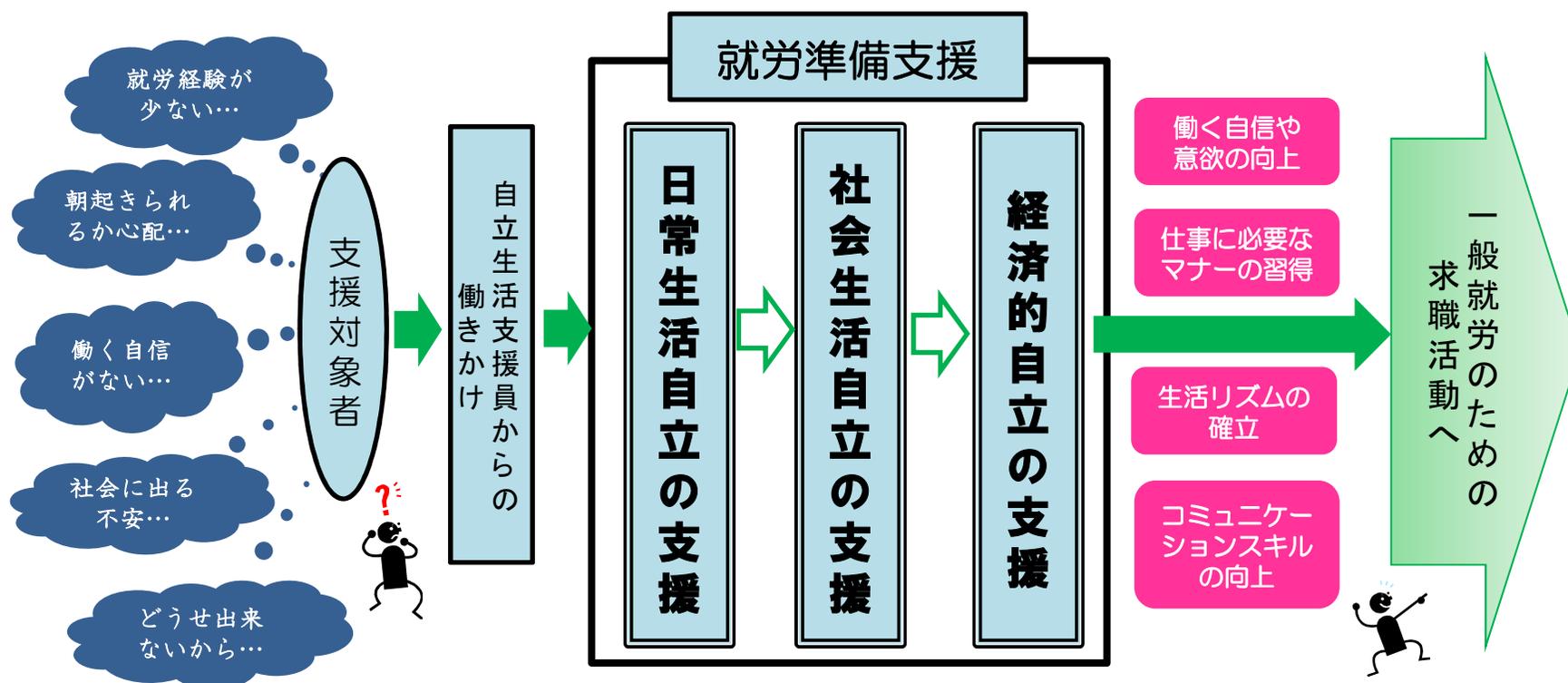
- 福祉サービスと連携した就労支援を行うため、区役所内に開設した窓口。  
（ハローワーク一体的実施事業）
- 職業相談員が、求人情報の検索・紹介、紹介状の直接交付を行う。

## ○ ジョブスポット 中



# □ 就労準備支援事業

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援



## ○就労準備支援事業

事業開始：平成25年10月

### (1)「横浜市就労準備支援事業」

※ 生活保護受給者向けに展開している事業の対象者を、生活困窮者にも拡大して実施

対象者：就労経験が乏しく、直ちに求職活動を始めることが困難な15歳から64歳までの者

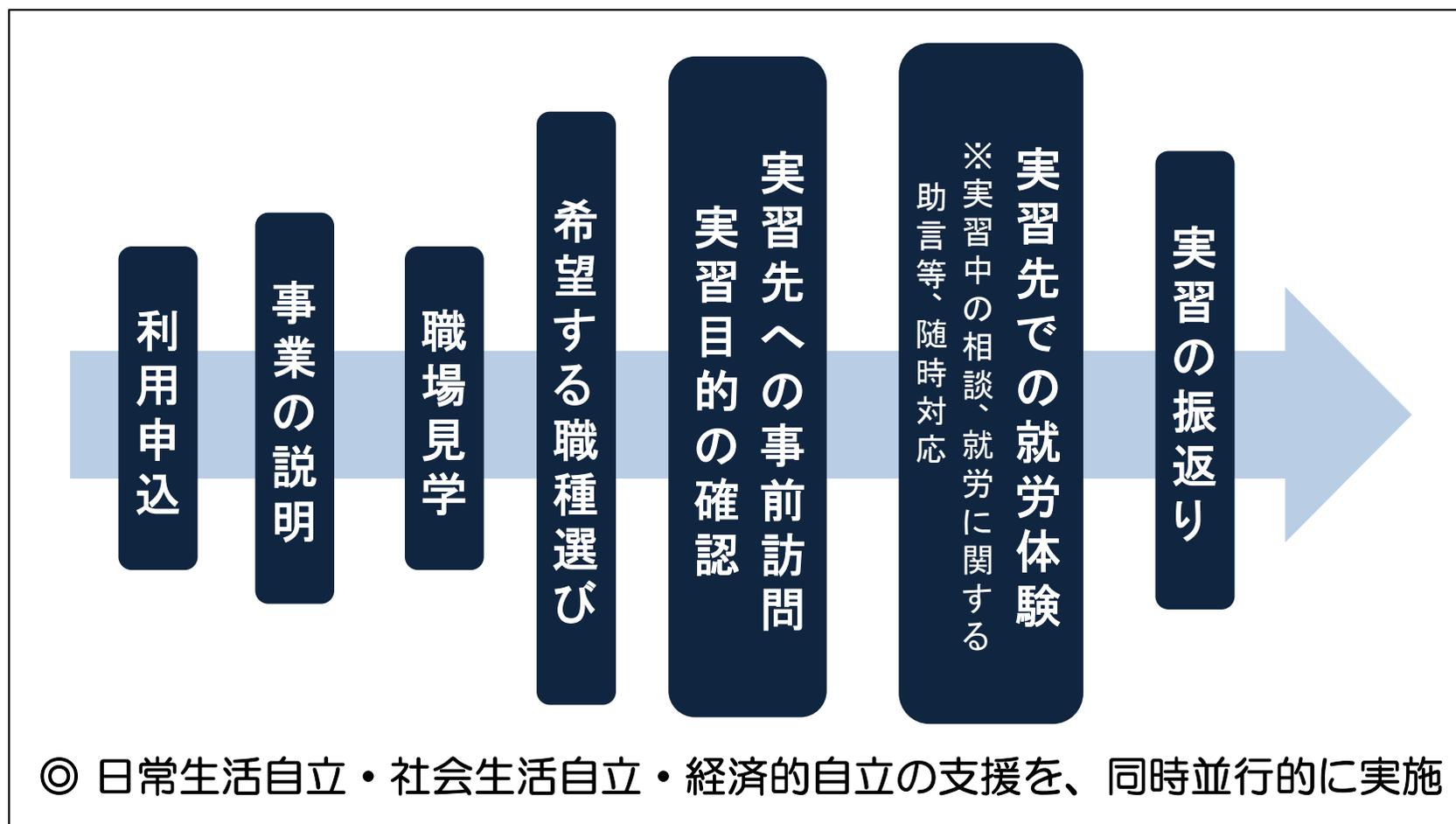
事業内容：職場実習活動等による社会参加・就労体験支援  
実習1回につき最大1,000円の奨励金を支給

実習期間：週1～3回、3か月1期、  
最大4期（1年）まで延長可能

実習先：配送センター、リサイクルショップ、  
デイサービス など

実施方法：NPO法人「ワーカーズコレクティブ協会」  
に委託

## ○ 「横浜市就労準備支援事業」の流れ



## ○就労準備支援事業

事業開始：平成23年10月

### (2)「中区仕事チャレンジ講座」

※ 生活保護受給者向けに展開している事業の対象者を、生活困窮者にも拡大して実施

- ★ 対象者 自立のために就職や増収を目指している者
- ★ 事業内容 民間団体や地域と連携し、生活訓練、社会訓練、技能習得訓練の3つを一体的プログラムとして実施
- ★ 受講期間 約2か月間
- ★ 事業受託者 社会福祉法人神奈川県匡済会
- ★ 清掃実技指導 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会
- ★ 事業実施場所 横浜市寿福祉プラザ改修棟1階  
(横浜市中区寿町4-13-1)

## ○ 仕事チャレンジ講座のカリキュラム

項目	内容	時間数
生活講座	挨拶、自己紹介、一日の行動予定作成等	3時間×4日間
社会講座	相手との関わり方、人の話を聞く、プロフィール・履歴書作成、模擬面接、OB体験談等	3時間×9日間
実技講座	掃き・拭き・洗浄作業、ポリッシャー等清掃器具操作、ワックス塗布作業、ガラス・トイレ清掃	6時間×5日間 3時間×5日間 (実習)
その他	オリエンテーション、レクリエーション	3時間×3日間

# 講座その1 「生活講座」

- ★他人の前で「挨拶」や「自己紹介」を行い、集団活動に慣れる。  
初めは緊張して挨拶、氏名を言うのが精一杯で出身地を言うのもためらいます。  
自己紹介が終わるとすぐ席に戻ってしまいます。

- ★ 1日の行動予定の作成と実践  
朝起きてから夜寝るまでの行動と、  
1日の生活リズムを意識してもらい、  
これからの規則正しい生活を考えていただきました。
- ★ 地域清掃として近隣の公園清掃を行いました。



## 講座その2 「社会講座①」

- ★ 他人の前でさらに深めた「自己紹介」を行い、他者の話を聞く。  
相手に興味を持ってもらう内容としてこれまでの職歴や、特技、趣味等を披露し、相手に興味を持たせます。  
発表者の話を聞き質問をしたり、自己PRや性格特徴を分析し、履歴書を完成させていきます。

- ★ 就労支援専門員による現在の就労支援状況や求職状況についての講義  
生活保護制度や、就職後の生活について多くの質問が出る等、積極的な講座参加につながっています。



## 講座その3 「社会講座②」

★ 教室を会社に見立てて、実践的な模擬面接を行う。

緊張した面持ちで入室。「こんにちは。ハローワークからの紹介で来ました〇〇です。採用の担当者の方をお願いします。」



「なぜ我が社を希望したのですか」  
「〇〇についてとても魅力があったため希望しました。」等受け答えの練習を行いました。



## 講座その4 「実技講座①」

★（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会による、清掃実技講座



清掃の基本動作である  
掃き、拭き、磨きを  
学びます。

道具の持ち方から、体の使い方  
まで、少人数のグループに分かれて  
きめ細かい指導を受けています。



## 講座その5 「実技講座②」

- ★（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会による、清掃実技講座



モップの水洗いも素手で行い  
水洗いの方法、絞り方等を実践  
します。

水は冷たいですが、受講者は  
積極的に取り組んでいます。

どのような職種であっても、最後に「清掃」や「整理・整頓」は必要となっています。  
この講座で清掃の基本動作を学ぶことは、大きな意味があります。



## 講座その6 「実技講座③」

★（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会による、清掃実技講座



ポリッシャーによる床洗浄や、ワックス等、ビル清掃作業の一連の流れを習得します。



ハマの風、中区から

# 講座その7 「実習」

★寿地区内の関係機関（寿地区自治会、寿町勤労者福祉協会、寿労働センター）から清掃作業会場を提供していただき、実習として一連の清掃作業を行なっています。「とてもキレイになりました」と好評でした。



# 講座修了式そして新たなスタートへ

## ★ 修了式（25年度）

### 第1回修了式

平成25年7月26日

修了者 13名

受講者年齢 39歳～63歳（平均55歳）

### 第2回修了式

平成25年9月27日

修了者 15名

受講者年齢 44歳～63歳（平均56歳）

### 第3回修了式

平成25年11月28日

修了者 18名

受講者年齢 45歳～64歳（平均58歳）

### 第4回修了式

平成26年1月30日

修了者 12名

受講者年齢 41歳～62歳（平均56歳）

### 第5回修了式

平成26年3月28日

修了者 12名

受講者年齢 41歳～63歳（平均53歳）

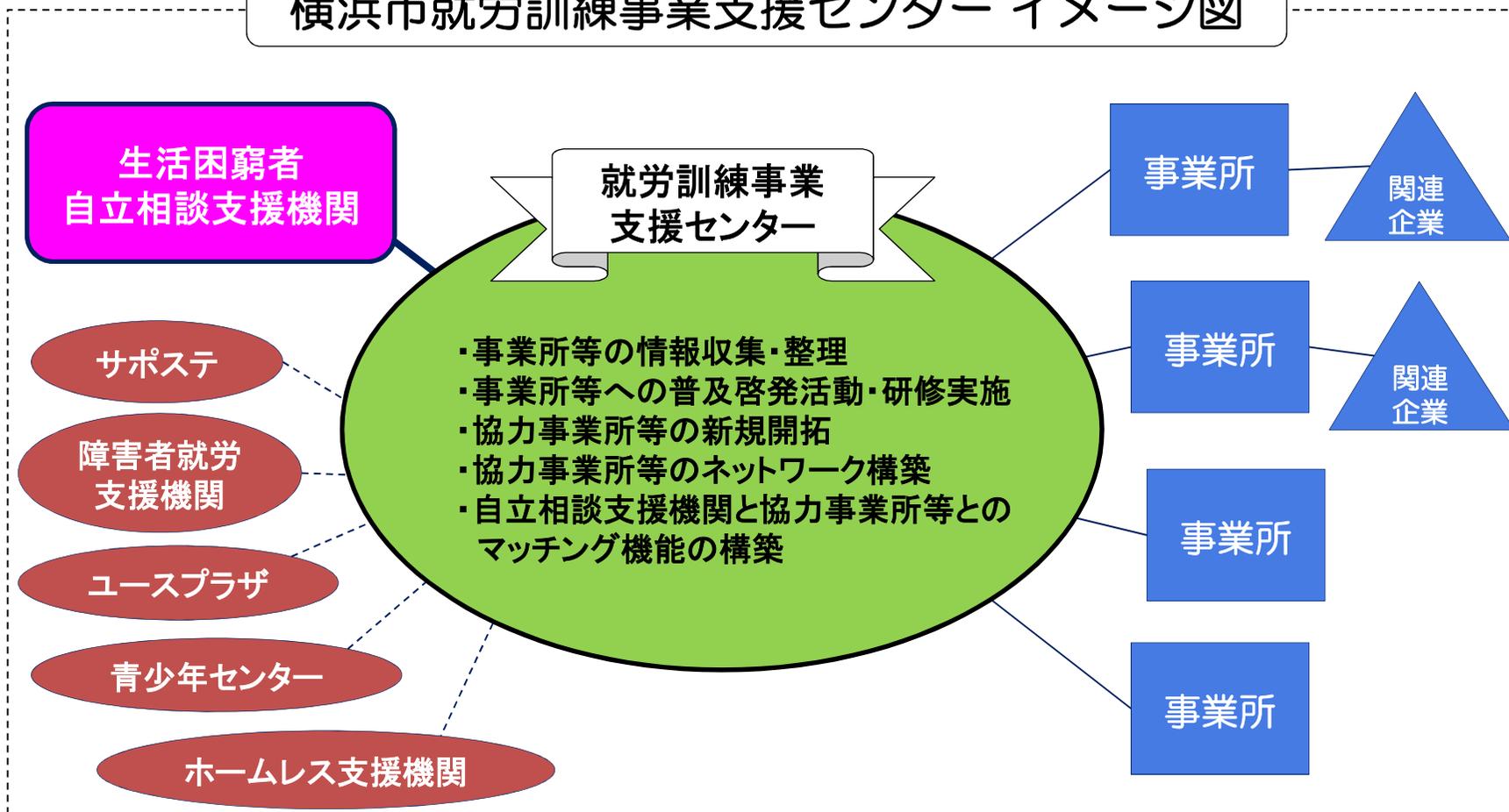


## ★ 受講者の声（アンケート結果から）

- 終了でき自信がついた。
- 生活リズムができてよかった。
- 受講してよかった。社会への出発としたい。
- 今後の仕事に役立てたい。
- 仲間が増えて良かった。良い経験ができた。

# □ 就労訓練事業（中間的就労）の推進

横浜市就労訓練事業支援センター イメージ図



## □ 家計相談支援事業

事業開始：平成25年10月

司法書士やファイナンシャルプランナーによる  
面接相談や家計管理支援等を実施

対象者：失業や多重債務により家計収支のバランスが崩れ、  
家計の再建を必要とする者

事業内容：  
・ 支援対象者との面談  
・ 家計収支に関する課題の把握と評価  
・ 家計再建のための計画策定  
・ 支援の実施（家計簿の作成指導、収支計画の見直しなど）  
・ 各種貸付実施機関等との連絡調整

実施方法：NPO法人「みらいじぶん生活・らしく」に委託

実施場所：中区役所（実施事業者から司法書士・FPを派遣）

## □ 寄り添い型学習等支援事業

事業開始：平成20年9月

- ・生活保護世帯や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等を対象にした事業を各区で実施。
- ・学習支援型と生活・学習支援型の事業がある。

### 中区の取組

26年2月から学習支援型の事業を開始

実施内容：高校受験を目標にした個別学習支援  
進路に関する相談支援

対象者：中学1年生～3年生（定員20人）

実施方法：NPO法人 教育支援協会 に委託

実施場所：区民利用施設を利用し、区内2か所で実施（水金と火木）

## □ 無料低額診療事業との連携（独自の取組）

連絡票を共有し、無料低額診療が円滑に利用できるよう、手順をルール化



### 【無料低額診療事業】

⇒医療を必要とする方が、経済的な理由によって医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行うもの（第二種社会福祉事業）

# 5 モデル事業の実績

## □相談・支援実績(25年10月～26年3月)

	人数(実人数)
相談者実数	97人
相談のみ	61人
利用申込数	36人
(うち支援終了数)	8人

※ 支援終了理由内訳  
生活保護申請2人、辞退5人、区外転出1人

## □支援メニュー利用状況

	件数
就労支援（うち就職）	14件（5件）
就労準備支援	1件
家計相談支援	7件
住宅支援給付	4件

※ 各支援メニューの利用は重複しているため、合計とは一致しない。

## □ 相談経路・方法

	人数
直接来所（生保相談からを含む）	32人
庁内他課	36人
保護CW（保護廃止）	2人
関係機関（社協等）	5人
電話	22人
合計	97人

※庁内他課内訳：保険年金課18、税務課3、福祉5法関係15

## □ 利用申込者(36人)の傾向

○単身者は16世帯、家族と同居は20世帯

○年齢は24歳から78歳まで（平均51歳）60歳以上が12人と多い。

○就労支援だけで支援が進むことは少なく、就労支援と並行して借金や未納金など整理すべき課題を抱えている事例が多い。

○生活再建にあたって、債務整理だけでなく家計の収支バランスの見直しを必要とする事例が多い。

## □ 分析・課題

- 相談・申込とも若年者からのものが少ない。
- 65歳以上の年金受給者からの相談も多いが、就労支援策が不十分。
- 庁内連携により他課から引き継がれる事例は多いが、実際の支援につながらない例が多い。案内引継ぎの仕方に工夫が必要。
- 他機関から引き継がれる事例が少なく、一層の周知広報が必要。
- 唯一の給付である住宅支援給付は支援を継続するにあたり有効。

## 6 27年度の本格施行に向けて

## □ 26年度の取組と27年度に向けての課題

- 実施方式（直営か委託か）の確定
- 実態調査の実施
- 関係機関とのネットワークの構築
- 中間的就労事業所の開拓
- 担い手となる人材の育成  
など

制度の要は  
主任相談支援員

## □ 相談支援事業で直営を選択する理由(1)

### 1 支援効果

これまで蓄積してきた相談支援や就労支援のノウハウやジョブスポットを活用したきめ細かな支援が可能

### 2 相談者の利便性

住民に身近な区役所への窓口設置によりワンストップでの相談やサービス提供が可能

### 3 関係機関連携

内部の関係課（税務課・保険年金課など）との円滑な連携による対象者の早期把握や相互連携が可能

## □ 相談支援事業で直営を選択する理由(2)

### 4 業務効率

「支援決定」は自治体の必須事務。相談受付から支援開始までのプロセスを効率的に実施することが可能

### 5 人材育成

本市の社会福祉職の豊富なスキル・ノウハウを生かした継続的な人材育成が可能。地域のネットワークづくり・社会資源の開発効果が期待できる。

### 6 委託先の確保（消極的な理由）

本市の規模で、質的・量的に包括的な相談支援が実施可能な事業者は限定される。

## □ 直営方式の課題

### 1 行政コスト・人員配置

正規職員を配置する場合は国庫負担の対象外となるため自治体のコストがかかる。

➡ 嘱託職員等を活用した効率的な執行体制を検討

### 2 窓口の敷居の高さ

行政の窓口は敷居が高く、相談に行きづらい。  
特に「保護」については抵抗が強い人が多い。

➡ 周知広報の工夫。アウトリーチ機能の重視。  
窓口名称、課名の変更検討。レイアウトの工夫



資料提供：横浜市健康福祉局保護課  
横浜市中区福祉センター保護課  
作成：平成26年5月2日





(参 考)



## 各議事の担当局課室係名・連絡先一覧

【厚生労働省代表：03(5253)1111】

資料P	項目	担当部局課室係名	内線等
1. ②改正生活保護法について（文書編資料）			
59	1 生活保護法の改正について	社会・援護局保護課企画法令係 保護係	2827 2826
63	2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について	社会・援護局保護課自立支援係	2833
68	3 健康・生活面に着目した支援について	社会・援護局保護課医療・介護係 自立支援係	2829 2833
70	4 不正・不適正受給対策の強化等について	社会・援護局保護課企画法令係 保護係	2827 2826
75	5 生活保護制度の適正な実施について	社会・援護局保護課保護係	2826
82	6 医療扶助の適正な実施について	社会・援護局保護課医療・介護係	2829
87	7 介護扶助の適正な実施について	社会・援護局保護課医療・介護係	2829
88	8 指定医療機関制度等の見直し等について	社会・援護局保護課医療・介護係	2829
93	9 その他 (1) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について	社会・援護局保護課企画法令係	2827
93	(2) セーフティネット支援対策等事業費補助金について	社会・援護局保護課予算係 経理係	2824 2825
95	(3) 平成26年度生活保護関係調査の実施について	社会・援護局保護課調査係	2828
95	(4) 生活保護受給世帯の居住実態等の把握について	社会・援護局保護課基準係 調査係	2832 2828
③臨時福祉給付金について			
143	臨時福祉給付金	社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室	2124
④中国残留邦人等の配偶者に対する新たな支援策について			
161	配偶者支援金	社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室給付係	3493
⑤母子及び寡婦福祉法の改正等について ～ひとり親家庭の支援～			
171	ひとり親家庭等の自立支援策について (児童扶養手当に関する部分を除く)	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室母子係 母子就業支援係	7892 7959
187	児童扶養手当と公的年金との併給制限について	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室扶養手当係	7893
⑥生活困窮者自立支援法について			
193	生活困窮者自立支援法	社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室調整係	2874
⑦児童虐待防止対策における福祉事務所の役割について			
251	児童虐待防止対策における福祉事務所の役割について	雇用均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策室調整係	7800
2. ①生活困窮者自立促進支援モデル事業（横浜市事例発表）			
271	3 相談支援事業の実際	横浜市中区保護課保護係	045 (224)8250
289	4 支援メニュー ○就労準備支援事業 (2) 「中区仕事チャレンジ講座」	横浜市中区保護課保護係	045 (224)8287
303	5 モデル事業の実績	横浜市中区保護課保護係	045 (224)8250
261	上記以外	横浜市（本庁）健康福祉局保護課 生活支援制度準備担当	045 (671)4078

※照会するに当たっては、都道府県・指定都市・中核市の本庁を経由してください。





